

大学院

明治学院大学大学院要覧

2025

文学研究科
経済学研究科
社会学研究科
法学研究科
国際学研究科
心理学研究科
法と経営学研究科

大学院要覧

2025年度

文学研究科
経済学研究科
社会学研究科
法学研究科
国際学研究科
心理学研究科
法と経営学研究科

明治学院大学

目 次

設置目的・沿革	1	国際学研究科	
2025年度大学院学暦	2	国際学専攻 博士前期課程	71
2025年度大学院授業予定	3	国際学専攻 博士後期課程	77
学修の手引		心理学研究科	
大学院の教育	6	心理学専攻 博士前期課程	80
1. 授業科目、単位数	6	心理学専攻 博士後期課程	89
2. 単位の計算および授業期間	6	教育発達学専攻 修士課程	92
3. 単位の授与	6	法と経営学研究科	
4. 研究指導	6	法と経営学専攻 修士課程	95
履修・授業・成績と関連事項	6	学生生活	
1. 履修指導	6	1. 大学院からの通知連絡	100
2. 履修登録	6	2. 個人情報の保護	100
3. 授業時間	7	3. 窓口事務取扱時間	100
4. 学業成績	7	4. 学生証	100
5. 修了の要件と手続	8	5. 学納金等	101
6. 研究指導・年間スケジュール	9	6. 願・届	101
7. 委託聴講生制度(単位互換)	10	7. 各種証明書	101
学位論文		8. 学割(学校学生生徒旅客運賃割引証・個人用)	101
1. 修士学位論文	11	9. 通学定期乗車券発行控・通学証明書	101
文学研究科英文学専攻修士学位申請論文審査に関する内規	13	10. 教室(ヘボン館・15号館)の借用	102
文学研究科フランス文学専攻修士学位申請論文審査に関する内規	13	11. 大学院学生共同研究室・各専攻共同研究室(白金)	102
文学研究科芸術学専攻修士学位申請論文審査に関する内規	13	12. 論文投稿における注意(ハゲタカジャーナル)	102
経済学研究科修士学位申請論文審査に関する内規	14	13. 学生教育研究災害傷害保険	102
経済学研究科学位授与基準	14	14. 学校感染症に罹患した場合	103
社会学研究科修士学位申請論文審査に関する内規	15	15. 総合支援室	103
国際学研究科修士学位申請論文審査に関する内規	15	16. 情報センター	104
心理学研究科心理学専攻修士学位申請論文審査に関する内規	16	17. キャリアセンター	105
心理学研究科教育発達学専攻修士学位申請論文審査に関する内規	16	18. ゼミ合宿補助	106
法と経営学研究科修士学位申請論文審査に関する内規	16	19. 奨学金・奨励金	107
2. 博士学位論文	19	諸規則	
文学研究科英文学専攻博士学位(課程博士)申請論文審査に関する内規	21	1. 明治学院大学大学院学則	110
文学研究科フランス文学専攻博士学位(課程博士)申請論文審査に関する内規	21	2. 明治学院大学の教育に関する基準	116
文学研究科芸術学専攻博士学位(課程博士)申請論文審査に関する内規	21	3. 明治学院大学学位規程	131
文学研究科芸術学専攻博士学位(課程博士)申請論文審査に関する内規	22	4. 明治学院大学大学院学籍の取扱いに関する規程	136
経済学研究科博士学位(課程博士)申請論文審査に関する内規	23	5. 学位授与資格を満たした者についての規程	136
経済学研究科学位授与基準	23	6. 明治学院大学大学院学納金等取扱細則	137
社会学研究科博士学位(課程博士・論文博士)申請論文審査に関する内規	24	7. 大学院の成績評価確認と評価変更の取扱い内規	138
法学研究科博士学位(課程博士)申請論文審査に関する内規	27	8. 明治学院大学大学院科目等履修生規程	139
法学研究科課程博士の学位論文の提出手続に関する内規	28	9. 明治学院大学大学院研究生規程	139
国際学研究科博士学位(課程博士)申請論文審査に関する内規	28	10. 明治学院大学大学院課程博士登録生規程	140
心理学研究科博士学位(課程博士)申請論文審査に関する内規	30	11. 明治学院大学大学院特別研究生規程	140
諸資格		12. 明治学院大学学生国際交流規程	140
1. 教育職員免許状の取得について	31	13. 明治学院大学大学院私費外国人留学生授業料減免規程	142
2. 学芸員資格の取得について	32	14. 明治学院大学大学院私費外国人留学生授業料減免内規	142
3. 専門社会調査士資格の取得について	33	15. 小野國嗣基金規程	143
大学院科目等履修生	34	16. 小野國嗣基金規程施行細則	143
研究生	35	17. 明治学院大学大学院国際交流規程	144
履修方法・授業科目・担当指導教員		18. 明治学院大学情報ネットワーク規程	144
文学研究科		19. 明治学院大学情報ネットワーク研究・教育利用細則	144
英文学専攻 博士前期課程	38	20. 明治学院大学大学院利子補給奨学金規程	145
英文学専攻 博士後期課程	42	21. 明治学院大学出身入学者支援奨学金規程	146
フランス文学専攻 博士前期課程	44	22. 明治学院大学大学院成績優秀者特別奨学金規程	146
フランス文学専攻 博士後期課程	45	23. 明治学院大学大学院研究者養成奨学金規程	146
芸術学専攻 博士前期課程	46	24. 明治学院大学大学院文学研究科学生海外研究奨励金規程	147
芸術学専攻 博士後期課程	49	25. 明治学院大学大学院経済学研究科学生研究奨励金規程	147
経済学研究科		26. 明治学院大学大学院社会学研究科学生研究奨励金規程	148
経済学専攻 博士前期課程	51	27. 社会学研究科学生の海外学会発表奨励金に関する内規	148
経済学専攻 博士後期課程	53	28. 明治学院大学大学院法学研究科学生研究奨励金規程	149
経営学専攻 博士後期課程	55	29. 明治学院大学大学院国際学研究科学生研究奨励金規程	150
社会学研究科		30. 明治学院大学大学院心理学研究科学生研究奨励金規程	150
社会学専攻 博士前期課程	57	31. 明治学院大学大学院法と経営学研究科奨励金規程	151
社会学専攻 博士後期課程	60	32. 明治学院大学研究活動行動規範	152
社会福祉学専攻 博士前期課程	62	33. 明治学院大学研究倫理基準	153
社会福祉学専攻 博士後期課程	65	34. 明治学院大学における研究活動上の不正の防止対応に関する規程	154
法学研究科		35. 明治学院大学大学院学生の懲戒に関する規程	158
法律学専攻 博士後期課程	67	36. 明治学院大学大学院被災者学費減免特別措置規程	160
		白金・横浜校舎等案内図	162
		明治学院大学構内電話番号表	168

設置目的

明治学院大学大学院は、「キリスト教による人格教育」と学問の自由を基盤として、深奥なる学術の理論および応用を研究教授し、さらに進んで研究指導能力を養い、また、高度で専門的な職業能力を有する深い学識および卓越した能力を培い、もって人類の文化と福祉の増進に貢献することを目的とする。

修士課程および博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

博士後期課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、または各種機関などで実践的に活躍できる高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力、応用能力およびその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

本大学院の沿革

- 1955（昭和30）年4月 文学研究科英文学専攻修士課程を設置
- 1960（昭和35）年4月 文学研究科社会福祉学専攻修士課程および経済学研究科経済学専攻修士課程を設置
- 1962（昭和37）年4月 文学研究科英文学専攻博士課程を設置
- 1967（昭和42）年4月 文学研究科社会福祉学専攻修士課程を改め、社会学研究科社会福祉学専攻修士課程とし、新たに社会学専攻修士課程を設置
- 1969（昭和44）年4月 社会学研究科社会学・社会福祉学専攻博士課程を設置
- 1970（昭和45）年4月 経済学研究科商学専攻修士課程および法学研究科法律学専攻修士課程を設置
- 1972（昭和47）年4月 法学研究科法律学専攻博士課程を設置
- 1976（昭和51）年4月 1975（昭和50）年4月大学院設置基準の一部改正施行に伴い、従来の修士課程を博士前期課程、博士課程を博士後期課程と改称
- 1989（平成元）年4月 経済学研究科経済学専攻博士課程および経済学研究科商学専攻博士課程を設置
- 1990（平成2）年4月 国際学研究科国際学専攻修士課程を設置
- 1992（平成4）年4月 国際学研究科国際学専攻博士課程を設置
- 1994（平成6）年4月 文学研究科心理学専攻修士課程を設置
- 1997（平成9）年4月 経済学研究科商学専攻を経営学専攻に名称を変更
- 2000（平成12）年4月 文学研究科フランス文学専攻修士課程を設置
- 2001（平成13）年4月 文学研究科芸術学専攻修士課程を設置
経済学研究科経営学専攻博士前期課程の定員を40名とし夜間主コースを設ける
- 2002（平成14）年4月 文学研究科心理学専攻の定員を30名に変更
- 2003（平成15）年4月 文学研究科フランス文学専攻博士後期課程および文学研究科芸術学専攻博士後期課程を設置
- 2004（平成16）年4月 文学研究科心理学専攻を改め、心理学研究科心理学専攻とした
法務職研究科法務専攻専門職学位課程を設置
- 2006（平成18）年4月 社会学研究科社会学専攻および社会福祉学専攻後期課程を分離設置
- 2007（平成19）年4月 心理学研究科心理学専攻博士課程を設置
法学研究科法律学専攻博士前期課程を廃止
- 2010（平成22）年4月 経済学研究科経営学専攻博士前期課程の夜間主コースを廃止し定員を10名に変更
法務職研究科法務専攻専門職学位課程の定員を60名に変更
- 2012（平成24）年4月 国際学研究科国際学専攻博士後期課程の定員を2名に変更
法務職研究科法務専攻専門職学位課程の定員を40名に変更
- 2014（平成26）年4月 文学研究科フランス文学専攻博士前期課程の定員を8名に、博士後期課程の定員を3名に変更
- 2015（平成27）年4月 法と経営学研究科法と経営学専攻修士課程を設置
- 2016（平成28）年4月 心理学研究科教育発達学専攻修士課程を設置
心理学研究科心理学専攻博士前期課程の定員を20名に変更
- 2017（平成29）年3月 法務職研究科法務専攻専門職学位課程を廃止
- 2017（平成29）年4月 経済学研究科経営学専攻博士前期課程を廃止

2025年度 大学院学暦

入学式	【白金校舎】 4月 1日(火) 10時00分 経済学研究科・法と経営学研究科 12時30分 社会学研究科 15時00分 法学研究科 【白金校舎】 4月 2日(水) 10時00分 心理学研究科 12時30分 文学研究科 【横浜校舎】 4月 3日(木) 12時30分 国際学研究科
健康診断	3月下旬～4月上旬
新入生オリエンテーション	4月 1日(火)～7日(月)
新入生履修指導	各研究科入学式終了後
春学期授業開始	4月 8日(火)
始業礼拝	4月 8日(火)
履修登録	4月 8日(火)～15日(火)
新入生歓迎イースター礼拝 [注]	【白金校舎】 4月17日(木) 通常チャペルアワー 【横浜校舎】 4月17日(木) 12時40分～13時30分／授業短縮
修士論文題目提出期限	4月30日(水)
博士後期課程研究計画書提出期限	4月30日(水)
修士論文提出日(9月修了申請者)	6月13日(金)
修士論文審査期限(9月修了申請者)	6月30日(月)
春学期補講日	7月23日(水), 24日(木), 25日(金)
春学期授業終了	7月29日(火)
夏季休暇	7月30日(水)～9月18日(木)
夏季講座(第一期)	8月 4日(月)～8日(金)
夏季講座(第二期)	8月22日(金), 25日(月)～28日(木)
9月修了者発表	9月 5日(金)
春学期成績発表	9月 9日(火)
9月修了式	【白金校舎】 9月17日(水) 10時30分
秋学期授業開始	9月19日(金)
創立記念日(休日)	11月 1日(土)
白金祭	11月 1日(土)～3日(月) [休講日10月31日(金), 11月4日(火)]
クリスマス礼拝 [注] (キャンドルライトサービス)	【横浜校舎】 12月11日(木) 16時20分～17時20分／授業短縮 【白金校舎】 12月12日(金) 18時05分～19時05分／授業短縮
休講日	12月24日(水)
降誕日(休日)	12月25日(木)
冬季休暇	12月26日(金)～2026年1月4日(日)
授業開始	2026年 1月 5日(月)
修士論文提出日	1月 6日(火), 7日(水)
大学入学共通テストによる休講	1月16日(金), 17日(土)
秋学期補講日	1月21日(水), 22日(木)
秋学期授業終了	1月26日(月)
春季講座	1月27日(火)～30日(金), 2月2日(月)
修士論文審査期限	2月10日(火)
修了者発表	3月 6日(金)
秋学期成績発表	3月10日(火)
修了式	【白金校舎】 3月17日(火) 9時30分 経済学研究科・法と経営学研究科 12時30分 社会学研究科 15時00分 法学研究科 【白金校舎】 3月18日(水) 9時30分 心理学研究科 12時30分 文学研究科 【横浜校舎】 3月19日(木) 9時30分 国際学研究科

【祝日授業日】各学期の曜日毎に15授業日を確保するため、以下の祝日を授業日とする。

春学期:7月21日(海の日) 秋学期:10月13日(スポーツの日)

【休講日】10月31日, 11月4日, 12月24日, 2026年1月16日, 1月17日

【学則に定める休日(事務取扱休止)】11月1日(創立記念日), 12月25日(降誕日)

【大学一斉休暇期間(事務取扱休止)】夏期:8月9日(土)～8月18日(月), 冬期:12月26日(金)～1月4日(日)

【注】 イースター礼拝・クリスマス礼拝による授業短縮措置

4月17日の横浜校舎の3時限を13時40分～15時00分(10分繰下げ開始)とする。昼のチャペルアワーは行わない。

12月11日の横浜校舎の4時限を15時15分～16時15分(30分繰上げ終了), 5時限を17時30分～18時30分(30分繰下げ開始)とする。昼のチャペルアワーは行わない。

12月12日の白金校舎の5時限を17時00分～18時00分(30分繰上げ終了), 6時限を19時10分～20時10分(30分繰下げ開始)とする。昼のチャペルアワーは行わない。

2025年度 大学院授業予定

各学期の曜日毎に15授業日を確保するため、以下の祝日を授業日とする。

【春学期】7月21日(海の日)

【秋学期】10月13日(スポーツの日)

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
		①	①	①	①	①
13	14	15	16	17	18	19
	①	②	②	②	②	②
20	21	22	23	24	25	26
	②	③	③	③	③	③
27	28	29	30			
	③		④			

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
	③	②	③	③	④	④
12	13	14	15	16	17	18
	④	③	④	④	⑤	⑤
19	20	21	22	23	24	25
	⑤	④	⑤	⑤	⑥	⑥
26	27	28	29	30	31	
	⑥	⑤	⑥	⑥	休講	

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
			⑤	⑤	⑤	④
11	12	13	14	15	16	17
	④	④	⑥	⑥	⑥	⑤
18	19	20	21	22	23	24
	⑤	⑤	⑦	⑦	⑦	⑥
25	26	27	28	29	30	31
	⑥	⑥	⑧	⑧	⑧	⑦

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
		休講	⑦	⑦	⑦	⑦
9	10	11	12	13	14	15
	⑦	⑥	⑧	⑧	⑧	⑧
16	17	18	19	20	21	22
	⑧	⑦	⑨	⑨	⑨	⑨
23/30	24	25	26	27	28	29
		⑧	⑩	⑩	⑩	⑩

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
	⑦	⑦	⑨	⑨	⑨	⑧
8	9	10	11	12	13	14
	⑧	⑧	⑩	⑩	⑩	⑨
15	16	17	18	19	20	21
	⑨	⑨	⑪	⑪	⑪	⑩
22	23	24	25	26	27	28
	⑩	⑩	⑫	⑫	⑫	⑪
29	30					
	⑪					

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
	⑨	⑨	⑪	⑪	⑪	⑪
7	8	9	10	11	12	13
	⑩	⑩	⑫	⑫	⑫	⑫
14	15	16	17	18	19	20
	⑪	⑪	⑬	⑬	⑬	⑬
21	22	23	24	25	26	27
	⑫	⑫	休講	降誕日		
28	29	30	31			

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
	⑫	⑫	⑭	⑭	⑭	⑬
13	14	15	16	17	18	19
	⑬	⑬	⑮	⑮	⑮	⑭
20	21	22	23	24	25	26
	⑭	⑭	補講	補講	補講	⑮
27	28	29	30	31		
	⑮	⑮				

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
	⑬	⑬	⑭	⑭	⑭	⑭
11	12	13	14	15	16	17
		⑭	⑮	⑮	休講	休講
18	19	20	21	22	23	24
	⑭	⑮	補講	補講	⑮	⑮
25	26	27	28	29	30	31
	⑮	春季講座	春季講座	春季講座	春季講座	

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
	夏季講座	夏季講座	夏季講座	夏季講座	夏季講座	
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
					夏季講座	
24/31	25	26	27	28	29	30
	夏季講座	夏季講座	夏季講座	夏季講座		

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
	春季講座					
8	9	10	11	12	13	14
		修論審査 期限				
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
		成績発表				
14	15	16	17	18	19	20
					①	①
21	22	23	24	25	26	27
	①		①	①	②	②
28	29	30				
	②	①				

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
		成績発表				
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

学修の手引

大学院の教育

大学院の教育は、授業科目の授業および学位論文の作成等に対する研究指導によって行う。

1. 授業科目、単位数

各研究科の授業科目、単位数は、大学院学則別表第1による。

2. 単位の計算および授業期間

各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算する。

- (1) 講義および演習については、15時間から30時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習については、30時間から45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とする。

3. 単位の授与

授業科目を履修し、筆記もしくは口頭試験または研究報告に合格した者に対して単位を与える。

4. 研究指導

研究指導は、各研究科が特に定める場合を除き、単位制はとらない。

履修・授業・成績と関連事項

1. 履修指導

新入生を対象とし、当該研究科の入学式終了後に行う。

各専攻によっては、入学式当日以外に履修指導を行う場合もあるので、必ず「新入生予定表」で確認をすること。

2. 履修登録

- (1) 授業科目は1年間または半期の履修を必要とする。春学期に登録を年間分一括して行い、秋学期はその履修修正のみとする。
- (2) 履修しようとする授業科目は、指導教員の承認を得て、学歴に指定する期間内に登録しなければならない。指定期間までに登録を完了しない者は、修学意志のない者とみなし、**除籍の対象**となる。
- (3) 履修登録は、大学院所定の「科目履修届」によって行うものとする。
登録期間 4月8日(火)～15日(火)
- (4) **登録締切後の履修科目の変更、追加は、特別な理由のない限り許されない。なお、登録科目の放棄・取消しは、原則として認めない。**
- (5) 修士課程・博士前期課程に2年以上在学し、修了所要単位修得済みの者は、授業科目の履修をしない場合でも、授業科目履修届備考欄に「修士論文のみ」と明記し、登録期間内に提出すること。
- (6) 修士課程・博士前期課程の在学者は、学歴に定める日程に従い、在学2年目以降（社会福祉学専攻の3年制コースは在学3年目）に所定の修士論文題目届を大学院事務室宛に提出しなければならない。
- (7) 博士後期課程在学者で、課程修了に要する単位修得ないし科目履修済みの者は、授業科目履修届備考欄に「博士論文のみ」と明記し、登録期間内に提出すること。
- (8) 博士後期課程の在学者は、学歴に定める日程に従い、所定の研究計画書届および研究計画書（様式自由）を各研究科委員長宛に提出しなければならない。
- (9) 履修登録の受付は、大学院事務室（国際学研究科は大学院事務課〔横浜〕）で行う。

3. 授業時間

	白金校舎	横浜校舎
1 時 限	9:15 ~ 10:45	9:15 ~ 10:45
2 時 限	11:00 ~ 12:30	11:00 ~ 12:30
昼 休 み	12:30 ~ 13:30	12:30 ~ 13:30
3 時 限	13:30 ~ 15:00	13:30 ~ 15:00
4 時 限	15:15 ~ 16:45	15:15 ~ 16:45
5 時 限	17:00 ~ 18:30	17:00 ~ 18:30
6 時 限	18:40 ~ 20:10	
7 時 限	20:20 ~ 21:50	

4. 学業成績

1. 成績評価

成績評価は、各授業科目の担当教員が下記の本学の定めた成績評価基準に則り、試験(レポート等を含む)の得点、平常点、授業での状況等を総合的に評価して決定している。合格した授業科目については、授業科目所定の単位が与えられる。

成績発表時には、全履修科目の評価 (S、A、B、C、D、N、I、R) を記載する。

成績証明書には、合格科目 (単位修得科目) についてのみ科目名と評価が記載される。

種別	評価	評点 (100点満点)	合否	成績評価基準
成績評価の 段階を 定める科目	S	100~90	合格	到達目標を十分に達成し、極めて優秀である。
	A	89~80		到達目標を十分に達成している。
	B	79~70		到達目標を概ね達成している。
	C	69~60		到達目標を最低限達成している。
	D	59 以下	不合格	到達目標を達成していない。
	N	評価不能		出席不良、小テスト未受験、レポート未提出等、当該科目の成績評価の前提条件を満たしていない。
成績評価の 段階を 定めない科目	I	—	単位 認定	大学院学則第 10 条の 2 第 5 項に基づき、他大学院等で得た単位を本学の授業科目に相当するものとして当該研究科が認定したもの。
	R	—		大学院学則第 11 条の 3 に基づき、本学入学前に他大学院等で得た単位を本学の授業科目に相当するものとして当該研究科が認定したもの。

【注意】「評価不能」とは、出席不良、小テスト未受験、レポート未提出等、当該科目の成績評価の前提条件を満たしていないと担当教員が判定したことを示す。

2. 履修中止制度

履修中止制度は、**修士課程および博士前期課程のみを対象とする。**

履修中止制度とは、履修登録の確定後に、授業内容が勉強したいものと異なっているという理由により履修を放棄したい場合、不合格となることでGPAが下がることを回避するため、授業期間の途中に履修を中止することができる制度である。

履修登録期間に行う履修科目の修正と履修中止制度とは異なる。履修を中止した科目の代わりに、別の科目を履修登録することはできない。また、履修を中止した科目は、いかなる理由があっても、その学期中に履修を復活させることや教科書・テキスト代等の返金はできない。ただし、履修を中止した科目を、次学期以降に改めて履修することは可能である。

①対象科目

履修中止対象科目は、Port Hepburnにて案内する。

②申請時期・申請期間

【申請時期】 春学期：春学期科目・通年科目・夏期講座 秋学期：秋学期科目

【申請期間】 春学期：5月中旬 秋学期：10月初旬

※具体的な日程は、Port Hepburnおよび掲示により通知する。

③申請方法

履修中止の申請は、所定の期間に申請書により手続きをすること。申請書には指導教員のサインが必要となる。

申請期間後の申請および履修中止の取り消しは一切認めない。

④履修中止を申請した科目の表示

- (a) 履修登録確認表：「中止」
- (b) 成績通知書：「W」
- (c) 成績証明書：記載しない

3. GPA (Grade Point Average)

成績をはかる基準として GPA を採用することがある。GPA とは、科目の単位数に成績評価ごとのポイントで重みをつけて、その総合計を総単位数で割った数値である。これにより成績の順位を決定したり、単位をどの程度のレベルで修得したかをみる際に使用することができる。なお、大学院事務室では個々の院生の GPA およびこれを使用した成績順位の問い合わせには応じていない。

◎計算式

$$\frac{(\text{科目の単位数} \times \text{その成績評価のポイント}) \text{の総和}}{\text{科目の単位数の総和}}$$

◎評価のポイント

S = 4 A = 3 B = 2 C = 1 D・N = 0

◎ 2025 年度に GPA を使用することが決定しているのは、2025 年2月現在、次のとおりである。

- ・ 明治学院大学協定留学者の学内選考
- ・ 明治学院大学出身入学者支援奨学金対象者の選考
- ・ 明治学院大学大学院成績優秀者特別奨学金対象者の選考
- ・ 日本学生支援機構第一種奨学金対象者の選考
- ・ 日本学生支援機構第一種奨学金返還免除推薦対象者の選考

4. 成績評価確認制度

履修科目の成績評価に異議がある場合には、大学院事務室に成績評価確認の申請をすることにより確認できる。成績評価確認の申請は、成績発表当日と翌日の2日間、大学院事務室の開室日に限る。なお、異議の理由が明確でないもの、不適切なもの（陳情・懇願、具体的な理由がない、根拠に基づかない等）は受け付けない。結果は、後日大学院事務室から指定された方法で確認することができる。具体的な申請方法と結果確認方法は、別途Port Hepburnのお知らせにて案内するため、必ず確認すること。

成績に関する問い合わせは当制度のみに限り、担当教員に直接問い合わせることは認められない。

5. 修了の要件と手続

1. 修了要件

各課程における修了の要件は、大学院学則第6章第12条 (P.113) に記載されている。専攻毎の要件は大学院学則別表第1 (1年次生は P.38~97 の「履修方法」、2年次生以上は入学年度の大学院要覧該当ページ) を参照すること。

2. 9月修了

最短修業年限 (修士課程・博士前期課程は2年、博士後期課程は3年、いずれも休学期間を除く) を超えて在籍し、春学期末において所属する専攻が定める修了要件を満たした者は、春学期末での修了を認める。これを「9月修了」という。

なお、修士課程・博士前期課程において9月修了を希望する者は、科目履修届と同時に「9月修了申請書」を大学院事務室に提出しなければならない。この手続きを取らなかった者は、春学期末で上記の要件を満たした場合でも9月修了の対象にはならない。

6. 研究指導・年間スケジュール

【修士課程・博士前期課程】

年次	時期	内容	
1年次	4月	入学時専攻別ガイダンス	
		指導教員決定	
		指導教員の指導の下、履修科目決定	
		科目履修届提出	
	5月～12月	専攻別 研究発表・研究中間発表	
	1月	授業終了	
2年次 (社会福祉学専攻 3年制コースの 在学3年目)	4月	指導教員の指導の下、履修科目決定	
		科目履修届提出	
		修士論文題目届提出	
		5月～12月	専攻別 中間発表
		1月	修士論文提出
		1月～2月	修士論文審査・口頭試問
		3月	修了者発表
		学位授与	

※ 研究科・専攻によって、時期や名称が異なったり、他の指導項目が入ることがある。

【博士後期課程】

年次	時期	内容	
1年次	4月	入学時専攻別ガイダンス	
		指導教員決定	
		指導教員の指導の下、履修科目決定	
		履修科目届提出	
		研究計画書提出	
	5月～12月	専攻別 研究発表・研究中間発表	
	1月	授業終了	
2年次	4月	指導教員の指導の下、履修科目決定	
		履修科目届提出	
		研究計画書提出	
		5月～3月	論文計画書提出（博士学位論文提出1年～半年前）
		6月～12月	専攻別 研究発表・研究中間発表
	1月	授業終了	
3年次	4月	指導教員の指導の下、履修科目決定	
		履修科目届提出	
		研究計画書提出	
		4月～	博士学位論文予備審査（詳細は専攻別内規参照）
		6月～	博士学位論文提出
		提出後	博士学位論文審査
		3月	修了者発表
		学位授与	

※ 研究科・専攻によって、時期や名称が異なったり、他の指導項目が入ることがある。

7. 委託聴講生制度（単位互換）

- (1) 委託聴講生制度とは、大学院に在籍する学生が、本学と協定を締結した他の大学の大学院で特別聴講学生として授業を聴講できる制度である。この場合、聴講の申し込みを受けた受講先の大学院は、正規の授業にさしつかえない限り聴講を許可することになっている。
- (2) 現在、本学大学院において委託聴講生に関する協定を交わしている専攻は、英文学専攻、フランス文学専攻、経済学専攻、社会学専攻、社会福祉学専攻の5専攻である。
- (3) 委託聴講に関する手続きは、次のとおりとする。
 - a. 手続方法：指導教員の了解を得たうえで、所定の届出用紙により申し込む。協定校時間割は、Port Hepburnにて案内する。
※特別な事由による受講科目の放棄および受講先大学院での受講不許可による取消し等が生じた場合は、直ちに事務室へ届け出ること。
 - b. 申込期間：他大学での聴講……4月初旬に受講先大学の時間割・要覧等で各自確認すること。
本学への聴講受け入れ…4月8日（火）～4月15日（火）まで
 - c. 委託聴講料：1科目（4単位）2,000円、ただし1科目2単位の場合は1,000円とし、受講先大学に納入する。
- (4) 単位認定
 - a. 英文学専攻——10単位の限度内で、修得単位を課程修了所要単位として認める。
 - b. フランス文学専攻——10単位の限度内で、修得単位を課程修了所要単位として認める。
 - c. 経済学専攻——10単位の限度内で、修得単位を課程修了所要単位として認める。
 - d. 社会学専攻——10単位の限度内で、修得単位を課程修了所要単位として認める。
 - e. 社会福祉学専攻——3科目10単位の限度内で、修得単位を課程修了所要単位として認める。
- (5) 受講できる大学（協定校）
 - a. 英文学専攻——青山学院大学、法政大学、上智大学、明治大学、日本女子大学、立教大学、聖心女子大学、東北学院大学、東京女子大学、東洋大学、津田塾大学
 - b. フランス文学専攻——青山学院大学、学習院大学、白百合女子大学、上智大学、獨協大学、武蔵大学、明治大学
 - c. 経済学専攻——青山学院大学、専修大学、中央大学、東洋大学、日本大学、法政大学、明治大学、立教大学
 - d. 社会学専攻——茨城大学、埼玉大学、千葉大学、駒澤大学、成蹊大学、専修大学、中央大学、明治大学、東洋大学、常磐大学、日本女子大学、法政大学、武蔵大学、立教大学、流通経済大学、都留文科大学、創価大学、立正大学、大妻女子大学、大正大学、日本大学
 - e. 社会福祉学専攻——上智大学、日本女子大学、日本社会事業大学、淑徳大学、東洋大学、大正大学、立正大学、立教大学、関東学院大学、法政大学、日本大学

学位論文

1. 修士学位論文

(1) 提出資格

修士課程に1年半以上在学し、指導教員の担当する授業科目を含めて16単位以上修得した者。

ただし、研究科で内規を定めている場合があるので、指導教員に従うこと。

(2) 修士学位論文（以下、修士論文という）提出日

a. 修士論文題目届

提出期限：2025年4月30日（水）

※社会福祉専攻の3年制コースにおいては、修士論文提出を選択した場合、在学3年目にあたる年に修士論文題目届を提出しなければならない。

b. 修士論文

提出日時：2026年1月6日（火）・7日（水）※9月修了申請者：6月13日（金）

白金：9：30～11：45、12：30～19：00 横浜：9：30～11：45、12：30～16：00

提出場所：大学院事務室（国際学研究科は大学院事務課〔横浜〕）

提出物：修士論文、修士論文提出票、修士論文利用承諾書

★注意★

1. 学歴に定められた提出日の定められた締め切り時刻を過ぎた提出には一切応じない。
2. 論文は完全な状態で事務室に提出しなければならない。コピー、紐綴じ等のために締め切り時刻を過ぎるので了承してほしいという申し出にも一切応じない。
3. いったん提出した修士論文に手を加えたり、あるいは差し替え、取り下げをしたいという申し出についても一切応じない。
4. 事前に修士論文題目（和文・英文〔フランス文学専攻はフランス語〕）を Port Hepburn で提出すること（提出前にPort Hepburnおよび掲示で知らせるので指示に従うこと）。
5. 提出時に「修士論文提出票」の受理票を必ず受け取ること。
6. 研究課題修了報告書または特定課題研究成果報告書を提出する者は、「修士論文」を該当の報告書として読み替え、各指示に従うこと。

(3) 修士論文審査期限（専攻により日程が異なる）

2026年2月10日（火） ※9月修了申請者：6月30日（月）

(4) 修士論文（写）の返却

修士論文写1部（および要旨写1部）は、最終試験（修士論文審査）終了後、修了式当日に本人へ返却する。

(5) 論文および論文要旨の作成様式と部数

a. 提出部数 原本1 写2（英文学専攻のみ写3、原本と写の区別は不要）

b. 和文で作成する場合

1. 文書作成ソフト等を用いて作成すること。
2. 用紙はA4判を使用し、用紙左側に3cmの余白をあげ、片面印刷とする。
3. 横書きとし40字×40行とする（ただし芸術学専攻は縦書きも認める）（ただし経済学専攻は40字×25行）。
4. 目次、前書き、後書き、巻末参考文献は本文に含めない。ページ数はページの中央下に、目次にはローマ数字（小文字 i. ii. iii...）で、本文以降の全てのページ（後書き等含む）には、アラビア数字（1. 2. 3...）を順番で記入する。

c. 外国語で作成する場合

（英文学専攻、芸術学専攻、経済学専攻、国際学専攻、法と経営学専攻：英語）

1. 文書作成ソフト等を用いて作成すること。
2. 用紙はA4判を使用し、片面印刷とする。
3. フォントはTimes New Romanでサイズは12ポイントとし、行数は1ページ25行の設定とする。天4cm、左3cm、右2cmの余白を取る。
4. 目次、前書き、後書き、巻末参考文献は本文に含めない。ページ数はページの中央下に、目次にはローマ数字（小文字 i. ii. iii...）で、本文以降の全てのページ（後書き等含む）には、アラビア数字（1. 2. 3...）を順番で記入する。

（フランス文学専攻：フランス語）

1. 文書作成ソフト等を用いて作成すること。
2. 用紙はA4判を使用し、片面印刷とする。
3. 1ページ25行程度で、天4cm、左3cm、右2cmの余白を取る。
4. 目次、前書き、後書き、巻末参考文献は本文に含めない。ページ数はページの中央下に、目次にはローマ数字（小文字 i. ii. iii...）で、本文以降の全てのページ（後書き等含む）には、アラビア数字（1. 2. 3...）を順番で記入する。

d. 字数

専攻	論文 (字数または枚数)	論文要旨 (字数)	部数
英文学専攻	英語:50枚以上	不要	各4部(原本1、写3)
フランス文学専攻	日本語:40,000字程度	フランス語A4(1ページ25行)8枚程度	各3部(原本1、写2)
	フランス語:50枚程度	日本語4,000字程度	
芸術学専攻	日本語:40,000字以上	日本語:2,000字程度	
	英語:22,000words以上	英語:600words程度	
経済学専攻	日本語:40枚以上	日本語:2,000字程度	
	英語:40枚以上	英語:600words程度	
社会学専攻 社会福祉学専攻	40,000字以上	不要	
国際学専攻	日本語:40,000字以上	日本語:2,000字程度	
	英語:22,000words以上	英語:600words程度	
心理学専攻 教育発達学専攻	20,000字以上	2,000字以内	
法と経営学専攻	日本語:40,000字以上	日本語:2,000字程度	
	英語:22,000words以上	英語:600words程度	

※ 社会福祉学専攻の3年制コースにあって、研究課題修了報告書を選択した場合の字数は、20,000字以上とする。

※ 法と経営学専攻にあって、特定課題研究成果報告書の提出を選択した場合の字数は、20,000字以上とする。

※ 心理学専攻、教育発達学専攻においては、論文字数に謝辞、引用(参考)文献リスト、図表を含めない。

※ 部数については製本用として1部追加になる場合がある。Port Hepburn および掲示により通知する。

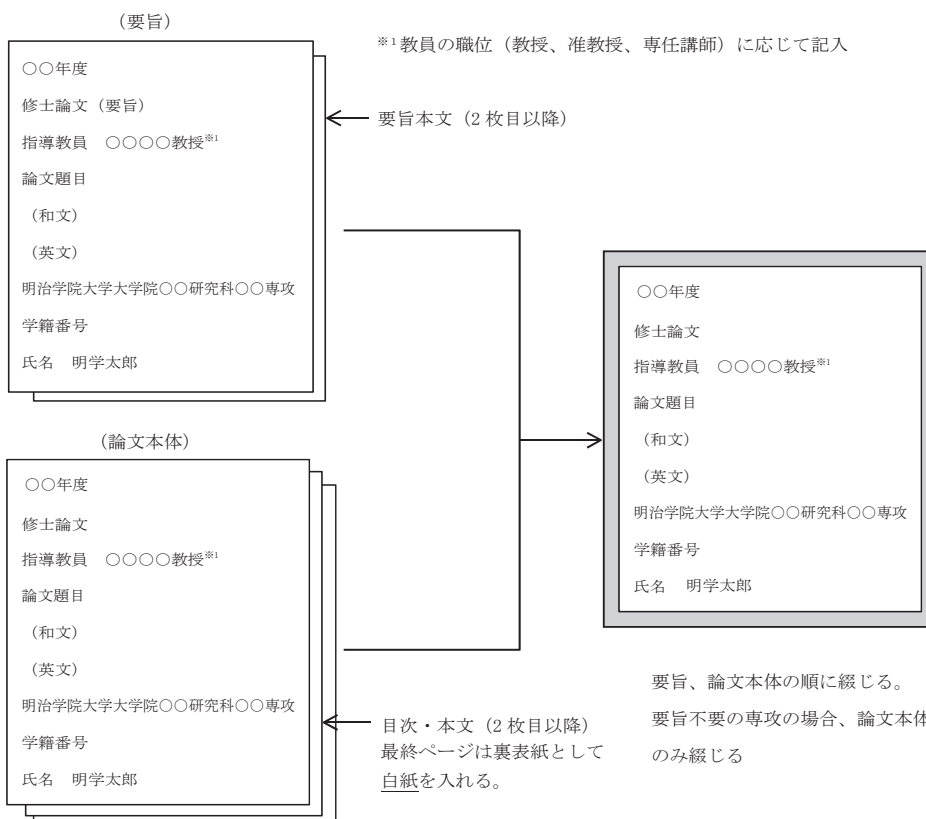
(6) 表紙の様式および綴じの要領

a. 和文、英文とも、表紙および表題紙上に、図のように修士論文提出年度、指導教員名、論文題目、研究科・専攻名、学籍番号、氏名等を明記する。ただし、英文学専攻、芸術学専攻、経済学専攻および国際学専攻で英語で論文を作成する場合の表紙の作成方法は、指導教員の指示に従うこと。

なお、和文の題目には英訳名(フランス文学専攻ではフランス語訳名)を、外国語の題目には和訳を記入する。

ただし、英文学専攻、芸術学専攻、経済学専攻および国際学専攻で英語で論文を作成する場合は、英文題目のみでよい。

作成例



b. 縦の左バインダー2穴綴じとする。(縦書きの場合は右綴じ)

(7) 論文および論文題名の公開

合格した修士論文は、執筆予定者に対して公開することがある。また、修士論文題名は、本学ホームページ等で公開することがある。

文学研究科英文学専攻修士学位申請論文審査に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、明治学院大学大学院学則および明治学院大学学位規程に基づき、修士の学位を授与するにあたり、学位論文審査について必要な事項を定めることを目的とする。

(修士学位論文の提出資格および提出手続)

第2条 修士学位論文を提出するときは、『明治学院大学大学院要覧』「修士学位論文」記載の規定に従う。ただし、学位論文を提出する年度に実施される「中間発表会」において研究の中間報告をしなければならない。

(修士学位論文審査)

第3条 学位論文が提出されたのち、英文学専攻会議において主査1名および副査2名を決定し、この3名の審査委員が査読をおこない、口述試験を経たのちに、総合評価で60点以上（100点満点）の論文を合格とする。総合評価は審査委員の決定に基づき、英文学専攻会議を経て文学研究科委員会において承認を得なければならない。

(学位審査基準)

第4条 学位論文審査基準については、以下の7項目を定める。

- (1) 研究テーマ及び問題設定が明確であること。
- (2) 構成が妥当であり、その論旨が明解であること。
- (3) 適切な研究方法によって、先行研究・データ・例文・資料等を的確に収集・処理し、分析・精査していること。
- (4) 当該研究領域において意義を有し、体系性と高い専門レベルを示すものであること。
- (5) 論文における文章表現力、および質疑に対する口頭での発表能力が十分であること。
- (6) 研究倫理を順守していること。(明治学院大学研究倫理基準参照)
- (7) 学位論文としての形式を備えていること。

(修士学位授与の議決)

第5条 学位授与の議決は、英文学専攻の学位論文審査報告に基づき、文学研究科委員会においてなされる。

(準用)

第6条 この内規に定めのない事項については、明治学院大学大学院学則および明治学院大学学位規程による。

(改廃)

第7条 この内規の改廃は、研究科委員会および大学院委員会の議を経て、大学評議会の承認を得るものとする。

付則

- 1 この内規は、2016年6月24日から施行する。

文学研究科フランス文学専攻修士学位申請論文審査に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、明治学院大学大学院学則および明治学院大学学位規程に基づき、修士の学位を授与するにあたり、学位論文審査について必要な事項を定めることを目的とする。

(修士学位論文の提出資格および提出手続)

第2条 すべて『明治学院大学大学院要覧』「修士学位論文」記載の規定に従う。ただし、学位論文を提出する年度に実施される「中間発表会」において研究の中間報告をしなければならない。

(修士学位論文審査)

第3条 学位論文が提出されたのち、フランス文学専攻会議において主

査1名および副査2名を決定し、この3名の審査委員が査読をおこない、口述試験を経たのちに、総合評価で60点以上（100点満点）の論文を合格とする。総合評価は審査委員の決定に基づき、フランス文学専攻会議を経て文学研究科委員会において承認を得なければならない。

(学位審査基準)

第4条 学位論文審査基準については、以下の7項目を定める。

- (1) 研究テーマおよび問題設定が明確であること。
- (2) 構成が妥当であり、その論旨が明解であること。
- (3) 適切な研究方法によって、先行研究・関連資料・各種データ等を的確に収集・処理し、分析・精査していること。
- (4) 当該研究領域において意義を有し、体系性と高い専門レベルを示すものであること。
- (5) 論文における文章表現力、および質疑に対する口頭での発表能力が十分であること。
- (6) 研究倫理を順守していること。(明治学院大学研究倫理基準参照)
- (7) 学位論文としての形式を備えていること。

(修士学位授与の議決)

第5条 学位授与の議決は、フランス文学専攻の学位論文審査報告に基づき、文学研究科委員会においてなされる。

(準用)

第6条 この内規に定めのない事項については、明治学院大学大学院学則および明治学院大学学位規程による。

(改廃)

第7条 この内規の改廃は、研究科委員会および大学院委員会の議を経て、大学評議会の承認を得るものとする。

付則

- 1 この内規は、2016年6月24日から施行する。

文学研究科芸術学専攻修士学位申請論文審査に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、明治学院大学大学院学則および明治学院大学学位規程に基づき、修士の学位を授与するにあたり、学位論文審査について必要な事項を定めることを目的とする。

(修士学位論文の提出資格および提出手続)

第2条 修士学位論文を提出するときは、すべて『明治学院大学大学院要覧』「修士学位論文」記載の規定に従う。ただし、学位論文を提出する年度に実施される「中間発表会」において研究の中間報告をしなければならない。

(修士学位論文審査)

第3条 学位論文が提出されたのち、芸術学専攻会議において「明治学院大学学位規程」第6条に従い、主査1名および副査1名以上で査読をおこない、口述試験を経たのちに、総合評価で60点以上（100点満点）の論文を合格とする。総合評価は審査委員の決定に基づき、芸術学専攻会議を経て文学研究科委員会において承認を得なければならない。

(学位審査基準)

第4条 学位論文審査基準については、以下の7項目を定める。

- (1) 研究テーマおよび問題設定が明確であること。
- (2) 構成が妥当であり、その論旨が明解であること。
- (3) 適切な研究方法によって、作品・関連資料・先行研究等を的確に分析・考察していること。
- (4) 当該研究領域において意義を有し、体系性と専門性を示すものであること。

- (5) 論文における文章表現力、および質疑に対する口頭での発表能力が十分であること。
- (6) 研究倫理を順守していること。(明治学院大学研究倫理基準参照)
- (7) 学位論文としての形式を備えていること。
(修士学位授与の議決)

第5条 学位授与の議決は、芸術学専攻の学位論文審査報告に基づき、文学研究科委員会においてなされる。

(準用)

第6条 この内規に定めのない事項については、明治学院大学大学院学則および明治学院大学学位規程による。

(改廃)

第7条 この内規の改廃は、研究科委員会および大学院委員会の議を経て、大学評議会の承認を得るものとする。

付則

- 1 この内規は、2016年6月24日から施行する。

経済学研究科修士学位申請論文審査に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、明治学院大学大学院学則および明治学院大学学位規程に基づき、修士の学位を有する者と同等以上の学力がある者が学位申請論文を提出し、これに学位を授与するにあたり、必要事項を定めることを目的とする。

(修士論文の性格)

第2条 修士の学位は、高度専門職業人あるいは専門研究者として相応しい研究成果を著した者に対して授与するものとする。

(修士論文の提出資格要件)

第3条 修士論文を提出する者は、一年半以上在籍して指導教員の担当する授業科目を含めて16単位以上修得し、提出する年度に実施される「中間報告会」で報告しなければならない。

(修士論文提出期限)

第4条 修士論文の提出期限は、1月初旬の当該日時のみ(修了年度の『明治学院大学大学院要覧』に記載)とする。

(審査の手続き・審査期間・審査委員の選出)

第5条 審査の手続きに関しては、以下の4項目を定める。

- (1) 修士論文を提出しようとする者は、明治学院大学学位規程、明治学院大学研究倫理基準、及び『明治学院大学大学院要覧』に基づき作成し、提出しなければならない。
- (2) 修了年度の『明治学院大学大学院要覧』に記載されている日程で審査を終了しなければならない。
- (3) 審査委員は、原則として主査及び副査(2名)の審査委員が就任し、審査委員会を構成する。審査委員会は、学位申請論文の審査、及び口述試験を行い、その結果を専攻会議および研究科委員会に報告する。
- (4) 審査において不合格の場合は、指導教員の指導のもとで加筆・修正をして次年度に提出できる。

(学位授与の議決)

第6条 学位授与の議決は、審査当日に開催される研究科委員会において行うことを原則とする。

(準用)

第7条 この内規に定めのない事項に関しては、明治学院大学学位規程に基づき、研究科委員会において審議する。

(規程の改廃)

第8条 この内規の改廃は、研究科委員会および大学院委員会の議を経て、大学評議会の承認を得るものとする。

付則

- 1 この内規は、「学位請求論文(修士)審査に関わる内規」(2010年4月1日施行)を条文形式に改めたものである。
- 2 この内規は、2016年6月24日から施行する。
- 3 この内規は、2020年4月1日から施行する。(第3条 修士論文の提出資格要件の変更)

経済学研究科学位授与基準

本研究科における学位(「修士」、「課程博士」、「論文博士」)を取得する為には、以下の要件を満たさなくてはならない。

1 修士

- (1) 原則として、博士前期課程の在学期間が2年以上であること。
- (2) 各専攻の修了要件単位の取得(又は見込み)の者。
- (3) 学位申請年度の4月に、研究科委員会に論題を提出すること。
- (4) 2年以上在籍し、30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえで修士論文を作成し、審査を受けること。
- (5) 研究科委員会の「合否判定会議」で合格すること。
- (6) 審査基準は、当該研究領域における修士としての十分な知識を修得し、問題を的確に把握しかつ説明する能力を身に付け、高度専門職業人ないしは研究者としての資質があるかを審査する。具体的には、以下の7項目を審査基準とし、それぞれ「たいへん優れている(15点)」、「優れている(13点)」、「普通(10点)」、「あまり優れていない(7点)」、「優れていない(5点)」の5段階で評価し、その上で総合的に判断して評価する。

ア 研究テーマの適切性

研究テーマの設定が学術的・社会的意義および貢献が明確に意識され、申請された学位に対して妥当であり、論文作成に当たっての問題意識が明確であるか。

イ 研究テーマに関する先行研究や関連研究に関する理解の適切性
研究テーマに関する先行研究や関連研究を調査し、いかなる点が論点になっているのかを的確に把握しているか。

ウ 研究結果・結論に至る論証の適切性

研究テーマに沿って問題が適切に設定され、それにふさわしい研究方法が選択され具体的かつ的確な分析・考察がなされているか、資料・データの取り扱いや分析結果の解釈は妥当か、結論に至るまで内容的に首尾一貫した論述が展開されているか、更に明確に結論が導出されているか。

エ 研究内容の独自性

当該研究領域の理論的・実証的見地から見て、論文が注目すべき独自の価値が認められるか。

オ 論文の形式・体裁の適切性

論文の分量や記述(本文、図表、引用、参考文献など)が充分かつ適切であり、学術論文として本論の構成が首尾一貫しているか。

カ 知識の適切性

当該研究分野に関する最先端の知識、および関連する研究分野の基礎的知識を有するか。

キ 特記事項

その他、特記に値する事項があるか。特記事項をコメントし、最大10点の得点を与える。

(得点)「普通(10点)」×6項目=60点(論文審査合格ライン)

「たいへん優れている(15点)」×6項目+特記事項(最大10点)=100点(最高点)

(「課程博士」「論文博士」中略)

附則

- 1 この基準は、2009年11月1日からこれを施行する。
- 2 2009年度については、本基準の運用を弾力的に行うことができる。
- 3 この基準は、2010年4月1日からこれを施行する。
- 4 2016年4月1日一部訂正(付則1、2、3訂正)
- 5 2020年4月1日一部訂正(2課程博士(5)・(7)、3論文博士(4)・(5))
- 6 2022年4月1日一部訂正(2課程博士(7)、3論文博士(2)・(5))

社会学研究科修士学位申請論文審査に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、社会学研究科修士論文の審査基準を定める。なお、社会福祉学専攻「現職ソーシャルワーカーのためのリカレント教育をサポートする」ためのコース適用者で、研究課題修了報告書を選択した場合についてもこの基準に定める。

(修士の学位)

第2条 修士の学位は、当該研究領域における研究者ないしは高度専門職業人に相応しい研究成果に対して授与するものとする。

(提出要件)

第3条 修士論文、あるいは研究課題修了報告書の提出までに、社会学専攻においては中間発表会での発表および修士論文中間提出を、社会福祉学専攻においては中間発表会での発表をそれぞれ済ませていること。また、社会福祉学専攻において、発表を行った年度に論文を提出しなかった場合は、提出年度に再度発表しなければならない。なお、発表を行った次年度に9月修了を申請した場合は、この限りでない。

第4条 大学院社会学研究科の当該専攻の教員からなる主査1名と副査2名の教員3名が、論文の審査を行う。なお、主査は指導教員以外の教員とし、副査の1名は指導教員とする。大学院担当ではない教員が、提出された修士論文の主題に研究領域が近い場合には、副査にすることができる。

(審査基準)

第5条 以下を審査基準の指標とする。

[社会学専攻]

- (1) 学術論文としての形式・体裁が整っているか(字数・頁数などの設定)
- (2) 論文題目が内容を的確に表現しているか
- (3) 主題の設定が専攻分野の研究として妥当であるか
- (4) 問題意識が明確であるか
- (5) 論文全体の構成が適切であるか
- (6) 研究の内容に独自性があるか
- (7) 研究方法は妥当かつ適切であるか
- (8) 問題提起から結論に至る論証プロセスは適切であるか
- (9) 先行研究を十分に参照しているか
- (10) 専門用語の使い方や文章表現に問題がないか
- (11) 口述試験における発表および質疑応答が的確であるか
- (12) 調査研究・事例研究の場合には、研究倫理委員会等の承認を得ているか
- (13) 論文において研究倫理への配慮が十分になされているか

[社会福祉学専攻]

修士論文については下記(1)~(15)の15項目を審査基準とし、研究課題修了報告書については下記(1)~(15)のうち(9)を(16)と差替えたものを審査基準とする。

- (1) 論文の形式・体裁が適切であるか
- (2) 先行研究を的確に踏まえているか

- (3) 研究目的は明確であるか
- (4) 社会福祉の理念・政策・実践との関連付けは明確であるか
- (5) 研究目的に照らして研究方法は適切であるか
- (6) 使用されている概念・用語は適切であるか
- (7) 調査の方法・分析が適切で、結果は明確であるか
- (8) 論理の展開には一貫性があるか
- (9) 考察および結論には新しい知見が含まれているか
- (10) 表題は内容を適切に表現しているか
- (11) 省略語・単位・数値は正確に表現されているか
- (12) 図表の体裁(タイトル・単位・形式)は整っているか
- (13) 図表は本文の説明と適合しているか
- (14) 研究倫理への配慮が十分になされているか
- (15) 口述試験における発表および質疑応答は的確であるか
- (16) 考察および結論には新しい知見もしくは実務的に有益な示唆が含まれているか

(その他)

第6条 社会福祉学専攻の最終試験は、修士論文審査会において口述試験を課す。最終試験としての口述試験は、原則として社会福祉学専攻教員全員で実施する。論文と口述試験の総合評価で60点以上(100点満点)を合格とする。

(準用)

第7条 この内規に定めのない事項については、明治学院大学大学院学則、明治学院大学学位規程および大学院要覧による。

(改廃)

第8条 この内規の改廃は、研究科委員会および大学院委員会の議を経て、大学評議会の承認を得るものとする。

付則

- 1 この内規は、2016年6月24日から施行する。
- 2 この内規は、2022年4月1日から施行する。(第3条、第6条)なお、この内規は、2016年4月1日付で施行された「社会学研究科社会福祉学専攻修士論文審査基準細則」の条文を組み込み、一部を修正したものである。この改訂にあわせて同細則を廃止する。
- 3 この内規は、2024年4月1日から施行する。(第5条の変更)
- 4 この内規は、2025年4月1日から施行する。(第3条の変更)

国際学研究科修士学位申請論文審査に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、明治学院大学大学院学則及び明治学院大学学位規程に基づき、修士の学位を授与するにあたり、学位論文審査について必要な事項を定めることを目的とする。

(修士学位論文の提出資格及び提出手続き)

第2条 修士学位論文を提出するときは、『明治学院大学大学院要覧』『修士学位論文』記載の規定に従う。但し、学位論文を提出する年度に実施される「研究発表会」において研究の中間報告をしなければならない。

(修士学位論文審査)

第3条 学位論文が提出されたのち、国際学研究科委員会において主査1名及び副査2名を決定し、この3名の審査委員が査読および口述試験を行い、総合評価で60点以上(100点満点)の論文を合格とする。総合評価は審査委員の決定に基づき、国際学研究科委員会において承認を得なければならない。

(学位審査基準)

第4条 学位論文審査基準については、以下の6項目を定める。

- (1) 研究課題が適切に設定され、明確に説明されていること。
- (2) 研究課題に関連した先行研究が適切に検討されていること。

- (3) 研究方法や分析方法が適切であること。
- (4) 論文構成が的確であり、論理的整合性と一貫性があること。
- (5) 当該研究領域において意義を有し、体系性と高い専門性を示すものであること。
- (6) 研究倫理を順守していること。(明治学院大学研究倫理基準参照)

(修士学位授与の議決)

第5条 学位授与の議決は、国際学専攻の学位論文審査報告に基づき、国際学研究科委員会においてなされる。

(準用)

第6条 この内規に定めのない事項については、明治学院大学大学院学則および明治学院大学学位規程による。

(改廃)

第7条 この内規の改廃は、研究科委員会および大学院委員会の議を経て、大学評議会の承認を得るものとする。

付則

- 1 この内規は、2016年6月24日から施行する。
- 2 この内規は、2025年4月1日から施行する。(第2条の変更)

心理学研究科心理学専攻修士学位申請論文審査に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、明治学院大学大学院学則および明治学院大学学位規程に基づき、修士の学位を授与するにあたり、心理学研究科心理学専攻博士前期課程における修士学位申請論文の提出手続きおよび審査手続きを定める。

(提出資格および提出手続き)

第2条 修士学位申請論文を提出する者は、当該年度末に博士前期課程を修了見込みであるか、提出時に2年以上在学し、春学期末に9月修了の見込みでなければならない。また「明治学院大学学位規程」、「明治学院大学研究倫理基準」および『明治学院大学大学院要覧』「修士学位論文」記載の規定に基づき作成し、提出しなければならない。

(提出期限)

第3条 修士学位申請論文の提出期限は、学暦に定める。

(審査委員)

第4条 大学院心理学研究科心理学専攻の教員からなる主査1名と副査2名の教員3名が、修士学位申請論文の審査を行う。なお、原則として、主査は指導教員とする。

(審査基準)

第5条 審査にあたっては、以下の点を審査基準として総合的に判断し、100点満点で採点する。

- (1) 研究課題が適切に設定され、明確に説明されていること。
- (2) 研究課題に関連した先行研究が適切に検討されていること。
- (3) 研究方法や分析方法が適切であること。
- (4) 論文構成が的確であり、論理的整合性と一貫性があること。
- (5) 学術的な意義と社会的貢献が認められること。
- (6) 学術研究における倫理上の問題が適切に配慮されていること。

(学位授与の議決)

第6条 修士学位授与の議決は、心理学研究科委員会において行う。

(準用)

第7条 この内規に定めのない事項に関しては、明治学院大学大学院学則および明治学院大学学位規程による。

(改廃)

第8条 この内規の改廃は、心理学研究科委員会および大学院委員会の議を経て、大学評議会の承認を得るものとする。

付則

- 1 この内規は2017年4月1日から施行する。
- 2 この内規は2022年4月1日から施行する。(第2条の変更、新第5条を追加、旧第5条以降を繰り下げ)

心理学研究科教育発達学専攻修士学位申請論文審査に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、明治学院大学大学院学則および明治学院大学学位規程に基づき、修士の学位を授与するにあたり、心理学研究科教育発達学専攻修士課程における学位申請論文(以下、修士学位申請論文)の提出手続きおよび審査手続きについて定める。

(提出資格および提出手続き)

第2条 修士学位申請論文を提出する者は、当該年度末に修士課程を修了見込みであるか、提出時に2年以上在学し、春学期末に9月修了の見込みでなければならない。また「明治学院大学学位規程」、「明治学院大学研究倫理基準」および『明治学院大学大学院要覧』「修士学位論文」記載の規定に基づき作成し、提出しなければならない。

(提出期限)

第3条 修士学位申請論文の提出期限は、学暦に定める。

(論文審査)

第4条 修士学位申請論文の審査は、教育発達学専攻所属の教員からなる主査1名、副査2名が行う。なお、原則として、主査は当該論文の指導教員とする。

(審査基準)

第5条 審査にあたっては、以下の点を審査基準として総合的に判断し、100点満点で採点する。

- (1) 研究課題が適切に設定され、明確に説明されていること。
- (2) 研究課題に関連した先行研究が適切に検討されていること。
- (3) 研究方法や分析方法が適切であること。
- (4) 論文構成が的確であり、論理的整合性と一貫性があること。
- (5) 学術的な意義と社会的貢献が認められること。
- (6) 学術研究における倫理上の問題が適切に配慮されていること。

(学位授与の議決)

第6条 修士学位授与の議決は、教育発達学専攻会議の議を経て提出された学位論文審査報告に基づき、心理学研究科委員会において行う。

(準用)

第7条 この内規に定めのない事項については、明治学院大学大学院学則および明治学院大学学位規程による。

(改廃)

第8条 この内規の改廃は、心理学研究科委員会および大学院委員会の議を経て、大学評議会の承認を得るものとする。

付則

- 1 この内規は、2017年4月1日から施行する。
- 2 この内規は、2022年4月1日から施行する。(規程名称の変更、新第5条の追加、旧第5条以降の繰り下げ)

法と経営学研究科修士学位申請論文審査に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、明治学院大学大学院学則および明治学院大学学

位規程に基づき、修士の学位を有する者と同等以上の学力がある者が修士論文または特定課題研究成果報告書を提出し、これに学位を授与するにあたり、必要事項を定めることを目的とする。

(修士の性格)

第2条 修士は、高度専門職業人あるいは専門研究者として相応しい研究成果を著した者に対して授与するものとする。

(論文等の提出資格要件)

第3条 修士論文または特定課題研究成果報告書(以下「論文等」という)を提出するためには、2年以上在籍し、入学年度の『明治学院大学大学院要覧』に記載される所定の単位を修得し、かつ授業科目「研究指導」(4単位)または「特定課題研究」(2単位)で必要な研究指導を受け、以下の要件を充たすことを要する。

- (1) 学位申請年度の学歴に則り、研究科委員会に論文等の論文題目(論題)を提出すること。
- (2) 2年次の7月に実施される「中間報告会」で報告すること。
- (3) 論文等を提出期限(修了年度の『明治学院大学大学院要覧』に記載される。通例では、1月初旬)までに、提出すること。

(審査の手続)

第4条 論文等を提出しようとする者は、明治学院大学学位規程、明治学院大学研究倫理基準、および『明治学院大学大学院要覧』にもとづき作成し、提出しなければならない。

2 審査手続は、修了年度の『明治学院大学大学院要覧』に記載されている日程で審査を行う。

(審査委員の選出)

第5条 審査委員は、原則として主査および副査(主査1名、副査2名)の審査委員が就任し、審査委員会を構成する。

2 審査委員会は、論文等の審査および口述試験を行い、その結果を文書でもって研究科委員会に報告する。

3 審査において不合格の場合は、指導教員の指導のもとで加筆・修正をして次年度に提出できる。

(学位授与基準を含む学位取得要件)

第6条 本研究科における学位(「修士(法と経営学)」)を取得するためには、以下の要件を充たさなくてはならない。

- (1) 論文等が形式的要件を備えていること。

ア 修士論文の形式的要件

40,000字以上の日本語または22,000words以上の英語で書かれていること。ただし、英語で書くには、修士論文を提出しようとする者の希望に基づいて指導教員が理由を付して、当該学生の2年次4月下旬の修士論文題目届提出時まで、法と経営学研究科委員会に申請し同委員会の許可を得ることが必要である。

イ 特定課題研究成果報告書の形式的要件

20,000字以上の日本語で書かれていること。

- (2) 資格要件を満たして提出された論文等の学位審査を受けること。
- (3) 論文等の学位審査基準としては、当該研究領域における修士としての十分な知識を修得し、問題を的確に把握しかつ解明する能力を身に付け、高度専門職業人ないしは研究者としての資質があるかを審査する。具体的には、修士論文については下記アからキの7項目を審査基準とし、特定課題研究成果報告書については下記クからセの7項目を審査基準とし、アからカおよびクからスではそれぞれ「たいへん優れている(15点)」、「優れている(13点)」、「普通(10点)」、「あまり優れていない(7点)」、「優れていない(5点)」の5段階で評価し、キとセでは10点満点で評価する。その上で総合的に判断して評価する。この審査基準で合計60点以上を得ること。

(修士論文の審査基準)

ア 研究テーマの適切性

研究テーマが経営学または法学に関するものであるか(経営学と法学の双方の視点からの研究が必要なるものであることが望まし

い)、また、問題意識ならびに学術的または社会的な意義が明確であるか。

イ 研究テーマに関する先行研究や関連研究に関する理解の適切性
研究テーマに関する先行研究や関連研究を調査し、いかなる点が論点になっているのかを的確に把握しているか。

ウ 研究結果・結論に至る論証の適切性

研究テーマに沿って問題が適切に設定され、それにふさわしい研究方法が選択され、経営学的視点、法学的視点またはその双方の視点から、具体的かつ的確な分析・考察がなされているか、資料・データの取扱いや分析結果の解釈は妥当か、結論に至るまで内容的に首尾一貫した論述が展開されているか、さらに、明確に結論が導出されているか。

エ 研究内容の独自性

当該研究領域の理論的、実証的または学際的な見地から見て、注目すべき独自の価値が認められるか。

オ 形式・体裁の適切性

分量や記述(本文、注、図表、参考文献など)が充分かつ適切であり、本論の構成が首尾一貫しているか、また、結論が問題提起としての問いに答えるものとなっているかどうか。

カ 知識の適切性

当該研究分野に関する最先端の豊富な知識、並びに関連する研究分野の基礎的知識を有するか。

キ 特記事項

その他、特記に値する事項があるか。特記事項をコメントし、最大10点の得点を与える。

(特定課題研究成果報告書の審査基準)

ク 研究テーマの適切性

研究テーマが経営学または法学に関するものであるか(経営学と法学の双方の視点からの研究が必要なるものであることが望ましい)、また、問題意識ならびに学術的、実務的または社会的な意義が明確であるか。

ケ 研究テーマに関する先行研究や関連研究に関する理解の適切性

研究テーマに関する先行研究や関連研究を調査し、いかなる点が論点になっているのかを的確に把握しているか。研究テーマについて先行研究が乏しい場合、実態調査・アンケート調査・意識調査・面接調査を通じて研究対象の把握ができていないか。

コ 研究結果・結論に至る論証の適切性

研究テーマに沿って問題が適切に設定され、それにふさわしい研究方法が選択され、経営学的視点、法学的視点またはその双方の視点から、具体的かつ的確な分析・考察がなされているか、資料・データの取扱いや分析結果の解釈は妥当か、結論に至るまで内容的に首尾一貫した論述が展開されているか、さらに、明確に結論が導出されているか。

カ 研究内容の独自性

当該研究領域の理論的、実証的、実務的または学際的な見地から見て、独自の価値または有益な示唆が認められるか。

シ 形式・体裁の適切性

記述(本文、注、図表、参考文献など)や構成が適切であるか、また、結論が問題提起としての問いに答えるものとなっているか。

ス 知識の適切性

当該研究分野に関する十分な知識、並びに関連する研究分野の基礎的知識を有するか。経営学の問題に法学の知識・理論を、または法学の問題に経営学の知識・理論を用いていることが望ましい。

セ 特記事項

その他、特記に値する事項があるか。特記事項をコメントし、最大10点の得点を与える。

(得点)「普通(10点)」×6項目=60点(論文等審査合格ライン)

「たいへん優れている（15点）」×6項目+特記事項（最大10点）=100点

（学位授与の議決）

第7条 学位授与の議決は、法と経営学研究科委員会及び運営委員会において行う。

2 前項の議決は、審査当日に行うことを原則とする。

（準用）

第8条 この内規に定めのない事項に関しては、明治学院大学学位規程に基づき、研究科委員会および運営委員会において審議する。

（改廃）

第9条 この内規の改廃は、法と経営学研究科運営委員会および大学院委員会の議を経て、大学評議会の承認を得るものとする。

付則

- 1 この内規は、2016年6月24日から施行する。
- 2 この内規は、2017年4月1日から施行する。
- 3 この内規は、2018年4月1日から施行する。
- 4 この内規は、2022年4月1日から施行する。（第1条から第6条の変更、第6条に第1号、第2号の追加）
- 5 この内規は、2023年4月1日から施行する。（第6条第1号の前に新第1号を追加、第1号と第2号の繰り下げ）
- 6 この内規は、2024年4月1日から施行する。（第1条、第3条、第6条第1号および第3号の変更）

2. 博士学位論文

(1) 提出資格

大学院に5年（修士課程・博士前期課程を修了したものにあっては、当該課程における2年の在学期間を含む）以上在学し、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた者。ただし、研究科において内規を定めている場合があるので、指導教員の指示に従うこと。

(2) 「課程博士」の申請

a. 博士学位論文計画書の提出

本学学位規程9条によって博士学位論文を提出しようとする者は、必要な書類を添えて期限内に「博士学位論文計画書」（所定様式）を研究科委員長宛に提出しなければならない。

【博士学位論文提出期日と博士学位論文計画書提出期日】（注1）

研究科・専攻	博士学位論文提出期日	博士学位論文計画書提出期日
文学研究科	10月末日または1月末日 芸術学専攻〔2015年度生まで〕：9月末日または1月末日	論文提出の1年前
国際学研究科	10月末日または1月末日	
経済学研究科 法学研究科	6月末日または10月末日	
社会学研究科(注3) 社会学専攻	6月末日または10月末日	論文提出前年度の10月末日(6月提出の場合) または当該年度の4月末日(10月提出の場合)まで
社会学研究科(注3) 社会福祉学専攻	5月末日または9月末日	論文提出前年度の10月末日(5月提出の場合) または当該年度の4月末日(9月提出の場合)まで
心理学研究科	11月末日または3月末日	論文提出の1年前

注1. 最長在学年限（6年）以内に学位を授与される必要があるため、原則として博士後期課程在学期間5年目までに博士学位論文を提出する必要がある。ただし、研究科によっては5年6ヶ月時点での提出も認める場合があるので、事前に連絡すること。なお、在学期間には休学期間は含まれない。

注2. 提出期日を間違えないよう十分注意し、提出にあつては指導教員と相談すること。

注3. 社会学研究科については、「博士学位論文計画書」とともに以下の書類を提出するものとする。

- ①指導教員の「博士論文提出承諾書」（書式任意）
- ②履歴書（様式任意）
- ③博士論文提出資格審査申請書（書式任意）

注4. 単位修得満期退学者であつて博士後期課程入学後の在学期間が6年以内の者は、再入学する前年度の各研究科が指定する提出期日までに「博士学位論文計画書」を提出しなければならない。

注5. 詳細については大学院事務室に問い合わせること。

b. 博士学位論文の提出

「課程博士」の学位を申請する者は、博士学位論文とともに次の書類を当該研究科を経て学長に提出しなければならない。

1. 博士論文審査願（所定様式）
2. 博士論文目録（所定様式）
3. 学位論文
4. 論文要旨（日本語・英語 ただしフランス文学専攻はフランス語）
5. 履歴書（所定様式、書ききれない場合任意の様式でも可）
6. 大学院博士後期課程修了予定者記録（学位記作成用の所定様式）
7. 博士論文提出記録（所定様式）
8. 研究業績目録（社会学研究科のみ）
9. 博士学位申請論文公正に関する誓約書

(3) 論文および論文要旨の作成様式

a. 和文で作成する場合

1. 文書作成ソフトを用いて作成すること。
2. 用紙はA4判を使用し、用紙左側に3cmの余白をあける。
3. 横書きとし40字×40行とする（ただし芸術学専攻は縦書きも認める）（ただし経済学専攻と経営学専攻は40字×25行）。

b. 外国語で作成する場合

(英文学専攻、芸術学専攻、経済学専攻、経営学専攻、法学専攻、国際学専攻、心理学専攻：英語)

1. 文書作成ソフト等を用いて作成すること。
2. 用紙はA4判を使用する。
3. フォントはTimes New Romanでサイズは12ポイントとし、行数は1ページ25行の設定とする。天4cm、左3cm、右2cmの余白を取る。

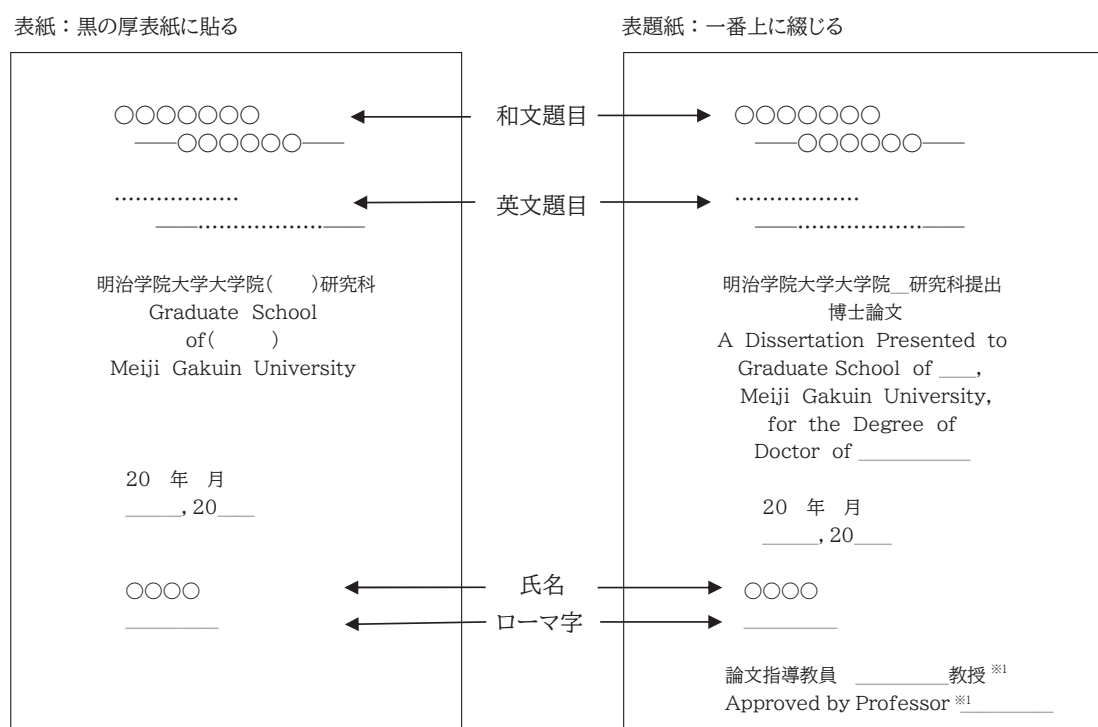
(フランス文学専攻：フランス語)

1. 文書作成ソフト等を用いて作成すること。
2. 用紙はA4判を使用する。
3. 1ページ25行程度で、天4cm、左3cm、右2cmの余白を取る。

c. 作成部数と表紙、表題紙の要領

1. 論文

原本1、副本2の計3部（副本は複写可）論文原本、副本の表紙は、黒の厚表紙（綴込表紙、2穴）を使用したひも綴じ製本とし、以下の様式とする。



※1教員の職位に応じて記入
教 授 Professor
准 教 授 Associate Professor
専任講師 Junior Associate Professor

2. 論文要旨

日本語と英語（フランス文学専攻は日本語とフランス語）で作成し、それぞれ原本1、副本2の計3部（副本は複写可）とする。

日本語の論文要旨の字数は8,000字以内とする（英語・フランス語の字数は特に定めない）。論文要旨の表紙は、論文表紙の題目（日本語）欄の下に「論文要旨」と明記したものとする。

文学研究科英文学専攻博士学位（課程博士）申請論文審査に関する内規

（目的）

第1条 この内規は、明治学院大学大学院学則および明治学院大学学位規程に基づき、博士の学位（課程博士）を授与するにあたり、学位論文審査について必要な事項を定めることを目的とする。

（博士学位論文の提出資格要件）

第2条 学位論文の提出予定者は、『明治学院大学大学院要覧』の規定に基づき、論文提出年度において博士後期課程に3年以上（3年次目を含む）在学し、かつ研究指導の科目を12単位以上修得しているか修得見込みであり、入学後の在学期間が6年以内の在学者とする。ただし、3編以上博士準備論文を発表した者でなければならない。また、単位取得満期退学者であって、博士後期課程在学年限6年以内でかつ退学後5年以内の者も、論文提出年度において在学（再入学）し、同様の条件を満たせば提出資格を有する。

（論文計画書の提出）

第3条 学位論文の提出予定者は、論文提出期限（10月末日または1月末日）の1年前までに担当指導教員の同意を得た上で、所定の論文計画書（大学院要覧当該箇所参照）を英文学専攻主任を通じて研究科委員長に提出しなければならない。論文計画書の提出があった時は、英文学専攻主任は英文学専攻会議での報告と承認を経て、直近の文学研究科委員会において報告し、承認を得なければならない。

（学位論文提出期限）

第4条 学位論文提出期限は、その提出予定者の選択により、10月末日または1月末日のいずれかとする（選択結果を論文計画書に明記する）。

（論文計画書以外の必要書類提出）

第5条 論文計画書以外の必要書類提出にあたっては、『明治学院大学大学院要覧』「博士学位論文」の当該箇所を参照するものとする。

（論文原稿提出および予備審査）

第6条 論文計画書の承認を受けた者は、論文提出期限の3か月前（10月提出予定者は7月末、1月提出予定者は10月末）までに提出予定の完成原稿（英語）3部および論文要旨（英語と日本語）3部を担当指導教員を通じて予備審査委員に提出し、予備審査を受けなければならない。予備審査委員の判断に基づき英文学専攻会議で承認された場合のみ、学位論文を最終的に提出できる。予備審査委員は担当指導教員が中心となって構成され、英文学専攻会議の承認を受けなければならない。予備審査委員の人数は任意とする。

（論文の作成様式）

第7条 学位論文の執筆言語は英語とする。その他の規定については、『明治学院大学大学院要覧』「博士学位論文」の当該箇所を参照するものとする。

（審査期間）

第8条 10月末日提出の論文については翌年の2月中旬までに、1月末日提出の論文については5月末日までに審査を終了しなければならない。

（審査員の選出および審査報告）

第9条 専門審査委員は、学位論文が最終的に提出され、学長より審査付託を受けたのち、英文学専攻会議において選出され、直ちに文学研究科委員会において承認されることを要する。専門審査委員は、主査1名および副査2名の3名で構成する。審査は口述試験を行ったのち専門審査委員が、その結果を、英文学専攻会議を経て文学研究科委員会へ文書をもって報告しなければならない。

（学位審査基準）

第10条 学位論文審査基準については、以下の7項目を定める。

(1) 研究テーマ及び問題設定が明確であり、高度な学術的な意義を有していること。

(2) 構成が妥当であり、その論旨が明解であること。

(3) 適切な研究方法によって、先行研究・データ・例文・資料等を的確に収集・処理し、分析・精査していること。

(4) 当該研究領域における新しい学問的知見や先行研究に対する独自の見解を含んでいること。

(5) 論文における文章表現力、および質疑に対する口頭での発表能力が充分であること。

(6) 研究倫理を順守していること。（明治学院大学研究倫理基準参照）

(7) 学位論文としての形式を備えていること。

（学位授与の議決）

第11条 学位授与の議決は、英文学専攻の学位論文審査報告に基づき、10月末日提出の論文については翌年の3月に開催される文学研究科委員会において、1月末日提出の論文については6月に開催される文学研究科委員会においてなされることを原則とする。

（準用）

第12条 この内規に定めのない事項については、明治学院大学大学院学則および明治学院大学学位規程による。

（改廃）

第13条 この内規の改廃は、研究科委員会および大学院委員会の議を経て、大学評議会の承認を得るものとする。

付則

1 この内規は、2016年6月24日から施行する。

文学研究科フランス文学専攻博士学位（課程博士）申請論文審査に関する内規

（目的）

第1条 この内規は、明治学院大学大学院学則および明治学院大学学位規程に基づき、博士の学位（課程博士）を授与するにあたり、学位論文審査について必要な事項を定めることを目的とする。

（博士学位論文の提出資格要件）

第2条 学位論文の提出予定者は、論文提出年度において博士後期課程に3年以上（3年次目を含む）在学し、かつ特別演習12単位、研究実習2単位を含め16単位以上修得しているか修得見込みであり、入学後の在学期間が6年以内の在学者とする。ただし、2編以上の学術論文を発表した者でなければならない。また、単位取得満期退学者であって、博士後期課程在学年限6年以内でかつ退学後5年以内の者も、論文提出年度において在学（再入学）し、同様の条件を満たせば提出資格を有する。

（論文計画書の提出）

第3条 学位論文の提出予定者は、論文提出期限（10月末日または1月末日）の1年前までに担当指導教員の同意を得た上で、所定の論文計画書（大学院要覧当該箇所参照）をフランス文学専攻主任を通じて研究科委員長に提出しなければならない。論文計画書の提出があった時は、フランス文学専攻主任はフランス文学専攻会議での報告と承認を経て、直近の文学研究科委員会において報告し、承認を得なければならない。

（学位論文提出期限）

第4条 学位論文提出期限は、その提出予定者の選択により、10月末日または1月末日のいずれかとする（選択結果を論文計画書に明記する）。

（論文計画書以外の必要書類提出）

第5条 論文計画書以外の必要書類提出にあたっては、『明治学院大学大学院要覧』「博士学位論文」の当該箇所を参照するものとする。

（論文原稿提出および予備審査）

第6条 論文計画書の承認を受けた者は、論文提出期限の3か月前（10月提出予定者は7月末、1月提出予定者は10月末）までに提出予定

の原稿（日本語またはフランス語）3部および論文要旨（フランス語と日本語）3部を担当指導教員を通じて予備審査委員に提出し、予備審査を受けなければならない。予備審査委員の判断に基づきフランス文学専攻会議で承認された場合のみ、学位論文を最終的に提出できる。予備審査委員は担当指導教員が中心となって構成され、フランス文学専攻会議の承認を受けなければならない。予備審査委員の人数は任意とする。

（論文の作成様式）

第7条 学位論文の執筆言語は日本語またはフランス語とする。その他の規定については、『明治学院大学大学院要覧』『博士学位論文』の当該箇所を参照するものとする。

（審査期間）

第8条 10月末日提出の論文については翌年の2月中旬までに、1月末日提出の論文については5月末日までに審査を終了しなければならない。

（審査員の選出および審査報告）

第9条 専門審査委員は、学位論文が最終的に提出され学長より審査付託を受けたのち、フランス文学専攻会議において選出され、直ちに文学研究科委員会において承認されることを要する。専門審査委員は、主査1名および副査2名の3名で構成する。審査は口述試験を行ったのち専門審査委員が、その結果を、フランス文学専攻会議を経て文学研究科委員会へ文書をもって報告しなければならない。

（学位審査基準）

第10条 学位論文審査基準については、以下の7項目を定める。

- (1) 研究テーマ及び問題設定が明確であり、高度な学術的な意義を有していること。
- (2) 構成が妥当であり、その論旨が明解であること。
- (3) 適切な研究方法によって、先行研究・関連資料・各種データ等を的確に収集・処理し、分析・精査していること。
- (4) 当該研究領域における新しい学問的知見や先行研究に対する独自の見解を含んでいること。
- (5) 論文における文章表現力、および質疑に対する口頭での発表能力が十分であること。
- (6) 研究倫理を順守していること。（明治学院大学研究倫理基準参照）
- (7) 学位論文としての形式を備えていること。

（学位授与の議決）

第11条 学位授与の議決は、フランス文学専攻の学位論文審査報告に基づき、10月末日提出の論文については翌年の3月に開催される文学研究科委員会において、1月末日提出の論文については6月に開催される文学研究科委員会においてなされることを原則とする。

（準用）

第12条 この内規に定めのない事項については、明治学院大学大学院学則および明治学院大学学位規程による。

（改廃）

第13条 この内規の改廃は、研究科委員会および大学院委員会の議を経て、大学評議会の承認を得るものとする。

付則

- 1 この内規は、2016年6月24日から施行する。

文学研究科芸術学専攻博士学位（課程博士）申請論文審査に関する内規

（目的）

第1条 この内規は、明治学院大学大学院学則および明治学院大学学位規程に基づき、博士の学位（課程博士）を授与するにあたり、学位論文審査について必要な事項を定めることを目的とする。

（博士学位論文の提出資格要件）

第2条 学位論文の提出予定者は、論文提出年度において博士後期課程に3年以上（3年次目を含む）在学し、かつ研究指導の科目8単位を含む16単位以上修得または修得見込みであり、入学後の在学期間が6年以内の在学者とする。ただし、学会誌・学術誌に単著論文2編以上が掲載済みであるか、または掲載が確約されている者でなければならない。また、単位取得満期退学者であって、博士後期課程在学年限6年以内でかつ退学後5年以内の者も、論文提出年度において在学（再入学）し、同様の条件を満たせば提出資格を有する。

（論文計画書の提出）

第3条 学位論文の提出予定者は、論文提出期限（10月末日または1月末日）の1年前までに担当指導教員の同意を得た上で、所定の論文計画書（大学院要覧当該箇所参照）を、芸術学専攻主任を通じて研究科委員長に提出しなければならない。論文計画書の提出があった時は、芸術学専攻主任は芸術学専攻会議での報告と承認を経て、直近の文学研究科委員会において報告し、承認を得なければならない。

（学位論文提出）

第4条 学位論文提出期限は、その提出予定者の選択により、10月末日または1月末日のいずれかとする（選択した期限を論文計画書に明記すること）。

（論文計画書以外の必要書類提出）

第5条 論文計画書以外の必要書類提出にあたっては『明治学院大学大学院要覧』『博士学位論文』の当該箇所を参照するものとする。

（論文原稿提出および予備審査）

第6条 論文計画書の承認を受けた者は、論文提出期限の3か月前（10月提出予定者は7月末、1月提出予定者は10月末）までに提出予定の原稿（日本語または英語）3部および論文要旨（英語と日本語）3部を担当指導教員に提出し、同教員が委員長として組織する予備審査委員会による審査を受けなければならない。同委員会の判断に基づき芸術学専攻会議で承認された場合のみ、学位論文の正式な提出が可能となる。

（論文の作成様式）

第7条 学位論文の執筆言語は日本語または英語とする。その他の規定については、『明治学院大学大学院要覧』『博士学位論文』の当該箇所を参照するものとする。

（審査期間）

第8条 10月末日提出の論文については翌年の2月初旬までに、1月末日提出の論文については5月末日までに審査を終了しなければならない。

（審査委員の選出および審査委員会の構成）

第9条 学位論文が提出され学長より審査付託を受けたのち、芸術学専攻会議は、専門審査委員会を組織する。同委員会は、主査1名および副査2名以上で構成する。委員会の構成は、直ちに文学研究科委員会において承認されることを要する。

（学位審査基準）

第10条 学位論文審査基準については、以下の7項目を定める。

- (1) 研究テーマおよび問題設定が明確であり、高度の専門性と学術的意義を有していること。
- (2) 構成が妥当であり、その論旨が明解であること。
- (3) 適切な研究方法によって、作品・関連資料・先行研究等を的確に分析・精査・考察していること。
- (4) 当該研究領域における新しい学問的知見や先行研究に対する独自の見解を含んでいること。
- (5) 論文における文章表現力、および質疑に対する口頭での発表能力が充分であること。
- (6) 研究倫理を順守していること。（明治学院大学研究倫理基準参照）

(7) 学位論文としての形式を備えていること。

(審査結果の報告)

第11条 専門審査委員会は、論文の審査および口述試験を経たのち、その結果を、芸術学専攻会議を経て文学研究科委員会へ文書をもって報告しなければならない。

(学位授与の議決)

第12条 学位授与の議決は、専門審査委員会の学位論文審査報告に基づき、10月末日提出の論文については翌年の3月初旬に開催される文学研究科委員会において、1月末日提出の論文については6月に開催される文学研究科委員会においてなされることを原則とする。

(準用)

第13条 この内規に定めのない事項については、明治学院大学大学院学則および明治学院大学学位規程による。

(改廃)

第14条 この内規の改廃は、研究科委員会および大学院委員会の議を経て、大学評議会の承認を得るものとする。

付則

1 この内規は、2016年6月24日から施行する。ただし、2016年度入学者より適用とする。

2 この内規は、2025年4月1日から施行する。(第2条の変更)

経済学研究科博士学位（課程博士）申請論文審査に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、明治学院大学大学院学則及び明治学院大学学位規程に基づき、大学院博士後期課程在学者が課程博士（明治学院大学学位規程に基づく）学位申請論文を提出し、これに学位を授与するにあたり、必要事項を定めることを目的とする。

(課程博士論文の性格)

第2条 博士の学位（課程博士）は、長年にわたる研究の集大成とは限らず、専門研究者として出発するに相応しい研究成果を著した者に対して授与するものとする。

(課程博士学位論文の提出資格要件)

第3条

[経済学専攻]

学位論文を提出する者は、博士（後期）課程に2年以上在学し、かつ研究指導を受け、「予備審査」に合格した者でなければならない。また、単位取得満期退学者であって博士（後期）課程入学後6年以内の者に対しても本内規を適用する。なお、学位（請求）論文は、学術書もしくは学術書を構成するに足る論文とする。ただし、レフェリー付掲載論文1編、またはそれに準ずる公刊論文1編を含むものとする。

[経営学専攻]

学位論文を提出する者は、博士（後期）課程に2年以上在学し、かつ研究指導を受け、「予備審査」に合格した者でなければならない。また、単位取得満期退学者であって博士（後期）課程入学後6年以内の者に対しても本内規を適用する。なお、学位（請求）論文は、学術書もしくは学術書を構成するに足る論文とする。

(学位論文提出期限)

第4条 学位論文の提出期限は、その提出予定者の選択により、6月末日または10月末日のいずれかとする（選択結果を次号に定める「課程博士論文計画書」に明記する）。

(予備審査)

第5条 予備審査に関しては、以下の2項目を定める。

(1) 学位論文を提出する者は、学位論文提出期限の各提出期日までの2ヶ月以前の適当な期日に、「予備審査」を受けなければならない。

ない。

(2) 予備審査の審査委員は、専門性を考慮の上、経済学研究科所属の教授3名で構成する。ただし、必要に応じて増員し、経済学研究科所属の教授以外の者（他の大学院または研究所等の教員等を含む）に委嘱することができる。審査委員の中には指導教授を含むものとする。審査委員は、当該専攻会議を経て研究科委員会において選出される。この議を経て、審査委員会が構成される。

(最終審査)

第6条 最終審査に関しては、以下の3項目を定める。

(1) 予備審査を合格した者のみが、最終審査へ進むことができる。

(2) 審査委員会は、「予備審査」の審査委員が就任することとする。

(3) 審査委員会は、学位申請論文の審査、および口述試験を行い、その結果を文書をもって研究科委員会に報告する。

(予備審査・最終審査の手続き・審査期間)

第7条 予備審査および最終審査の手続きに関しては、以下の5項目を定める。

(1) 学位申請論文を提出しようとする者は、明治学院大学学位規程、明治学院大学研究倫理基準、および『明治学院大学大学院要覧』に基づき、提出期限の1年前までに指導教授の同意の上で、「課程博士論文計画書」を当該専攻会議を経て経済学研究科委員長に対して提出しなければならない。

(2) 「課程博士論文計画書」の提出があったときは、研究科委員長はすみやかに研究科委員会に報告し、当該専攻主任に口頭で「予備審査」の依頼をしなければならない。

(3) 原則として指導教授の推薦を必要とする（「課程博士論文計画書」を含む）が、推薦を得られない場合（例：疾病、海外在住、退職等々）、該当事情を勘案し、研究科委員会において審議する。

(4) 「予備審査」で合格し、「最終審査」を受ける院生より提出された「課程博士論文」に関して、審査委員会は6月末日提出の論文については12月末日までに、10月末日提出の論文については翌年4月末日までに審査を終了しなければならない。

(5) 審査において不合格の場合は、次年度に提出できる。その際、提出された「課程博士論文計画書」の有効期間は提出可能年限量まで延長できるものとする。

(学位授与の議決)

第8条 学位授与の議決は、6月末日提出の論文については翌年の1月に開催される経済学研究科委員会において、10月末日提出の論文については翌年5月に開催される経済学研究科委員会において行うことを原則とする。

(準用)

第9条 この内規に定めのない事項に関しては、明治学院大学学位規程に基づき、研究科委員会において審議する。

(規程の改廃)

第10条 この内規の改廃は、研究科委員会および大学院委員会の議を経て、大学評議会の承認を得るものとする。

付則

1 この内規は、「学位請求論文（課程博士）審査に関わる内規」（2003年4月1日施行、2008年4月1日及び2010年4月1日改正）を条文形式に改めたものである。

2 この内規は、2016年6月24日から施行する。

3 この内規は、2020年4月1日から施行する。(第5条 予備審査の変更)

4 この内規は、2024年4月1日から施行する。(第3条の変更)

経済学研究科学位授与基準

本研究科における学位（「修士」、「課程博士」、「論文博士」）を取

得する為には、以下の要件を満たさなくてはならない。

(「修士」「論文博士」中略)

2課程博士

- (1) 原則として、博士後期課程の在学期間が3年以上であること。
- (2) 各専攻の修了要件単位の取得(又は見込み)し、指導教員から3年間以上の研究指導を受けた者。また、単位取得満期退学者であって博士後期課程入学後6年以内の者も適用する。
- (3) 学位論文の提出期限は、学位請求年度の6月末日または10月末日のいずれかとする。ただし、学位申請論文を提出しようとする者は、明治学院大学学位規程にもとづき、提出期限の1年前までに指導教員の同意の上で、「課程博士論文計画書」を経済学研究科委員長に対して提出しなければならない。
- (4) 学位論文を提出する者は、学位論文提出期限の各提出期日までの2ヵ月以前の適当な期日に、「予備審査」を受け、合格しなければならない。
- (5) 学位審査は「予備審査」および「最終審査」があり、「予備審査」は、博士論文の内容や研究方法について、審査委員会(主査1名および副査2名以上で構成)の立会いの下、公開形式(大学院構成員及び院生が参加可能)で「予備審査」を受け、必要な研究指導を受けなければならない。「予備審査」に合格した者のみが課程博士論文の提出資格を有する。他方、「最終審査」もまた審査委員会の立会いの下、公開形式(大学院構成員が参加可能)で審査を受ける必要がある。
- (6) 「予備審査基準」および「最終審査基準」は、以下の基準に基づいて厳正に行うものとする。

(予備審査基準)

予備審査は、提出された論文が、課程博士の学位を授与するにふさわしいものとして完成する見込みについて審査をするものとし、必要があれば、審査委員より論文内容に関する疑問や助言などの提示をおこない、指導主査を通じて論文の修正に係る指導がおこなわれる。ただし、審査は、公開口頭諮問の形で、面接口述試験をおこなう。

ア 研究テーマの適切性

研究テーマの設定が学術的・社会的意義および貢献が明確に意識され、申請された学位に対して妥当であり、論文作成に当たった問題意識が明確であるか。

イ 研究テーマに関する先行研究や関連研究に関する理解の適切性

研究テーマに関する先行研究や関連研究を調査し、いかなる点が論点になっているのかを的確に把握しているか。

ウ 研究結果・結論に至る論証の適切性

研究テーマに沿って問題が適切に設定され、それにふさわしい研究方法が選択され具体的かつ確かな分析・考察がなされているか、資料・データの取り扱いや分析結果の解釈は妥当か、結論に至るまで内容的に首尾一貫した論述が展開されているか、更に明確に結論が導出されているか。

エ 研究内容の独自性

当該研究領域の理論的・実証的見地から見て、論文が目すべき独自の価値が認められ、学会への貢献が果たされているか。

オ 論文の形式・体裁の適切性

論文の分量や記述(本文、図表、引用、参考文献など)が充分かつ適切であり、学術論文として本論の構成が首尾一貫しているか。

カ 知識の適切性

当該研究分野に関する最先端の知識、および関連する研究分野の基礎的知識を有するか。

キ 特記事項

その他、特記に値する事項があるか。特記事項をコメントする。(最終審査基準)

本審査は、予備審査後に提出された「課程博士論文」が課程博士の学位を授与するにふさわしいものかどうかについて審査するものとし、公開口頭諮問の形で、面接口述試験をおこなう。

- (7) 研究科委員会の「合否判定会議」で合格すること。ただし、「学位授与」および「審査報告書」は以下の通りとする。

(学位授与)

審査委員会は、審査後直ちに研究科委員長に「審査報告書」を提出する。研究科委員長は当該専攻主任に専攻会議開催を要請し、専攻主任は専攻会議での審議・承認を経て、審議結果を研究科委員長に報告する。その後、研究科委員長は、研究科委員会を開催し、先の「審査報告書」に基づき、研究科委員会(研究科委員会の構成員数3分の2以上の出席者数により成立)は学位授与の可否を出席者数の3分の2以上の賛成により決定する。そして、研究科委員長は、学長に報告、学長が学位を授与する。

(審査報告書)

「審査報告書」は、研究科委員長宛で作成・提出するが、その際、主査および副査のサイン・押印と共に、論文の講評を掲載する必要がある。様式は特に定めないが、過去の「審査報告書」を参考にして作成することが望ましい。

(中略)

附則

- 1 この基準は、2009年11月1日からこれを施行する。
- 2 2009年度については、本基準の運用を弾力的に行うことができる。
- 3 この基準は、2010年4月1日からこれを施行する。
- 4 2016年4月1日一部訂正(付則1、2、3訂正)
- 5 2020年4月1日一部訂正(2課程博士(5)・(7)、3論文博士(4)・(5))
- 6 2022年4月1日一部訂正(2課程博士(7)、3論文博士(2)・(5))

社会学研究科博士学位(課程博士・論文博士)申請論文審査に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、明治学院大学学位規程(以下「学位規程」という)に基づき、博士学位申請論文を審査する際の社会学研究科(以下、本研究科という)における手続きおよび審査基準について定める。(博士学位の性格)

第2条 博士の学位は、専門研究者として相応しい研究成果に対して授与するものとする。

論文博士は、博士後期課程修了者と同等以上の学力および識見があり、かつ社会学/社会福祉学領域における研究者として相応しい研究成果を有し、博士学位申請論文(論文博士)の審査に合格したのに対して授与する。

(博士学位申請論文の提出資格要件)

第3条 博士学位申請論文の提出資格要件は以下のとおりとする。

(1) 課程博士

博士学位申請論文(以下、博士論文とする)を提出できる者は、以下の二つのうち、いずれかの要件を満たす者とする。

ア 論文提出年度において、博士後期課程に入学後3年以上(3年次目を含む)在学し、かつ必要単位を修得または修得見込みの者で、入学後の在学期間が6年以内の在学中の者。

イ 論文提出年度において、博士後期課程入学後3年以上在学し、必要単位を修得または旧規定(学則)において必要な研究指導を受けたのみで退学した者で、論文提出年度において在学(再

入学)し、入学後の在学期間が6年以内の者。ただし、再入学して必要単位を修得見込みの者を含む。

(2) 論文博士

論文を提出できる者は、本研究科において博士の学位の取得を希望する者とする。ただし、論文審査の段階で、「明治学院大学学位規程」第8条の2および第12条に従い、大学院博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することの確認を行う。

(博士学位申請論文の提出要件)

第3条の2 博士学位申請論文の提出にかかわる基準は、各専攻で定める。

[社会学専攻]

(1) 課程博士

論文提出時まで、2名以上の査読者のいる学会誌(日本学術会議に登録されている学協会等が発行する学術誌あるいは社会学専攻会議が認めた学術誌)に単著論文2編以上(共著論文の場合には筆頭著者であること)が掲載済みであるか、または掲載が確約されている者(掲載決定証明書類を提出すること)。

なお2編のうち1編は明治学院大学社会学研究科発行の「社会学専攻紀要」の論文でもよい。

(2) 論文博士

ア 論文審査の段階で、「明治学院大学学位規程」第8条の2および第12条に従い、大学院博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することの確認を行う。

イ 2名以上の査読者のいる学会誌(日本学術会議に登録されている学協会等が発行する学術誌あるいは社会学専攻会議が認めた学術誌)に単著論文2編以上(共著論文の場合には筆頭著者であること)が掲載済みであるか、または掲載が確約されている者(掲載決定証明書類を提出すること)。

[社会福祉学専攻]

(1) 課程博士

論文提出時まで、2名以上の査読者のいる学会誌・学術誌に提出論文に関連する単著論文1編以上(共著論文の場合には筆頭著者であるものを認めることがある)が掲載済みであるか、または掲載が確約されている者(掲載決定証明書類を提出すること)。

(2) 論文博士

論文提出時まで、2名以上の査読者のいる学会誌(学協会等が発行する学術誌)に提出論文に関連する単著論文2編以上(共著論文の場合には筆頭著者であること)が掲載済みであるか、または掲載が確約されている者(掲載決定証明書類を提出すること)。

(3) 課程博士・論文博士とも、上記に定める以外の文献を論文提出の要件として、社会福祉学専攻会議の議を経て、認めることがある。

(博士論文の提出準備)

第4条 博士論文の提出準備については以下のとおりとする。

(1) 課程博士

ア 本内規第3条(1)アの資格要件によって論文を提出しようとする者は、論文提出予定年度の前年度10月末日(社会学専攻においては6月に提出する場合、社会福祉学専攻においては5月に提出する場合)または当該年度4月末日(社会学専攻においては10月に提出する場合、社会福祉学専攻においては9月に提出する場合)までに、以下の書類を、社会学研究科委員長(以下「研究科委員長」という)に提出するものとする。

(ア) 指導教員の「博士論文提出承諾書」(以下「承諾書」という)

書式任意とするが、指導経過の概要・推薦事由・申請承諾を含むものとする。

(イ) 「博士学位論文計画書」(以下「計画書」という)

書式は任意とするが、第5条第2項に定める論文の提出期限を明記し、テーマ・内容・方法等を5000～8000字程度でまとめたもの。

(ウ) 履歴書(書式任意)

(エ) 博士論文提出資格審査申請書(書式任意)

イ 本内規第3条(1)イの資格要件によって論文を提出しようとする者は、再入学する前年度の10月末日までに、以下の書類を、研究科委員長宛てに提出するものとする。

(ア) 在職する前指導教授の承諾書(書式等前号に同じ)

ただし、退職等の事由により、前指導教授の承諾書が得られない場合は、その旨の理由書(計画書提出者による任意の書式)の添付をもって替えることができる。

(イ) 計画書(書式等前号に同じ)

(ウ) 履歴書(書式任意)

(エ) 博士論文提出資格審査申請書(書式任意)

ウ 研究科委員長は、本項アにより計画書等の提出があったときは、社会学研究科委員会(以下「研究科委員会」という)にその旨を報告し、本項イにより計画書の提出があった時は、計画書提出者の再入学および計画書等について研究科委員会に諮り、いずれの場合も承認を得なければならない。

(2) 論文博士

論文博士の審査申請手続きは、各専攻で定める。

[社会学専攻]

学位申請論文(論文博士)を提出しようとする者は、提出日の半年前までに「博士論文計画書」を社会学研究科委員長に提出しなければならない。社会学研究科委員長からその報告を受けて、社会学専攻主任は、提出後3ヶ月以内に社会学専攻会議において、当該論文の審査申請を受け付けることについて審議しなければならない。なお、社会学専攻に、提出される論文の研究分野に通じ、論文の審査が可能な3人以上の専任教員がいることが予備審査委員会設置の条件となる。

[社会福祉学専攻]

ア 学位申請論文(論文博士)を提出しようとする者は、主査を希望する教授の同意の上で、提出日の半年前までに「博士論文計画書」を社会学研究科委員長に提出しなければならない。

イ 博士論文計画書の提出があったときは、社会学研究科委員長はすみやかに社会福祉学専攻主任に報告しなければならない。

ウ 上記報告を受けて、社会福祉学専攻主任は、社会福祉学専攻会議において、当該論文の審査申請を受け付けることについて審議しなければならない。なお、社会福祉学専攻に、提出される論文の研究分野に通じ、論文の審査が可能な3人以上の専任教員がいることが承認の条件となる。

エ 社会福祉学専攻主任は、社会福祉学専攻会議での審議結果を社会学研究科委員会に報告し、当該論文の審査申請を受け付けることについて、社会学研究科委員会で承認を得なければならない。

(博士論文の提出)

第5条 博士論文の提出は以下によるものとする。

(1) 課程博士

ア あらかじめ提出した計画書に明記された期限に論文を提出しようとする時は、以下の書類を研究科委員長宛てに提出するものとする。

(ア) 博士論文審査願(大学院所定の用紙)1通

(イ) 論文目録(大学院所定の用紙)1通

(ウ) 論文(仮製本)3通

(エ) 論文要旨(邦文8000字程度、英文500語程度)3通

(オ) 履歴書(大学院所定の書式)3通

(カ) 研究業績目録(大学院所定の書式)3通

(キ) 博士論文提出記録(大学院所定の用紙)1通

(ク) 大学院博士後期課程修了予定記録(大学院所定の用紙)1通

イ 論文の提出期限

論文の提出期限は、各専攻で定める。

[社会学専攻] 毎年度、6月末日または10月末日のいずれかとする。

[社会福祉学専攻] 毎年度、5月末日または9月末日のいずれかとする。

(2) 論文博士

以下の書類に、審査料を添えて、研究科委員長宛に提出するものとする。

- ア 博士論文審査願（大学院所定の用紙）1通
- イ 学位申請書（大学院所定の用紙）1通
- ウ 論文目録（大学院所定の用紙）1通
- エ 論文（仮製本）3通
- オ 論文要旨（邦文8000字程度、英文500語程度）3通
- カ 履歴書（大学所定の書式）3通

（論文の審査）

第6条 論文の審査は以下によるものとする。

(1) 予備審査

ア 課程博士

予備審査については、各専攻で定める。

[社会学専攻]

博士の学位授与の要件を満たした者は、予備審査を経ずに、論文提出を行う。

[社会福祉学専攻]

論文提出の準備を経て、論文の提出があったときは、研究科委員長は速やかに研究科委員会に諮り、予備審査委員会を設ける。予備審査委員会は、提出された論文が博士論文審査の対象となるかどうかを1ヵ月以内に判断し、研究科委員会に報告しなければならない。予備審査に合格した場合は、明治学院大学学位規程第13条に規定する専門審査委員会を設ける。

イ 論文博士

論文博士の審査を希望する者の論文の提出があったときは、研究科委員長は速やかに研究科委員会に諮り、予備審査委員会を設ける。予備審査委員会は、第5条(2)で提出された書類を検討し、提出された論文が博士論文審査の対象となるかどうかを3ヵ月以内に判断し、研究科委員会に報告しなければならない。

予備審査に合格した場合は、学位規程第13条に規定する専門審査委員会を設ける。

(2) 専門審査委員会の設置

ア 論文の提出があったとき、研究科委員長は、速やかに研究科委員会に諮り、学位規程第13条に規定する専門審査委員会を設ける。

(ア) 専門審査委員は、各専攻教員のなかから主査1名と副査2名を選出する。なお、課程博士においては、主査は指導教員以外の教授とし、副査の1名は指導教員とする。社会学専攻においては、副査の1名を社会福祉学専攻もしくは社会学研究科以外の者（他の大学院の教員等を含む）に依頼することがある。

(イ) 社会福祉学専攻会議で、必要と認めるときは、前項の委員に加えて、外部評価委員として、社会学専攻もしくは社会学研究科以外の者（他の大学院の教員等を含む）に依頼することがある。

イ 研究科委員長が必要と認めるときは、次項に定める審査期間中であっても、学位規程第13条2項に基づき、研究科委員会の承認を得て、審査委員の変更あるいは追加等を行うことができる。

(3) 審査期間

ア 課程博士

審査期間は、各専攻で定める。

[社会学専攻]

専門審査委員会は、6月末日提出の論文については翌年の1

月末日までに、10月末日提出の論文については翌年6月末日までに審査を終了し、その結果は文書をもって研究科委員会に報告する。なお、在学6年度目の10月末日に提出された論文については、翌年2月末日までに審査を終了するものとする。

[社会福祉学専攻]

専門審査委員会は、5月末日提出の論文については翌年の1月末日までに、9月末日提出の論文については翌年6月末日までに審査を終了し、その結果は文書をもって研究科委員会に報告する。なお、在学6年度目の9月末日に提出された論文については、翌年2月末日までに審査を終了するものとする。

イ 論文博士

専門審査委員会は、委員会設置から6ヶ月以内に論文審査を完了し、その結果は文書を持って研究科委員会に報告する。

(4) 審査の手続き

ア 課程博士

審査委員会は、審査期間内に論文提出者に対する論文の修正指導、非公開の口述試問などを適宜実施し、審査を行う。この段階で、提出された論文が学位論文として適切な内容であると判断した場合は、最終試験を実施する。最終試験は公開による口述試問とする。審査委員会は、それらの審査の最終結果を研究科委員会に文書をもって報告する。

イ 論文博士

審査委員会は、審査の結果、提出された論文が学位論文として適切な内容であると判断した場合は、最終試験を実施する。最終試験は公開による口述試問とする。専門審査委員会は、それらの審査の最終結果を研究科委員会に文書をもって報告する。

(5) 審査基準

以下を審査基準の指標とする。

[社会学専攻]

- (ア) 博士論文に相応しい形式が備わっているか
- (イ) 論文題目および英文アブストラクトなどの梗概において研究内容が的確に表現されているか
- (ウ) 主題の設定が専門分野の学術的研究として適切であるか
- (エ) 問題意識が明確であり、また論文全体を通して一貫しているか
- (オ) 論文全体の流れが研究内容に対して適切に構成されているか
- (カ) 研究の内容に独自性および高度な専門性があるか
- (キ) 研究方法は妥当かつ適切であるか
- (ク) 問題提起から研究結果または結論に至るまでの論証プロセスにおいて飛躍や漏れ、欠陥はないか
- (ケ) 先行研究や関連研究を十分に踏まえているか
- (コ) 術語の創出・用法が適切であるか、また文章表現が博士論文にふさわしい水準に達しているか
- (サ) 口述試験における発表と質疑応答の練度が博士の学位にふさわしい水準に達しているか
- (シ) 調査研究・事例研究の場合には、研究倫理委員会等の承認を得ているか
- (ス) 論文において研究倫理への配慮が十分になされているか

[社会福祉学専攻]

- (ア) 論文の形式・体裁が適切であるか
- (イ) 先行研究を的確に踏まえているか
- (ウ) 研究目的は明確であるか
- (エ) 社会福祉の理念・政策・実践との関連付けは明確であるか
- (オ) 研究目的に照らして研究方法は適切であるか
- (カ) 使用されている概念・用語は適切であるか
- (キ) 調査の方法・分析が適切で、結果は明確であるか
- (ク) 論理の展開には一貫性があるか
- (ケ) 考察および結論には新しい知見および注目すべき独自の価値が含まれているか

- (コ) 表題は内容を適切に表現しているか
- (サ) 省略語・単位・数値は正確に表現されているか
- (シ) 図表の体裁（タイトル・単位・形式）が整っており、また図表は本文の説明と適合しているか
- (ス) 研究倫理への配慮が十分になされているか
- (セ) 口述試験における発表および質疑応答は的確であるか
- (ソ) 論文の内容から、学位審査論文の提出者が独立して研究する能力を十分に有していることが示されているか

（学位授与の議決）

第7条 学位授与の議決は以下によるものとする。

(1) 課程博士

学位授与の議決は、各専攻で定める。

[社会学専攻]

研究科委員長は、専門審査委員会の報告を受けた後、原則として、6月末日提出の論文については翌年2月、10月末日提出の論文については翌年7月の研究科委員会に諮り、学位授与についての議決を行うものとする。在学6年度目の10月末日に提出された論文については、翌年2月未までに学位授与についての議決を行うものとする。

[社会福祉学専攻]

研究科委員長は、専門審査委員会の報告を受けた後、原則として、5月末日提出の論文については翌年2月、9月末日提出の論文については翌年7月の研究科委員会に諮り、学位授与についての議決を行うものとする。在学6年度目の9月末日に提出された論文については、翌年2月未までに学位授与についての議決を行うものとする。

(2) 論文博士

研究科委員長は、専門審査委員会の報告を受けた後、3ヶ月以内に研究科委員会に諮り、学位授与についての議決を行うものとする。

(3) 学位授与の議決

学位授与の議決は、学位規程第15条に従い、当該研究科所属の教授の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上の賛成をもって可決する。投票は無記名によって行う。

（学位の授与）

第8条 合格者に対する学位の授与は、以下によるものとする。

[社会学専攻]

合格者に対する学位の授与は、原則として、6月末日提出の論文については翌年3月、10月末日提出の論文については翌年9月にこれを行う。在学6年度目の10月末日に提出された論文については、翌年3月に学位の授与を行う。

ただし、論文博士の場合は、審査終了後1年以内に学位授与を行う。

[社会福祉学専攻]

合格者に対する学位の授与は、原則として、5月末日提出の論文については翌年3月、9月末日提出の論文については翌年9月にこれを行う。在学6年度目の9月末日に提出された論文については、翌年3月に学位の授与を行う。

ただし、論文博士の場合は、審査終了後1年以内に学位授与を行う。

（準用）

第9条 この内規に定めのない事項については、学位規程による。

（改廃）

第10条 この内規の改廃は、研究科委員会および大学院委員会の議を経て、大学評議会の承認を得るものとする。

付則

- 1 1992年1月29日決定・1992年4月1日施行
- 2 1997年4月1日改正・1997年4月1日施行
- 3 2002年7月10日改正・2003年4月1日施行
- 4 2004年3月10日改正・2004年4月1日施行
- 5 2006年2月18日改正・2006年4月1日施行

- 6 2009年2月18日改正・2009年2月18日施行
- 7 2009年6月18日改正・2009年6月18日施行
- 8 2009年11月18日改正・2009年11月18日施行
- 9 2011年12月14日改正・2011年12月14日施行
- 10 2013年1月9日改正・2013年1月9日施行
- 11 2015年11月11日改正・2015年11月11日施行
- 12 2016年3月9日改正社会学研究科委員会承認

13 この内規は、2016年6月24日から施行する。なお、この内規は社会学研究科委員会の承認を経て1992年4月1日付で施行された内部規則を条文形式に改め、また現状に則して一部表記を修正したものである。

14 この内規は、2018年4月1日から施行する。（第4条、第5条、第6条）

15 この内規は、2019年4月1日から施行する。（第7条、第8条）

16 この内規は、2022年4月1日から施行する。（第3条第3号の削除、第3条の2の追加、第4条2号、第6条1号2号の変更）なお、この内規は、2016年4月1日付で施行された内部細則の条文を組み込み、一部を修正したものである。この改訂にあわせて「社会学研究科社会学専攻博士論文提出に関する細則」ならびに「社会学研究科社会福祉学専攻博士論文提出に関する細則」を廃止する。

17 この内規は、2024年4月1日から施行する。（第6条第5号の変更）

法学研究科博士学位（課程博士）申請論文審査に関する内規

（目的）

第1条 この内規は、明治学院大学学位規程（以下、「学位規程」という）第8条第1項に規定する課程博士につき法学研究科における学位申請論文の審査手続を定める。

（課程博士学位論文の審査委員の資格要件）

第2条 学位申請論文が提出された場合には、学位申請論文を審査するため、論文提出期限の翌月に開催される法学研究科委員会において、審査委員会の委員を選出する。

2 審査に当たる委員は、主査1名、副査2名（事情により、若干名を追加することができる）によって構成される。

3 主査は、教授とする。指導教授は、主査となることができる。副査は、教授または准教授とする。

（審査期間等）

第3条 学位申請論文の審査委員会は、6月末日提出の論文については翌年の2月末日までに、10月末日提出の論文については翌年6月末日までに審査を終了しなければならない。

2 審査委員は、学位申請論文の写しを受け取ってから、それを熟読・吟味し、2ヶ月以内に、第1回の審査委員会を開催する。

3 前項の審査委員会での検討に際しては、学位申請論文提出者の出席を求め、論文の概要・要旨を15分以内で、口頭で報告させ、疑問点等について質疑応答を行う。

4 審査委員会は、前項の質疑を踏まえて、学位申請論文が博士論文として合格の可能性があるかどうかを検討し、合格の可能性があると認められた場合には、主査を中心として、次条の審査報告書（案）の作成を行う。

5 合格の可能性がないと認められた場合には、その旨を法学研究科委員長に報告し、審査結果報告書を作成するか、学位申請論文の提出者に論文の提出を取り下げを勧告するかの方針を決定する。

（審査結果報告書（案）の作成）

第4条 学位申請論文の写しを受け取ってから4ヶ月以内に、第2回の審査委員会を開催し、主査を中心として作成した審査結果報告書（案）を検討し、合意が得られた場合には、主査が、その概要を法学研究科委員会に報告する。

2 審査報告書（案）の作成に際しては、博士論文として以下の各号に規定する形式基準、実質基準を満たしているかどうかを検討しなければならない。

(1) 形式基準

- ア 論文の概要が和文と英文の両方で添付されていること。
- イ 論文の容量が十分な量を持つこと（原則として、和文の場合は2万字、英文の場合は10,000wordsを超えていること）。
- ウ 論文の目次について、問題の提起、本論、結論の形式を踏まえていること。
- エ 文献の引用が、適度な引用形式を踏まえていること。

(2) 実質基準

- ア 論文が先行業績（主要な学説（内外の文献も含む）、判例等）を踏まえたものとなっていること。
- イ 先行業績は、論文のテーマについて、どのような考え方をしてきたのかを、外国文献、判例を含む新しい資料、または、新しい問題意識に基づいて明らかにしていること。
- ウ 論文の構成・構造が問題の解決に適していること。
- エ 著者の意図が十分実現されていること、および、問題提起の問いに、結論が、その答えを示すものとなっていること。
- オ 論文が学界に貢献するものとなっていること。すなわち、従来の定説をくつがえすものであるか、または、よりよい説明をもたらすものとなっていること。
- カ 論文の内容から、学位申請論文の提出者が、独立して研究する能力を十分に有していることが示されていること。

3 以上の審査結果報告（案）に基づいて、法学研究科委員会は可否を決定し、学位申請論文の提出者に対して口述試験へと進めるかどうかを過半数の議決をもって決定する。

(口述試験)

第5条 口述試験は、6月末日提出の論文については翌年の3月に開催される法学研究科委員会において、10月末日提出の論文については翌年7月または9月に開催される法学研究科委員会において、過半数の出席の下で行う。

2 口述試験においては、学位申請論文の提出者が10分～15分の論文趣旨の説明を行い、これに基づいて、審査委員との質疑応答、その他の委員からの質疑応答を行う。

3 口述試験の可否は、上記の手続の後、法学研究科委員会の出席委員の投票によって決定する。合格するためには、3分の2以上の賛成多数を必要とする。

(審査報告書の作成)

第6条 前条の口述試験で論文提出者が合格した場合には、審査委員は、審査報告書（案）に口述試験の概要とその結果を追記して、審査委員会に提出する。審査委員は、主査、副査ともに、本項前段の審査報告書（案）の内容を確認して、正規の審査報告書を作成し、署名・押印する。

2 審査委員会は、作成した審査報告書を法学研究科委員長に提出する。

(準用)

第7条 この内規に定めのない事項については、学位規程による。

(改廃)

第8条 この内規の改廃は、研究科委員会および大学院委員会の議を経て、大学評議会の承認を得るものとする。

付則

1 この内規は2011年4月1日より施行する。

2 この内規は、2016年6月24日から施行する。なお、この内規は、法学研究科委員会の承認を経て2011年4月1日付で施行された内部規則を条文形式に改め、また現状に則して一部表記を修正したものである。

法学研究科課程博士の学位論文の提出手続に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、明治学院大学学位規程（以下、「学位規程」という）第8条第1項に規定する課程博士につき法学研究科における学位論文の提出手続を定める。

(課程博士學位論文の提出資格要件)

第2条 学位論文の提出予定者は、博士（後期）課程に3年以上在学し、かつ、8単位以上の修得見込みの、研究指導を受けた者でなければならない。また、単位取得満期退学者であって博士（後期）課程入学後6年以内の者も提出資格を有する。

(学位論文提出期限)

第3条 学位論文の提出期限は、その提出予定者の選択により、6月末日または10月末日のいずれかとする（選択結果を第4条に定める論文計画書に明記する）。

(論文計画書の提出)

第4条 学位論文の提出予定者は、前号に定める論文提出期限（6月末日または10月末日）の1年前までに指導教授の同意を得た上で、所定の論文計画書を研究科委員長に提出しなければならない。ただし、この提出は在籍期間内であることを要する。

2 論文計画書の提出があったときは、研究科委員長は直近の法学研究科委員会において報告し、承認を得なければならない。

(審査期間)

第5条 6月末日提出の論文については翌年の2月末日までに、10月末日提出の論文については翌年6月末日までに審査を終了しなければならない。

(審査員の選出)

第6条 審査委員は、論文提出期限の翌月に開催される法学研究科委員会において選出されることを要する。

(学位授与の議決)

第7条 学位授与の議決は、6月末日提出の論文については翌年の3月に開催される法学研究科委員会において、10月末日提出の論文については翌年7月または9月に開催される法学研究科委員会においてなされることを原則とする。

(準用)

第8条 この内規に定めのない事項については、学位規程による。

(改廃)

第9条 この内規の改廃は、研究科委員会および大学院委員会の議を経て、大学評議会の承認を得るものとする。

付則

1 この内規は、2016年6月24日から施行する。

国際学研究科博士学位（課程博士）申請論文審査に関する内規

(博士号審査（課程博士）の基本要件)

第1条 国際学研究科における博士号審査の基本要件は、以下の通りである。

(1) 博士論文提出資格審査願の提出

第2条第2号に従い、博士論文提出資格審査願を期限内に提出する。

(2) 博士論文の提出

上記の要件は、博士論文を提出する際にも適用される。

(3) 論文審査における審査基準

論文の審査基準は、以下の通りである。

ア 先行研究

先行研究の総合的検討がなされていること（これまで何がどこまで研究され、何が問題として残されているかが明確に示されているかどうか）。

イ 意義とオリジナリティ

論文の意義とオリジナリティが明確にされていること（上の点を踏まえた上で、申請論文は従来の研究とはどの点で異なり、どの点で乗り越えているか、あるいは修正を加えているか）。

ウ 基本資料・基本文献

論文では、その分野で当然目を通すべき基本資料や文献が使用されているかどうか。

エ 資料批判

使用されている資料の資料批判（テキストクリティク）が綿密に行われているかどうか。

オ 論証の手続き

論証の手続きが適切かつ説得的であるかどうか（構成が適切かどうか、記述が明瞭であるかどうか）。

カ 議論の首尾一貫性

論文全体をとおして議論に矛盾や不明瞭な点はないか。

キ 問題提起と結論の整合性

論文の最初に提起された問題と結論が整合的に対応しているかどうか。

(4) 総合判断

申請者が今後独立した研究者として、研究を組織し推進する能力があることを論文が証明していることがもっとも重要な点である。なぜなら、大学院生の論文に、完成した研究成果であることを求めることには無理があるからである。

(博士論文の執筆と審査の手順)

第2条 博士論文の執筆と審査は以下の手順によるものとする。

(1) 指導体制

大学院生は、博士後期課程に進学後、指導教員（主査）1名、指導教員（副査）2名を決め、その指導のもとに、論文作成を行う。

(2) 博士論文提出資格審査

大学院生は、博士論文の提出に先立って、10月末日提出の論文については9月15日までに、1月末日提出の論文については、12月15日までに、博士論文提出資格審査願を出し、審査に合格しなければならない。また、この審査に必要な研究計画、準備論文を提出する前に、指導教員（主査）と十分検討し、できるだけ提出後に問題が発生しないように準備しなければならない。指導教員（主査）および指導教員（副査）はこの点の十分な確認後、論文提出資格審査申請を認めるものとする。審査願が出されたら、研究科委員長はただちに資格審査のための委員会を発足させ、出願者の書類審査を行う。その上で、1カ月以内にその可否を決定し、結果を出願者に回答する。

ア 博士論文提出資格審査委員会（以下「予備審査委員会」という。）

予備審査委員会は、研究科執行部の任命する審査委員長、研究科委員長ないし／および研究科主任、指導教員（主査）および指導教員（副査）1名ないし2名、他に、研究科委員長ないし審査委員長が必要と認める研究科所属教員から構成される。審査は、提出された書類の審査により行う。委員会内で票決が割れた場合、最終的な決定は、委員長が行う。

イ 博士論文の提出資格

資格審査申請にあたり、出願者は、以下の条件を満たしていなければならない。

- (ア) 博士後期課程に2年以上在籍していること。
- (イ) 博士後期課程において8単位以上の単位を取得していること。
- (ウ) 学術論文またはこれに準ずるものを2点以上公表していること（査読誌への論文掲載を基準とする。最終審査までに掲載予定の論文、印刷中の論文も含む）。

ウ 提出書類

資格審査申請にあたり、出願者は、以下の書類を提出しなければならない。

(ア) 準備論文（400字詰め原稿用紙 30枚以上、英文 3,600語以上）

(イ) 2点以上の学術論文またはこれに準ずるもののコピー

(ウ) 2点以上の査読誌等への既発表論文のコピー

エ 審査後の論文制作

予備審査委員会は、申請後、1カ月以内に、資格審査の結果を出願者に知らせる。

オ 学位論文の提出期限

学位論文の提出期限は、その提出予定者の選択により、10月末日、または1月末日、いずれかとする。

(3) 博士論文審査

ア 博士学位申請

研究科委員長は、博士論文が提出されたら、学長に対し、博士学位申請を行う。論文目録、論文要旨、履歴書各1通を添え、学長に提出する。学位論文は1冊とし、3通を提出する。学長は論文受理後、問題がなければ、研究科委員会に審査を付託する。

イ 論文審査委員会

学長から審査を付託されたら、研究科委員長は、論文審査委員長を指名し、審査委員長と合議の上、論文審査委員会委員の選任を行う。論文審査委員会は、審査委員長、研究科委員長ないし研究科主任、指導教員（主査）および指導教員（副査）のうち最低1名、他審査委員長ないし研究科委員長が必要と判断する委員からなるが、審査の精確を期すため、外部専門家を1名加えるよう努力する。

審査は、結果が委員会で割れた場合、審査委員長が最終的な判断を下す。なお、審査委員長は、指導教員（主査）が兼ねることはできない。また、指導教員（主査）が、研究サバティカル制度適用期間にあたる場合、指導教員（主査）は研究サバティカル制度適用期間に入るに際し、指導教員（主査）代理を決めなければならない。研究サバティカル制度適用期間は、代理の教員が指導教員（主査）に代わり指導にあたる。ただし、「明治学院大学研究サバティカル制度規程」第4条第1項にのっとり、サバティカル制度の適用を受けた者が希望し、研究科委員会で認められた場合に限り、博士論文審査の指導教員（主査）を担当することができる。研究科委員会における審議の際、研究サバティカル制度適用期間にある指導教員（主査）は、求められた場合に発言するため、出席を要請されるが、議決には参加できない。

ウ 論文審査

(ア) 審査委員会は、提出された論文の審査を目的とする予備審査と、出願者への面接口述試験を伴う公開の本審査とを、最低2回行う。第1回目の予備審査の後、必要があれば、委員より論文内容に関する疑問、助言、注文の提示を行い、指導教員（主査）を通じて、論文の修正の指導が行われ、修正稿の提出が求められる。修正稿の提出後、面接口述試験を伴う公開の本審査を行う。本審査後、審査委員のみによる非公開の学位授与可否の審査を行う。審査結果が割れた場合、最終的な決定は、審査委員長が行う。

(イ) 審査期間については以下のとおり。10月末日提出の論文については、翌年の1月末日までに、1月末日提出の論文については、5月末日までに審査を終了しなければならない。

エ 学位授与の議決

10月末日提出の論文については、翌年の2月に開催される国際学研究科委員会において、1月末日提出の論文については、6月に開催される国際学研究科委員会においてなされることを原則とする。

オ 研究科委員会での審議

学位授与と決まった場合、審査委員長は、その結果を文面にまとめ、委員に回覧し、署名を受けた上、研究科委員長にその結果を報告する。研究科委員長は、その報告を受けて、研究科委員会にはかり、学位の授与を審議する。研究科委員会での学位授与に関する審議は、出席者の過半数の票数で可決とする。

(準用)

第3条 この内規に定めのない事項については、明治学院大学大学院学則および明治学院大学学位規程による。

(内規の改廃)

第4条 この内規の改廃は、研究科委員会および大学院委員会の議を経て、大学評議会の承認を得るものとする。

付則

- 1 この内規は、「国際学研究科 博士論文審査の手順とルール（内規）」（2003年6月11日の国際学研究科委員会決定、2004年1月14日及び、2007年5月9日の国際学研究科委員会訂正、2009年2月18日大学院委員会了承）を条文形式に改めたものである。
- 2 この内規は、2016年6月24日から施行する。
- 3 この内規は、2020年4月1日から施行する。（第2条第1項第3号制度名の変更）
- 4 この内規は、2025年4月1日から施行する。（第1条第1号および第2条第1号から第3号の変更）

心理学研究科博士学位（課程博士）申請論文審査に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、明治学院大学学位規程（以下、「学位規程」という）第8条第1項に規定する課程博士につき心理学研究科心理学専攻における学位申請論文の提出手続きを定める。

(課程博士学位論文の提出資格要件)

第2条 学位論文の提出予定者は、博士後期課程に3年以上在学し、かつ、論文指導教授の「特別演習」6科目（12単位）ならびに「特別講義」2科目（4単位）、合わせて16単位以上を修得見込みの、研究指導を受けた者でなければならない。また、単位取得満期退学者であって博士後期課程入学後6年以内の者も提出資格を有する。

(論文の作成様式)

第3条 学位論文の執筆言語は原則日本語とする。ただし、正・副指導教員が特に認めた場合には、研究科委員会の承認を得て、英語を使用することができる。日本語以外で執筆する場合は、必ず指導教員の許可を受け、書面にて研究科委員会に申し出る。その他の規定については、『明治学院大学大学院要覧』「博士学位論文」の当該箇所を参照するものとする。

(学位論文提出期限)

第4条 学位論文の提出期限は、その提出予定者の選択により、11月末日または3月末日のいずれかとする（選択結果を次号に定める論文計画書に明記する）。

(論文計画書の提出)

第5条 学位論文の提出予定者は、前号に定める論文提出期限（11月末日または3月末日）の1年前までに、指導教授の同意を得た上で、所定の論文計画書を研究科委員長に提出しなければならない。論文計画書の提出があったときは、心理学研究科委員長は直近の心理学研究科委員会において報告し、承認を得なければならない。

(審査期間)

第6条 11月末日提出の論文については翌年の2月末日までに、3月末日提出の論文については6月末日までに審査を終了しなければならない。

(専門審査委員の選出)

第7条 専門審査委員は、博士論文初稿が提出された後、心理学研究

科博士後期課程委員会において選出され、直ちに心理学研究科委員会において選出されることを要する。

(審査基準)

第8条 審査にあたっては、以下の点を審査基準として総合的に判断し、100点満点で採点する。

- (1) 研究課題が適切に設定され、明確に説明されていること。
- (2) 研究課題に関連した国内外の先行研究が、幅広く適切に検討されていること。
- (3) 研究方法や分析方法が適切であること。
- (4) 論文構成が的確であり、論理的整合性、一貫性および説得力があること。
- (5) 当該分野・領域の研究に貢献しうる学術的な独創性をもち、高い社会貢献が期待できること。
- (6) 学術研究における倫理上の問題が適切に配慮されていること。

(学位授与の議決)

第9条 学位授与の議決は、11月末日提出の論文については翌年の3月に開催される心理学研究科委員会において、3月末日提出の論文については7月に開催される心理学研究科委員会においてなされることを原則とする。

(準用)

第10条 この内規に定めのない事項については、学位規程による。

(改廃)

第11条 この内規の改廃は、心理学研究科委員会および大学院委員会の議を経て、大学評議会の承認を得るものとする。

付則

- 1 この内規は2007年4月1日より施行する。
- 2 この内規は、2016年6月24日から施行する。ただし、2016年度入学者より適用とする。なお、この内規は、心理学研究科委員会の承認を経て2007年4月1日付で施行された内部規則を条文形式に改め、また現状に則して一部表記を修正したものである。
- 3 この内規は、2018年4月1日より施行する。
- 4 この内規は、2022年4月1日から施行する。（規程名称の変更、第7条の追加、旧第7条から第9条の繰り下げ）
- 5 この内規は、2025年4月1日から施行する。（第3条条表題、第3条の追加、およびそれに伴う条番号の繰り下げ）

諸資格

1. 教育職員免許状

専修免許状の取得を考えている学生は、履修登録前に大学院事務室へ相談のうえ、「科目履修届」提出時に申告すること。

1. 本学で専修免許状を取得するためには、教職課程に関する所定の単位を修得したうえ、大学院の修士課程もしくは博士前期課程を修了し、修士の学位を有しなければならない。また、1種免許状を取得していなければならない。
2. 取得を希望する専修免許状の教科により、履修しなければならない大学院授業科目が定められている。詳細は大学院事務室に確認すること。
3. 教職に関する通知・連絡はPort Hepburnで行うので必ず確認すること。

なお、本大学院が文部科学省から認可されている専修免許状の教科の種類は、下表の通りである。

研究科	専攻	高等学校教諭 専修免許状	中学校教諭 専修免許状	その他免許状
文学研究科	英文学専攻	外国語（英語）		—
経済学研究科	経済学専攻	公民	社会	—
社会学研究科	社会学専攻	公民	社会	—
国際学研究科	国際学専攻	地理歴史	社会	—
		公民		
心理学研究科	教育発達学専攻	—	—	幼稚園教諭専修免許状
				小学校教諭専修免許状
				特別支援学校教諭専修免許状 （知的障害者に関する教育の領域） （肢体不自由者に関する教育の領域） （病弱者に関する教育の領域）

新たに教職履修を始める場合、将来教職に就く意思が強くないと大学院での研究活動との両立は非常に困難なものになるため、事前に充分検討する必要がある。

2. 学芸員資格（学芸員課程）

本学文学部芸術学科は、学科設立の趣旨にもとづき、学芸員課程を併設する。文学研究科芸術学専攻博士前期課程および博士後期課程の学生も、学科に併設された学芸員課程の専門教育科目を修得することによって学芸員資格を得ることができる。

学芸員の職務

学芸員とは博物館におかれる専門的職員である。博物館とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む）し、展示して、教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（公民館、図書館を除く）をいう。

学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業について専門的事項をつかさどる。

学芸員の資格を得るには

博物館法に基づく学芸員の資格は、以下の3項に挙げる条件のうち、いずれかを満たす者に与えられる。

- (1) 学士の学位を有する者で大学において文部科学省令に定める博物館に関する科目及び単位を修得した者。
 - (2) 大学に2年以上在学し、(1)の博物館に関する科目の単位を含めて62単位以上を修得した者で、3年以上学芸員補（これに相当する職等を含む）の職にあつた者。
 - (3) 文部科学大臣が文部科学省令で定めるところにより(1)(2)に掲げる者と同等以上の学力及び経験を有する者と認められた者。
- 上記の条件(1)を満たす学芸員の資格を付与するため、文学部芸術学科におかれた、つぎの専門教育科目を履修すること。

博物館法に定める科目名		配当年次	開講	本学で開講している科目名（単位）		本学で必要な修得単位数	
文部科学省令に定められた必修科目	生涯学習概論	3年次	学期	LACUR	301	生涯学習概論（2単位）	2単位
	博物館概論	3年次	学期	LACUR	302	博物館概論（2単位）	2単位
	博物館経営論	3年次	学期	LACUR	303	博物館学各論A（2単位）	2単位
	博物館資料論	3年次	学期	LACUR	304	博物館学各論B（2単位）	2単位
	博物館資料保存論	3年次	学期	LACUR	305	博物館資料保存論（2単位）	2単位
	博物館展示論	3年次	学期	LACUR	306	博物館展示論（2単位）	2単位
	博物館教育論	3年次	学期	LACUR	307・308	博物館教育論A・B（2単位）	2科目4単位
	博物館情報・メディア論	3年次	学期	LACUR	309・310	視聴覚教育メディア論A・B（2単位）	2科目4単位
博物館実習	4年次	学期	LACUR	401	博物館実習（3単位）	3単位	
本学が定める選択必修科目	美術史	1年次	学期	LAFAH	101・102	西洋美術通史P・S（各2単位）	美術史・文化史・民俗学の3区分のうち、2区分以上から8単位以上
		1年次	学期	LAFAH	103・104	日本・東洋美術通史P・S（各2単位）	
		3年次	学期	LAFAH	301・302	西洋美術史研究A・B（各2単位）	
		3年次	学期	LAFAH	307・308	日本・東洋美術史研究A・B（各2単位）	
	文化史	3年次	学期	LAGEN	105・106	文化史A・B（各2単位）	
	民俗学	3年次	学期	LAGEN	107・108	民俗学A・B（各2単位）	

（注）上記科目は、芸術学専攻博士前期課程および博士後期課程の修了単位には含まれない。

履修に関する注意

1. 学芸員課程履修希望者は、4月の履修登録期間内に大学院事務室および芸術学科共同研究室まで申し出ること。
2. 芸術学専攻以外の学生は本課程を履修できない。
3. 博物館実習は、生涯学習概論、博物館概論、博物館学各論A・B、博物館資料保存論、博物館展示論、博物館教育論A・B、視聴覚教育メディア論A・Bの単位を修得した翌年度以降に履修する権利を生ずる。
4. 実習機関の実習生受け入れ能力は限られているため、課程を履修できる人数をやむを得ず制限することがある。
5. 選択必修科目は大学が定める科目区分3区分（美術史、文化史、民俗学）のうち、2区分以上8単位以上を修得すること。
※博物館法に定める科目区分の科目と、本学で開講している科目名とは異なるので注意すること。
6. 見学や実習にかかる交通費等の諸経費は自己負担となる。

3. 専門社会調査士資格

専門社会調査士は高度な調査能力を身につけたプロの社会調査士である。

調査の問題点や妥当性等の指摘はもちろんのこと、多様な調査手法を用いた調査企画能力、実際の調査を運営管理する能力、高度な分析手法による報告書執筆などの実践能力を有している。

専門社会調査士の資格を得るには

専門社会調査士の資格は以下の条件を満たすものに与えられる。

- (1) 社会調査士資格を有すること。※社会調査士資格を有していない場合であっても、専門社会調査士資格を取得する際、同時に取得することも可能。
- (2) 標準カリキュラムH～Jに対応する科目単位を修得すること。
(H～Jに対応する科目とは次の科目のことである)
【H】調査企画・設計に関する演習（実習）科目
【I】多変量解析に関する演習（実習）科目
【J】質的調査法に関する演習（実習）科目
- (3) 社会調査を用いた研究論文を執筆すること（修士論文を含む）。
- (4) 博士前期課程（修士課程）を修了することによって資格を取得すること。

なお、毎年度大学院社会学専攻で開講される科目のうち、どれがH～J科目であるかは履修時に社会調査実習室（ヘボン館10F）で確認すること。

詳しくは、一般社団法人 社会調査協会のホームページ (https://jasr.or.jp/for_students/get-sp/) を参照のこと。

社会調査士の資格を得るには

大学院生が学科に併設された社会調査士科目の単位を修得することによって、社会調査士資格を取ることもできる。

その際、学部のA～G科目（詳細は社会学科のウェブページを参照のこと [<https://soc.meijigakuin.ac.jp/gakka/practice/practice-examination/practice-examination01/>]) を履修することが可能である。

それらの単位はすべて大学院の単位となるが、修了要件単位としては数えられないので注意すること。ただし、実習については、大学院の調査実習を履修することもできる。その場合、大学院の調査実習は、学部のG科目として認定されるので、社会調査士資格要件を満たすことができる。

また、専門社会調査士と社会調査士の資格を同時に取得することを希望する場合には、学部のG科目は免除される。

大学院科目等履修生

本大学院の特定の授業科目（演習、実習をのぞく）につき科目履修を希望するときは、規程に基づき各研究科の教育研究に支障をきたさない範囲（心理学研究科は、本学大学院心理学研究科を修了した者とする）において、選考のうえ、これを許可することがある。ただし博士後期課程の授業科目の履修は認めない。また、本大学院正規生の履修登録のない科目は開講されない。

(1) 出願資格

1. 大学を卒業した者
2. 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
3. 学校教育法施行規則第155条第1項第3号の規定に基づき文部科学大臣が指定した者
4. 大学に3年在学し、卒業に必要な単位を優れた成績をもって修得しており、大学院において入学を認められ、かつ入学した者
5. 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者
6. 本大学院が大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で22歳に達した者

(2) 受付日程

詳細については3月末～4月初旬に大学院事務室へ問い合わせること。

(3) 出願書類・（科目等履修）選考料

1. 科目等履修生願書（本学所定のもの）
2. 履歴書（本学所定のもの、写真貼付）
3. 最終出身学校の成績証明書および卒業証明書（または資格証明書）
4. 健康保険証、運転免許証、パスポート、住民票抄本など氏名・生年月日を証明する書類いずれか1点の写し。
ただし、外国籍の者は1年間以上の在留期間を記載した在留カード（両面）、特別永住者証明書、パスポートのいずれか1点の写し。（提出時に原本を提示）
5. 選考料：17,500円

(4) 納入金・履修単位数

履修を許可されたものは、別に定める学納金等を納入しなければならない。

学納金等は、学期開始後は理由の如何にかかわらず返金しない。

1単位 20,000円

科目等履修生登録料 30,000円（毎年度）

この他に学生教育研究災害保険料を徴収する。

科目等履修生が履修し得る単位数は1年間12単位以内とする。

※ その他詳細については3月末に配布される科目等履修生出願要項で確認すること。

研究生

研究生とは、本大学院の定める入学者選抜によらず、特定の専門領域について本学教授から研究指導を受ける者で、当該課程在籍者と同等以上の学力があると認められる者を指す。研究生の在籍期間は原則1年である。

(1) 研究生の区分・出願資格

1. 大学院研究生

(第1種) 本大学院博士前期課程または修士課程修了者で、さらに研究を継続し、大学院等の研究施設を利用する者。

(第2種) 本大学院博士後期課程に3年以上在学し、かつ所定の単位を修得または履修し、退学した者が、さらに研究を継続し、大学院等の研究施設を利用する者。

(第3種) 本大学院専門職学位課程修了者で、さらに研究を継続し、大学院等の研究施設を利用する者。

2. 受託研究生

官公庁、大学、研究機関、民間団体等からの委託による者。ただし、大学の教職にある者を除く。

3. 外国人受託研究生

外国籍の者で、大学院に在籍、またはこれを修了した者。

(2) 出願手続

特別な事情を除き、4月より在籍の場合1月末日までに、9月より在籍の場合6月末日までに、下記書類を提出すること。

1. 志願票（本学所定用紙）
2. 最終学校の卒業／修了（見込）証明書（願書受付日6ヵ月以内発行のもの1通）
3. 最終学校の成績証明書（願書受付日6ヵ月以内発行のもの1通）
4. 履歴書（写真貼付）
5. 研究業績一覧
6. 研究計画書
7. 外国籍の者はパスポートもしくは在留カードのコピー
8. 上記区分の「(2) 受託研究生」は委託依頼状

(3) 選考料・納入金

選考料：17,500円

研究指導料：大学院研究生 255,000円

受託研究生 305,000円

外国人受託研究生 305,000円

明治学院大学大学院学納金等取扱細則、別表第1および別表第4を参照すること。

この他に学生教育研究災害傷害保険料を徴収する。

(4) 出願にあたっての注意

出願する前に、必ず大学院事務室に申し出て相談する必要がある。

履修方法・授業科目・担当指導教員 (2025 年度用)

※修了要件は、年度によって異なる場合があるので、必ず入学年度の大学院要覧の履修方法を確認すること。

本章の利用にあたって

1. 授業科目と担当者を一覧にまとめてあります。「履修方法」「授業科目」「単位数」については、「明治学院大学大学院学則」別表第1の内容と同一です。
2. 各々のシラバス（授業概要）については、大学院 Web サイトからアクセスしてください。
3. 「身につく能力」については、授業科目の単位を修得することにより、「明治学院大学の教育研究に関する基準」(P.116)における「課程修了の認定・学位授与に関する方針」(ディプロマ・ポリシー) の中のどの能力が身につくかを示したものです。

英文学専攻 博士前期課程 履修方法

- (1) 博士前期課程にあつては、2年以上在学し、32単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で、修士論文を作成しなければならない。
- (2) 博士前期課程では、すでに単位を修得した科目の再履修はできない。
- (3) 博士前期課程にあつては、指導教授の講義を合計8単位修得しなければならない。なお5科目以降は修了要件単位には含まれない。
- (4) 博士前期課程の必修科目の履修については次の通りとする。ア、Thesis Writing 1A、1B（英米文学専修科目）は、一年次に履修することが望ましい。Thesis Writing 2A、2B（英語学専修科目）は、二年次に履修することが望ましい。イ、Proseminar は、一年次に履修することが望ましい。ウ、指導教授の開講する研究法演習は、二年次に履修することが望ましい。
- (5) 指導教授と専攻主任が認めた場合には、文学研究科内の他専攻の開設科目を履修して、8単位までを本専攻における修了単位とみなすことができる。

履修上の注意

- (1) 修了要件は、年度によって異なる場合があるので、必ず入学年度の大学院要覧の履修方法を確認すること。
- (2) A・B科目は連続履修が原則であるが、休学等の理由により連続履修出来ない場合は、この限りではない。

授業科目・担当指導教員

英文学専攻(博士前期課程)

(※印は今年度休講)

授 業 科 目	単位数	担 当 者		身につく能力*			
				科目に最も関連する能力=◎ 科目に関連する能力=○			
				①	②	③	④
【必修科目】							
Proseminar	2	教授	安藤 聡			◎	
Thesis Writing 1A	2	講師	DEL VECCHIO Anthony			◎	○
Thesis Writing 1B	2	講師	DEL VECCHIO Anthony			◎	○
Thesis Writing 2A	2	講師	SNYDER William			◎	○
Thesis Writing 2B	2	講師	SNYDER William			◎	○
研究法演習	2	教授	安藤 聡			◎	○
		※ 教授	古村 敏明				
		※ 教授	貞廣 真紀				
		※ 教授	佐藤 努				
		※ 教授	佐野 哲也				
		※ 教授	杉田 由仁				
		※ 教授	中西 公子				
		※ 教授	平岩 健				
		教授	BROWNE Charles M.				
		※ 教授	HULLAH Paul William				
		※ 教授	PRONKO Michael				
		※ 准教授	小椋 道晃				
		※ 准教授	辻河 元及				
※ 准教授	本多まりえ						
※ 専任講師	浅羽 麗						
【英米文学専修者授業科目】							
イギリス文学(近代小説) I A	2	※			◎	○	
イギリス文学(近代小説) I B	2	※			◎	○	
イギリス文学(近代小説) II A	2	※			◎	○	
イギリス文学(近代小説) II B	2	※			◎	○	
イギリス文学(近代小説) III A	2	※			◎	○	
イギリス文学(近代小説) III B	2	※			◎	○	
イギリス文学(近代小説) IV A	2	※			◎	○	
イギリス文学(近代小説) IV B	2	※			◎	○	

イギリス文学(英語圏近現代小説)ⅠA	2		准教授	辻河 元及	◎	○		
イギリス文学(英語圏近現代小説)ⅠB	2		准教授	辻河 元及	◎	○		
イギリス文学(英語圏近現代小説)ⅡA	2	※			◎	○		
イギリス文学(英語圏近現代小説)ⅡB	2	※			◎	○		
イギリス文学(英語圏近現代小説)ⅢA	2	※			◎	○		
イギリス文学(英語圏近現代小説)ⅢB	2	※			◎	○		
イギリス文学(英語圏近現代小説)ⅣA	2	※			◎	○		
イギリス文学(英語圏近現代小説)ⅣB	2	※			◎	○		
イギリス文学(詩)ⅠA	2		教授	HULLAH Paul William	◎	○		
イギリス文学(詩)ⅠB	2		教授	HULLAH Paul William	◎	○		
イギリス文学(詩)ⅡA	2	※			◎	○		
イギリス文学(詩)ⅡB	2	※			◎	○		
イギリス文学(詩)ⅢA	2	※			◎	○		
イギリス文学(詩)ⅢB	2	※			◎	○		
イギリス文学(詩)ⅣA	2	※			◎	○		
イギリス文学(詩)ⅣB	2	※			◎	○		
イギリス文学(演劇)ⅠA	2		准教授	本多まりえ	◎	○		
イギリス文学(演劇)ⅠB	2		准教授	本多まりえ	◎	○		
イギリス文学(演劇)ⅡA	2	※			◎	○		
イギリス文学(演劇)ⅡB	2	※			◎	○		
イギリス文学(演劇)ⅢA	2	※			◎	○		
イギリス文学(演劇)ⅢB	2	※			◎	○		
イギリス文学(演劇)ⅣA	2	※			◎	○		
イギリス文学(演劇)ⅣB	2	※			◎	○		
イギリス文学(20世紀小説)ⅠA	2		教授	安藤 聡	◎	○		
イギリス文学(20世紀小説)ⅠB	2		教授	安藤 聡	◎	○		
イギリス文学(20世紀小説)ⅡA	2	※			◎	○		
イギリス文学(20世紀小説)ⅡB	2	※			◎	○		
イギリス文学(20世紀小説)ⅢA	2	※			◎	○		
イギリス文学(20世紀小説)ⅢB	2	※			◎	○		
イギリス文学(20世紀小説)ⅣA	2	※			◎	○		
イギリス文学(20世紀小説)ⅣB	2	※			◎	○		
アメリカ文学(19世紀小説)ⅠA	2		教授	貞廣 真紀	◎	○		
アメリカ文学(19世紀小説)ⅠB	2		教授	貞廣 真紀	◎	○		
アメリカ文学(19世紀小説)ⅡA	2	※			◎	○		
アメリカ文学(19世紀小説)ⅡB	2	※			◎	○		
アメリカ文学(19世紀小説)ⅢA	2	※			◎	○		
アメリカ文学(19世紀小説)ⅢB	2	※			◎	○		
アメリカ文学(19世紀小説)ⅣA	2	※			◎	○		
アメリカ文学(19世紀小説)ⅣB	2	※			◎	○		
アメリカ文学(19～20世紀小説)ⅠA	2		専任講師	浅羽 麗	◎	○		
アメリカ文学(19～20世紀小説)ⅠB	2		専任講師	浅羽 麗	◎	○		
アメリカ文学(19～20世紀小説)ⅡA	2	※			◎	○		
アメリカ文学(19～20世紀小説)ⅡB	2	※			◎	○		
アメリカ文学(19～20世紀小説)ⅢA	2	※			◎	○		
アメリカ文学(19～20世紀小説)ⅢB	2	※			◎	○		
アメリカ文学(19～20世紀小説)ⅣA	2	※			◎	○		
アメリカ文学(19～20世紀小説)ⅣB	2	※			◎	○		
アメリカ文学(現代小説・文化)ⅠA	2		教授	PRONKO Michael	◎	○		
アメリカ文学(現代小説・文化)ⅠB	2		教授	PRONKO Michael	◎	○		
アメリカ文学(現代小説・文化)ⅡA	2	※			◎	○		
アメリカ文学(現代小説・文化)ⅡB	2	※			◎	○		
アメリカ文学(現代小説・文化)ⅢA	2	※			◎	○		
アメリカ文学(現代小説・文化)ⅢB	2	※			◎	○		
アメリカ文学(現代小説・文化)ⅣA	2	※			◎	○		
アメリカ文学(現代小説・文化)ⅣB	2	※			◎	○		

アメリカ文学(詩・批評)ⅠA	2		教授	古村 敏明	◎	○		
アメリカ文学(詩・批評)ⅠB	2		教授	古村 敏明	◎	○		
アメリカ文学(詩・批評)ⅡA	2	※			◎	○		
アメリカ文学(詩・批評)ⅡB	2	※			◎	○		
アメリカ文学(詩・批評)ⅢA	2	※			◎	○		
アメリカ文学(詩・批評)ⅢB	2	※			◎	○		
アメリカ文学(詩・批評)ⅣA	2	※			◎	○		
アメリカ文学(詩・批評)ⅣB	2	※			◎	○		
アメリカ文学(小説・批評)ⅠA	2		准教授	小椋 道晃	◎	○		
アメリカ文学(小説・批評)ⅠB	2		准教授	小椋 道晃	◎	○		
アメリカ文学(小説・批評)ⅡA	2	※			◎	○		
アメリカ文学(小説・批評)ⅡB	2	※			◎	○		
アメリカ文学(小説・批評)ⅢA	2	※			◎	○		
アメリカ文学(小説・批評)ⅢB	2	※			◎	○		
アメリカ文学(小説・批評)ⅣA	2	※			◎	○		
アメリカ文学(小説・批評)ⅣB	2	※			◎	○		
【英語学専修者授業科目】								
英語学(音声学)ⅠA	2		教授	佐藤 努	◎	○		
英語学(音声学)ⅠB	2		教授	佐藤 努	◎	○		
英語学(音声学)ⅡA	2	※			◎	○		
英語学(音声学)ⅡB	2	※			◎	○		
英語学(音声学)ⅢA	2	※			◎	○		
英語学(音声学)ⅢB	2	※			◎	○		
英語学(音声学)ⅣA	2	※			◎	○		
英語学(音声学)ⅣB	2	※			◎	○		
英語学(統語論)ⅠA	2		教授	平岩 健	◎	○		
英語学(統語論)ⅠB	2		教授	平岩 健	◎	○		
英語学(統語論)ⅡA	2	※			◎	○		
英語学(統語論)ⅡB	2	※			◎	○		
英語学(統語論)ⅢA	2	※			◎	○		
英語学(統語論)ⅢB	2	※			◎	○		
英語学(統語論)ⅣA	2	※			◎	○		
英語学(統語論)ⅣB	2	※			◎	○		
英語学(意味論)ⅠA	2		教授	中西 公子	◎	○		
英語学(意味論)ⅠB	2		教授	中西 公子	◎	○		
英語学(意味論)ⅡA	2	※			◎	○		
英語学(意味論)ⅡB	2	※			◎	○		
英語学(意味論)ⅢA	2	※			◎	○		
英語学(意味論)ⅢB	2	※			◎	○		
英語学(意味論)ⅣA	2	※			◎	○		
英語学(意味論)ⅣB	2	※			◎	○		
英語学(社会言語学)ⅠA	2	※			◎	○		
英語学(社会言語学)ⅠB	2	※			◎	○		
英語学(社会言語学)ⅡA	2	※			◎	○		
英語学(社会言語学)ⅡB	2	※			◎	○		
英語学(社会言語学)ⅢA	2	※			◎	○		
英語学(社会言語学)ⅢB	2	※			◎	○		
英語学(社会言語学)ⅣA	2	※			◎	○		
英語学(社会言語学)ⅣB	2	※			◎	○		
英語学(言語獲得論)ⅠA	2		教授	佐野 哲也	◎	○		
英語学(言語獲得論)ⅠB	2		教授	佐野 哲也	◎	○		
英語学(言語獲得論)ⅡA	2	※			◎	○		
英語学(言語獲得論)ⅡB	2	※			◎	○		
英語学(言語獲得論)ⅢA	2	※			◎	○		
英語学(言語獲得論)ⅢB	2	※			◎	○		
英語学(言語獲得論)ⅣA	2	※			◎	○		

英語学(言語獲得論)IVB	2	※			◎	○		
英語学(英語教育学)I A	2		教授	杉田 由仁	○		◎	
英語学(英語教育学)I B	2		教授	杉田 由仁	○		◎	
英語学(英語教育学)II A	2	※			○		◎	
英語学(英語教育学)II B	2	※			○		◎	
英語学(英語教育学)III A	2	※			○		◎	
英語学(英語教育学)III B	2	※			○		◎	
英語学(英語教育学)IVA	2	※			○		◎	
英語学(英語教育学)IVB	2	※			○		◎	
英語学(英語教育研究)I A	2		教授	BROWNE Charles M.	○		◎	
英語学(英語教育研究)I B	2		教授	BROWNE Charles M.	○		◎	
英語学(英語教育研究)II A	2	※			○		◎	
英語学(英語教育研究)II B	2	※			○		◎	
英語学(英語教育研究)III A	2	※			○		◎	
英語学(英語教育研究)III B	2	※			○		◎	
英語学(英語教育研究)IVA	2	※			○		◎	
英語学(英語教育研究)IVB	2	※			○		◎	
【共通授業科目】								
英米文学特講A	2	※			◎	○		
英米文学特講B	2	※			◎	○		
英語学特講(英語教育研究)A	2	※			◎	○		
英語学特講(英語教育研究)B	2	※			◎	○		

*「身につく能力」について

注)DP = 課程修了の認定・学位授与に関する方針(ディプロマ・ポリシー)

本大学院の修士課程・博士前期課程の DP に基づく能力	本専攻または本大学院の DP に基づく「身につく能力」	対応する専攻 DP ・大学院 DP
①高度な知識・技能	専門とする領域における高度な学識	専攻 DP
②高度な研究能力	研究主題を把握・設定し、分析・考究する能力	専攻 DP
③卓越した職業能力	英語教育をはじめとする専門領域での職業能力	専攻 DP
④研究倫理	研究倫理	大学院 DP3

英文学専攻 博士後期課程 履修方法

- (1) 後期課程にあつては、指導教授の研究指導12単位を含む16単位を修得し、毎年、博士準備論文を執筆し、修了にあつては博士後期課程論文を提出しなければならない。
- (2) 後期課程の在学者は、前期課程の講義を受講することができる。

履修上の注意

- (1) 修了要件は、年度によって異なる場合があるので、必ず入学年度の大学院要覧の履修方法を確認すること。
- (2) 博士後期課程にあつては、3年以上在学し、所属専攻の授業科目の中から、指導教授の指導の下に所定の単位ないし科目を履修し、かつ必要な研究指導を受けた上で、博士論文を作成しなければならない。
- (3) 博士後期課程在学者の前期課程の科目履修は、開講科目についてのみ聴講を認める。この場合、成績評価および単位認定はしない。
- (4) 博士後期課程の在学者は、毎学年度末に年次研究報告書を指導教授を経て、研究科委員長に提出するか、研究報告会で報告しなければならない。

授業科目・担当指導教員

英文学専攻(博士後期課程)

(※印は今年度休講)

授 業 科 目	単位数	担 当 者		身につく能力*			
				①	②	③	④
研究指導	4		教授 安藤 聡				
			教授 古村 敏明				
			教授 貞廣 真紀				
			教授 佐藤 努				
			教授 佐野 哲也				
			教授 杉田 由仁				
			教授 中西 公子				
			教授 平岩 健	○	◎	○	○
			教授 BROWNE Charles M.				
			教授 HULLAH Paul William				
			教授 PRONKO Michael				
			准教授 小椋 道晃				
			准教授 辻河 元及				
			准教授 本多 まりえ				
	専任講師 浅羽 麗						
イギリス文学特殊研究(近代小説) I A	2	※		◎	○		
イギリス文学特殊研究(近代小説) I B	2	※		◎	○		
イギリス文学特殊研究(英語圏近代小説) I A	2		准教授 辻河 元及	◎	○		
イギリス文学特殊研究(英語圏近代小説) I B	2		准教授 辻河 元及	◎	○		
イギリス文学特殊研究(20世紀小説) I A	2		教授 安藤 聡	◎	○		
イギリス文学特殊研究(20世紀小説) I B	2		教授 安藤 聡	◎	○		
イギリス文学特殊研究(詩) I A	2		教授 HULLAH Paul William	◎	○		
イギリス文学特殊研究(詩) I B	2		教授 HULLAH Paul William	◎	○		
イギリス文学特殊研究(演劇) I A	2		准教授 本多 まりえ	◎	○		
イギリス文学特殊研究(演劇) I B	2		准教授 本多 まりえ	◎	○		
アメリカ文学特殊研究(19世紀小説) I A	2		教授 貞廣 真紀	◎	○		
アメリカ文学特殊研究(19世紀小説) I B	2		教授 貞廣 真紀	◎	○		
アメリカ文学特殊研究(19~20世紀小説) I A	2		専任講師 浅羽 麗	◎	○		
アメリカ文学特殊研究(19~20世紀小説) I B	2		専任講師 浅羽 麗	◎	○		
アメリカ文学特殊研究(現代小説・文化) I A	2		教授 PRONKO Michael	◎	○		
アメリカ文学特殊研究(現代小説・文化) I B	2		教授 PRONKO Michael	◎	○		
アメリカ文学特殊研究(詩・批評) I A	2		教授 古村 敏明	◎	○		
アメリカ文学特殊研究(詩・批評) I B	2		教授 古村 敏明	◎	○		

アメリカ文学特殊研究(小説・批評) I A	2		准教授	小椋 道晃	◎	○		
アメリカ文学特殊研究(小説・批評) I B	2		准教授	小椋 道晃	◎	○		
英語学特殊研究(音声学) I A	2		教授	佐藤 努	◎	○		
英語学特殊研究(音声学) I B	2		教授	佐藤 努	◎	○		
英語学特殊研究(統語論) I A	2		教授	平岩 健	◎	○		
英語学特殊研究(統語論) I B	2		教授	平岩 健	◎	○		
英語学特殊研究(意味論) I A	2		教授	中西 公子	◎	○		
英語学特殊研究(意味論) I B	2		教授	中西 公子	◎	○		
英語学特殊研究(社会言語学) I A	2	※			◎	○		
英語学特殊研究(社会言語学) I B	2	※			◎	○		
英語学特殊研究(言語獲得論) I A	2		教授	佐野 哲也	◎	○		
英語学特殊研究(言語獲得論) I B	2		教授	佐野 哲也	◎	○		
英語学特殊研究(英語教育学) I A	2		教授	杉田 由仁		○	◎	
英語学特殊研究(英語教育学) I B	2		教授	杉田 由仁		○	◎	
英語学特殊研究(英語教育研究) I A	2		教授	BROWNE Charles M.		○	◎	
英語学特殊研究(英語教育研究) I B	2		教授	BROWNE Charles M.		○	◎	

*「身につく能力」について

注)DP = 課程修了の認定・学位授与に関する方針(ディプロマ・ポリシー)

本大学院の博士後期課程の DP に基づく能力	本専攻または本大学院の DP に基づく「身につく能力」	対応する専攻 DP ・大学院 DP
①高度な知識・技能	学識・研究能力のさらなる深化・発展	専攻 DP
②自立した研究能力	研究者として自立するに足る研究成果を挙げる技能	専攻 DP
③卓越した職業能力	専門領域での職業能力	専攻 DP
④研究倫理	研究倫理	大学院 DP3

フランス文学専攻 博士前期課程 履修方法

- (1) 博士前期課程にあつては、「演習」は、指導教員の授業を2年度にわたって必修（同一科目名でも履修可能）とするが、他の「演習 A・B」を併せて履修してもよい。「特殊研究」は、年度ごとに「特殊研究 A・B」の2科目を必修とするが、他の「特殊研究 A・B」を併せて履修してもよい。また、指導教員が認めた場合には、文学研究科内の他専攻の開講科目を履修して、8単位までを本専攻における修了単位とみなすことができる。
- (2) 博士前期課程にあつては、30単位以上を修得し、かつ、修士論文を提出しなければならない。

履修上の注意

- (1) 修了要件は、年度によって異なる場合があるので、必ず入学年度の大学院要覧の履修方法を確認すること。
- (2) 留学を考える学生には、フランス語の表現力を強化するための「留学準備演習A」の履修を強くすすめる。

授業科目・担当指導教員

フランス文学専攻(博士前期課程)

(※印は今年度休講)

授業科目	単位数	担当者		身につく能力*			
				①	②	③	④
演習ⅠA	2	※		◎	○		○
演習ⅠB	2	※		◎	○		○
演習ⅡA	2	※		◎	○		○
演習ⅡB	2	※		◎	○		○
演習ⅢA	2	※		◎	○		○
演習ⅢB	2	※		◎	○		○
演習ⅣA	2		教授 杉本 圭子	◎	○		○
演習ⅣB	2		教授 杉本 圭子	◎	○		○
演習ⅤA	2		教授 慎改 康之	◎	○		○
演習ⅤB	2		教授 慎改 康之	◎	○		○
演習ⅥA	2		教授 畠山 達	◎	○		○
演習ⅥB	2		教授 畠山 達	◎	○		○
特殊研究ⅠA	2	※	教授 杉本 圭子	○	◎		
特殊研究ⅠB	2		准教授 梅澤 礼	○	◎		
特殊研究ⅡA	2		准教授 大池 惣太郎	○	◎		
特殊研究ⅡB	2		准教授 BEAUVIEUX, Marie-Noëlle	○	◎		
特殊研究ⅢA	2	※		○	◎		
特殊研究ⅢB	2	※	准教授 鈴木 和彦	○	◎		
特殊研究ⅣA	2		教授 齊藤 哲也	○	◎		
特殊研究ⅣB	2	※		○	◎		
特殊研究ⅤA	2	※		○	◎		
特殊研究ⅤB	2	※		○	◎		
特殊研究ⅥA	2		講師 LEVY, Jacques Henrik	○	◎		
特殊研究ⅥB	2		講師 LEVY, Jacques Henrik	○	◎		
留学準備演習A	2		准教授 BEAUVIEUX, Marie-Noëlle		◎	○	
留学準備演習B	2	※			◎	○	

*「身につく能力」について

注)DP = 課程修了の認定・学位授与に関する方針(ディプロマ・ポリシー)

本大学院の修士課程・博士前期課程の DP に基づく能力	本専攻の DP に基づく「身につく能力」	対応する専攻 DP
①高度な知識・技能	知識・理解・考察・分析・応用・表現力	専攻 DP
②高度な研究能力	フランス語と、フランスに関する専門的な研究能力	専攻 DP
③卓越した職業能力	広く文化的な領域の職業で活躍する能力	専攻 DP
④研究倫理	研究倫理	専攻 DP

フランス文学専攻 博士後期課程 履修方法

- (1) 博士後期課程にあつては、指導教員の研究指導に基づいて、特別演習12単位（3年継続履修、同一科目名でも履修可能）を含め、16単位以上を修得し、かつ、博士論文を作成しなければならない。

履修上の注意

- (1) 修了要件は、年度によって異なる場合があるので、必ず入学年度の大学院要覧の履修方法を確認すること。
- (2) 研究実習A・Bを修得しなければならない。
- (3) 博士後期課程にあつては、3年以上在学し、所属専攻の授業科目の中から、指導教授の指導の下に所定の単位ないし科目を履修し、かつ必要な研究指導を受けた上で、博士論文を作成しなければならない。
- (4) 博士後期課程在学者の前期課程の科目履修は、開講科目についてのみ聴講を認める。この場合、成績評価および単位認定はしない。
- (5) 博士後期課程の在学者は、毎学年度末に年次研究報告書を指導教授を経て、研究科委員長に提出するか、研究報告会で報告しなければならない。

授業科目・担当指導教員

フランス文学専攻(博士後期課程)

(※印は今年度休講)

授業科目	単位数	担当者		身につく能力*			
				①	②	③	④
特別演習ⅠA	2	教授	畠山 達	◎	○		○
特別演習ⅠB	2	教授	畠山 達	◎	○		○
特別演習ⅡA	2	※		◎	○		○
特別演習ⅡB	2	※		◎	○		○
特別演習ⅢA	2	教授	杉本 圭子	◎	○		○
特別演習ⅢB	2	教授	杉本 圭子	◎	○		○
特別演習ⅣA	2	教授	慎改 康之	◎	○		○
特別演習ⅣB	2	教授	慎改 康之	◎	○		○
特別講義ⅠA	2	※		◎	○		
特別講義ⅠB	2	※		◎	○		
特別講義ⅡA	2	※		◎	○		
特別講義ⅡB	2	※		◎	○		
特別講義ⅢA	2	教授	田原 いずみ	◎	○		
特別講義ⅢB	2	教授	田原 いずみ	◎	○		
特別講義ⅣA	2	教授	慎改 康之	◎	○		
特別講義ⅣB	2	教授	慎改 康之	◎	○		
研究実習A	1	教授	畠山 達				
		教授	慎改 康之		◎	○	○
		教授	杉本 圭子				
研究実習B	1	教授	畠山 達				
		教授	慎改 康之		◎	○	○
		教授	杉本 圭子				

*「身につく能力」について

注)DP = 課程修了の認定・学位授与に関する方針(ディプロマ・ポリシー)

本大学院の博士後期課程の DP に基づく能力	本専攻の DP に基づく「身につく能力」	対応する専攻 DP
①高度な知識・技能	高度な専門的学識と総合的な洞察力	専攻 DP
②自立した研究能力	研究者として自立するに足る研究成果	専攻 DP
③卓越した職業能力	専門的な職業に就きうる能力	専攻 DP
④研究倫理	研究倫理	専攻 DP

芸術学専攻 博士前期課程 履修方法

- (1) 芸術学専攻博士前期課程にあつては、2年以上在学し、32単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえで、修士論文を作成しなければならない。
- (2) 指導教員は所属コースの専任教員のなかから選ぶ。
- (3) 「演習」は、指導教員または所属コースの専任教員の授業4科目8単位を必修とするが、併せて他の「演習」（他コースも含む）を年度ごとに履修することもできる。いずれの場合も「演習」の再履修は2年を上限とする。
- (4) 「特殊講義」は所属コースの「特殊講義」のうち、2科目4単位を履修しなければならないが、他の「特殊講義」（他コースも含む）も併せて履修することができる。
- (5) 担当教員が認めた場合には、文学研究科内の他専攻の開講科目を履修して、2科目4単位までを本専攻における修了単位とみなすことができる。
- (6) 文学部芸術学科が併設する博物館学芸員課程の授業科目を、文学研究科芸術学専攻博士前期課程および博士後期課程の学生が修得し、学芸員資格を得ることができる。
- (7) 博物館学芸員課程の授業科目の単位は、文学研究科芸術学専攻博士前期課程および博士後期課程の、修了に必要な単位には含まれない。

履修上の注意

- (1) 修了要件は、年度によって異なる場合があるので、必ず入学年度の大学院要覧の履修方法を確認すること。

授業科目・担当指導教員

芸術学専攻(博士前期課程)

(※印は今年度休講)

授 業 科 目	単位数		担 当 者	身につく能力*			
				科目に最も関連する能力=◎			
				科目に関連する能力=○			
				①	②	③	④
1音楽学研究コース							
音楽学演習ⅠA	2		准教授 和田 ちはる	○	◎		○
音楽学演習ⅠB	2		准教授 和田 ちはる	○	◎		○
音楽学演習ⅠC	2	※	准教授 和田 ちはる	○	◎		○
音楽学演習ⅠD	2	※	准教授 和田 ちはる	○	◎		○
音楽学演習ⅡA	2		講師 福中 冬子	○	◎		○
音楽学演習ⅡB	2		講師 福中 冬子	○	◎		○
音楽学演習ⅡC	2	※		○	◎		○
音楽学演習ⅡD	2	※		○	◎		○
音楽学演習ⅢA	2		講師 丸山 瑤子	○	◎		○
音楽学演習ⅢB	2		教授 望月 京	○	◎		○
音楽学演習ⅢC	2	※	教授 望月 京	○	◎		○
音楽学演習ⅢD	2	※	教授 望月 京	○	◎		○
音楽学特殊講義ⅠA	2		講師 藤田 茂	○	◎		
音楽学特殊講義ⅠB	2		講師 塚原 康子	○	◎		
音楽学特殊講義ⅡA	2	※		◎	○		
音楽学特殊講義ⅡB	2	※		◎	○		
音楽学特殊講義ⅢA	2	※		◎	○		
音楽学特殊講義ⅢB	2	※		◎	○		
音楽学特殊講義ⅣA	2	※		◎	○		
音楽学特殊講義ⅣB	2	※		○	◎		
音楽学特殊講義ⅤA	2	※		◎	○		
音楽学特殊講義ⅤB	2	※		○	◎		
音楽学特殊講義ⅥA	2	※			○	◎	○
音楽学特殊講義ⅥB	2	※			○	◎	○
芸術学特論(音楽学)	2	※		○	◎		○
2映像芸術学研究コース							
映像芸術学演習ⅠA	2		教授 DOMENIG Roland	◎	○	○	○
映像芸術学演習ⅠB	2		教授 DOMENIG Roland	◎	○	○	○

映像芸術学演習 I C	2	※	教授	DOMENIG Roland	◎	○	○	○
映像芸術学演習 I D	2	※	教授	DOMENIG Roland	◎	○	○	○
映像芸術学演習 II A	2		教授	斉藤 綾子	○	◎	○	○
映像芸術学演習 II B	2		教授	斉藤 綾子	○	◎	○	○
映像芸術学演習 II C	2	※	教授	斉藤 綾子	◎	○	○	○
映像芸術学演習 II D	2	※	教授	斉藤 綾子	◎	○	○	○
映像芸術学演習 III A	2		教授	門間 貴志	◎	○		○
映像芸術学演習 III B	2		教授	門間 貴志	◎	○		○
映像芸術学演習 III C	2	※	教授	門間 貴志	◎	○		○
映像芸術学演習 III D	2	※	教授	門間 貴志	◎	○		○
映像芸術学特殊講義 I A	2		講師	韓 燕麗	◎	○		○
映像芸術学特殊講義 I B	2		講師	谷口 紀枝	○	◎		○
映像芸術学特殊講義 II A	2	※			○	◎		○
映像芸術学特殊講義 II B	2	※			◎	○		○
映像芸術学特殊講義 III A	2	※			○	◎		○
映像芸術学特殊講義 III B	2	※			○	◎		○
映像芸術学特殊講義 IV A	2	※			◎	○		○
映像芸術学特殊講義 IV B	2	※			◎	○		○
映像芸術学特殊講義 V A	2	※			○	◎		○
映像芸術学特殊講義 V B	2	※			○	◎		○
映像芸術学特殊講義 VI A	2	※			◎	○		○
映像芸術学特殊講義 VI B	2	※			◎	○		○
芸術学特論(映像芸術学)	2	※			◎	○		○
3美術史学研究コース								
美術史学演習 I A	2		講師	大杉 千尋	○	◎	○	
美術史学演習 I B	2		講師	竹本 芽依	○	◎	○	
美術史学演習 I C	2	※			○	◎	○	
美術史学演習 I D	2	※			○	◎	○	
美術史学演習 II A	2		教授	山下 裕二	○	◎	○	
美術史学演習 II B	2		教授	山下 裕二	○	◎	○	
美術史学演習 II C	2	※	教授	山下 裕二	○	◎	○	
美術史学演習 II D	2	※	教授	山下 裕二	○	◎	○	
美術史学特殊講義 I A	2		講師	塩谷 純	◎	○	○	
美術史学特殊講義 I B	2		講師	小林 祐子	◎	○	○	
美術史学特殊講義 II A	2	※			◎	○	○	
美術史学特殊講義 II B	2	※			◎	○	○	
美術史学特殊講義 III A	2		講師	陳岡 めぐみ	◎	○	○	
美術史学特殊講義 III B	2		講師	福田 恭子	◎	○	○	
美術史学特殊講義 IV A	2	※			◎	○	○	
美術史学特殊講義 IV B	2	※			◎	○	○	
芸術学特論(美術史学)	2	※			◎	○	○	
4芸術メディア論研究コース								
芸術メディア論演習 I A	2		教授	長谷川 一	◎	○	○	
芸術メディア論演習 I B	2		教授	長谷川 一	◎	○	○	
芸術メディア論演習 I C	2	※	教授	長谷川 一	◎	○	○	
芸術メディア論演習 I D	2	※	教授	長谷川 一	◎	○	○	
芸術メディア論演習 II A	2		准教授	溝尻 真也	◎	○	○	○
芸術メディア論演習 II B	2		准教授	溝尻 真也	◎	○	○	○
芸術メディア論演習 II C	2	※	准教授	溝尻 真也	○	◎	○	○
芸術メディア論演習 II D	2	※	准教授	溝尻 真也	○	◎	○	○
芸術メディア論特殊講義 I A	2		講師	佐藤 由紀	◎	○	○	○
芸術メディア論特殊講義 I B	2		講師	佐藤 由紀	◎	○	○	○
芸術メディア論特殊講義 II A	2	※			◎	○	○	○
芸術メディア論特殊講義 II B	2	※			◎	○	○	○
芸術メディア論特殊講義 III A	2		講師	周東 美材	◎	○	○	○
芸術メディア論特殊講義 III B	2		講師	周東 美材	◎	○	○	○

芸術メディア論特殊講義ⅣA	2	※			◎	○	○	○
芸術メディア論特殊講義ⅣB	2	※			◎	○	○	○
芸術学特論(芸術メディア論)	2	※			◎	○	○	○
5演劇身体表現論研究コース								
演劇身体表現論演習ⅠA	2		教授	富田 大介	◎	○	○	
演劇身体表現論演習ⅠB	2		教授	富田 大介	◎	○	○	
演劇身体表現論演習ⅠC	2	※	教授	富田 大介	◎	○	○	
演劇身体表現論演習ⅠD	2	※	教授	富田 大介	◎	○		
演劇身体表現論演習ⅡA	2		教授	穴澤 万里子	◎	○	○	
演劇身体表現論演習ⅡB	2		教授	穴澤 万里子	◎	○	○	
演劇身体表現論演習ⅡC	2	※	教授	穴澤 万里子	○	◎	○	
演劇身体表現論演習ⅡD	2	※	教授	穴澤 万里子	○	◎	○	
演劇身体表現論特殊講義ⅠA	2		講師	西堂 行人	○	◎		
演劇身体表現論特殊講義ⅠB	2		講師	西堂 行人	○	◎		
演劇身体表現論特殊講義ⅡA	2	※			◎	○	○	
演劇身体表現論特殊講義ⅡB	2	※			◎	○		
演劇身体表現論特殊講義ⅢA	2		講師	根岸 理子	◎	○	○	
演劇身体表現論特殊講義ⅢB	2		講師	根岸 理子	◎	○	○	
演劇身体表現論特殊講義ⅣA	2	※			◎	○	○	
演劇身体表現論特殊講義ⅣB	2	※			◎	○	○	
芸術学特論(演劇身体表現論)	2		教授	富田 大介	◎	○	○	
6学芸員課程関係科目								
LACUR 301 生涯学習概論	2			担当者は文学部芸術学科の時間割でご確認ください。	修了要件外科目は、専攻のディプロマ・ポリシーに基づく「身につく能力」との関連がないため「◎、○」を記載していません。			
LACUR 302 博物館概論	2							
LACUR 303 博物館学各論A	2							
LACUR 304 博物館学各論B	2							
LACUR 305 博物館資料保存論	2							
LACUR 306 博物館展示論	2							
LACUR 307 博物館教育論A	2							
LACUR 308 博物館教育論B	2							
LACUR 309 視聴覚教育メディア論A	2							
LACUR 310 視聴覚教育メディア論B	2							
LACUR 401 博物館実習	3							
LFAFH 101 西洋美術通史P	2							
LFAFH 102 西洋美術通史S	2							
LFAFH 103 日本・東洋美術通史P	2							
LFAFH 104 日本・東洋美術通史S	2							
LFAFH 301 西洋美術史研究A	2							
LFAFH 302 西洋美術史研究B	2							
LFAFH 307 日本・東洋美術史研究A	2							
LFAFH 308 日本・東洋美術史研究B	2							
LAGEN 105 文化史A	2							
LAGEN 106 文化史B	2							
LAGEN 107 民俗学A	2							
LAGEN 108 民俗学B	2							

*「身につく能力」について

注)DP = 課程修了の認定・学位授与に関する方針(ディプロマ・ポリシー)

本大学院の修士課程・博士前期課程の DP に基づく能力	本専攻または本大学院の DP に基づく「身につく能力」	対応する専攻 DP ・大学院 DP
①高度な知識・技能	文化的・社会的・歴史的な文脈の中で芸術を理解する能力	専攻 DP
②高度な研究能力	調査・分析・考察した成果を論理的に文章化できる能力	専攻 DP
③卓越した職業能力	広く文化的な領域分野で活躍する能力	専攻 DP
④研究倫理	研究倫理	専攻 DP

芸術学専攻 博士後期課程 履修方法

- (1) 芸術学専攻博士後期課程にあつては、原則として指導教員の演習8単位（「研究指導」4単位を2年間にわたって履修する）と指導教員以外の講義4単位を含めた合計16単位を履修し、かつ、博士論文を作成しなければならない。
- (2) 文学部芸術学科が併設する博物館学芸員課程の授業科目を、文学研究科芸術学専攻博士前期課程および博士後期課程の学生が修得し、学芸員資格を得ることができる。
- (3) 博物館学芸員課程の授業科目の単位は、文学研究科芸術学専攻博士前期課程および博士後期課程の、修了に必要な単位には含まれない。

履修上の注意

- (1) 修了要件は、年度によって異なる場合があるので、必ず入学年度の大学院要覧の履修方法を確認すること。
- (2) 博士後期課程にあつては、3年以上在学し、所属専攻の授業科目の中から、指導教員の指導の下に所定の単位ないし科目を履修し、かつ必要な研究指導を受けた上で、博士論文を作成しなければならない。
- (3) 博士後期課程在学者の前期課程の科目履修は、開講科目についてのみ聴講を認める。この場合、成績評価および単位認定はしない。
- (4) 博士後期課程の在学者は、毎学年度末に年次研究報告書を指導教員を経て、研究科委員長に提出するか、研究報告会で報告しなければならない。

授業科目・担当指導教員

芸術学専攻(博士後期課程)

(※印は今年度休講)

授 業 科 目	単位数	担 当 者		身につく能力*			
				①	②	③	④
研究指導	4	准教授	和田 ちはる	◎	◎	○	○
		教授	望月 京				
		教授	DOMENIG Roland				
		教授	斉藤 綾子				
		教授	門間 貴志				
		教授	山下 裕二				
		教授	長谷川 一				
		准教授	溝尻 真也				
		教授	富田 大介				
		教授	穴澤 万里子				
1音楽学研究コース							
音楽学特殊研究ⅠA	2	准教授	和田 ちはる	◎	○		○
音楽学特殊研究ⅠB	2	准教授	和田 ちはる	◎	○		○
音楽学特殊研究ⅡA	2	講師	塚原 康子	◎	○		○
音楽学特殊研究ⅡB	2	※		◎	○		○
音楽学特殊研究ⅢA	2	※	教授 望月 京	◎	○		○
音楽学特殊研究ⅢB	2		教授 望月 京	◎	○		○
2映像芸術学研究コース							
映像芸術学特殊研究ⅠA	2	教授	DOMENIG Roland	○	◎		
映像芸術学特殊研究ⅠB	2	教授	DOMENIG Roland	○	◎		
映像芸術学特殊研究ⅡA	2	教授	斉藤 綾子	○	◎	○	○
映像芸術学特殊研究ⅡB	2	教授	斉藤 綾子	○	◎	○	○
映像芸術学特殊研究ⅢA	2	教授	門間 貴志	○	◎	○	
映像芸術学特殊研究ⅢB	2	教授	門間 貴志	○	◎	○	
3美術史学研究コース							
美術史学特殊研究ⅠA	2	※		◎	○	○	
美術史学特殊研究ⅠB	2	※		◎	○	○	

美術史学特殊研究ⅡA	2		教授	山下 裕二	◎	○	○	
美術史学特殊研究ⅡB	2		教授	山下 裕二	◎	○	○	
4芸術メディア論研究コース								
芸術メディア論特殊研究ⅠA	2		教授	長谷川 一	◎	○	○	
芸術メディア論特殊研究ⅠB	2		教授	長谷川 一	◎	○	○	
芸術メディア論特殊研究ⅡA	2		准教授	溝尻 真也	◎	○	○	○
芸術メディア論特殊研究ⅡB	2		准教授	溝尻 真也	◎	○	○	○
5演劇身体表現論研究コース								
演劇身体表現論特殊研究ⅠA	2		教授	富田 大介	◎	○	○	
演劇身体表現論特殊研究ⅠB	2		教授	富田 大介	◎	○	○	
演劇身体表現論特殊研究ⅡA	2		教授	穴澤 万里子	◎	○	○	
演劇身体表現論特殊研究ⅡB	2		教授	穴澤 万里子	◎	○	○	
6学芸員課程関係科目								
LACUR 301 生涯学習概論	2			担当者は文学部芸術学科の時間割でご確認ください。	修了要件外科目は、専攻のディプロマ・ポリシーに基づく「身につく能力」との関連がないため「◎、○」を記載していません。			
LACUR 302 博物館概論	2							
LACUR 303 博物館学各論A	2							
LACUR 304 博物館学各論B	2							
LACUR 305 博物館資料保存論	2							
LACUR 306 博物館展示論	2							
LACUR 307 博物館教育論A	2							
LACUR 308 博物館教育論B	2							
LACUR 309 視聴覚教育メディア論A	2							
LACUR 310 視聴覚教育メディア論B	2							
LACUR 401 博物館実習	3							
LFAHA 101 西洋美術通史P	2							
LFAHA 102 西洋美術通史S	2							
LFAHA 103 日本・東洋美術通史P	2							
LFAHA 104 日本・東洋美術通史S	2							
LFAHA 301 西洋美術史研究A	2							
LFAHA 302 西洋美術史研究B	2							
LFAHA 307 日本・東洋美術史研究A	2							
LFAHA 308 日本・東洋美術史研究B	2							
LAGEN 105 文化史A	2							
LAGEN 106 文化史B	2							
LAGEN 107 民俗学A	2							
LAGEN 108 民俗学B	2							

*「身につく能力」について

注)DP = 課程修了の認定・学位授与に関する方針(ディプロマ・ポリシー)

本大学院の博士後期課程の DP に基づく能力	本専攻または本大学院の DP に基づく「身につく能力」	対応する専攻 DP・大学院 DP
①高度な知識・技能	高度な専門的学識とより発展した研究能力	専攻 DP
②自立した研究能力	自立した研究者としての資質と能力	専攻 DP
③卓越した職業能力	高度に専門的な職業に就きうる能力	専攻 DP
④研究倫理	研究倫理	専攻 DP

経済学専攻 博士前期課程 履修方法

- (1) 博士前期課程にあつては、2年以上在籍し、30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえで、修士論文を作成しなければならない。
- (2) 博士前期課程では、単位修得科目の再履修はできない。
- (3) 博士前期課程にあつては、原則として指導教授による講義2科目4単位と2年継続の演習8単位（1年次4単位、2年次4単位）合計12単位を必修とする。
- (4) 博士前期課程にあつては、(3)の必修科目以外に、所属専攻の授業科目の中から 18 単位以上を履修し、修得しなければならない。

1. 必修科目	講義科目：4単位（2科目） 演習科目：8単位（2科目）
2. 選択科目	講義科目：18単位
合 計	30単位以上

履修上の注意

- (1) 修了要件は、年度によって異なる場合があるので、必ず入学年度の大学院要覧の履修方法を確認すること。
- (2) 10単位までは、協定校（8大学）の単位互換が認められる（選択科目）。
- (3) 原則として指導教授以外の「演習」は履修できない。
- (4) 全ての履修科目は、指導教授と相談し、承認・押印を得なければならない。

授業科目・担当指導教員

経済学専攻(博士前期課程)

(※印は今年度休講)

授 業 科 目	単位数	担 当 者			身につく能力*				
					科目に最も関連する能力=◎ 科目に関連する能力=○				
					①	②	③	④	
【演習科目】									
演習 I	4		教授	犬飼 佳吾					
			教授	大石 尊之					
			教授	大村 真樹子					
			教授	神山 恒雄					
			教授	神門 善久					
			教授	児玉 直美					
			教授	小林 正人					
			教授	齋藤 隆志		○	◎	○	○
			教授	齋藤 弘樹					
			教授	佐々木 百合					
		※	教授	鈴木 岳					
			教授	宋 立水					
			教授	高松 慶裕					
			教授	中村 友哉					
	教授	中野 聡子							
	教授	室 和伸							
演習 II	4	※	教授	大石 尊之					
		※	教授	大村 真樹子					
		※	教授	神山 恒雄					
		※	教授	神門 善久					
		※	教授	児玉 直美					
		※	教授	小林 正人					
		※	教授	齋藤 隆志		○	◎	○	○
		※	教授	佐々木 百合					
		※	教授	鈴木 岳					
		※	教授	宋 立水					
		※	教授	高松 慶裕					
		※	教授	中野 聡子					
※	教授	室 和伸							
【講義科目】									
ミクロ経済学特論1	2	※	教授	鈴木 岳	○	◎	○	○	
ミクロ経済学特論2	2	※	教授	鈴木 岳	○	◎	○	○	
マクロ経済学特論1	2		教授	室 和伸	○	◎	○	○	

マクロ経済学特論2	2		教授	室 和伸	○	◎	○	○
経済政策論特論1	2		准教授	岡本 実哲	○	◎	○	○
経済政策論特論2	2		准教授	岡本 実哲	○	◎	○	○
経済数学特論	2		准教授	土屋 拓也	○	◎	○	○
応用数学特論	2		准教授	土屋 拓也	○	◎	○	○
数理統計学特論	2		教授	小林 正人	○	◎	○	○
時系列解析特論	2		教授	小林 正人	○	◎	○	○
労働経済論特論1	2		教授	齋藤 隆志	○	○	◎	○
労働経済論特論2	2		教授	齋藤 隆志	○	○	◎	○
社会政策論特論1	2	※			◎	○	○	○
社会政策論特論2	2	※			◎	○	○	○
農業政策論特論1	2		教授	神門 善久	◎	○	○	○
農業政策論特論2	2		教授	神門 善久	◎	○	○	○
一般均衡特論1	2		教授	齋藤 弘樹	○	◎	○	○
一般均衡特論2	2		教授	齋藤 弘樹	○	◎	○	○
ゲーム理論特論1	2		教授	中村 友哉	○	◎	○	○
ゲーム理論特論2	2		教授	中村 友哉	○	◎	○	○
日本経済史特論1	2		教授	神山 恒雄	◎	○	○	○
日本経済史特論2	2		教授	神山 恒雄	◎	○	○	○
西洋経済史特論1	2	※			◎	○	○	○
西洋経済史特論2	2	※			◎	○	○	○
経済学史特論	2		教授	中野 聡子	○	◎	○	○
比較経済思想史特論	2		教授	中野 聡子	○	◎	○	○
世界経済論特論1	2		准教授	田中 鉄二	◎	○	○	○
世界経済論特論2	2		准教授	田中 鉄二	◎	○	○	○
ヨーロッパ経済特論1	2	※			◎	○	○	○
ヨーロッパ経済特論2	2	※			◎	○	○	○
日本経済論特論1	2	※	准教授	白井 誠人	◎	○	○	○
日本経済論特論2	2	※	准教授	白井 誠人	◎	○	○	○
中国経済論特論1	2		教授	宋 立水	◎	○	○	○
中国経済論特論2	2		教授	宋 立水	◎	○	○	○
開発経済学特論	2		教授	大村 真樹子	◎	○	○	○
健康医療経済学特論	2		教授	大村 真樹子	◎	○	○	○
金融論特論1	2	※			◎	○	○	○
金融論特論2	2	※			◎	○	○	○
国際金融論特論1	2		教授	佐々木 百合	○	◎	○	○
国際金融論特論2	2		教授	佐々木 百合	○	◎	○	○
租税法特論1	2	※			◎	○	○	○
租税法特論2	2	※			◎	○	○	○
財政学特論	2		教授	高松 慶裕	◎	○	○	○
租税論特論	2		教授	高松 慶裕	◎	○	○	○
公共経済学特論	2	※			○	◎	○	○
地方財政論特論	2	※			○	◎	○	○
実験経済学特論1	2		教授	犬飼 佳吾	○	○	◎	○
実験経済学特論2	2		教授	犬飼 佳吾	○	○	◎	○
公共政策論特論1	2		教授	児玉 直美	◎	○	○	○
公共政策論特論2	2		教授	児玉 直美	◎	○	○	○
法と経済学特論1	2		教授	大石 尊之	○	◎	○	○
法と経済学特論2	2		教授	大石 尊之	○	◎	○	○
特殊講義1	2	※			○	◎	○	○
特殊講義2	2	※			○	◎	○	○

*「身につく能力」について

注)DP = 課程修了の認定・学位授与に関する方針(ディプロマ・ポリシー)

本大学院の修士課程・博士前期課程の DP に基づく能力	本専攻の DP 基づく「身につく能力」	対応する専攻 DP
①高度な知識・技能	経済社会構造の変化に適応できる学識と研究能力	専攻 DP1
②高度な研究能力	制度および理論に基づく問題発見能力・問題解決能力	専攻 DP2
③卓越した職業能力	問題の本質を理解する力、卓越した職業能力	専攻 DP3
④研究倫理	学術研究の信頼性と公正性を確保するための研究倫理	専攻 DP4

経済学専攻 博士後期課程 履修方法

- (1) 博士後期課程にあつては、原則として指導教授の講義科目（4単位）と、演習（4単位）を3年連続で12単位を履修し、合計16単位を修得しなければならない。さらに、在籍期間中、指導教授の指導にもとづいて、必要な科目を履修しなければならない。

履修上の注意

- (1) 修了要件は、年度によって異なる場合があるので、必ず入学年度の大学院要覧の履修方法を確認すること。
 (2) 博士後期課程にあつては、3年以上在学し、所属専攻の授業科目の中から、指導教授の指導の下に所定の単位ないし科目を履修し、かつ必要な研究指導を受けた上で、博士論文を作成しなければならない。
 (3) 演習は、講義の単位修得後でなければ履修できない。ただし、経済学研究科および心理学研究科についてはこの限りではない。
 (4) 博士後期課程在学者の前期課程の科目履修は、開講科目についてのみ聴講を認める。この場合、成績評価および単位認定はしない。
 (5) 博士後期課程の在学者は、毎学年度末に年次研究報告書を指導教授を経て、研究科委員長に提出しなければならない。

授業科目・担当指導教員

経済学専攻(博士後期課程)

(※印は今年度休講)

授 業 科 目	単位数	担 当 者		身につく能力*				
				①	②	③	④	
理論経済学特殊研究(Ⅰ)	4	※	教授	鈴木 岳	◎	○	○	○
理論経済学特殊研究(Ⅰ)演習	4	※	教授	鈴木 岳	○	◎	○	○
理論経済学特殊研究(Ⅱ)	4		教授	室 和伸	◎	○	○	○
理論経済学特殊研究(Ⅱ)演習	4		教授	室 和伸	○	◎	○	○
理論経済学特殊研究(Ⅲ)	4		教授	齋藤 隆志	◎	○	○	○
理論経済学特殊研究(Ⅲ)演習	4		教授	齋藤 隆志	○	◎	○	○
理論経済学特殊研究(Ⅳ)	4		教授	齋藤 弘樹	◎	○	○	○
理論経済学特殊研究(Ⅳ)演習	4		教授	齋藤 弘樹	○	◎	○	○
理論経済学特殊研究(Ⅴ)	4		教授	犬飼 佳吾	◎	○	○	○
理論経済学特殊研究(Ⅴ)演習	4		教授	犬飼 佳吾	○	◎	○	○
金融論特殊研究(Ⅰ)	4	※			◎	○	○	○
金融論特殊研究(Ⅰ)演習	4	※			○	◎	○	○
金融論特殊研究(Ⅱ)	4		教授	佐々木 百合	◎	○	○	○
金融論特殊研究(Ⅱ)演習	4		教授	佐々木 百合	○	◎	○	○
経済数学特殊研究(Ⅰ)	4		教授	小林 正人	◎	○	○	○
経済数学特殊研究(Ⅰ)演習	4		教授	小林 正人	○	◎	○	○
経済数学特殊研究(Ⅱ)	4	※			◎	○	○	○
経済数学特殊研究(Ⅱ)演習	4	※			○	◎	○	○
経済史特殊研究(Ⅰ)	4		教授	神山 恒雄	◎	○	○	○
経済史特殊研究(Ⅰ)演習	4		教授	神山 恒雄	○	◎	○	○
経済史特殊研究(Ⅱ)	4	※			◎	○	○	○
経済史特殊研究(Ⅱ)演習	4	※			○	◎	○	○
経済史特殊研究(Ⅲ)	4	※			◎	○	○	○
経済史特殊研究(Ⅲ)演習	4	※			○	◎	○	○
各国経済論特殊研究(Ⅰ)	4	※			◎	○	○	○
各国経済論特殊研究(Ⅰ)演習	4	※			○	◎	○	○
各国経済論特殊研究(Ⅱ)	4		教授	宋 立水	◎	○	○	○
各国経済論特殊研究(Ⅱ)演習	4		教授	宋 立水	○	◎	○	○
経済政策論特殊研究(Ⅰ)	4		教授	大村 真樹子	◎	○	○	○
経済政策論特殊研究(Ⅰ)演習	4		教授	大村 真樹子	○	◎	○	○
経済政策論特殊研究(Ⅱ)	4		教授	中村 友哉	◎	○	○	○
経済政策論特殊研究(Ⅱ)演習	4		教授	中村 友哉	○	◎	○	○

経済政策論特殊研究(Ⅲ)	4		教授	神門 善久	◎	○	○	○
経済政策論特殊研究(Ⅲ)演習	4		教授	神門 善久	○	◎	○	○
経済学史特殊研究	4		教授	中野 聡子	◎	○	○	○
経済学史特殊研究演習	4		教授	中野 聡子	○	◎	○	○
公共経済学特殊研究(Ⅰ)	4		教授	高松 慶裕	◎	○	○	○
公共経済学特殊研究(Ⅰ)演習	4		教授	高松 慶裕	○	◎	○	○
公共経済学特殊研究(Ⅱ)	4		教授	大石 尊之	◎	○	○	○
公共経済学特殊研究(Ⅱ)演習	4		教授	大石 尊之	○	◎	○	○
公共政策論特殊研究(Ⅰ)	4		教授	児玉 直美	◎	○	○	○
公共政策論特殊研究(Ⅰ)演習	4		教授	児玉 直美	○	◎	○	○

*「身につく能力」について

注)DP = 課程修了の認定・学位授与に関する方針(ディプロマ・ポリシー)

本大学院の博士後期課程の DP に基づく能力	本専攻の DP に基づく「身につく能力」	対応する専攻 DP
①高度な知識・技能	経済社会構造の変化に適応できる深い学識と高い研究能力	専攻 DP・1
②自立した研究能力	制度・理論の学識を身につけ、自立した研究者能力	専攻 DP・2
③卓越した職業能力	問題の本質を理解する力、高度な専門職業人の学識	専攻 DP3
④研究倫理	学術研究の信頼性と公正性を確保するための研究倫理	専攻 DP4

経営学専攻 博士後期課程 履修方法

- (1) 経済学研究科経営学専攻博士後期課程にあつては、指導教授の講義科目（4単位）と、演習（4単位）を3年連続で12単位を履修し、合計16単位を修得しなければならない。さらに、在籍期間中、指導教授の指導にもとづいて、必要な科目を履修しなければならない。

履修上の注意

- (1) 修了要件は、年度によって異なる場合があるので、必ず入学年度の大学院要覧の履修方法を確認すること。
 (2) 博士後期課程にあつては、3年以上在学し、所属専攻の授業科目の中から、指導教授の指導の下に所定の単位ないし科目を履修し、かつ必要な研究指導を受けた上で、博士論文を作成しなければならない。
 (3) 演習は、講義の単位修得後でなければ履修できない。ただし、経済学研究科および心理学研究科についてはこの限りではない。
 (4) 博士後期課程在学者の前期課程の科目履修は、開講科目についてのみ聴講を認める。この場合、成績評価および単位認定はしない。
 (5) 博士後期課程の在学者は、毎学年度末に年次研究報告書を指導教授を経て、研究科委員長に提出するか、研究報告会で報告しなければならない。

授業科目・担当指導教員

経営学専攻(博士後期課程)

(※印は今年度休講)

授業科目	単位数		担当者		身につく能力*			
					科目に最も関連する能力=◎ 科目に関連する能力=○			
					①	②	③	④
マーケティング情報システム論特殊研究	4		教授	森田 正隆	◎	○	○	○
マーケティング情報システム論特殊研究演習1	4		教授	森田 正隆	○	◎	○	○
マーケティング情報システム論特殊研究演習2	4	※	教授	森田 正隆	○	◎	○	○
マーケティング情報システム論特殊研究演習3	4	※	教授	森田 正隆	○	◎	○	○
マーケティング・サイエンス特殊研究	4		教授	齊藤 嘉一	◎	○	○	○
マーケティング・サイエンス特殊研究演習1	4		教授	齊藤 嘉一	○	◎	○	○
マーケティング・サイエンス特殊研究演習2	4	※	教授	齊藤 嘉一	○	◎	○	○
マーケティング・サイエンス特殊研究演習3	4	※	教授	齊藤 嘉一	○	◎	○	○
経営戦略論特殊研究	4	※			◎	○	○	○
経営戦略論特殊研究演習1	4	※			○	◎	○	○
経営戦略論特殊研究演習2	4	※			○	◎	○	○
経営戦略論特殊研究演習3	4	※			○	◎	○	○
情報管理論特殊研究	4		教授	濱口 幸弘	◎	○	○	○
情報管理論特殊研究演習1	4		教授	濱口 幸弘	○	◎	○	○
情報管理論特殊研究演習2	4	※	教授	濱口 幸弘	○	◎	○	○
情報管理論特殊研究演習3	4	※	教授	濱口 幸弘	○	◎	○	○
国際経営論特殊研究	4		教授	西原 博之	◎	○	○	○
国際経営論特殊研究演習1	4		教授	西原 博之	○	◎	○	○
国際経営論特殊研究演習2	4	※	教授	西原 博之	○	◎	○	○
国際経営論特殊研究演習3	4	※	教授	西原 博之	○	◎	○	○
イノベーション特殊研究	4	※	教授	稲山 健司	◎	○	○	○
イノベーション特殊研究演習1	4	※	教授	稲山 健司	○	◎	○	○
イノベーション特殊研究演習2	4	※	教授	稲山 健司	○	◎	○	○
イノベーション特殊研究演習3	4	※	教授	稲山 健司	○	◎	○	○
異文化マネジメント特殊研究	4	※			◎	○	○	○
異文化マネジメント特殊研究演習1	4	※			○	◎	○	○
異文化マネジメント特殊研究演習2	4	※			○	◎	○	○
異文化マネジメント特殊研究演習3	4	※			○	◎	○	○
人的資源管理特殊研究	4		教授	MEYER-OHLE Hendrik	◎	○	○	○
人的資源管理特殊研究演習1	4		教授	MEYER-OHLE Hendrik	○	◎	○	○
人的資源管理特殊研究演習2	4	※	教授	MEYER-OHLE Hendrik	○	◎	○	○
人的資源管理特殊研究演習3	4	※	教授	MEYER-OHLE Hendrik	○	◎	○	○
産業史特殊研究	4		教授	岡崎 哲二	◎	○	○	○
産業史特殊研究演習1	4		教授	岡崎 哲二	○	◎	○	○
産業史特殊研究演習2	4	※	教授	岡崎 哲二	○	◎	○	○
産業史特殊研究演習3	4	※	教授	岡崎 哲二	○	◎	○	○

日本経営史特殊研究	4		教授	北浦 貴士	◎	○	○	○
日本経営史特殊研究演習1	4		教授	北浦 貴士	○	◎	○	○
日本経営史特殊研究演習2	4	※	教授	北浦 貴士	○	◎	○	○
日本経営史特殊研究演習3	4	※	教授	北浦 貴士	○	◎	○	○
ファイナンス特殊研究	4		教授	大野 弘明	◎	○	○	○
ファイナンス特殊研究演習1	4		教授	大野 弘明	○	◎	○	○
ファイナンス特殊研究演習2	4	※	教授	大野 弘明	○	◎	○	○
ファイナンス特殊研究演習3	4	※	教授	大野 弘明	○	◎	○	○
計量ファイナンス特殊研究	4		教授	生方 雅人	◎	○	○	○
計量ファイナンス特殊研究演習1	4		教授	生方 雅人	○	◎	○	○
計量ファイナンス特殊研究演習2	4	※	教授	生方 雅人	○	◎	○	○
計量ファイナンス特殊研究演習3	4	※	教授	生方 雅人	○	◎	○	○
国際貿易特殊研究	4		教授	渥美 利弘	◎	○	○	○
国際貿易特殊研究演習1	4		教授	渥美 利弘	○	◎	○	○
国際貿易特殊研究演習2	4	※	教授	渥美 利弘	○	◎	○	○
国際貿易特殊研究演習3	4	※	教授	渥美 利弘	○	◎	○	○
財務会計論特殊研究	4		教授	藤田 晶子	◎	○	○	○
財務会計論特殊研究演習1	4		教授	藤田 晶子	○	◎	○	○
財務会計論特殊研究演習2	4	※	教授	藤田 晶子	○	◎	○	○
財務会計論特殊研究演習3	4	※	教授	藤田 晶子	○	◎	○	○
管理会計論特殊研究	4		教授	尾畑 裕	◎	○	○	○
管理会計論特殊研究演習1	4		教授	尾畑 裕	○	◎	○	○
管理会計論特殊研究演習2	4	※	教授	尾畑 裕	○	◎	○	○
管理会計論特殊研究演習3	4	※	教授	尾畑 裕	○	◎	○	○
原価計算論特殊研究	4		教授	佐藤 成紀	◎	○	○	○
原価計算論特殊研究演習1	4		教授	佐藤 成紀	○	◎	○	○
原価計算論特殊研究演習2	4	※	教授	佐藤 成紀	○	◎	○	○
原価計算論特殊研究演習3	4	※	教授	佐藤 成紀	○	◎	○	○
国際会計論特殊研究	4	※	教授	山田 純平	◎	○	○	○
国際会計論特殊研究演習1	4	※	教授	山田 純平	○	◎	○	○
国際会計論特殊研究演習2	4	※	教授	山田 純平	○	◎	○	○
国際会計論特殊研究演習3	4	※	教授	山田 純平	○	◎	○	○
企業分析特殊研究	4		教授	西村 三保子	◎	○	○	○
企業分析特殊研究演習1	4		教授	西村 三保子	○	◎	○	○
企業分析特殊研究演習2	4	※	教授	西村 三保子	○	◎	○	○
企業分析特殊研究演習3	4	※	教授	西村 三保子	○	◎	○	○
税法特殊研究	4	※			◎	○	○	○
税法特殊研究演習1	4	※			○	◎	○	○
税法特殊研究演習2	4	※			○	◎	○	○
税法特殊研究演習3	4	※			○	◎	○	○

*「身につく能力」について

注)DP = 課程修了の認定・学位授与に関する方針(ディプロマ・ポリシー)

本大学院の博士後期課程の DP に基づく能力	本専攻の DP に基づく「身につく能力」	対応する専攻 DP
①高度な知識・技能	深い学識と専門分野での高度な学術的探究力	専攻 DP
②自立した研究能力	分析力、問題解決力、自立した研究者として活躍する力	専攻 DP1・2
③卓越した職業能力	高度な専門職業人に必要な学識	専攻 DP3
④研究倫理	学術研究の信頼性と公正性を確保するための研究倫理	専攻 DP4

社会学専攻 博士前期課程 履修方法

- (1) 博士前期課程にあつては、2年以上在籍し、30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で、修士論文を作成しなければならない。
- (2) 博士前期課程では、研究指導のみ、継続して履修できる。
- (3) 必修単位については、社会学基礎演習2単位、かつ指導教員の研究指導3単位を2年継続して（計6単位）、合計8単位を修得しなければならない。
- (4) 研究指導は、原則として同一教員のものを履修することとする。
- (5) その他の授業科目22単位以上を選択履修するものとする。
- (6) 同一研究科内の他専攻の授業科目から4科目8単位までは、研究科委員会の承認を得て履修することができる。
- (7) 社会学部社会学科が併設する社会調査士資格取得のための授業科目を、社会学研究科社会学専攻博士前期課程の学生が履修し、社会調査士資格の認定を申請することができる。
- (8) 社会調査士資格関係科目の単位は、社会学研究科社会学専攻博士前期課程の修了に必要な単位には含まれない。

履修上の注意

- (1) 修了要件は、年度によって異なる場合があるので、必ず入学年度の大学院要覧の履修方法を確認すること。

授業科目・担当指導教員

社会学専攻(博士前期課程)

(※印は今年度休講)

授 業 科 目	単位数		担 当 者	身につく能力*			
				①	②	③	④
1. 基礎研究							
社会学基礎演習	2		教授 元森 絵里子	◎	○	○	○
アカデミック・ライティング1A	2		講師 阿部 貴美子	○	◎		
アカデミック・ライティング1B	2		講師 阿部 貴美子	○	◎		
アカデミック・ライティング2A	2	※		○	◎		
アカデミック・ライティング2B	2	※		○	◎		
2. 理論・方法論研究							
社会学方法論研究	2		准教授 仲 修平		○	○	◎
社会学方法論研究1A	2	※			○	○	◎
社会学方法論研究1B	2	※			○	○	◎
社会学方法論研究2A	2	※			○	○	◎
社会学方法論研究2B	2	※			○	○	◎
数量データ分析特論	2	※				◎	○
質的データ分析特論	2		講師 渡部 沙織			◎	○
3. 個別分野研究							
家族社会学研究1A	2		教授 野沢 慎司	◎	○	○	○
家族社会学研究1B	2		教授 野沢 慎司	◎	○	○	○
家族社会学研究2A	2	※	教授 野沢 慎司	◎	○	○	○
家族社会学研究2B	2	※	教授 野沢 慎司	◎	○	○	○
性現象論研究1A	2		教授 加藤 秀一	◎	○	○	○
性現象論研究1B	2		教授 加藤 秀一	◎	○	○	○
性現象論研究2A	2	※	教授 加藤 秀一	◎	○	○	○
性現象論研究2B	2	※	教授 加藤 秀一	◎	○	○	○
医療と身体研究1A	2		教授 柘植 あづみ	◎	○	○	○
医療と身体研究1B	2		教授 柘植 あづみ	◎	○	○	○
医療と身体研究2A	2	※	教授 柘植 あづみ	◎	○	○	○
医療と身体研究2B	2	※	教授 柘植 あづみ	◎	○	○	○
犯罪社会学研究1A	2	※	教授 澤野 雅樹	◎	○	○	○
犯罪社会学研究1B	2	※	教授 澤野 雅樹	◎	○	○	○
犯罪社会学研究2A	2	※	教授 澤野 雅樹	◎	○	○	○
犯罪社会学研究2B	2	※	教授 澤野 雅樹	◎	○	○	○

社会心理学研究1A	2		教授	鬼頭 美江	◎	○	○	○
社会心理学研究1B	2		教授	鬼頭 美江	◎	○	○	○
社会心理学研究2A	2	※	教授	鬼頭 美江	◎	○	○	○
社会心理学研究2B	2	※	教授	鬼頭 美江	◎	○	○	○
社会倫理学研究1A	2		教授	稲葉 振一郎	◎	○	○	○
社会倫理学研究1B	2		教授	稲葉 振一郎	◎	○	○	○
社会倫理学研究2A	2	※	教授	稲葉 振一郎	◎	○	○	○
社会倫理学研究2B	2	※	教授	稲葉 振一郎	◎	○	○	○
都市と地域社会研究1A	2		教授	岩永 真治	◎	○	○	○
都市と地域社会研究1B	2		教授	岩永 真治	◎	○	○	○
都市と地域社会研究2A	2	※	教授	岩永 真治	◎	○	○	○
都市と地域社会研究2B	2	※	教授	岩永 真治	◎	○	○	○
社会構造論研究1A	2		教授	石原 英樹	◎	○	○	○
社会構造論研究1B	2	※	教授	石原 英樹	◎	○	○	○
社会構造論研究2A	2	※	教授	石原 英樹	◎	○	○	○
社会構造論研究2B	2	※	教授	石原 英樹	◎	○	○	○
環境社会学研究1A	2		教授	藤川 賢	◎	○	○	○
環境社会学研究1B	2		教授	藤川 賢	◎	○	○	○
環境社会学研究2A	2	※	教授	藤川 賢	◎	○	○	○
環境社会学研究2B	2	※	教授	藤川 賢	◎	○	○	○
メディア社会学研究1A	2		教授	佐藤 正晴	◎	○	○	○
メディア社会学研究1B	2		教授	佐藤 正晴	◎	○	○	○
メディア社会学研究2A	2	※	教授	佐藤 正晴	◎	○	○	○
メディア社会学研究2B	2	※	教授	佐藤 正晴	◎	○	○	○
歴史社会学研究1A	2		教授	石原 俊	◎	○	○	○
歴史社会学研究1B	2		教授	石原 俊	◎	○	○	○
歴史社会学研究2A	2	※	教授	石原 俊	◎	○	○	○
歴史社会学研究2B	2	※	教授	石原 俊	◎	○	○	○
市民社会論研究1A	2	※	教授	坂口 緑	◎	○	○	○
市民社会論研究1B	2	※	教授	坂口 緑	◎	○	○	○
市民社会論研究2A	2	※	教授	坂口 緑	◎	○	○	○
市民社会論研究2B	2	※	教授	坂口 緑	◎	○	○	○
子どもと教育研究1A	2	※	教授	元森 絵里子	◎	○	○	○
子どもと教育研究1B	2		教授	元森 絵里子	◎	○	○	○
子どもと教育研究2A	2	※	教授	元森 絵里子	◎	○	○	○
子どもと教育研究2B	2	※	教授	元森 絵里子	◎	○	○	○
文化産業論研究1A	2		教授	半澤 誠司	◎	○	○	○
文化産業論研究1B	2		教授	半澤 誠司	◎	○	○	○
文化産業論研究2A	2	※	教授	半澤 誠司	◎	○	○	○
文化産業論研究2B	2	※	教授	半澤 誠司	◎	○	○	○
コミュニケーション研究1A	2	※	教授	石原 英樹	◎	○	○	○
コミュニケーション研究1B	2		教授	石原 英樹	◎	○	○	○
コミュニケーション研究2A	2	※	教授	石原 英樹	◎	○	○	○
コミュニケーション研究2B	2	※	教授	石原 英樹	◎	○	○	○
文化社会論研究1A	2	※	教授	大久保 遼	◎	○	○	○
文化社会論研究1B	2	※	教授	大久保 遼	◎	○	○	○
文化社会論研究2A	2	※	教授	大久保 遼	◎	○	○	○
文化社会論研究2B	2	※	教授	大久保 遼	◎	○	○	○
社会人類学研究1A	2		准教授	松波 康男	◎	○	○	○
社会人類学研究1B	2		准教授	松波 康男	◎	○	○	○
社会人類学研究2A	2	※	准教授	松波 康男	◎	○	○	○
社会人類学研究2B	2	※	准教授	松波 康男	◎	○	○	○
社会階層論研究1A	2	※	准教授	仲 修平	◎	○	○	○
社会階層論研究1B	2		准教授	仲 修平	◎	○	○	○
社会階層論研究2A	2	※	准教授	仲 修平	◎	○	○	○
社会階層論研究2B	2	※	准教授	仲 修平	◎	○	○	○

4. 特殊分野研究								
社会学特講 I A	2		講師	岡 葉子	◎	○	○	○
社会学特講 I B	2		講師	岡 葉子	◎	○	○	○
社会学特講 II A	2	※			◎	○	○	○
社会学特講 II B	2	※			◎	○	○	○
社会学特講 III A	2	※			◎	○	○	○
社会学特講 III B	2	※			◎	○	○	○
社会学特講 IV A	2	※			◎	○	○	○
社会学特講 IV B	2	※			◎	○	○	○
5. 実習								
調査実習 I	4		教授	半澤 誠司	○	○	○	◎
調査実習 II	4		教授	佐藤 正晴	○	○	○	◎
調査実習 III	4	※			○	○	○	◎
調査実習 IV	4	※			○	○	○	◎
6. 研究指導								
研究指導	3		教授	岩永 真治	○	◎	○	○
		※	教授	澤野 雅樹				
			教授	稲葉 振一郎				
			教授	加藤 秀一				
			教授	柘植 あづみ				
			教授	野沢 慎司				
			教授	佐藤 正晴				
			教授	藤川 賢				
		※	教授	坂口 緑				
			教授	石原 英樹				
			教授	石原 俊				
			教授	半澤 誠司				
			教授	元森 絵里子				
			教授	鬼頭 美江				
※	教授	大久保 遼						
	准教授	松波 康男						
	准教授	仲 修平						
7. 社会調査士資格関係科目								
社会調査の基礎	2			担当者は社会学部社会学科の時間割でご確認ください。	修了要件外科目は、専攻のディプロマ・ポリシーに基づく「身につく能力」との関連がないため「◎、○」を記載していません。			
社会調査の技法	2							
データ分析入門	2							
社会統計学	2							
数量データ分析	2							
質的データ分析	2							
社会調査実習	4							
社会教育調査実習	4							

*「身につく能力」について

注) DP = 課程修了の認定・学位授与に関する方針(ディプロマ・ポリシー)

本大学院の修士課程・博士前期課程の DP に基づく能力	本専攻の DP に基づく「身につく能力」	対応する専攻 DP
①高度な知識・技能	理論・概念・方法に関する幅広い知識	専攻 DP1
②高度な研究能力	分析、論文執筆、知識を活用する力	専攻 DP2・3
③卓越した職業能力	社会学の知識・調査技法を駆使し研究生活・職業生活を送る力	専攻 DP3・4
④研究倫理	研究倫理に則り論文を執筆する力、社会調査に関する倫理	専攻 DP2・4

社会学専攻 博士後期課程 履修方法

- (1) 社会学研究科社会学専攻博士後期課程にあつては、指導教員の研究指導4単位を3年継続して(計12単位)、かつ、理論・方法論研究4単位、合計16単位以上を修得しなければならない。
- (2) 社会学部社会学科が併設する社会調査士資格取得のための授業科目を、社会学研究科社会学専攻博士後期課程の学生が履修し、社会調査士資格の認定を申請することができる。
- (3) 社会調査士資格関係科目の単位は、社会学研究科社会学専攻博士後期課程の修了に必要な単位には含まれない。

履修上の注意

- (1) 修了要件は、年度によって異なる場合があるので、必ず入学年度の大学院要覧の履修方法を確認すること。
- (2) 博士後期課程にあつては、3年以上在学し、所属専攻の授業科目の中から、指導教授の指導の下に所定の単位ないし科目を履修し、かつ必要な研究指導を受けた上で、博士論文を作成しなければならない。
- (3) 博士後期課程在学者の前期課程の科目履修は、開講科目についてのみ聴講を認める。この場合、成績評価および単位認定はしない。
- (4) 博士後期課程の在学者は、毎学年度末に年次研究報告書を指導教授を経て、研究科委員長に提出するか、研究報告会で報告しなければならない。

授業科目・担当指導教員

社会学専攻(博士後期課程)

(※印は今年度休講)

授 業 科 目	単位数		担 当 者	身につく能力*			
				①	②	③	④
1. 研究指導							
研究指導(社会学方法論研究)	4	※		○	◎	○	○
研究指導(社会心理学研究)	4		教授 鬼頭 美江	○	◎	○	○
研究指導(家族社会学研究)	4		教授 野沢 慎司	○	◎	○	○
研究指導(犯罪社会学研究)	4	※	教授 澤野 雅樹	○	◎	○	○
研究指導(文化社会学研究)	4	※	教授 大久保 遼	○	◎	○	○
研究指導(性現象論研究)	4		教授 加藤 秀一	○	◎	○	○
研究指導(都市と地域社会研究)	4		教授 岩永 真治	○	◎	○	○
研究指導(医療と身体研究)	4		教授 柘植 あづみ	○	◎	○	○
研究指導(相互行為研究)	4	※		○	◎	○	○
研究指導(社会構造論研究)	4		准教授 仲 修平	○	◎	○	○
研究指導(社会倫理学研究)	4		教授 稲葉 振一郎	○	◎	○	○
研究指導(環境社会学研究)	4		教授 藤川 賢	○	◎	○	○
研究指導(メディア社会学研究)	4		教授 佐藤 正晴	○	◎	○	○
研究指導(市民社会論研究)	4	※	教授 坂口 緑	○	◎	○	○
研究指導(コミュニケーション研究)	4		教授 石原 英樹	○	◎	○	○
研究指導(歴史社会学研究)	4		教授 石原 俊	○	◎	○	○
研究指導(子どもと教育研究)	4		教授 元森 絵里子	○	◎	○	○
研究指導(文化産業論研究)	4		教授 半澤 誠司	○	◎	○	○
2. 理論・方法論研究							
特別研究(社会学基礎理論)	2		教授 石原 英樹	◎	○	○	○
特別研究(社会学方法論)	2		准教授 仲 修平	○	○	○	◎
3. 社会調査士関係科目							
社会調査の基礎	2		担当者は社会学部社会学科の時間割でご確認ください。	修了要件外科目は、専攻のディプロマ・ポリシーに基づく「身につく能力」との関連がないため「◎、○」を記載していません。			
社会調査の技法	2						
データ分析入門	2						
社会統計学	2						
数量データ分析	2						
質的データ分析	2						
社会調査実習	4						
社会教育調査実習	4						

*「身につく能力」について

注)DP = 課程修了の認定・学位授与に関する方針(ディプロマ・ポリシー)

本大学院の博士後期課程の DP に基づく能力	本専攻の DP に基づく「身につく能力」	対応する専攻 DP
①高度な知識・技能	理論・概念・方法に関する幅広い知識	専攻 DP1
②自立した研究能力	分析、論文執筆、社会的評価を獲得する力	専攻 DP2・3
③卓越した職業能力	職業や研究の主導的役割を務める力、社会調査の専門知識・技能	専攻 DP3・4
④研究倫理	研究倫理に則り論文を執筆する力、社会調査に関する倫理	専攻 DP2・4

社会福祉学専攻 博士前期課程 履修方法

- (1) 博士前期課程にあつては、2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で、修士論文を作成しなければならない。
- (2) 「現職ソーシャルワーカーのためのリカレント教育をサポートする」ためのコース（以下3年制コースと称する。3年制コースは長期在学制度を指す。）を選択した者については、3年以上在学し、33単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で、前期課程在籍2年目の履修登録時に、研究課題修了報告書あるいは修士論文のいずれかを選択しなければならない。なお、前記研究課題修了報告書は、修士論文と同等の明治学院大学学位規程における学位論文にあたる。
- (3) 博士前期課程の2年制コースと3年制コースの選択は入学試験の際に行う。選択したコースは、理由を問わずこれを変更できない。
- (4) 研究指導1・3単位合計6単位（1年次3単位、2年次3単位）は2年制コースの、研究指導2・3単位合計9単位（1年次3単位、2年次3単位、3年次3単位）は3年制コースの必修科目とする。その他、社会福祉原論研究A・2単位および社会福祉原論研究B・2単位、ソーシャルワーク論研究A・2単位およびソーシャルワーク論研究B・2単位を必修とする。なお、研究指導は、原則として同一教員のものを履修することとする。
- (5) 博士前期課程では単位修得科目の再履修はできない。
- (6) 必修科目以外に、所属専攻の授業科目の中から16単位以上を選択履修する。
- (7) 同一研究科内の他専攻の授業科目の中から4科目8単位までは、研究科委員会の承認を得て履修することができる。ただし、これらの単位は、社会学研究科社会福祉学専攻前期課程の修了に必要な単位には含まれない。

履修上の注意

- (1) 修了要件は、年度によって異なる場合があるので、必ず入学年度の大学院要覧の履修方法を確認すること。

授業科目・担当指導教員

社会福祉学専攻(博士前期課程)

(※印は今年度休講)

授 業 科 目	単位数	担 当 者		身につく能力*			
				科目に最も関連する能力=◎			
				科目に関連する能力=○			
				①	②	③	④
基礎研究領域							
社会福祉原論研究A	2	教授	金子 充	○	◎	○	○
社会福祉原論研究B	2	教授	金子 充	○	◎	○	○
ソーシャルワーク論研究A	2	教授	久保 美紀	◎	○	○	○
ソーシャルワーク論研究B	2	教授	久保 美紀	◎	○	○	○
社会福祉研究法A	2	教授	和気 康太	○	◎	○	○
社会福祉研究法B	2	講師	長谷川 博康	○	◎	○	○
社会保障論研究A	2	教授	岡 伸一	○	◎		
社会保障論研究B	2	教授	岡 伸一	○	◎		
社会福祉史研究A	2	※		○	◎		
社会福祉史研究B	2	※		○	◎		
社会福祉法制研究A	2	※		○	◎		
社会福祉法制研究B	2	※		○	◎		
社会福祉調査論研究A	2	教授	和気 康太	○	○	○	◎
社会福祉調査論研究B	2	教授	和気 康太	○	○	○	◎
福祉開発論研究A	2	教授	明石 留美子	○	◎	○	○
福祉開発論研究B	2	教授	明石 留美子	○	◎	○	○
社会政策論研究A	2	※		○	◎		
社会政策論研究B	2	※		○	◎		
実践研究領域							
ソーシャルワーク研究1A	2	※		◎	○	○	○
ソーシャルワーク研究1B	2	※		◎	○	○	○
ソーシャルワーク研究2A	2		准教授 宮崎 理	◎	○	○	○
ソーシャルワーク研究2B	2		准教授 宮崎 理	◎	○	○	○
ソーシャルワーク研究3A	2	※		◎	○	○	○
ソーシャルワーク研究3B	2	※		◎	○	○	○
ソーシャルワーク研究4A	2	教授	榊原 美樹	◎	○	○	○

ソーシャルワーク研究4B	2		教授	榊原 美樹	◎	○	○	○
ソーシャルワーク研究5A	2		教授	茨木 尚子	◎	○	○	○
ソーシャルワーク研究5B	2		教授	茨木 尚子	◎	○	○	○
実習関係領域								
ソーシャルワーク実習1	4	※			○	○	◎	○
ソーシャルワーク実習2	4	※			○	○	◎	○
ソーシャルワーク実習3	4	※			○	○	◎	○
ソーシャルワーク実習4	4	※			○	○	◎	○
社会福祉調査実習	4		教授	和気 康太	○	○	◎	○
課題別研究領域								
公的扶助論研究A	2		教授	新保 美香	○	◎		○
公的扶助論研究B	2		教授	新保 美香	○	◎		○
地域福祉論研究A	2	※			○	◎		○
地域福祉論研究B	2	※			○	◎		○
精神保健福祉論研究A	2	※	准教授	平澤 恵美	○	◎		○
精神保健福祉論研究B	2	※	准教授	平澤 恵美	○	◎		○
児童福祉論研究A	2		准教授	三輪 清子	○	◎		○
児童福祉論研究B	2		准教授	三輪 清子	○	◎		○
障害者福祉論研究A	2	※			○	◎		○
障害者福祉論研究B	2	※			○	◎		○
高齢者福祉論研究A	2		准教授	金 圓景	○	◎		○
高齢者福祉論研究B	2		准教授	金 圓景	○	◎		○
医療福祉論研究A	2		教授	大瀧 敦子	○	◎		○
医療福祉論研究B	2		教授	大瀧 敦子	○	◎		○
特別支援教育論研究A	2		教授	高倉 誠一	○	◎		○
特別支援教育論研究B	2		教授	高倉 誠一	○	◎		○
社会起業論研究A	2	※			○	◎		○
社会起業論研究B	2	※			○	◎		○
若者支援論研究A	2		准教授	関水 徹平	○	◎		○
若者支援論研究B	2		准教授	関水 徹平	○	◎		○
特別講義領域								
社会福祉研究特講	2	※			◎	○	○	○
ソーシャルワーク研究特講	2	※			○	◎	○	○
研究指導領域								
研究指導1	3		教授	金子 充	○	◎	○	○
			教授	久保 美紀				
			教授	岡 伸一				
			教授	和気 康太				
			教授	明石 留美子				
			教授	茨木 尚子				
			教授	新保 美香				
			教授	大瀧 敦子				
			教授	榊原 美樹				
			教授	高倉 誠一				
		※	准教授	平澤 恵美				
			准教授	宮崎 理				
			准教授	金 圓景				
			准教授	三輪 清子				
	准教授	関水 徹平						
研究指導2	3		教授	金子 充	○	◎	○	○
			教授	久保 美紀				
			教授	岡 伸一				
			教授	和気 康太				
			教授	明石 留美子				
			教授	茨木 尚子				
			教授	新保 美香				
			教授	大瀧 敦子				

研究指導2	3		教授	榊原 美樹	○	◎	○	○
			教授	高倉 誠一				
		※	准教授	平澤 恵美				
			准教授	宮崎 理				
			准教授	金 圓景				
			准教授	三輪 清子				
			准教授	関水 徹平				

*「身につく能力」について

注)DP = 課程修了の認定・学位授与に関する方針(ディプロマ・ポリシー)

本大学院の修士課程・博士前期課程の DP に基づく能力	本専攻の DP に基づく「身につく能力」	対応する専攻 DP
①高度な知識・技能	科学的な思考方法と知識および技術	専攻 DP2
②高度な研究能力	分析力、論文執筆力、研究における知識の活用	専攻 DP3・4
③卓越した職業能力	知識を職業で活用する力	専攻 DP4
④研究倫理	研究倫理を遵守する力	専攻 DP4

社会福祉学専攻 博士後期課程 履修方法

- (1) 社会学研究科社会福祉学専攻博士後期課程にあつては、指導教授の講義科目4単位と研究指導8単位（2年間にわたって履修）合計12単位を修得し、かつ、博士論文を作成しなければならない。
- (2) さらに、指導教授の指導にもとづいて、前期課程の授業科目（研究指導領域を除く）を受講することができる。

履修上の注意

- (1) 修了要件は、年度によって異なる場合があるので、必ず入学年度の大学院要覧の履修方法を確認すること。
- (2) 博士後期課程にあつては、3年以上在学し、所属専攻の授業科目の中から、指導教授の指導の下に所定の単位ないし科目を履修し、かつ必要な研究指導を受けた上で、博士論文を作成しなければならない。
- (3) 博士後期課程在学者の前期課程の科目履修は、開講科目についてのみ聴講を認める。この場合、成績評価および単位認定はしない。
- (4) 博士後期課程の在学者は、毎学年度末に年次研究報告書を指導教授を経て、研究科委員長に提出するか、研究報告会で報告しなければならない。

授業科目・担当指導教員

社会福祉学専攻(博士後期課程)

(※印は今年度休講)

授 業 科 目	単位数	担 当 者		身につく能力*			
				科目に最も関連する能力=◎			
				科目に関連する能力=○			
				①	②	③	④
特殊研究(社会福祉原論研究)	4		教授 金子 充	◎	○		○
特殊研究(社会福祉原論研究)研究指導	4		教授 金子 充	○	◎		○
特殊研究(社会福祉史研究)	4	※		◎	○		○
特殊研究(社会福祉史研究)研究指導	4	※		○	◎		○
特殊研究(社会保障論研究)	4		教授 岡 伸一	◎	○		○
特殊研究(社会保障論研究)研究指導	4		教授 岡 伸一	○	◎		○
特殊研究(社会福祉法制論研究)	4	※		◎	○		○
特殊研究(社会福祉法制論研究)研究指導	4	※		○	◎		○
特殊研究(地域福祉論研究)	4	※		◎	○		○
特殊研究(地域福祉論研究)研究指導	4	※		○	◎		○
特殊研究(児童福祉論研究)	4		准教授 三輪 清子	◎	○		○
特殊研究(児童福祉論研究)研究指導	4		准教授 三輪 清子	○	◎		○
特殊研究(高齢者福祉論研究)	4		准教授 金 圓景	◎	○		○
特殊研究(高齢者福祉論研究)研究指導	4		准教授 金 圓景	○	◎		○
特殊研究(精神保健福祉論研究)	4	※	准教授 平澤 恵美	◎	○		○
特殊研究(精神保健福祉論研究)研究指導	4	※	准教授 平澤 恵美	○	◎		○
特殊研究(障害者福祉論研究)	4	※		◎	○		○
特殊研究(障害者福祉論研究)研究指導	4	※		○	◎		○
特殊研究(ソーシャルワーク研究1)	4	※		◎	○	○	○
特殊研究(ソーシャルワーク研究1)研究指導	4	※		○	◎	○	○
特殊研究(ソーシャルワーク研究2)	4		准教授 宮崎 理	◎	○	○	○
特殊研究(ソーシャルワーク研究2)研究指導	4		准教授 宮崎 理	○	◎	○	○
特殊研究(ソーシャルワーク研究3)	4	※		◎	○	○	○
特殊研究(ソーシャルワーク研究3)研究指導	4	※		○	◎	○	○
特殊研究(ソーシャルワーク研究4)	4		教授 榊原 美樹	◎	○	○	○
特殊研究(ソーシャルワーク研究4)研究指導	4		教授 榊原 美樹	○	◎	○	○
特殊研究(ソーシャルワーク研究5)	4		教授 茨木 尚子	◎	○	○	○
特殊研究(ソーシャルワーク研究5)研究指導	4		教授 茨木 尚子	○	◎	○	○
特殊研究(ソーシャルワーク論研究)	4		教授 久保 美紀	◎	○	○	○
特殊研究(ソーシャルワーク論研究)研究指導	4		教授 久保 美紀	○	◎	○	○
特殊研究(医療福祉論研究)	4		教授 大瀧 敦子	◎	○	○	○
特殊研究(医療福祉論研究)研究指導	4		教授 大瀧 敦子	○	◎	○	○

特殊研究(特別支援教育論研究)	4		教授	高倉 誠一	◎	○	○	○
特殊研究(特別支援教育論研究)研究指導	4		教授	高倉 誠一	○	◎	○	○
特殊研究(社会福祉調査論研究)	4		教授	和気 康太	◎	○	○	○
特殊研究(社会福祉調査論研究)研究指導	4		教授	和気 康太	○	◎	○	○
特殊研究(公的扶助論研究)	4		教授	新保 美香	◎	○		○
特殊研究(公的扶助論研究)研究指導	4		教授	新保 美香	○	◎		○
特殊研究(福祉開発論研究)	4		教授	明石 留美子	◎	○		○
特殊研究(福祉開発論研究)研究指導	4		教授	明石 留美子	○	◎		○
特殊研究(社会政策論研究)	4	※			◎	○		○
特殊研究(社会政策論研究)研究指導	4	※			○	◎		○
特殊研究(社会起業論研究)	4	※			◎	○		○
特殊研究(社会起業論研究)研究指導	4	※			○	◎		○
特殊研究(若者支援論研究)	4		准教授	関水 徹平	◎	○		○
特殊研究(若者支援論研究)研究指導	4		准教授	関水 徹平	○	◎		○

*「身につく能力」について

注)DP = 課程修了の認定・学位授与に関する方針(ディプロマ・ポリシー)

本大学院の博士後期課程の DP に基づく能力	本専攻の DP に基づく「身につく能力」	対応する専攻 DP
①高度な知識・技能	社会福祉学の各専門領域の学問研究を深耕する力・高度な知識	専攻 DP2・4
②自立した研究能力	分析力、論文執筆力、研究者としての社会的評価	専攻 DP3・4
③卓越した職業能力	高度な知識の活用、職業・研究において主導的な役割を務める力	専攻 DP4
④研究倫理	研究倫理を遵守する力	専攻 DP4

法律学専攻 博士後期課程 履修方法

- (1) 指導教授の研究指導（前後期各2単位）および講義科目（2単位）を3年間継続して修得（合計18単位）しなければならない。これに加えて、指導教授の指導に基づき、必要な講義科目を履修しなければならない。

履修上の注意

- (1) 修了要件は、年度によって異なる場合があるので、必ず入学年度の大学院要覧の履修方法を確認すること。
- (2) 博士後期課程にあつては、3年以上在学し、指導教授の研究指導（前後期各2単位）および講義科目（2単位）を3年間継続して修得（合計18単位）しなければならない。これに加えて、指導教授の指導の下に所定の単位ないし科目を履修し、かつ必要な研究指導を受けた上で、博士論文を作成しなければならない。
- (3) 博士後期課程の在学者は、毎学年度末に年次研究報告書を指導教授を経て、研究科委員長に提出するか、研究報告会で報告しなければならない。

授業科目・担当指導教員

法律学専攻(博士後期課程)

(※印は今年度休講)

授 業 科 目	単位数	担 当 者		身につく能力*			
				①	②	③	④
研究指導科目							
研究指導(法哲学A)	2	※		○	◎	○	○
研究指導(法哲学B)	2	※		○	◎	○	○
研究指導(西洋法制史A)	2	※		○	◎	○	○
研究指導(西洋法制史B)	2	※		○	◎	○	○
研究指導(法社会学A)	2	※		○	◎	○	○
研究指導(法社会学B)	2	※		○	◎	○	○
研究指導(憲法1A)	2		教授 宮地 基	○	◎	○	○
研究指導(憲法1B)	2		教授 宮地 基	○	◎	○	○
研究指導(憲法2A)	2		教授 蛭原 健介	○	◎	○	○
研究指導(憲法2B)	2		教授 蛭原 健介	○	◎	○	○
研究指導(行政法1A)	2	※		○	◎	○	○
研究指導(行政法1B)	2	※		○	◎	○	○
研究指導(行政法2A)	2	※		○	◎	○	○
研究指導(行政法2B)	2	※		○	◎	○	○
研究指導(租税法A)	2		教授 渡辺 充	○	◎	○	○
研究指導(租税法B)	2		教授 渡辺 充	○	◎	○	○
研究指導(国際法1A)	2	※		○	◎	○	○
研究指導(国際法1B)	2	※		○	◎	○	○
研究指導(国際法2A)	2	※		○	◎	○	○
研究指導(国際法2B)	2	※		○	◎	○	○
研究指導(国際人権法1A)	2	※	教授 東澤 靖	○	◎	○	○
研究指導(国際人権法1B)	2	※	教授 東澤 靖	○	◎	○	○
研究指導(国際取引法1A)	2	※		○	◎	○	○
研究指導(国際取引法1B)	2	※		○	◎	○	○
研究指導(国際取引法2A)	2	※		○	◎	○	○
研究指導(国際取引法2B)	2	※		○	◎	○	○
研究指導(民法1A)	2		教授 倉重 八千代	○	◎	○	○
研究指導(民法1B)	2		教授 倉重 八千代	○	◎	○	○
研究指導(民法2A)	2		教授 福田 清明	○	◎	○	○
研究指導(民法2B)	2		教授 福田 清明	○	◎	○	○
研究指導(民法3A)	2		教授 今尾 真	○	◎	○	○
研究指導(民法3B)	2		教授 今尾 真	○	◎	○	○
研究指導(民法4A)	2		教授 大木 満	○	◎	○	○
研究指導(民法4B)	2		教授 大木 満	○	◎	○	○

研究指導(民法5A)	2		教授	伊室 亜希子	○	◎	○	○
研究指導(民法5B)	2		教授	伊室 亜希子	○	◎	○	○
研究指導(民法6A)	2		教授	大野 武	○	◎	○	○
研究指導(民法6B)	2		教授	大野 武	○	◎	○	○
研究指導(民法7A)	2		教授	黒田 美亜紀	○	◎	○	○
研究指導(民法7B)	2		教授	黒田 美亜紀	○	◎	○	○
研究指導(消費者法1A)	2	※			○	◎	○	○
研究指導(消費者法1B)	2	※			○	◎	○	○
研究指導(消費者法2A)	2	※			○	◎	○	○
研究指導(消費者法2B)	2	※			○	◎	○	○
研究指導(商法1A)	2		教授	新津 和典	○	◎	○	○
研究指導(商法1B)	2		教授	新津 和典	○	◎	○	○
研究指導(商法2A)	2	※			○	◎	○	○
研究指導(商法2B)	2	※			○	◎	○	○
研究指導(商法3A)	2	※			○	◎	○	○
研究指導(商法3B)	2	※			○	◎	○	○
研究指導(商法4A)	2	※			○	◎	○	○
研究指導(商法4B)	2	※			○	◎	○	○
研究指導(商法5A)	2		教授	来住野 究	○	◎	○	○
研究指導(商法5B)	2		教授	来住野 究	○	◎	○	○
研究指導(民事訴訟法1A)	2		教授	畑 宏樹	○	◎	○	○
研究指導(民事訴訟法1B)	2		教授	畑 宏樹	○	◎	○	○
研究指導(民事訴訟法2A)	2		教授	近藤 隆司	○	◎	○	○
研究指導(民事訴訟法2B)	2		教授	近藤 隆司	○	◎	○	○
研究指導(民事訴訟法3A)	2		教授	波多江 久美子	○	◎	○	○
研究指導(民事訴訟法3B)	2		教授	波多江 久美子	○	◎	○	○
研究指導(民事訴訟法4A)	2	※			○	◎	○	○
研究指導(民事訴訟法4B)	2	※			○	◎	○	○
研究指導(刑事法1A)	2		教授	小島 秀夫	○	◎	○	○
研究指導(刑事法1B)	2		教授	小島 秀夫	○	◎	○	○
研究指導(刑事法2A)	2		教授	穴沢 大輔	○	◎	○	○
研究指導(刑事法2B)	2		教授	穴沢 大輔	○	◎	○	○
研究指導(刑事法3A)	2	※			○	◎	○	○
研究指導(刑事法3B)	2	※			○	◎	○	○
研究指導(刑事法4A)	2	※			○	◎	○	○
研究指導(刑事法4B)	2	※			○	◎	○	○
研究指導(経済法A)	2	※			○	◎	○	○
研究指導(経済法B)	2	※			○	◎	○	○
研究指導(労働法A)	2	※			○	◎	○	○
研究指導(労働法B)	2	※			○	◎	○	○
研究指導(外国法A)	2	※			○	◎	○	○
研究指導(外国法B)	2	※			○	◎	○	○
研究指導(環境法A)	2	※	教授	阿部 満	○	◎	○	○
研究指導(環境法B)	2	※	教授	阿部 満	○	◎	○	○
研究指導(行政学A)	2		教授	鍛冶 智也	○	◎	○	○
研究指導(行政学B)	2		教授	鍛冶 智也	○	◎	○	○
研究指導(政治思想史A)	2	※			○	◎	○	○
研究指導(政治思想史B)	2	※			○	◎	○	○
研究指導(政治史A)	2	※			○	◎	○	○
研究指導(政治史B)	2	※			○	◎	○	○
研究指導(政治体制論A)	2	※			○	◎	○	○
研究指導(政治体制論B)	2	※			○	◎	○	○
研究指導(政策過程論A)	2		教授	渡部 純	○	◎	○	○
研究指導(政策過程論B)	2		教授	渡部 純	○	◎	○	○
研究指導(国際政治学1A)	2		教授	池本 大輔	○	◎	○	○
研究指導(国際政治学1B)	2		教授	池本 大輔	○	◎	○	○
研究指導(国際政治学2A)	2		教授	葛谷 彩	○	◎	○	○
研究指導(国際政治学2B)	2		教授	葛谷 彩	○	◎	○	○

研究指導(比較政治学A)	2		教授	毛 桂栄	○	◎	○	○
研究指導(比較政治学B)	2		教授	毛 桂栄	○	◎	○	○
研究指導(政治情報論A)	2	※			○	◎	○	○
研究指導(政治情報論B)	2	※			○	◎	○	○
研究指導(公共政策論A)	2	※	教授	西村 万里子	○	◎	○	○
研究指導(公共政策論B)	2	※	教授	西村 万里子	○	◎	○	○
研究指導(政治行動論A)	2		教授	中谷 美穂	○	◎	○	○
研究指導(政治行動論B)	2		教授	中谷 美穂	○	◎	○	○
研究指導(法情報学A)	2		教授	櫻井 成一朗	○	◎	○	○
研究指導(法情報学B)	2		教授	櫻井 成一朗	○	◎	○	○
研究指導(知的財産権法A)	2	※			○	◎	○	○
研究指導(知的財産権法B)	2	※			○	◎	○	○
研究指導(国際金融論A)	2	※			○	◎	○	○
研究指導(国際金融論B)	2	※			○	◎	○	○
講義科目								
法哲学特殊講義	2	※			◎	○	○	○
西洋法制史特殊講義	2	※			◎	○	○	○
法社会学特殊講義	2	※			◎	○	○	○
憲法特殊講義1	2		教授	宮地 基	◎	○	○	○
憲法特殊講義2	2		教授	蛭原 健介	◎	○	○	○
行政法特殊講義1	2	※			◎	○	○	○
行政法特殊講義2	2	※			◎	○	○	○
租税法特殊講義	2		教授	渡辺 充	◎	○	○	○
国際法特殊講義1	2	※			◎	○	○	○
国際法特殊講義2	2	※			◎	○	○	○
国際人権法特殊講義1	2	※	教授	東澤 靖	◎	○	○	○
国際取引法特殊講義1	2	※			◎	○	○	○
国際取引法特殊講義2	2	※			◎	○	○	○
民法特殊講義1	2		教授	倉重 八千代	◎	○	○	○
民法特殊講義2	2		教授	福田 清明	◎	○	○	○
民法特殊講義3	2		教授	今尾 真	◎	○	○	○
民法特殊講義4	2		教授	大木 満	◎	○	○	○
民法特殊講義5	2		教授	伊室 亜希子	◎	○	○	○
民法特殊講義6	2		教授	大野 武	◎	○	○	○
民法特殊講義7	2		教授	黒田 美亜紀	◎	○	○	○
消費者法特殊講義1	2	※			◎	○	○	○
消費者法特殊講義2	2	※			◎	○	○	○
商法特殊講義1	2		教授	新津 和典	◎	○	○	○
商法特殊講義2	2	※			◎	○	○	○
商法特殊講義3	2	※			◎	○	○	○
商法特殊講義4	2	※			◎	○	○	○
商法特殊講義5	2		教授	来住野 究	◎	○	○	○
民事訴訟法特殊講義1	2		教授	畑 宏樹	◎	○	○	○
民事訴訟法特殊講義2	2		教授	近藤 隆司	◎	○	○	○
民事訴訟法特殊講義3	2		教授	波多江 久美子	◎	○	○	○
民事訴訟法特殊講義4	2	※			◎	○	○	○
刑事法特殊講義1	2		教授	小島 秀夫	◎	○	○	○
刑事法特殊講義2	2		教授	穴沢 大輔	◎	○	○	○
刑事法特殊講義3	2	※			◎	○	○	○
刑事法特殊講義4	2	※			◎	○	○	○
経済法特殊講義	2	※			◎	○	○	○
労働法特殊講義	2	※			◎	○	○	○
外国法特殊講義	2	※			◎	○	○	○
環境法特殊講義	2	※	教授	阿部 満	◎	○	○	○
行政学特殊講義	2		教授	鍛冶 智也	◎	○	○	○
政治思想史特殊講義	2	※			◎	○	○	○

政治史特殊講義	2	※			◎	○	○	○
政治体制論特殊講義	2	※			◎	○	○	○
政策過程論特殊講義	2		教授	渡部 純	◎	○	○	○
国際政治学特殊講義1	2		教授	池本 大輔	◎	○	○	○
国際政治学特殊講義2	2		教授	葛谷 彩	◎	○	○	○
比較政治学特殊講義	2		教授	毛 桂栄	◎	○	○	○
政治情報論特殊講義	2	※			◎	○	○	○
公共政策論特殊講義	2	※	教授	西村 万里子	◎	○	○	○
政治行動論特殊講義	2		教授	中谷 美穂	◎	○	○	○
法情報学特殊講義	2		教授	櫻井 成一郎	◎	○	○	○
知的財産権法特殊講義	2	※			◎	○	○	○
国際金融論特殊講義	2	※			◎	○	○	○

*「身につく能力」について

注)DP = 課程修了の認定・学位授与に関する方針(ディプロマ・ポリシー)

本大学院の博士後期課程の DP に基づく能力	本専攻の DP に基づく「身につく能力」	対応する専攻 DP
①高度な知識・技能	理論・応用両面での高度な学問を遂行できる能力	専攻 DP4
②自立した研究能力	独立した研究者としての高度な研究能力と応用能力	専攻 DP3
③卓越した職業能力	研究・応用能力、職業分野の開発・発展力	専攻 DP3・4
④研究倫理	社会性を反映した研究倫理	専攻 DP5

国際学専攻 博士前期課程 履修方法

- (1) 博士前期課程にあつては、2年以上在籍し、30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で、修士論文を作成しなければならない。
- (2) 必修科目は、①国際学基礎演習1、国際学基礎演習2の2科目（4単位）、②指導教員が担当する演習を伴う科目より2科目（4単位）ならびにその演習2科目（4単位）、③論文指導としての研究指導4科目（4単位）の合計16単位とする。研究指導科目は、原則として同一科目番号の a および b を合わせて履修しなければならない。
- (3) 演習を伴う科目については、原則として指導教員の開講する科目を履修しなければならない。
- (4) その他の授業科目7科目14単位以上を選択履修するものとする。
- (5) 国際学科の学科講義科目(3)または国際キャリア学科の上級科目（講義科目）の2科目に限って、国際学基礎研究1または国際学基礎研究2の修得とすることができる。履修にあつては指導教員が指定し、国際学専攻主任の許可を得なければならない。これらの科目の担当教員は、大学院生の履修者に対しては、追加的な教材、課題を課し、大学院生独自の基準で単位を認定する。但し、国際学基礎研究1および国際学基礎研究2の単位は修了単位に含められない。
- (6) 指導教員の研究指導については同一科目の複数回の履修を可とする。

履修上の注意

- (1) 修了要件は、年度によって異なる場合があるので、必ず入学年度の大学院要覧の履修方法を確認すること。

授業科目・担当指導教員

国際学専攻(博士前期課程)

(※印は今年度休講)

授 業 科 目	単位数	担 当 者		身につく能力*			
				科目に最も関連する能力=◎ 科目に関連する能力=○			
				①	②	③	④
《基礎科目》							
国際学基礎研究1	2		(担当教員)	修了要件外科目は、専攻のディプロマ・ポリシーに基づく「身につく能力」との関連がないため「◎、○」を記載していません。			
国際学基礎研究2	2		(担当教員)				
国際学基礎演習1	2	教授	中田 瑞穂	◎	○		○
国際学基礎演習2	2	教授	大川 玲子	◎	○		○
アカデミック・ライティング1	2	講師	田中 桂子	○	◎		
アカデミック・ライティング2	2	講師	田中 桂子	○	◎		
《日本研究・アジア研究》							
日本・アジア研究領域基礎演習1	2	講師	高原 孝生	◎	○		○
日本・アジア研究領域基礎演習2	2	准教授	趙 星銀	◎	○		○
開発経済論1	2	※		◎	○		
開発経済論2	2	※		◎	○		
開発経済論演習1	2	※			◎	○	○
開発経済論演習2	2	※			◎	○	○
農業・農村開発論1	2	教授	重富 真一	◎	○		
農業・農村開発論2	2	教授	重富 真一	◎	○		
農業・農村開発論演習1	2	教授	重富 真一		◎	○	○
農業・農村開発論演習2	2	教授	重富 真一		◎	○	○
マイノリティ研究1	2	教授	GILL Thomas P.	◎	○		
マイノリティ研究2	2	教授	GILL Thomas P.	◎	○		
マイノリティ研究演習1	2	教授	GILL Thomas P.		◎	○	○
マイノリティ研究演習2	2	教授	GILL Thomas P.		◎	○	○
比較制度経済学1	2	※		◎	○		
比較制度経済学2	2	※		◎	○		
比較制度経済学演習1	2	※			◎	○	○
比較制度経済学演習2	2	※			◎	○	○
日本文学・文芸評論1	2	准教授	IVANOVA Gergana	◎	○		
日本文学・文芸評論2	2	准教授	IVANOVA Gergana	◎	○		
日本文学・文芸評論演習1	2	准教授	IVANOVA Gergana		◎	○	○
日本文学・文芸評論演習2	2	准教授	IVANOVA Gergana		◎	○	○
日本語教育論1	2	※		◎	○		
日本語教育論2	2	※		◎	○		

日本語教育論演習1	2	※				◎	○	○
日本語教育論演習2	2	※				◎	○	○
中国政治経済論1	2	※				◎	○	
中国政治経済論2	2	※				◎	○	
中国政治経済論演習1	2	※					◎	○
中国政治経済論演習2	2	※					◎	○
成長と分配1	2	※	准教授	頼 俊輔		◎	○	
成長と分配2	2	※	准教授	頼 俊輔		◎	○	
成長と分配演習1	2	※	准教授	頼 俊輔			◎	○
成長と分配演習2	2	※	准教授	頼 俊輔			◎	○
政治社会思想史1	2		准教授	趙 星銀		◎	○	
政治社会思想史2	2		准教授	趙 星銀		◎	○	
政治社会思想史演習1	2		准教授	趙 星銀			◎	○
政治社会思想史演習2	2		准教授	趙 星銀			◎	○
南アジア研究1	2		教授	森本 泉		◎	○	
南アジア研究2	2		教授	森本 泉		◎	○	
南アジア研究演習1	2		教授	森本 泉			◎	○
南アジア研究演習2	2		教授	森本 泉			◎	○
アジア政治経済論1	2	※				◎	○	
アジア政治経済論2	2	※				◎	○	
アジア政治経済論演習1	2	※					◎	○
アジア政治経済論演習2	2	※					◎	○
比較文学1	2	※				◎	○	
比較文学2	2	※				◎	○	
比較文学演習1	2	※					◎	○
比較文学演習2	2	※					◎	○
比較教育学1	2	※				◎	○	
比較教育学2	2	※				◎	○	
比較教育学演習1	2	※					◎	○
比較教育学演習2	2	※					◎	○
日本政治経済論1	2		准教授	李 相佰		◎	○	
日本政治経済論2	2		准教授	李 相佰		◎	○	
日本政治経済論演習1	2		准教授	李 相佰			◎	○
日本政治経済論演習2	2		准教授	李 相佰			◎	○
日本・東アジア国際政治関係論1	2		教授	MIDFORD Paul		◎	○	
日本・東アジア国際政治関係論2	2	※	教授	MIDFORD Paul		◎	○	
日本・東アジア国際政治関係論演習1	2		教授	MIDFORD Paul			◎	○
日本・東アジア国際政治関係論演習2	2	※	教授	MIDFORD Paul			◎	○
応用言語学1	2		教授	新多 了		◎	○	
応用言語学2	2		教授	新多 了		◎	○	
応用言語学演習1	2		教授	新多 了			◎	○
応用言語学演習2	2		教授	新多 了			◎	○
《平和研究》								
平和研究領域基礎演習1	2		教授	助川 哲也		◎	○	○
平和研究領域基礎演習2	2		准教授	榎本 珠良		◎	○	○
文化創造論1	2		教授	助川 哲也		◎	○	
文化創造論2	2		教授	助川 哲也		◎	○	
文化創造論演習1	2		教授	助川 哲也			◎	○
文化創造論演習2	2		教授	助川 哲也			◎	○
イスラム思想論1	2		教授	大川 玲子		◎	○	
イスラム思想論2	2		教授	大川 玲子		◎	○	
イスラム思想論演習1	2		教授	大川 玲子			◎	○
イスラム思想論演習2	2		教授	大川 玲子			◎	○
平和の思想1	2	※				◎	○	
平和の思想2	2	※				◎	○	
平和の思想演習1	2	※					◎	○

平和の思想演習2	2	※				◎	○	○
先住民研究1	2		教授	野口 久美子		◎	○	
先住民研究2	2		教授	野口 久美子		◎	○	
先住民研究演習1	2		教授	野口 久美子			◎	○
先住民研究演習2	2		教授	野口 久美子			◎	○
国際人権・難民法1	2		教授	阿部 浩己		◎	○	
国際人権・難民法2	2		教授	阿部 浩己		◎	○	
国際人権・難民法演習1	2		教授	阿部 浩己			◎	○
国際人権・難民法演習2	2		教授	阿部 浩己			◎	○
国際関係法1	2	※				◎	○	
国際関係法2	2	※				◎	○	
国際関係法演習1	2	※					◎	○
国際関係法演習2	2	※					◎	○
軍縮と平和1	2		准教授	榎本 珠良		◎	○	
軍縮と平和2	2		准教授	榎本 珠良		◎	○	
軍縮と平和演習1	2		准教授	榎本 珠良			◎	○
軍縮と平和演習2	2		准教授	榎本 珠良			◎	○
比較文化論1	2		教授	青柳 寛		◎	○	
比較文化論2	2		教授	青柳 寛		◎	○	
比較文化論演習1	2		教授	青柳 寛			◎	○
比較文化論演習2	2		教授	青柳 寛			◎	○
仏教文化史1	2		教授	VESEY Alexander Marshall		◎	○	
仏教文化史2	2		教授	VESEY Alexander Marshall		◎	○	
仏教文化史演習1	2		教授	VESEY Alexander Marshall			◎	○
仏教文化史演習2	2		教授	VESEY Alexander Marshall			◎	○
政治社会学1	2		教授	浪岡 新太郎		◎	○	
政治社会学2	2		教授	浪岡 新太郎		◎	○	
政治社会学演習1	2		教授	浪岡 新太郎			◎	○
政治社会学演習2	2		教授	浪岡 新太郎			◎	○
NGO 論1	2	※	教授	平山 恵		◎	○	
NGO 論2	2	※	教授	平山 恵		◎	○	
NGO 論演習1	2	※	教授	平山 恵			◎	○
NGO 論演習2	2	※	教授	平山 恵			◎	○
ジェンダー研究1	2	※	教授	合場 敬子		◎	○	
ジェンダー研究2	2	※	教授	合場 敬子		◎	○	
ジェンダー研究演習1	2	※	教授	合場 敬子			◎	○
ジェンダー研究演習2	2	※	教授	合場 敬子			◎	○
《グローバル社会研究》								
グローバル社会研究領域基礎演習1	2		教授	戸谷 浩		◎	○	○
グローバル社会研究領域基礎演習2	2		准教授	李 相佰		◎	○	○
ヨーロッパ政治経済論1	2	※				◎	○	
ヨーロッパ政治経済論2	2	※				◎	○	
ヨーロッパ政治経済論演習1	2	※					◎	○
ヨーロッパ政治経済論演習2	2	※					◎	○
宗教文化論1	2		教授	久保田 浩		◎	○	
宗教文化論2	2		教授	久保田 浩		◎	○	
宗教文化論演習1	2		教授	久保田 浩			◎	○
宗教文化論演習2	2		教授	久保田 浩			◎	○
比較政治学1	2		教授	中田 瑞穂		◎	○	
比較政治学2	2		教授	中田 瑞穂		◎	○	
比較政治学演習1	2		教授	中田 瑞穂			◎	○
比較政治学演習2	2		教授	中田 瑞穂			◎	○
国際文化論1	2	※				◎	○	
国際文化論2	2	※				◎	○	
国際文化論演習1	2	※					◎	○
国際文化論演習2	2	※					◎	○

国際経済論1	2		教授	熊倉 正修	◎	○		
国際経済論2	2		教授	熊倉 正修	◎	○		
国際経済論演習1	2		教授	熊倉 正修		◎	○	○
国際経済論演習2	2		教授	熊倉 正修		◎	○	○
国際経済法1	2	※			◎	○		
国際経済法2	2	※			◎	○		
国際経済法演習1	2	※				◎	○	○
国際経済法演習2	2	※				◎	○	○
国際金融の政治経済学1	2		准教授	岩村 英之	◎	○		
国際金融の政治経済学2	2		准教授	岩村 英之	◎	○		
国際金融の政治経済学演習1	2		准教授	岩村 英之		◎	○	○
国際金融の政治経済学演習2	2		准教授	岩村 英之		◎	○	○
社会起業論1	2	※	准教授	KHARE Prajakta	◎	○		
社会起業論2	2	※	准教授	KHARE Prajakta	◎	○		
社会起業論演習1	2	※	准教授	KHARE Prajakta		◎	○	○
社会起業論演習2	2	※	准教授	KHARE Prajakta		◎	○	○
環境と政策1	2		教授	林 公則	◎	○		
環境と政策2	2		教授	林 公則	◎	○		
環境と政策演習1	2		教授	林 公則		◎	○	○
環境と政策演習2	2		教授	林 公則		◎	○	○
国際政治経済論1	2		教授	未内 啓子	◎	○		
国際政治経済論2	2		教授	未内 啓子	◎	○		
国際政治経済論演習1	2		教授	未内 啓子		◎	○	○
国際政治経済論演習2	2		教授	未内 啓子		◎	○	○
中欧・東欧研究1	2		教授	戸谷 浩	◎	○		
中欧・東欧研究2	2		教授	戸谷 浩	◎	○		
中欧・東欧研究演習1	2		教授	戸谷 浩		◎	○	○
中欧・東欧研究演習2	2		教授	戸谷 浩		◎	○	○
アメリカ文化研究1	2	※	教授	森 あおい	◎	○		
アメリカ文化研究2	2	※	教授	森 あおい	◎	○		
アメリカ文化研究演習1	2	※	教授	森 あおい		◎	○	○
アメリカ文化研究演習2	2	※	教授	森 あおい		◎	○	○
国際関係論1	2		教授	半澤 朝彦	◎	○		
国際関係論2	2		教授	半澤 朝彦	◎	○		
国際関係論演習1	2		教授	半澤 朝彦		◎	○	○
国際関係論演習2	2		教授	半澤 朝彦		◎	○	○
応用計量分析1	2		教授	李 嬋娟	◎	○		
応用計量分析2	2		教授	李 嬋娟	◎	○		
応用計量分析演習1	2		教授	李 嬋娟		◎	○	○
応用計量分析演習2	2		教授	李 嬋娟		◎	○	○
アフリカ政治経済論1	2		専任講師	井手上 和代	◎	○		
アフリカ政治経済論2	2		専任講師	井手上 和代	◎	○		
アフリカ政治経済論演習1	2		専任講師	井手上 和代		◎	○	○
アフリカ政治経済論演習2	2		専任講師	井手上 和代		◎	○	○
オセアニア地域研究1	2		専任講師	紺屋 あかり	◎	○		
オセアニア地域研究2	2		専任講師	紺屋 あかり	◎	○		
オセアニア地域研究演習1	2		専任講師	紺屋 あかり		◎	○	○
オセアニア地域研究演習2	2		専任講師	紺屋 あかり		◎	○	○
比較政治経済1	2		教授	坂本 隆幸	◎	○		
比較政治経済2	2		教授	坂本 隆幸	◎	○		
比較政治経済演習1	2		教授	坂本 隆幸		◎	○	○
比較政治経済演習2	2		教授	坂本 隆幸		◎	○	○
社会政策論1	2		専任講師	BAE Junsu	◎	○		
社会政策論2	2		専任講師	BAE Junsu	◎	○		
社会政策論演習1	2		専任講師	BAE Junsu		◎	○	○
社会政策論演習2	2		専任講師	BAE Junsu		◎	○	○

《インターンシップ》								
インターンシップA	2			(担当教員)		○	◎	
インターンシップB	4			(担当教員)		○	◎	
海外研究1	2			(担当教員)	○	◎		
海外研究2	2			(担当教員)	○	◎		
《論文指導》								
研究指導(1a)	1		教授	阿部 浩己		◎	○	○
研究指導(1b)	1		教授	阿部 浩己		◎	○	○
研究指導(2a)	1	※	准教授	KHARE Prajakta		◎	○	○
研究指導(2b)	1	※	准教授	KHARE Prajakta		◎	○	○
研究指導(3a)	1		教授	李 嬋娟		◎	○	○
研究指導(3b)	1		教授	李 嬋娟		◎	○	○
研究指導(4a)	1		教授	久保田 浩		◎	○	○
研究指導(4b)	1		教授	久保田 浩		◎	○	○
研究指導(5a)	1		教授	大川 玲子		◎	○	○
研究指導(5b)	1		教授	大川 玲子		◎	○	○
研究指導(6a)	1		教授	重富 真一		◎	○	○
研究指導(6b)	1		教授	重富 真一		◎	○	○
研究指導(7a)	1		教授	野口 久美子		◎	○	○
研究指導(7b)	1		教授	野口 久美子		◎	○	○
研究指導(8a)	1		教授	助川 哲也		◎	○	○
研究指導(8b)	1		教授	助川 哲也		◎	○	○
研究指導(9a)	1		教授	林 公則		◎	○	○
研究指導(9b)	1		教授	林 公則		◎	○	○
研究指導(10 a)	1		教授	森本 泉		◎	○	○
研究指導(10 b)	1		教授	森本 泉		◎	○	○
研究指導(11 a)	1		教授	浪岡 新太郎		◎	○	○
研究指導(11 b)	1		教授	浪岡 新太郎		◎	○	○
研究指導(12 a)	1		教授	GILL Thomas P.		◎	○	○
研究指導(12 b)	1		教授	GILL Thomas P.		◎	○	○
研究指導(13 a)	1		教授	熊倉 正修		◎	○	○
研究指導(13 b)	1		教授	熊倉 正修		◎	○	○
研究指導(14 a)	1		専任講師	BAE Junsu		◎	○	○
研究指導(14 b)	1		専任講師	BAE Junsu		◎	○	○
研究指導(15 a)	1		准教授	趙 星銀		◎	○	○
研究指導(15 b)	1		准教授	趙 星銀		◎	○	○
研究指導(16 a)	1	※	教授	森 あおい		◎	○	○
研究指導(16 b)	1	※	教授	森 あおい		◎	○	○
研究指導(17 a)	1		教授	末内 啓子		◎	○	○
研究指導(17 b)	1		教授	末内 啓子		◎	○	○
研究指導(18 a)	1	※				◎	○	○
研究指導(18 b)	1	※				◎	○	○
研究指導(19 a)	1		准教授	榎本 珠良		◎	○	○
研究指導(19 b)	1		准教授	榎本 珠良		◎	○	○
研究指導(20 a)	1		教授	新多 了		◎	○	○
研究指導(20 b)	1		教授	新多 了		◎	○	○
研究指導(21 a)	1		教授	青柳 寛		◎	○	○
研究指導(21 b)	1		教授	青柳 寛		◎	○	○
研究指導(22 a)	1		教授	戸谷 浩		◎	○	○
研究指導(22 b)	1		教授	戸谷 浩		◎	○	○
研究指導(23 a)	1		准教授	岩村 英之		◎	○	○
研究指導(23 b)	1		准教授	岩村 英之		◎	○	○
研究指導(24 a)	1		教授	VESEY Alexander Marshall		◎	○	○
研究指導(24 b)	1		教授	VESEY Alexander Marshall		◎	○	○
研究指導(25 a)	1		専任講師	紺屋 あかり		◎	○	○
研究指導(25 b)	1		専任講師	紺屋 あかり		◎	○	○

研究指導(26 a)	1		教授	中田 瑞穂		◎	○	○
研究指導(26 b)	1		教授	中田 瑞穂		◎	○	○
研究指導(27 a)	1		専任講師	井手上 和代		◎	○	○
研究指導(27 b)	1		専任講師	井手上 和代		◎	○	○
研究指導(28 a)	1		准教授	李 相佰		◎	○	○
研究指導(28 b)	1		准教授	李 相佰		◎	○	○
研究指導(29 a)	1		教授	半澤 朝彦		◎	○	○
研究指導(29 b)	1		教授	半澤 朝彦		◎	○	○
研究指導(30 a)	1	※	教授	平山 恵		◎	○	○
研究指導(30 b)	1	※	教授	平山 恵		◎	○	○
研究指導(31 a)	1		准教授	IVANOVA Gergana		◎	○	○
研究指導(31 b)	1		准教授	IVANOVA Gergana		◎	○	○
研究指導(32 a)	1		教授	坂本 隆幸		◎	○	○
研究指導(32 b)	1		教授	坂本 隆幸		◎	○	○
研究指導(33 a)	1		教授	MIDFORD Paul		◎	○	○
研究指導(33 b)	1	※	教授	MIDFORD Paul		◎	○	○
研究指導(34 a)	1	※	教授	合場 敬子		◎	○	○
研究指導(34 b)	1	※	教授	合場 敬子		◎	○	○
研究指導(35 a)	1	※	准教授	頼 俊輔		◎	○	○
研究指導(35 b)	1	※	准教授	頼 俊輔		◎	○	○
研究指導(36 a)	1	※				◎	○	○
研究指導(36 b)	1	※				◎	○	○

*「身につく能力」について

注)DP = 課程修了の認定・学位授与に関する方針(ディプロマ・ポリシー)

本大学院の修士課程・博士前期課程の DP に基づく能力	本専攻の DP に基づく「身につく能力」	対応する専攻 DP
①高度な知識・技能	国際的・学術分野横断的な深い学識	専攻 DP1
②高度な研究能力	国際的・学術分野横断的な応用力	専攻 DP1
③卓越した職業能力	専門的職業人としてのキャリアを切り開く力	専攻 DP2
④研究倫理	学術研究の公正性、研究活動を行うための研究倫理	専攻 DP3

国際学専攻 博士後期課程 履修方法

国際学研究科国際学専攻後期課程にあつては、

- (1) 指導教員の講義科目4単位と研究指導8単位、合計12単位以上を修得し、かつ、博士論文を作成しなければならない。指導教員の研究指導については同一科目の複数回の履修を可とする。
- (2) さらに、指導教員の指導にもとづいて、研究の基礎科目を受講しなければならない。
- (3) 研究指導は、指導教員(主査)と2名の指導教員(副査)によって行う。

履修上の注意

- (1) 修了要件は、年度によって異なる場合があるので、必ず入学年度の大学院要覧の履修方法を確認すること。
- (2) 博士後期課程にあつては、3年以上在学し、所属専攻の授業科目の中から、指導教員の指導の下に所定の単位ないし科目を履修し、かつ必要な研究指導を受けた上で、博士論文を作成しなければならない。
- (3) 研究指導は、講義の単位修得後でなければ履修できない。
- (4) 博士後期課程在学者の前期課程の科目履修は、開講科目についてのみ聴講を認める。この場合、成績評価および単位認定はしない。
- (5) 博士後期課程の在学者は、毎学年度末に年次研究報告書を指導教員を経て、研究科委員長に提出するか、研究発表会で報告しなければならない。

授業科目・担当指導教員

国際学専攻(博士後期課程)

(※印は今年度休講)

授 業 科 目	単位数	担 当 者		身につく能力*			
				科目に最も関連する能力=◎ 科目に関連する能力=○			
				①	②	③	④
特殊研究(軍縮・平和研究)	4		准教授 榎本 珠良	◎	○		
特殊研究(軍縮・平和研究)研究指導	4		准教授 榎本 珠良		◎	○	○
特殊研究(国際関係論)	4		教授 半澤 朝彦	◎	○		
特殊研究(国際関係論)研究指導	4		教授 半澤 朝彦		◎	○	○
特殊研究(国際人権・難民法)	4		教授 阿部 浩己	◎	○		
特殊研究(国際人権・難民法)研究指導	4		教授 阿部 浩己		◎	○	○
特殊研究(国際関係法)	4	※		◎	○		
特殊研究(国際関係法)研究指導	4	※			◎	○	○
特殊研究(国際経済法)	4	※		◎	○		
特殊研究(国際経済法)研究指導	4	※			◎	○	○
特殊研究(国際経済論)	4		教授 熊倉 正修	◎	○		
特殊研究(国際経済論)研究指導	4		教授 熊倉 正修		◎	○	○
特殊研究(国際政治経済論)	4		教授 末内 啓子	◎	○		
特殊研究(国際政治経済論)研究指導	4		教授 末内 啓子		◎	○	○
特殊研究(アフリカ政治経済論)	4		専任講師 井手上 和代	◎	○		
特殊研究(アフリカ政治経済論)研究指導	4		専任講師 井手上 和代		◎	○	○
特殊研究(アジア政治経済論)	4	※		◎	○		
特殊研究(アジア政治経済論)研究指導	4	※			◎	○	○
特殊研究(東アジア地域研究)	4	※		◎	○		
特殊研究(東アジア地域研究)研究指導	4	※			◎	○	○
特殊研究(南アジア研究)	4		教授 森本 泉	◎	○		
特殊研究(南アジア研究)研究指導	4		教授 森本 泉		◎	○	○
特殊研究(中国政治経済論)	4	※		◎	○		
特殊研究(中国政治経済論)研究指導	4	※			◎	○	○
特殊研究(EU 政治経済論)	4	※		◎	○		
特殊研究(EU 政治経済論)研究指導	4	※			◎	○	○
特殊研究(中欧東欧論)	4		教授 戸谷 浩	◎	○		
特殊研究(中欧東欧論)研究指導	4		教授 戸谷 浩		◎	○	○
特殊研究(比較経済制度研究)	4	※		◎	○		
特殊研究(比較経済制度研究)研究指導	4	※			◎	○	○
特殊研究(地域統合の政治経済学)	4		准教授 岩村 英之	◎	○		
特殊研究(地域統合の政治経済学)研究指導	4		准教授 岩村 英之		◎	○	○

特殊研究(国際保健)	4	※	教授	平山 恵	◎	○		
特殊研究(国際保健)研究指導	4	※	教授	平山 恵		◎	○	○
特殊研究(文化創造論)	4		教授	助川 哲也	◎	○		
特殊研究(文化創造論)研究指導	4		教授	助川 哲也		◎	○	○
特殊研究(比較文化論)	4		教授	青柳 寛	◎	○		
特殊研究(比較文化論)研究指導	4		教授	青柳 寛		◎	○	○
特殊研究(宗教学・宗教史学)	4		教授	久保田 浩	◎	○		
特殊研究(宗教学・宗教史学)研究指導	4		教授	久保田 浩		◎	○	○
特殊研究(仏教文化論)	4		教授	VESEY Alexander Marshall	◎	○		
特殊研究(仏教文化論)研究指導	4		教授	VESEY Alexander Marshall		◎	○	○
特殊研究(イスラム思想論)	4		教授	大川 玲子	◎	○		
特殊研究(イスラム思想論)研究指導	4		教授	大川 玲子		◎	○	○
特殊研究(近現代日本政治思想史)	4		准教授	趙 星銀	◎	○		
特殊研究(近現代日本政治思想史)研究指導	4		准教授	趙 星銀		◎	○	○
特殊研究(現代日本文学)	4		准教授	IVANOVA Gergana	◎	○		
特殊研究(現代日本文学)研究指導	4		准教授	IVANOVA Gergana		◎	○	○
特殊研究(日欧比較文学)	4	※			◎	○		
特殊研究(日欧比較文学)研究指導	4	※				◎	○	○
特殊研究(日米比較文学)	4	※	教授	森 あおい	◎	○		
特殊研究(日米比較文学)研究指導	4	※	教授	森 あおい		◎	○	○
特殊研究(比較教育学)	4	※			◎	○		
特殊研究(比較教育学)研究指導	4	※				◎	○	○
特殊研究(日本語教育論)	4	※			◎	○		
特殊研究(日本語教育論)研究指導	4	※				◎	○	○
特殊研究(政治社会学)	4		教授	浪岡 新太郎	◎	○		
特殊研究(政治社会学)研究指導	4		教授	浪岡 新太郎		◎	○	○
特殊研究(社会的少数者)	4		教授	GILL Thomas P.	◎	○		
特殊研究(社会的少数者)研究指導	4		教授	GILL Thomas P.		◎	○	○
特殊研究(ジェンダー論)	4	※	教授	合場 敬子	◎	○		
特殊研究(ジェンダー論)研究指導	4	※	教授	合場 敬子		◎	○	○
特別研究(社会起業論)	4	※	准教授	KHARE Prajakta	◎	○		
特別研究(社会起業論)研究指導	4	※	准教授	KHARE Prajakta		◎	○	○
特殊研究(環境・環境政策論)	4		教授	林 公則	◎	○		
特殊研究(環境・環境政策論)研究指導	4		教授	林 公則		◎	○	○
特殊研究(成長と分配)	4	※	准教授	頼 俊輔	◎	○		
特殊研究(成長と分配)研究指導	4	※	准教授	頼 俊輔		◎	○	○
特殊研究(比較政治学)	4		教授	中田 瑞穂	◎	○		
特殊研究(比較政治学)研究指導	4		教授	中田 瑞穂		◎	○	○
特殊研究(日本政治経済論)	4		准教授	李 相佰	◎	○		
特殊研究(日本政治経済論)研究指導	4		准教授	李 相佰		◎	○	○
特殊研究(応用計量分析)	4		教授	李 嬋娟	◎	○		
特殊研究(応用計量分析)研究指導	4		教授	李 嬋娟		◎	○	○
特殊研究(農業・農村開発論)	4		教授	重富 真一	◎	○		
特殊研究(農業・農村開発論)研究指導	4		教授	重富 真一		◎	○	○
特殊研究(アメリカ先住民研究)	4		教授	野口 久美子	◎	○		
特殊研究(アメリカ先住民研究)研究指導	4		教授	野口 久美子		◎	○	○
特殊研究(オセアニア地域研究)	4		専任講師	紺屋 あかり	◎	○		
特殊研究(オセアニア地域研究)研究指導	4		専任講師	紺屋 あかり		◎	○	○
特殊研究(比較政治経済)	4		教授	坂本 隆幸	◎	○		
特殊研究(比較政治経済)研究指導	4		教授	坂本 隆幸		◎	○	○
特殊研究(日本・東アジア国際政治関係論)	4	※	教授	MIDFORD Paul	◎	○		
特殊研究(日本・東アジア国際政治関係論)研究指導	4	※	教授	MIDFORD Paul		◎	○	○
特殊研究(社会政策論)	4		専任講師	BAE Junsub	◎	○		
特殊研究(社会政策論)研究指導	4		専任講師	BAE Junsub		◎	○	○
特殊研究(応用言語学)	4		教授	新多 了	◎	○		
特殊研究(応用言語学)研究指導	4		教授	新多 了		◎	○	○

*「身につく能力」について

注)DP = 課程修了の認定・学位授与に関する方針(ディプロマ・ポリシー)

本大学院の博士後期課程の DP に基づく能力	本専攻の DP に基づく「身につく能力」	対応する専攻 DP
①高度な知識・技能	国際的視野に立った複数の学術分野に横断的な深い学識	専攻 DP1
②自立した研究能力	先端的研究能力、教育力、高度な応用力	専攻 DP1・2
③卓越した職業能力	専門的職業人としてのキャリアを切り開く力	専攻 DP3
④研究倫理	学術研究の公正性、研究活動を行うための研究倫理	専攻 DP4

◆ 臨床心理学コース

心理学専攻博士前期課程臨床心理学コースを修了するためには、次に示す科目を履修して単位を修得すると共に、「修士論文」を定められた期日までに提出し審査に合格することが必要である。

・必修科目19科目（39単位）を全て履修すること。

・選択必修科目を以下のように履修しなければならない。

A～Eの各群の中から各々1科目（2単位）以上、計5科目（10単位）以上を履修すること。

1. 必修科目	19科目	39単位
2. 選択必修科目	5科目	10単位
合計	24科目	49単位以上

履修上の注意

- (1) 修了要件は、年度によって異なる場合があるので、必ず入学年度の大学院要覧の履修方法を確認すること。
- (2) 博士前期課程にあつては、2年以上在籍し、全ての必修科目を含む49単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受け、たうえて、修士論文を作成しなければならない。
- (3) 指導教員は、所属コースの研究指導担当教員の中から、コースの承認を経て決定される。
- (4) 公認心理師試験の受験資格を得るためには、学部対象の公認心理師となるために必要な科目の単位を学部卒業までに修得した上で、「受験資格取得に必要な科目」「公認心理師」を修得しなければならない。
- (5) 心理実践実習（Ⅰ～Ⅷ：合計15単位）は1単位を30時間以上としており、全15単位で450時間以上の実習時間となる。

◆ 心理学コース

心理学専攻博士前期課程心理学コースを修了するためには、次に示す科目を履修して単位を修得すると共に「修士論文」を定められた期日までに提出し審査に合格することが必要である。

・必修科目5科目（8単位）を全て履修すること。

・選択必修科目を以下のように履修しなければならない。

1) 講義科目は、8科目（16単位）を履修すること。

2) 研究科目は、4科目（4単位）を履修すること。ただし、1科目につき1AB・2ABを連続して履修すること。

・選択科目は、講義科目、実習科目の中から合計5科目（8単位以上）を履修すること。

1) 講義科目は、3科目（6単位）以上を履修すること。

2) 実習科目は、2科目（2単位）以上を履修すること。

1. 必修科目	5科目	8単位
2. 選択必修科目		
(1) 講義科目	8科目	16単位
(2) 研究科目	4科目	4単位
3. 選択科目	5科目	8単位以上
合計	22科目	36単位以上

履修上の注意

- (1) 修了要件は、年度によって異なる場合があるので、必ず入学年度の大学院要覧の履修方法を確認すること。
- (2) 博士前期課程にあつては、2年以上在籍し、全ての必修科目を含む36単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受け、たうえて、修士論文を作成しなければならない。
- (3) 指導教員は、所属コースの研究指導担当教員の中から、コースの承認を経て決定される。

授業科目・担当指導教員

心理学専攻(博士前期課程)
臨床心理学コース

(※ 印は今年度休講)

(※¹印は隔年開講科目)

(※²印は今年度研究サバティカルにより休講)

授 業 科 目	単位数	担 当 者	身につく能力*			
			科目に最も関連する能力=◎ 科目に関連する能力=○			
			①	②	③	④
1. 必修科目[19 科目(39 単位)を全て履修すること。]						
臨床心理学特論A	2	教授 杉山 恵理子	○	○	○	◎
臨床心理学特論B	2	教授 野末 武義	○	◎	○	○
臨床心理面接特論A(心理支援に関する理論と実践)	2	教授 森本 浩志	○	○	◎	○
臨床心理面接特論B	2	教授 野末 武義	○	○	◎	○
臨床心理査定演習A(心理的アセスメントに関する理論と実践)	2	准教授 滑川 瑞穂	○	○	◎	○
臨床心理査定演習B	2	准教授 滑川 瑞穂	○	○	◎	○
臨床心理基礎実習A	1	教授 伊藤 拓	○	○	◎	○
臨床心理基礎実習B	1	教授 野末 武義	○	○	◎	○
心理実践実習 I	2	教授 伊藤 拓	○	○	◎	○
		教授 杉山 恵理子				
		准教授 滑川 瑞穂				
		助教 山田 達人				
心理実践実習 II	3	教授 伊藤 拓	○	○	◎	○
		教授 杉山 恵理子				
		教授 野末 武義				
		※ ² 教授 西園マーハ 文				
		教授 森本 浩志				
		准教授 足立 匡基				
		准教授 滑川 瑞穂				
		専任講師 高野 公輔				
助教 山田 達人						
心理実践実習 III	2	准教授 足立 匡基	○	○	◎	○
		講師 北島 歩美				
		講師 松森 基子				
		講師 三上 英子				
心理実践実習 IV	2	教授 野末 武義	○	○	◎	○
		講師 笠井 仁				
		講師 湯野 貴子				
臨床心理実習 I (心理実践実習 V)	2	教授 野末 武義	○	○	◎	○
		※ ² 教授 西園マーハ 文				
		教授 森本 浩志				
		准教授 足立 匡基				
臨床心理実習 I (心理実践実習 VI)	2	専任講師 高野 公輔	○	○	◎	○
		准教授 滑川 瑞穂				
		講師 笠井 仁				
臨床心理実習 I (心理実践実習 VII)	4	講師 湯野 貴子	○	○	◎	○
		教授 伊藤 拓				
		教授 杉山 恵理子				
		准教授 滑川 瑞穂				
		専任講師 高野 公輔				
助教 山田 達人						
講師 阿部 裕						

臨床心理実習Ⅰ(心理実践実習Ⅷ)	2		教授	森本 浩志	○	○	◎	○
			講師	北島 歩美				
			講師	松森 基子				
			講師	三上 英子				
臨床心理実習Ⅱ	2		教授	杉山 恵理子	○	○	◎	○
		※ ²	教授	西園マーハ 文				
			教授	森本 浩志				
			准教授	足立 匡基				
			助教	山田 達人				
臨床心理特論研究1	2		教授	伊藤 拓	○	◎	○	○
			教授	杉山 恵理子				
			教授	野末 武義				
		※ ²	教授	西園マーハ 文				
			教授	森本 浩志				
			准教授	足立 匡基				
臨床心理特論研究2	2		教授	伊藤 拓	○	◎	○	○
		※	教授	杉山 恵理子				
			教授	野末 武義				
		※ ²	教授	西園マーハ 文				
			教授	森本 浩志				
			准教授	足立 匡基				
			准教授	滑川 瑞穂				

2. 選択必修科目

[次の各群から各々1科目(2単位)以上、計5科目(10 単位)以上を履修すること。]

A群

心理統計法特論	2		講師	西田 豊	◎	○	○	○
心理学研究法特論	2		講師	中村 健太郎	○	◎	○	○
心理学特殊研究1	2		教授	野村 信威	○	◎	○	○

B群

パーソナリティ心理学特論	2		講師	安藤 孝敏	◎	○	○	○
生涯発達心理学特論	2	※			◎	○	○	○
認知心理学特論	2	※ ²	教授	金城 光	◎	○	○	○
生理心理学特論	2	※			◎	○	○	○
大脳生理学特論	2	※			◎	○	○	○

C群

社会心理学特論	2		教授	宮本 聡介	◎	○	○	○
犯罪心理学特論(司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開)	2		講師	室城 隆之	○	○	◎	○

D群

精神医学特論 A(保健医療分野に関する理論と支援の展開)	2		講師	一木 崇弘	○	○	◎	○
精神医学特論B	2	※ ²	教授	西園マーハ 文	○	○	◎	○
心身医学特論	2		講師	山田 宇以	○	○	◎	○
老年心理学特論	2	※	教授	野村 信威	◎	○	○	○
障害児・者心理臨床学特論(福祉分野に関する理論と支援の展開)	2		准教授	足立 匡基	○	○	◎	○

E群

投影法特論	2		准教授	滑川 瑞穂	○	○	◎	○
心理療法特論1(精神分析療法)	2		講師	鳥越 淳一	○	○	◎	○
心理療法特論2(クライエント中心療法)	2		講師	小林 孝雄	○	○	◎	○
心理療法特論3(認知行動療法)	2		教授	森本 浩志	○	○	◎	○
心理療法特論4(家族療法)	2	※ ¹	教授	野末 武義	○	○	◎	○
心理療法特論5(遊戯療法・箱庭療法)	2		講師	湯野 貴子	○	○	◎	○
コミュニティ・アプローチ特論	2		講師	久田 満	○	○	◎	○
グループ・アプローチ特論	2		教授	杉山 恵理子	○	○	◎	○

3. 選択科目								
教育分野に関する理論と支援の展開	2		教授	伊藤 拓	○	○	◎	○
産業・労働分野に関する理論と支援の展開	2		講師	三宅 美樹	○	○	◎	○
家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	2		教授	杉山 恵理子	○	○	◎	○
			教授	野末 武義				
心の健康教育に関する理論と実践	2		講師	金沢 吉展	○	○	◎	○

*「身につく能力」について

注1) DP = 課程修了の認定・学位授与に関する方針(ディプロマ・ポリシー)

注2) コース共通で開講している科目は、シラバス上ではいずれかのコースの「身につく能力」を表示しています。所属するコースの「身につく能力」については、本大学院要覧の各コース該当ページを参照してください。

本大学院の修士課程・博士前期課程の DP に基づく能力	本専攻の DP に基づく「身につく能力」	対応する専攻 DP
①高度な知識・技能	心理学の高度な知識・実践の能力	専攻 DP1
②高度な研究能力	心理学の高度な知識・研究能力・実践能力	専攻 DP1
③卓越した職業能力	心理学の高度な実践能力、支援する意欲と能力	専攻 DP1・2
④研究倫理	研究と実践における倫理	専攻 DP1

受験資格取得に必要な科目
公認心理師

区分	公認心理師指定科目	本学設置科目名	
必修	保健医療分野に関する理論と支援の展開	精神医学特論A(保健医療分野に関する理論と支援の展開)	
	福祉分野に関する理論と支援の展開	障害児・者心理臨床学特論(福祉分野に関する理論と支援の展開)	
	教育分野に関する理論と支援の展開	教育分野に関する理論と支援の展開	
	司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	犯罪心理学特論(司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開)	
	産業・労働分野に関する理論と支援の展開	産業・労働分野に関する理論と支援の展開	
	心理的アセスメントに関する理論と実践	臨床心理査定演習A(心理的アセスメントに関する理論と実践)	
	心理支援に関する理論と実践	臨床心理面接特論A(心理支援に関する理論と実践)	
	家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	
	心の健康教育に関する理論と実践	心の健康教育に関する理論と実践	
	心理実践実習		心理実践実習Ⅰ
			心理実践実習Ⅱ
			心理実践実習Ⅲ
			心理実践実習Ⅳ
		臨床心理実習Ⅰ(心理実践実習Ⅴ)	
		臨床心理実習Ⅰ(心理実践実習Ⅵ)	
		臨床心理実習Ⅰ(心理実践実習Ⅶ)	
	臨床心理実習Ⅰ(心理実践実習Ⅷ)		

受験資格取得に必要な科目
臨床心理士

区分	臨床心理士指定科目	本学設置科目名
必修	臨床心理学特論	臨床心理学特論 A
		臨床心理学特論 B
	臨床心理面接特論	臨床心理面接特論 A(心理支援に関する理論と実践)
		臨床心理面接特論 B
	臨床心理査定演習	臨床心理査定演習 A(心理的アセスメントに関する理論と実践)
		臨床心理査定演習 B
	臨床心理基礎実習	臨床心理基礎実習 A
		臨床心理基礎実習 B
	臨床心理実習	臨床心理実習 I(心理実践実習V)
		臨床心理実習 I(心理実践実習VI)
		臨床心理実習 I(心理実践実習VII)
		臨床心理実習 I(心理実践実習VIII)
		臨床心理実習 II
	選択必修	A群
心理統計法特論		
心理学特殊研究1		
B群		パーソナリティ心理学特論
		生涯発達心理学特論
		認知心理学特論
		生理心理学特論
C群		社会心理学特論
		犯罪心理学特論(司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開)
D群		精神医学特論 A(保健医療分野に関する理論と支援の展開)
		精神医学特論 B
		心身医学特論
		老年心理学特論
		障害児・者心理臨床学特論(福祉分野に関する理論と支援の展開)
E群		投影法特論
	心理療法特論 1(精神分析療法)	
	心理療法特論 2(クライアント中心療法)	
	心理療法特論 3(認知行動療法)	
	心理療法特論 4(家族療法)	
	心理療法特論 5(遊戯療法・箱庭療法)	
	コミュニティ・アプローチ特論	
グループ・アプローチ特論		

授 業 科 目	単位数	担 当 者			身につく能力*				
					科目に最も関連する能力=◎ 科目に関連する能力=○				
					①	②	③	④	
1 必修科目〔5科目(8単位)を全て履修すること。〕									
心理応用統計法	2		教授	川端 一光	◎	○	○		
心理学研究法1	2	※ ²	教授	金城 光	◎	○	○	○	
			教授	宮本 聡介					
			教授	田中 知恵					
			教授	野村 信威					
			教授	川端 一光					
	准教授	萩野谷 俊平							
心理学研究法2	2	注:2年次科目	※ ²	教授	金城 光	○	◎	○	○
			教授	宮本 聡介					
			教授	田中 知恵					
			教授	野村 信威					
			教授	川端 一光					
	准教授	萩野谷 俊平							
心理学研究指導A	1	注:2年次科目	※	教授	宮本 聡介	○	◎	○	○
			※ ²	教授	金城 光				
				教授	田中 知恵				
			※	教授	野村 信威				
		教授	川端 一光						
心理学研究指導B	1	注:2年次科目	※	教授	宮本 聡介	○	◎	○	○
			※ ²	教授	金城 光				
				教授	田中 知恵				
			※	教授	野村 信威				
		教授	川端 一光						
2 選択必修科目									
(1) 講義科目〔8科目(16 単位)を履修すること。〕									
生理心理学特論	2	※			◎	○		○	
認知心理学特論	2	※ ²	教授	金城 光	○	◎	○	○	
生涯発達心理学特論	2	※			◎	○	○	○	
老年心理学特論	2	※	教授	野村 信威	◎	○	○	○	
社会心理学特論	2		教授	宮本 聡介	◎	○			
産業・組織心理学特論	2		教授	田中 知恵	◎	○	○	○	
教育測定心理学特論	2		教授	川端 一光	○	○	◎		
犯罪心理学特論	2		准教授	萩野谷 俊平	◎	○			
進化心理学特論	2	※			◎	○	○	○	
感情心理学特論	2	※			◎	○	○	○	
パーソナリティ心理学特論	2		講師	安藤 孝敏	◎	○	○	○	
心理統計法特論	2		講師	西田 豊	◎	○	○		
心理学研究法特論	2		講師	中村 健太郎	◎	○	○	○	
大脳生理学特論	2	※			◎	○	○	○	
発達検査法特論	2		講師	岡崎 慎治	○		◎		
精神医学特論A(保健医療に関する理論と支援の展開)	2		講師	一木 崇弘	○	○	◎	○	
精神医学特論B	2	※ ²	教授	西園マーハ 文	○	○	◎	○	
家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	2		教授	杉山 恵理子	○	○	◎	○	
			教授	野末 武義					

(2) 研究科目〔4科目(4単位)を履修すること。ただし、1科目につき1AB・2ABを連続して履修すること。〕								
生理心理学特論研究1A	1	※				◎	○	○
生理心理学特論研究1B	1	※				◎	○	○
生理心理学特論研究2A	1	※				◎	○	○
生理心理学特論研究2B	1	※				◎	○	○
認知心理学特論研究1A	1		教授	金城 光		○	◎	○
認知心理学特論研究1B	1		教授	金城 光		○	◎	○
認知心理学特論研究2A	1	※	教授	金城 光		○	◎	○
認知心理学特論研究2B	1	※	教授	金城 光		○	◎	○
発達心理学特論研究1A	1	※				○	◎	○
発達心理学特論研究1B	1	※				○	◎	○
発達心理学特論研究2A	1	※				○	◎	○
発達心理学特論研究2B	1	※				○	◎	○
老年心理学特論研究1A	1		教授	野村 信威		○	◎	○
老年心理学特論研究1B	1		教授	野村 信威		○	◎	○
老年心理学特論研究2A	1	※	教授	野村 信威		○	◎	○
老年心理学特論研究2B	1	※	教授	野村 信威		○	◎	○
社会心理学特論研究1A	1		教授	宮本 聡介		○	◎	○
社会心理学特論研究1B	1		教授	宮本 聡介		○	◎	○
社会心理学特論研究2A	1	※	教授	宮本 聡介		○	◎	○
社会心理学特論研究2B	1	※	教授	宮本 聡介		○	◎	○
産業・組織心理学特論研究1A	1		教授	田中 知恵		○	◎	○
産業・組織心理学特論研究1B	1		教授	田中 知恵		○	◎	○
産業・組織心理学特論研究2A	1		教授	田中 知恵		○	○	◎
産業・組織心理学特論研究2B	1		教授	田中 知恵		○	○	◎
教育心理学特論研究1A	1		教授	川端 一光		○	◎	○
教育心理学特論研究1B	1		教授	川端 一光		○	◎	○
教育心理学特論研究2A	1	※	教授	川端 一光		○	◎	○
教育心理学特論研究2B	1	※	教授	川端 一光		○	◎	○
犯罪心理学特論研究1A	1		准教授	萩野谷 俊平		○	◎	○
犯罪心理学特論研究1B	1		准教授	萩野谷 俊平		○	◎	○
犯罪心理学特論研究2A	1	※	准教授	萩野谷 俊平		○	◎	○
犯罪心理学特論研究2B	1	※	准教授	萩野谷 俊平		○	◎	○
3 選択科目〔合計5科目(8単位)以上を履修すること。〕								
<講義科目>3科目(6単位)以上								
生理心理学特殊研究	2	※				◎	○	○
認知心理学特殊研究	2	※ ²	教授	金城 光		○	◎	○
発達心理学特殊研究	2	※				○	◎	○
老年心理学特殊研究	2		教授	野村 信威		○	◎	○
社会心理学特殊研究	2		教授	宮本 聡介		◎	○	
産業・組織心理学特殊研究	2		教授	田中 知恵		○	◎	○
教育心理学特殊研究	2		教授	川端 一光		○	◎	○
犯罪心理学特殊研究	2		准教授	萩野谷 俊平		◎	○	
心理学特殊研究1	2		教授	野村 信威		○	◎	○
心理学特殊研究2	2	※				◎	○	○
心理学特殊研究3	2	※				○	◎	○
心理学特殊研究4	2	※				○	◎	○
心理学特殊研究5	2	※				○	◎	○
臨床発達心理学総論	2		教授	松崎 洋子		○	○	◎
保育発達心理学総論	2		准教授	小保方 晶子		○	◎	○
情動発達心理学特論	2		講師	遠藤 利彦		○	◎	○
言語コミュニケーション特論	2	※				○	◎	○
言語発達心理学特論	2		講師	村田 美和			◎	○
障害児心理学総論	2		講師	小林 玄		○	◎	○
教育発達学研究法特論	2		教授	垣花 真一郎			◎	○

＜実習科目＞2科目(2単位)以上								
生理心理学実習A	1	※				◎	○	○
生理心理学実習B	1	※				◎	○	○
認知心理学実習A	1	※ ²	教授	金城 光		○	◎	○
認知心理学実習B	1	※ ²	教授	金城 光		○	◎	○
発達心理学実習A	1	※				○	◎	○
発達心理学実習B	1	※				○	◎	○
老年心理学実習A	1		教授	野村 信威		○	◎	○
老年心理学実習B	1		教授	野村 信威		○	◎	○
社会心理学実習A	1		教授	宮本 聡介		○	◎	
社会心理学実習B	1		教授	宮本 聡介		○	◎	
産業・組織心理学実習A	1		教授	田中 知恵		○	◎	○
産業・組織心理学実習B	1		教授	田中 知恵		○	◎	○
教育心理学実習A	1		教授	川端 一光		◎	○	○
教育心理学実習B	1		教授	川端 一光		◎	○	○
犯罪心理学実習A	1		准教授	萩野谷 俊平		○	◎	○
犯罪心理学実習B	1		准教授	萩野谷 俊平		○	◎	○

*「身につく能力」について

注1) DP = 課程修了の認定・学位授与に関する方針(ディプロマ・ポリシー)

注2) コース共通で開講している科目は、シラバス上ではいずれかのコースの「身につく能力」を表示しています。所属するコースの「身につく能力」については、本大学院要覧の各コース該当ページを参照してください。

本大学院の修士課程・博士前期課程の DP に基づく能力	本専攻の DP に基づく「身につく能力」	対応する専攻 DP
①高度な知識・技能	心理学の高度な知識・実践の能力	専攻 DP1
②高度な研究能力	心理学の高度な知識・研究能力・実践能力	専攻 DP1
③卓越した職業能力	心理学の高度な実践能力、支援する意欲と能力	専攻 DP1・2
④研究倫理	研究と実践における倫理	専攻 DP1

心理学専攻 博士後期課程 履修方法

- (1) 心理学研究科心理学専攻博士後期課程にあつては、3年以上在学し、論文指導教授の「特別演習」6科目(12単位)、論文指導教授以外の教員が担当する「特別講義」2科目 (4単位)、合わせて16単位以上を修得し、かつ、博士論文の審査及び試験に合格しなければならない。

履修上の注意

- (1) 修了要件は、年度によって異なる場合があるので、必ず入学年度の大学院要覧の履修方法を確認すること。
 (2) 博士後期課程にあつては、3年以上在学し、所属専攻の授業科目の中から、指導教授の指導の下に所定の単位ないし科目を履修し、かつ必要な研究指導を受けた上で、博士論文を作成しなければならない。
 (3) 演習は、講義の単位修得後でなければ履修できない。ただし、経済学研究科および心理学研究科についてはこの限りではない。
 (4) 博士後期課程在学者の前期課程の科目履修は、開講科目についてのみ聴講を認める。この場合、成績評価および単位認定はしない。
 (5) 博士後期課程の在学者は、毎学年度末に年次研究報告書を指導教授を経て、研究科委員長に提出するか、研究報告会で報告しなければならない。

授業科目・担当指導教員

(※ 印は今年度休講)

心理学専攻(博士後期課程)

(※²印は今年度研究サバティカルにより休講)

授 業 科 目	単位数	担 当 者		身につく能力*			
				科目に最も関連する能力=◎ 科目に関連する能力=○			
				①	②	③	④
1. 特別演習							
特別演習 I	2		教授 渋谷 恵				
	2	※ ²	教授 金城 光				
	2		教授 伊藤 拓				
	2		教授 水戸 博道				
	2		教授 宮本 聡介				
	2	※	教授 杉山 恵理子				
	2		教授 田中 知恵				
	2	※	教授 小野 昌彦				
	2	※ ²	教授 西園マーハ 文	○	◎	○	○
	2		教授 中村 敦雄				
	2		教授 海津 亜希子				
	2		教授 松崎 洋子				
	2		教授 小林 由利子				
	2		教授 野村 信威				
	2		教授 川端 一光				
2		教授 森本 浩志					
2		教授 垣花 真一郎					
特別演習 II	2		教授 渋谷 恵				
	2	※ ²	教授 金城 光				
	2		教授 伊藤 拓				
	2		教授 水戸 博道				
	2		教授 宮本 聡介				
	2	※	教授 杉山 恵理子				
	2		教授 田中 知恵				
	2	※	教授 小野 昌彦				
	2	※ ²	教授 西園マーハ 文	○	◎	○	○
	2		教授 中村 敦雄				
	2		教授 海津 亜希子				
	2		教授 松崎 洋子				
	2		教授 小林 由利子				
	2		教授 野村 信威				
	2		教授 川端 一光				
2		教授 森本 浩志					
2		教授 垣花 真一郎					

特別演習Ⅲ	2	※	教授	渋谷 恵	○	◎	○	○
	2	※	教授	金城 光				
	2	※	教授	伊藤 拓				
	2	※	教授	水戸 博道				
	2	※	教授	宮本 聡介				
	2	※	教授	杉山 恵理子				
	2	※	教授	田中 知恵				
	2	※	教授	小野 昌彦				
	2	※	教授	西園マーハ 文				
	2	※	教授	中村 敦雄				
	2	※	教授	海津 亜希子				
	2	※	教授	松崎 洋子				
	2	※	教授	小林 由利子				
	2	※	教授	野村 信威				
	2	※	教授	川端 一光				
	特別演習Ⅳ	2	※	教授				
2		※	教授	金城 光				
2		※	教授	伊藤 拓				
2		※	教授	水戸 博道				
2		※	教授	宮本 聡介				
2		※	教授	杉山 恵理子				
2		※	教授	田中 知恵				
2		※	教授	小野 昌彦				
2		※	教授	西園マーハ 文				
2		※	教授	中村 敦雄				
2		※	教授	海津 亜希子				
2		※	教授	松崎 洋子				
2		※	教授	小林 由利子				
2		※	教授	野村 信威				
2		※	教授	川端 一光				
特別演習Ⅴ		2	※	教授	渋谷 恵	○	○	◎
	2	※	教授	金城 光				
	2	※	教授	伊藤 拓				
	2	※	教授	水戸 博道				
	2	※	教授	宮本 聡介				
	2	※	教授	杉山 恵理子				
	2	※	教授	田中 知恵				
	2	※	教授	小野 昌彦				
	2	※	教授	西園マーハ 文				
	2	※	教授	中村 敦雄				
	2	※	教授	海津 亜希子				
	2	※	教授	松崎 洋子				
	2	※	教授	小林 由利子				
	2	※	教授	野村 信威				
	2	※	教授	川端 一光				
	2	※	教授	森本 浩志				
2	※	教授	垣花 真一郎					

特別演習VI	2	※	教授	渋谷 恵	○	○	◎	○
	2	※	教授	金城 光				
	2	※	教授	伊藤 拓				
	2	※	教授	水戸 博道				
	2		教授	宮本 聡介				
	2	※	教授	杉山 恵理子				
	2	※	教授	田中 知恵				
	2	※	教授	小野 昌彦				
	2	※	教授	西園マーハ 文				
	2	※	教授	中村 敦雄				
	2	※	教授	海津 亜希子				
	2	※	教授	松寄 洋子				
	2	※	教授	小林 由利子				
	2	※	教授	野村 信威				
	2	※	教授	川端 一光				
2	※	教授	森本 浩志					
2	※	教授	垣花 真一郎					
2. 特別講義								
基礎心理学領域群(Ⅰ)								
特別講義ⅠA	2	※	教授	宮本 聡介	◎	○	○	○
特別講義ⅠB	2		教授	野村 信威	◎	○	○	○
特別講義ⅠC	2	※ ²	教授	金城 光	◎	○	○	○
特別講義ⅠD	2		教授	田中 知恵	◎	○	○	○
特別講義ⅠE	2		教授	川端 一光	◎	○	○	○
特別講義ⅠF	2		准教授	萩野谷 俊平	◎	○	○	○
臨床心理学領域群(Ⅱ)								
特別講義ⅡA	2	※ ²	教授	西園マーハ 文	◎	○	○	○
特別講義ⅡB	2		教授	杉山 恵理子	◎	○	○	○
特別講義ⅡC	2		教授	伊藤 拓	◎	○	○	○
特別講義ⅡD	2	※			◎	○	○	○
特別講義ⅡE	2		教授	森本 浩志	◎	○	○	○
特別講義ⅡF	2		准教授	足立 匡基	◎	○	○	○
教育発達学領域群(Ⅲ)								
特別講義ⅢA	2	※	教授	水戸 博道	◎	○	○	○
特別講義ⅢB	2		教授	海津 亜希子	◎	○	○	○
特別講義ⅢC	2		准教授	根本 淳子	◎	○	○	○
特別講義ⅢD	2		准教授	小保方 晶子	◎	○	○	○
特別講義ⅢE	2	※			◎	○	○	○
特別講義ⅢF	2	※	教授	小野 昌彦	◎	○	○	○
特別講義ⅢG	2		教授	垣花 真一郎	◎	○	○	○
特別講義ⅢH	2		教授	渋谷 恵	◎	○	○	○
特別講義ⅢI	2		教授	中村 敦雄	◎	○	○	○
特別講義ⅢJ	2		教授	辻 宏子	◎	○	○	○
特別講義ⅢK	2	※ ²	准教授	鞍馬 裕美	◎	○	○	○
特別講義ⅢL	2		教授	松寄 洋子	◎	○	○	○
特別講義ⅢM	2		教授	小林 由利子	◎	○	○	○
特別講義ⅢN	2		准教授	手塚 千尋	◎	○	○	○

*「身につく能力」について

注)DP = 課程修了の認定・学位授与に関する方針(ディプロマ・ポリシー)

本大学院の博士後期課程の DP に基づく能力	本専攻の DP に基づく「身につく能力」	対応する専攻 DP
①高度な知識・技能	専門分野において高度な研究を实践する知識・技能	専攻 DP1
②自立した研究能力	諸問題に関する心理学的理解と高度な研究能力	専攻 DP2
③卓越した職業能力	指導者としての知識・技能、他者への援助に貢献する実践力	専攻 DP1・2
④研究倫理	研究・実践における高度な研究倫理	専攻 DP3

教育発達学専攻 修士課程 履修方法

修了要件ならびに履修方法は、以下の通りである。

- (1) 2年以上在学すること。
- (2) 授業科目の中から36単位以上を修得すること。そのうち「研究基礎科目」の7科目、研究指導1および研究指導2の2科目、計9科目18単位を必修とする。また、各領域から1科目、計4科目8単位を選択必修とする。
- (3) 修士論文の審査に合格すること。

履修上の注意

- (1) 修了要件は、年度によって異なる場合があるので、必ず入学年度の大学院要覧の履修方法を確認すること。

授業科目・担当指導教員

(※ 印は今年度休講)

教育発達学専攻

(※¹印は今年度研究サバティカルにより休講)

授 業 科 目	単位数		担 当 者	身につく能力*			
				①	②	③	④
〔研究基礎科目〕							
教育発達学総論	2		准教授 根本 淳子	◎		○	
教育発達学特論ⅠA(発達心理)	2		准教授 小保方 晶子	◎		○	○
教育発達学特論ⅠB(教育心理)	2		教授 垣花 真一郎	◎		○	
教育発達学特論ⅡA(教育環境)	2		教授 渋谷 恵	◎			○
			准教授 佐藤 公				
教育発達学特論ⅡB(学習過程)	2		教授 辻 宏子	◎		○	○
教育発達学特論ⅢA(障害児・者心理)	2		教授 海津 亜希子	◎	○	○	○
教育発達学特論ⅢB(特別支援)	2		専任講師 杉岡 千宏	◎		○	○
〔課題探究科目〕							
A 発達の理解領域							
臨床発達心理学総論	2		教授 松崎 洋子	○	○	◎	○
保育発達心理学総論	2		准教授 小保方 晶子	○	◎	○	
情動発達心理学特論	2		講師 遠藤 利彦	○	◎	○	
言語コミュニケーション特論	2	※		○	◎	○	
言語発達心理学特論	2		講師 村田 美和		◎	○	○
認知心理学特論	2	※ ¹	教授 金城 光	○	◎	○	
障害児心理学総論	2		講師 小林 玄	○	◎	○	
心理統計法特論	2		講師 西田 豊	○	◎		
教育発達学研究法特論	2		教授 垣花 真一郎		◎		○
B 行動の理解と支援領域							
保育臨床心理学特論	2	※		○		◎	○
生徒指導特論	2		講師 逸見 敏郎	○		◎	○
知的障害児病理特論	2		教授 小林 潤一郎	○		◎	
発達障害児病理特論	2	※	教授 小林 潤一郎	○		◎	
肢体不自由児病理特論	2		教授 小林 潤一郎	○		◎	
病弱児病理特論	2	※	教授 小林 潤一郎	○		◎	
臨床アセスメント特論	2		講師 森 裕幸	○	○	◎	○
発達検査法特論	2		講師 岡崎 慎治	○		◎	
障害児キャリア支援特論	2		講師 梅永 雄二	○		◎	
学級集団アセスメント特論	2		講師 逸見 敏郎	○	○	◎	
C 学習の理解と支援領域							
学習心理学特論	2	※	教授 垣花 真一郎	◎		○	
幼児教育特論	2		教授 小林 由利子	○		◎	○
造形表現特論	2		准教授 手塚 千尋	○		◎	○
子ども言語特論	2		教授 中村 敦雄	◎		○	
			教授 垣花 真一郎				
音楽表現特論	2		教授 水戸 博道	○		◎	○
初等科教育研究特論(国語)	2		教授 中村 敦雄	○	○	◎	
初等科教育研究特論(社会)	2		准教授 佐藤 公		○	◎	○

初等科教育研究特論(算数)	2		教授	辻 宏子		○	◎	○
初等科教育研究特論(生活)	2	※			○	○	◎	
初等科教育研究特論(音楽)	2		教授	水戸 博道	○	○	◎	○
初等科教育研究特論(図画工作)	2		准教授	手塚 千尋	○		◎	○
初等科教育研究特論(体育)	2	※			○	○	◎	
特別支援教育学特論	2		専任講師	杉岡 千宏	◎		○	
肢体不自由児教育学特論	2		講師	渡邊 流理也	○		◎	
知的障害児指導法特論	2		専任講師	杉岡 千宏	○		◎	
発達障害児指導法特論	2	※			○		◎	
保育教材開発特論	2		教授	小林 由利子	○		◎	○
特別支援教材開発特論	2		講師	宮崎 眞	○		◎	
教育発達臨床研究A(幼稚園)	2		教授	松寄 洋子		○	◎	○
教育発達臨床研究B(小学校)	2		教授	中村 敦雄			◎	○
			教授	辻 宏子			○	◎
教育測定心理学特論	2		教授	川端 一光		○	◎	
D 子どもの環境デザイン領域								
人間関係心理学特論	2	※				◎	○	○
教師論特論	2	※ ¹	准教授	鞍馬 裕美	◎	○		○
教育経営学特論	2	※ ¹	准教授	鞍馬 裕美	◎	○		
比較教育学特論	2		教授	渋谷 恵	◎	○		○
教育課程学特論	2		准教授	根本 淳子	◎	○	○	
学校カウンセリング特論	2		講師	田所 撰寿	○		◎	○
教育相談学特論	2		講師	森 裕幸	○	○	◎	○
特別支援教育コーディネーター特論	2		講師	榎本 容子	○		◎	○
【臨床実習科目】								
教育発達臨床学外実習	2		教授	渋谷 恵	○		◎	○
			准教授	小保方 晶子				
障害児臨床実習1(アセスメント)	2		教授	海津 亜希子			◎	○
障害児臨床実習2(相談・支援) 注:2年次科目	2		教授	小林 潤一郎		○	◎	○
障害児臨床学外実習	2		教授	海津 亜希子	○		◎	○
			教授	小林 潤一郎				
【研究指導科目】								
研究指導1	2		教授	海津 亜希子	○	◎	○	○
		※	教授	小野 昌彦				
			教授	小林 潤一郎				
			教授	渋谷 恵				
			教授	辻 宏子				
			教授	中村 敦雄				
			教授	水戸 博道				
			教授	松寄 洋子				
			教授	小林 由利子				
			教授	垣花 真一郎				
			准教授	佐藤 公				
		※ ¹	准教授	鞍馬 裕美				
			准教授	根本 淳子				
	准教授	手塚 千尋						
	准教授	小保方 晶子						
研究指導2 注:2年次科目	2		教授	海津 亜希子	○	◎	○	○
		※	教授	小野 昌彦				
		※	教授	小林 潤一郎				
		※	教授	渋谷 恵				
			教授	辻 宏子				
		※	教授	中村 敦雄				
		※	教授	水戸 博道				
		※	教授	松寄 洋子				
※	教授	小林 由利子						

研究指導2	注:2 年次科目	2	※	教授	垣花 真一郎	○	◎	○	○
			※	准教授	佐藤 公				
			※	准教授	鞍馬 裕美				
			※	准教授	根本 淳子				
			※	准教授	手塚 千尋				
				准教授	小保方 晶子				

*「身につく能力」について

注)DP = 課程修了の認定・学位授与に関する方針(ディプロマ・ポリシー)

本大学院の修士課程・博士前期課程の DP に基づく能力	本専攻の DP に基づく「身につく能力」	対応する専攻 DP
①高度な知識・技能	教育発達学への深い理解力	専攻 DP1
②高度な研究能力	教育発達学における高度な研究能力	専攻 DP1
③卓越した職業能力	子どもを支援し、問題に対処する能力	専攻 DP1
④研究倫理	学術研究をする上での研究倫理	専攻 DP2

受験資格取得に必要な科目

臨床発達心理士

臨床発達心理士指定科目	本学設置科目名
臨床発達心理学の基礎に関する科目	臨床発達心理学総論
	教育発達学特論ⅢB(特別支援)
臨床発達支援の専門性に関する科目	教育発達学特論ⅠA(発達心理)
	教育発達学特論ⅢA(障害児・者心理)
言語発達とその支援に関する科目	子ども言語特論
	言語発達心理学特論
臨床実習 200 時間	障害児臨床実習 1(アセスメント)
	障害児臨床実習 2(相談・支援)
	障害児臨床学外実習 又は 教育発達臨床学外実習

法と経営学専攻 修士課程 履修方法

修了要件ならびに履修方法は以下の通りである。

- (1) 法と経営学研究科法と経営学専攻修士課程においては、2年以上在学し、30単位以上を修得し、修士論文または特定課題研究成果報告書の審査に合格しなければならない。
- (2) 在籍2年目の履修登録時に、修士論文または特定課題研究成果報告書のいずれかを選択しなければならない。
- (3) 経営学と法学の融合的学習を目的とする「共通基礎科目」のうち8単位（うち4単位はビジネス総論1・2）と合同演習2単位、および研究指導4単位または特定課題研究2単位を必修単位とする。さらに、講義科目の中から経営学関連科目2科目（4単位）、法学関連科目2科目（4単位）を修得しなければならない。

履修上の注意

- (1) 修了要件は、年度によって異なる場合があるので、必ず入学年度の大学院要覧の履修方法を確認すること。
- (2) 修士課程では、単位修得科目の再履修はできない。

(※ は今年度休講)

授業科目・担当指導教員

(※¹は隔年開講で今年度開講科目)

法と経営学専攻(修士課程)

(※²は隔年開講で今年度休講科目)

授 業 科 目	単位数		担 当 者	身につく能力*			
				①	②	③	④
【共通基礎科目】							
ビジネス総論1	2		福田 清明、木川 大輔	○	◎	○	
ビジネス総論2	2		来住野 究、田原 慎介	○	◎	○	
中小企業研究総論(事業承継の法と経営)	2		来住野 究、西山 由美 福田 清明、神田 良	◎	○	○	
企業と社会(CSR)	2		神田 良、来住野 究	◎		○	○
法と経済学	2	※		◎	○	○	
法学研究論	2		教授 飯田 浩司		◎		○
経営学研究論	2		准教授 赤松 直樹		◎		○
社会起業論	2	※			◎	○	○
起業論	2		講師 小滝 秀明	○	◎	○	
統計学総論	2		教授 生方 雅人	○	◎	○	
法と経営学特論	2	※			○	◎	○
【講義科目】							
<コーポレート・ガバナンス>							
経営学関連科目							
コーポレート・ガバナンス研究	2		教授 岡崎 哲二	◎		○	
企業経営研究(アジア進出日系企業の経営戦略)	2	※	教授 北浦 貴士	◎		○	
会計研究1(企業会計)	2		教授 藤田 晶子	◎		○	
会計研究2(内部統制・監査)	2		講師 小粥 純子	◎		○	
法学関連科目							
会社法研究1(企業組織の法と実務)	2		教授 来住野 究	◎		○	
会社法研究2(企業再編の法と実務)	2		教授 来住野 究	◎		○	
民事再生法研究(企業再生の法と実務)	2	※ ²	教授 近藤 隆司	◎		○	
<ファイナンス>							
経営学関連科目							
ファイナンス研究1(コーポレートファイナンス)	2	※ ¹	教授 大野 弘明	◎		○	
ファイナンス研究2(インベストメント)	2	※ ²	教授 大野 弘明	◎		○	
会計研究3(会計情報と企業評価)	2		講師 小林 正和	◎		○	
法学関連科目							
企業金融研究(資金調達法の法と実務)	2		講師 菅原 貴与志	◎		○	
担保法研究(担保・保証の法と実務)	2	※ ²	客員教授 松本 恒雄	◎		○	

<ヒューマン・リソース>								
経営学関連科目								
経営組織・労務研究1(経営組織の構築と運営)	2	※ ²	講師	神田 良	◎		○	
経営組織・労務研究2(戦略的人的資源管理)	2	※ ¹	講師	神田 良	◎		○	
経営組織・労務研究3(経営と組織)	2		准教授	田原 慎介	◎		○	
法学関連科目								
労働法研究1(雇用システムの法と実務)	2		講師	内藤 恵	◎		○	
労働法研究2(労働組合の法と実務)	2	※ ²	講師	内藤 恵	◎		○	
社会保障法研究(社会保険制度の法と実務)	2	※ ²	教授	西村 万里子	◎		○	
<プロダクション&サプライ>								
経営学関連科目								
経営戦略研究1(中小・中堅企業の持続的競争力構築)	2		准教授	木川 大輔	◎		○	
経営戦略研究2(グローバルビジネス)	2		講師	高井 透	◎		○	
経営戦略研究3(情報システム)	2		教授	森田 正隆	◎		○	
会計研究4(管理会計)	2		教授	尾畑 裕	◎		○	
法学関連科目								
契約法研究(契約法の基本原理)	2		教授	福田 清明	◎		○	
知的財産法研究(知的財産の法と実務)	2		教授	飯田 浩司	◎		○	
国際取引法研究(グローバルビジネスの法と実務)	2		講師	高田 寛	◎		○	
<マーケティング>								
経営学関連科目								
マーケティング研究1(消費者行動)	2		講師	須田 孝徳	◎		○	
マーケティング研究2(マーケティングサイエンス)	2		教授	齊藤 嘉一	◎		○	
法学関連科目								
不法行為法研究(不法行為法の基本構造)	2	※ ¹	客員教授	松本 恒雄	◎		○	
消費者法研究(消費者保護の法と実務)	2		准教授	福島 成洋	◎		○	
競争法研究(企業間競争の法と実務)	2		講師	山本 裕子	◎		○	
経済刑法研究(企業と刑法)	2		教授	穴沢 大輔	◎		○	
<ガバメント>								
経営学関連科目								
会計研究5(会計基準論)	2	※	教授	山田 純平	◎		○	
グローバルビジネスと税	2		教授	川端 康之	○		◎	
法学関連科目								
憲法研究(企業と憲法)	2		教授	宮地 基	◎		○	
行政法研究(行政規制の法と実務)	2	※			◎		○	
税法研究1(税法の基本原理)	2		教授	川端 康之	○		◎	
税法研究2(所得税の法と実務)	2		教授	渡辺 充	○		◎	
税法研究3(法人税の法と実務)	2		教授	渡辺 充	○		◎	
税法研究4(消費税の法と実務)	2		講師	西山 由美	○		◎	
環境法研究(企業と環境問題)	2		准教授	赤渕 芳宏	◎		○	
〔演習科目〕								
1年次演習	4			福田 清明、赤松 直樹 来住野 究、川端 康之 田原 慎介、木川 大輔 福島 成洋、飯田 浩司 岡崎 哲二、赤渕 芳宏 MEYER-OHLE Hendrik	○	◎	○	○
研究指導	4	注:2年次科目		福田 清明、赤松 直樹 西山 由美、渡辺 充 北浦 貴士、来住野 究 飯田 浩司、木川 大輔 福島 成洋、岡崎 哲二 赤渕 芳宏、藤田 晶子 穴沢 大輔、山田 純平	○	◎	○	○

特定課題研究	注:2年次科目	2			福田 清明、赤松 直樹 西山 由美、渡辺 充 北浦 貴士、来住野 究 飯田 浩司、木川 大輔 福島 成洋、岡崎 哲二 赤淵 芳宏、藤田 晶子 穴沢 大輔、山田 純平	○	◎	○	○
合同演習	注:2年次科目	2		教授	来住野 究、岡崎 哲二	○	◎		○
【研究関連科目】									
エクスターンシップ		2	※	講師	太田 吉紀			◎	
ビジネス英語	注:2年次科目	2		講師	北島 岳			◎	
民事訴訟法研究(紛争解決の法と実務)		2		教授	畑 宏樹	◎		○	
刑事訴訟法研究(刑事事件の法と実務)		2		講師	鈴木 敏彦	◎			

*「身につく能力」について

注)DP = 課程修了の認定・学位授与に関する方針(ディプロマ・ポリシー)

本大学院の修士課程・博士前期課程の DP に基づく能力	本専攻の DP に基づく「身につく能力」	対応する専攻 DP
①高度な知識・技能	法的知識、経済・経営学の知識	専攻 DP1・2
②高度な研究能力	複眼的思考により問題を発見・解決する能力	専攻 DP3
③卓越した職業能力	リーダーとしての資質、スペシャリストとしての的確な提案能力	専攻 DP1・2
④研究倫理	社会的責任をもって誠実に問題解決を遂行する倫理	専攻 DP3

消費者関連科目

マスター消費生活アドバイザーになるためには、以下の消費者関連科目のうち5科目以上を修得しなければならない。

企業と社会(CSR)	法と経済学
コーポレート・ガバナンス研究	会計研究2(内部統制・監査)
会社法研究1(企業組織の法と実務)	経営組織・労務研究3(経営と組織)
ファイナンス研究1(コーポレートファイナンス)	ファイナンス研究2(インベストメント)
契約法研究(契約法の基本原理)	知的財産法研究(知的財産の法と実務)
マーケティング研究1(消費者行動)	不法行為法研究(不法行為法の基本構造)
消費者法研究(消費者保護の法と実務)	競争法研究(企業間競争の法と実務)
経済刑法研究(企業と刑法)	税法研究1(税法の基本原理)
環境法研究(企業と環境問題)	民事訴訟法研究(紛争解決の法と実務)

学生生活

1. 大学院からの通知連絡

院生へのお知らせや必要な情報の伝達は、原則として在学生用ポータルサイトPort Hepburn、または学籍番号メールを通して行うので見落としの無いよう注意すること。

また、必要に応じて大学院事務室前の掲示板も補足的に活用すること。

交通機関の不通等による全学休講措置を取る際は、下記措置基準等に基づき、大学公式決定として大学Webサイト、Port Hepburn等で発表する。休講となる場合は公式発表を行う。公式発表がない場合は休講ではない。

参考：教務部ホームページ内

※気象警報等（暴風・大雪・暴風雪警報、大雨・大雪・暴風・暴風雪特別警報）発令および交通機関不通時の明治学院大学休講措置基準

<https://www.meijigakuin.ac.jp/office/educational/info.html#futsu>



※「地震注意情報」・「警戒宣言」発表時の措置

<https://www.meijigakuin.ac.jp/office/educational/info.html#jishin>



2. 個人情報の保護

大学院では、個人の成績評価（入学試験を含む）にかかわる情報は、学外はもちろん、大学内においても担当者（指導教員を含む）、各研究科委員長および専攻主任、ならびに大学院事務室の担当者以外には、開示されていない。また、大学内において開示する場合も、教育・指導およびこれにかかる研修の目的でのみ、個人の特定ができないよう加工利用されており、かつ、これらの個人情報が他目的で利用されないよう厳重に管理し、個人情報の保護を遵守している。

3. 窓口事務取扱時間

	白金			横浜
	月火木金	水	土	月～金
春学期授業開始～1週間	9：30～11：45 12：30～19：00			
上記以外の授業期間	9：30～11：45 12：30～17：15 ※ただし、休講日は 16：00にて閉室	9：30～11：45 12：30～16：00	9：30～11：45	9：30～11：45 12：30～16：00
授業期間外 (補講・定期試験期間含む)	9：30～11：45 12：30～16：00			

※学生夏季休暇期間中の土曜日は閉室

※修士論文提出日：2026年1月6日（火）・7日（水）※9月修了申請者：6月13日（金）

白金 9：30～11：45、12：30～19：30 横浜 9：30～11：45、12：30～16：00

※休暇期間中その他臨時の事務取扱時間変更は、Port Hepburn および掲示によって通知する。

4. 学生証

(1) 学生証は次の場合に、特に提示を求められる。通学時には常に携帯すること。

- ① 授業を受けるとき
- ② 通学証明書、学割等の発行を受けるとき
- ③ 成績証明書、在学証明書等の証明書の発行を願い出るとき、および受け取るとき
- ④ 図書館その他施設を利用するとき
- ⑤ 高輪校舎へ出入りするとき

(2) 学生証の有効期間は最短修了年次までとなっている。留年、休学等により最短修了年数を超えて在学する場合は、一年毎に更新手続きをすることになる。

(3) 学生証は大学が学生に貸与しているものなので、退学、除籍等学籍を離れた時には返却すること。

(4) 紛失した場合には、大学院事務室に届け、所定の手続きをとること。(原則翌日交付・手数料 1,500円)

5. 学納金等

- (1) 入学金・授業料・施設費・設備費・実験実習料・教育充実維持費およびその他諸費を学納金という。学納金については、明治学院大学大学院学則または明治学院大学大学院学納金等取扱細則に定める。
- (2) 上記学納金のほか、学会費、傷害保険料等の諸費用も合わせて納入すること。
- (3) 学納金等は、春学期分を4月末日、秋学期分を10月末日までに納入すること。2年次以降で春・秋分を分納する場合は、秋学期分の納入用紙を8月上旬（予定）に送付する。
- (4) 納入は、経理部から送付される所定の納入用紙を使用し、指定の金融機関へ振込むこと。
- (5) 納入に際し、金融機関窓口のほか、ATM、ネットバンキングから振込むこともできる（経理部窓口、現金書留での納入は一切受け付けていない）。ATM、ネットバンキングを利用する場合は、下記のとおり操作・入力すること。
 - ① 納入用紙に印字されている振込先銀行、支店名、種別、口座番号、金額を正確に入力する。
 - ② 振込依頼人入力欄は納入用紙記載の10桁の数字と「学生氏名（カタカナ）」を続けて正確に入力する。
情報の不足・間違い、学生氏名以外の名義の入力等で学生が特定できない場合、不明入金となり督促通知が届くことがあるので注意すること。
- (6) 期日までに納入できない特別な事情が生じた場合は、事前に必ず延納（願）の手続きを大学院事務室でとること。
所定の期日までに納入がない場合は、学籍の取扱いに関する規程により除籍とする。
- (7) 納入に関するよくある質問は経理部のウェブサイト（<https://www.meijigakuin.ac.jp/accounting>）を参照すること。

6. 願・届

願・届には次のものがあり、該当する場合には速やかに手続きをとらなければならない。

願出書類—休学願、復学願、退学願、再入学願、学納金延納願

届出書類—住所変更届（本人、保証人）、保証人変更届、改姓届

7. 各種証明書

発行する証明書は、次の通り。

証明書名称	
在学証明書 ※	科目等履修生証明書
在学期間証明書	科目等履修生取得単位成績証明書
成績証明書 ※	健康診断証明書 ※
修了証明書	履修科目証明書
修了見込証明書 ※ <small>修了年次生のみ、博士後期課程は除く</small>	資格証明書
証明書（満期退学）	教育職員免許状取得見込証明書

※の証明書は証明書自動発行機で発行

無印の証明書は、白金・横浜とも大学院事務室窓口にて証明書交付願書に記入の上、申し込むこと。

なお、和文証明書は申込日より3日後、英文証明書は10日後の発行となるので余裕を持って申し込むこと。

8. 学割（学校学生生徒旅客運賃割引証・個人用）

対象：JR線において、片道の営業キロ数が100kmを超える場合が対象となる。

発行枚数：1回2枚まで請求できる。

有効期間：発行日から3ヶ月以内

割引率：普通運賃の2割

申請・発行：証明書自動発行機にて

9. 通学定期乗車券発行控・通学証明書

- (1) 通学定期は現住所の最寄駅から、本学最寄駅（白金校舎：目黒・五反田・品川・高輪ゲートウェイ・白金台・白金高輪・高輪台・泉岳寺、横浜校舎：戸塚・本郷台）までの合理的な経路で、通学の目的に限り購入できる。
- (2) JR、私鉄、地下鉄の利用者は、駅に備え付けの「定期乗車券購入申込書」に必要事項を記入し、「学生証」（裏面に通学区間を記した「通学定期乗車券発行控」シールを貼る）を提示して購入する。
- (3) 通学区間の変更は住所変更を除き原則として認められないので慎重に検討すること。

10. 教室（ヘボン館・15号館）の借用

研究会、勉強会その他集会で大学院教室を使用する場合は、必ず教室使用願を大学院事務室に提出し、許可を受けなければならない。

※日曜日、祝日（祝日授業日を除く）、一斉休暇期間中、白金祭実施に伴う休講期間、入学試験実施に伴う入構制限期間の教室使用はできない。平日（土曜含む）の夜間使用は7時限（白金）、5時限（横浜）までとする。

11. 大学院学生共同研究室・各専攻共同研究室（白金）

〔大学院学生共同研究室〕

大学院生の自習・閲覧室として、ヘボン館2階に開設されている。コピー機設置。

開室時間 月～土 9:00～20:00

〔ヘボン館各専攻共同研究室・高輪校舎心理学共同研究室〕

開室時間 月～土 8:00～22:30 ※高輪校舎利用に際しては学生証が必要になる。

※日曜日、祝日（祝日授業日を除く）、一斉休暇期間、入学試験実施に伴う入構制限期間は利用できない。その他変更があった場合は、Port Hepburnおよび掲示によって通知する。

※各共同研究室は整理、整頓に心がけ、施設は無断で改造しない。

※各共同研究室には、大学院事務室により認められた者以外は入室できない。修了生や学外の者も入室不可。

12. 論文投稿における注意（ハゲタカジャーナル）

近年、オープンアクセスジャーナルの増加とともに、掲載料を搾取することを目的とした、査読が不十分な論文を掲載する粗悪な学術誌（ハゲタカジャーナル）が増加し問題になっています。ジャーナル出版社が、直接研究者にメールして論文投稿の勧誘を行うケースもあるようです。ハゲタカジャーナルに誤って投稿してしまうと、不当な掲載料の請求を受ける、取り下げを確認するまで二重投稿のリスクを抱えるなど、研究活動への大きな支障となります。また、ハゲタカジャーナルへの掲載は、自身の業績評価を下げ、本学全体の評価を傷つけることにもつながる可能性があります。

粗悪な学術雑誌への投稿リスクを十分ご理解の上、論文の投稿先を慎重にご検討ください。

◆粗悪学術誌の特徴

粗悪学術誌をはっきり見分けることは困難ですが（疑わしい、グレーな場合が多い）、以下のような傾向があります。

- ・ デジタル保存のためのポリシーがない
- ・ 雑誌の出版社のサイトに Editorial Office の住所、メール、電話等の情報が明記されていない
- ・ 雑誌の名称やロゴ、表紙デザイン等が、有名な雑誌のものに酷似している
- ・ 編集責任者が明確ではない
- ・ 査読期間が極端に短いことをうたっている
- ・ 査読の基準、方法等の説明が不足している
- ・ 研究者に直接メールで投稿を促してくる
- ・ 論文の著作権に関する取扱いが明記されていない、または著作権は出版社が保持すると記載されている
- ・ 雑誌の出版社が、短期間に不自然に多くの雑誌を発行している
- ・ 論文掲載料が明確に示されていない

◆健全とされるジャーナルを確認するためのツール

- ・ DOAJ (Directory of Open Access Journals) <https://doaj.org/>
- ・ Web of Science : Master Journal List <https://mjl.clarivate.com/home>
- ・ Quality Open Access Market (QOAM) <https://www.qoam.eu/journals>

13. 学生教育研究災害傷害保険

この保険は本学大学院の全学生が加入しており、教育研究活動中などの災害事故に対し、全国的な補償制度として実施されている。なお、保険料は学納金納入の際に徴収している。

保険金申請事由が発生した場合は、大学院事務室に問い合わせること。

14. 学校感染症に罹患した場合

学生が「学校において予防すべき感染症※」に罹患した場合は、学内感染を予防するため、「学校保健安全法」「学校保健安全法施行規則」により出校停止とする。

医療機関で、感染症に罹患したと診断された場合は、直ちに通学するキャンパスの健康支援センターに連絡すること。

健康支援センター（白金）TEL 03-5421-5183 〔受付〕平日 9:00～16:00
（横浜）TEL 045-863-2020 〔受付〕平日 9:00～16:30

ただし、インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の場合は、Port Hepburn→お知らせにある報告フォームに入力すること。

■「学校において予防すべき感染症」としては、以下のものがある。

- 【第一種】 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ
- 【第二種】 インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）、百日咳、麻疹（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風疹、水痘（水ぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）、新型コロナウイルス感染症、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
- 【第三種】 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、ノロウイルス等を含む感染性胃腸炎、マイコプラズマ感染症

15. 総合支援室

健康管理

健康支援センターで行っている主なサポート

- (1) 定期健康診断：年2回（3月または4月と9月）実施している。年一度定期健診を必ず受診すること。
- (2) 健康相談、応急処置：通常健康相談の他、内科・心理・ウイメンズヘルスに関しては医師の相談も行っている。
- (3) 健康診断証明書：当該年度の健康診断を受診した者のみ、発行機で発行している。

<https://www.meijigakuin.ac.jp/campuslife/campuslife/health/>

修学支援

学生サポートセンターでは、障がいや病気・怪我などの理由で、授業に参加したり、学生生活を送る上で支援を必要とする学生の総合支援窓口として、研究科や関係部署、外部関係機関などと連携・調整しながら様々なサポートを行っている。支援利用の希望者は気軽に電話・来室・メール等で相談することができる。また、学生スタッフの育成も行っている。

<https://www.meijigakuin.ac.jp/campuslife/campuslife/support/>

〈性的指向・性自認等に関する本学の対応について〉

通称名の使用・健康診断時の対応など修学上のサポートを学生サポートセンターで行っている。その他の対応についても以下のページにまとめてあるので、参照のこと。

<https://www.meijigakuin.ac.jp/campuslife/campuslife/support/sogi/index.html>

学生相談

学生相談センターでは、臨床心理士・公認心理師の資格をもつカウンセラーが、対人関係、性格、修学・進路、心の健康などのさまざまな悩みについて相談に応じる。カウンセリングはもちろんのこと、必要な場合には、学内の諸部署、外部の専門機関等とも連携してサポート活動を行っている。

原則として予約制。カウンセラーの時間が空いている場合は、その場で面接設定も可能。来室面接、電話面接、オンライン面接に対応。

<https://www.meijigakuin.ac.jp/campuslife/campuslife/counsel/>

16. 情報センター

視聴覚機器やコンピュータ設備のサポート部門。コンピュータ実習室等の運営等を行っている。

<明治学院大学のBYODへの取り組み>

明治学院大学では、学生が自律的に学び、情報リテラシーやICTスキルを身につけるために、自身がお持ちの端末（ノートPC）を大学に持参し活用するBYOD（Bring Your Own Device）を奨励しています。大学生活では、ノートパソコンなどのデバイスを活用して、学修管理システム（LMS）“manaba”を使った予習・復習、レポート作成・提出、プレゼンテーション、そしてシラバスの検索や成績確認、就職活動など、様々な学修や日常的なタスクにコンピュータが必要です。BYODを採用することで、学修をコンピュータ実習室に限定せず、いつでもどこでも行える環境が整います。

以上のことから、新入生にはノートパソコンの準備と通学時の持参を強くお勧めしています。自身の端末を使用することで、使い慣れた端末で学修することができ、時間や場所にとらわれずに学び続けることができます。

<自由利用コンピュータ実習室>

レポート作成、メールの送受信、インターネットでの情報検索等ができる。

[授業期間中の利用時間]

白金			横浜		
月～金	1B31、1B33※	8：45～20：15	月～金	Yins（4号館1階）	9：00～18：35
土	1B31	8：45～16：50	土	Yins（4号館1階）	9：00～15：00
※授業利用時を除く。					

※授業期間外の利用時間は、別途、掲示等でお知らせします。

※授業日以外の祝日、大学の定める休日および休講日は、原則として全実習室利用できません。

<コンピュータを利用するには>

実習室のコンピュータを使用または、自身のコンピュータを本学のWi-Fiに接続するためには、入学時に発行した「MAINアカウント通知書」に記載されているユーザー名とパスワード入力が必要となる。（有効期間は在学期間）

本学Wi-Fi接続の設定マニュアルは、Port Hepburnの「学生生活」→「PCとNETWORK」→「各種マニュアル」→「モバイル利用案内」からダウンロードできる。

なお、本学の情報ネットワークをはじめて利用する際には必ず「倫倫姫の情報セキュリティ教室」をPort Hepburnの「学生生活」→「PCとNETWORK」→「倫倫姫の情報セキュリティ教室」より受講すること。

<ノートパソコンの貸し出し>

学内利用用として、ノートパソコン（Windows、Mac）を貸し出している。学内ネットワーク（有線・無線）に接続できるエリアは情報センターのWebサイトで確認できる。図書館や白金校舎パレットゾーン・インフォメーションラウンジ内のPCロッカー、横浜校舎5号館クララ・ラウンジ内のPCロッカーでもノートパソコンを貸し出している。

また、論文作成時期にあわせ、論文執筆者に対して、期間限定（年末）でノートパソコンを貸し出し、学外利用が可能となっている。台数に限りがあり、抽選を行う。エントリー方法・受付期間・貸し出し期間については別途Port Hepburnで告知する。

ホームページ	https://mguolg.info
白金（本館地下1階）	Tel：03-5421-5471 E-Mail：joho@cc.meijigakuin.ac.jp
横浜（5号館2階）	Tel：045-863-2044 E-Mail：joho@cc.meijigakuin.ac.jp

17. キャリアセンター

キャリアセンターは皆さんの就職活動や進路選択についてのサポートをしています。いつでもお気軽にご利用ください。

<キャリアセンターでできること>

(1) ガイダンス、課外講座に参加

就職ガイダンス（大学院生向けのガイダンスもあり）のほか、筆記試験対策講座や模擬面接、学内企業説明会など数多くのイベントを開催しています。

(2) 各種情報を探す・見る

相談室内・キャリア支援システムには役立つ情報が満載です。自由にご覧ください。

※キャリア支援システムとは、キャリアセンターにて運営する「キャリア形成のためのシステム」です。

アクセスは
こちらから⇒



① 求人検索・インターンシップ検索	キャリア支援システムより主に大学に届いた求人やインターンシップ、Uターン情報などを検索可能です。また、大学院生のみを対象とした求人のファイルを相談室にも配架しています。
② 就職に関する図書、雑誌、新聞	図書・雑誌は2週間・2冊まで貸し出し可能です。
③ 企業別OB・OG名簿	OB・OG名簿は、窓口で閲覧可能です。※要学生証
④ 就職活動記録	先輩たちが残してくれた、会社ごとの就職活動記録です。試験内容やポイントなどが詳しく書かれていることもあります。志望企業が決まったらぜひご覧ください。相談室内・キャリア支援システムにて閲覧可能です。
⑤ 〈紙上OB・OG訪問〉 OBOG発！会社・お仕事情報	卒業生による現在の就職先に関する情報。仕事内容や一日のスケジュール、その会社に向いている人、後輩へのアドバイスなどを掲載。働いている先輩の生の声が得られます。相談室内にて閲覧可能です。
⑥ 公務員採用情報	国家、各自治体の行政職、警察官等の募集要項やパンフレットを相談室に配架しています。

(3) キャリア相談関連

キャリア支援システムで事前予約の上、Webもしくは対面で行います。

相談	キャリア全般の相談や就職活動の進め方、自己分析について知りたいなど、どんなことでもお話しください。
添削	履歴書やエントリーシートを添削してアドバイスします。
求人紹介	個々の志望に合わせて大学やハローワークに届いた求人を紹介します。
模擬面接	面接練習とフィードバックを行うサービスです。

<場所・開室時間（授業期間内）>

	場所	時間
白金校舎	本館1階健康支援センター隣	平日9:30~16:00/土曜9:30~11:45
横浜校舎	5号館2階	平日9:30~16:30/土曜9:30~12:00
教職センター (教育キャリア支援課)	本館1階健康支援センター向かい	平日9:30~16:00/土曜9:30~11:45

※11:45~12:30は窓口休止となります。

※授業期間外および祝日授業日については変則的になります。

<進路希望調査票>

キャリアセンターは職業安定法第33条の2「学校等の行う無料職業紹介事業」に基づき、就職を希望する学生に対して就職活動の支援を行っています。相談や課外講座の受講など、求職活動に伴うサービスを利用するには「進路希望調査票の提出」が必要です。各自、キャリア支援システムよりご登録をお願いします。

18. ゼミ合宿補助

「ラフォーレ倶楽部」の宿泊施設でゼミ合宿を行う場合、教員と参加大学院生に対し明治学院から補助金が支給される。

所在地：修善寺・那須・山中湖・琵琶湖・強羅・伊東・軽井沢・南紀白浜・白馬

宿泊料金、施設詳細については、以下の WEB サイトかラフォーレ倶楽部パンフレットを参照のこと。

ラフォーレ倶楽部webサイト <http://www.laforet.co.jp/contract/general/index.html>

※予約受付：4ヵ月前応答月の1日～利用日7日前までの申込が可能。

※ゼミ合宿プランについては、ラフォーレ各ホテルに確認のこと。

<宿泊補助条件>

- ・補助対象者 ゼミ担当教員 ゼミを履修している学生・大学院生
- ・補助金額 教員、学生・大学院生ともに1人1泊5,000円を上限に実費
- ・補助条件 1ゼミ2泊3日を限度に年度内2回まで
ゼミ担当教員が宿泊すること（学生・大学院生のためのゼミ合宿は対象外）

<予約方法>

予約申込書・補助金申請書兼承認書、各ホテルのメールアドレス等は、Port Hepburnの以下の場所から入手し、下記の窓口にて申請手続きを行ってください。

Port Hepburn>リンク集>ダウンロード>人事部（ゼミ合宿・出張届など）>[ラフォーレ倶楽部] ゼミ合宿予約に関して

<ゼミ合宿補助の窓口>

白金校舎：MGS総合カウンター TEL 03-5421-5261（白金校舎本館1階）

横浜校舎：MGS総合カウンター TEL 045-863-2009（A館2階）

19. 奨学金・奨励金

日本学生支援機構奨学金【JASSO】（貸与）

この奨学金は、経済的理由により修学困難な学生に貸与することにより、教育の機会均等に寄与すること、また教育・研究者、高度の専門性を要する職業人の養成を目的としている。学業・人物ともに優れ、大学院において研究を継続するには、奨学金の貸与が必要であると認められる者を推薦する。貸与型奨学金のため、修了後には返還の義務がある。

(1) 出願資格

大学院に在学する者。ただし、最短（標準）修業年限を超えて在学する者は除く。

また、外国籍の場合、在留資格の種類等により対象にならない場合がある。

(2) 貸与月額、期間（2024年度実績）

〔第一種〕（無利子貸与）

修士・博士前期課程 50,000円 88,000円から選択する（2年間）

博士後期課程 80,000円 122,000円から選択する（3年間）

〔第二種〕（有利子貸与）

50,000円・80,000円・100,000円・130,000円・150,000円の中から選択する。

(3) 出願手続

大学院事務室で必要な書類を受け取り、必要書類の提出およびスカラネット（機構奨学金申込専用ホームページ）への入力により申し込む。手続きの詳細は4月上旬にPort Hepburnおよび掲示によって通知する。

申込み希望者については、出願資格等学内選考のうえ日本学生支援機構に推薦する。

地方公共団体・民間育英団体奨学金

地方公共団体、その他の民間育英団体の奨学金は、募集のつど掲示する。

学内奨学金・奨励金（給付）

大学院事務室で取り扱う学内の奨学金・奨励金は下記の通りである。規程等がある場合は（ ）内に内規や細則のページを記載した。支給を希望する者は必ず確認すること。

また、この他にも各研究科や専攻で院生への補助費や奨励金が用意されている場合がある。詳細は専攻に確認し、申請用紙は大学院事務室の窓口で受け取ること。

1. 小野國嗣基金（P.143）
2. 明治学院大学大学院国外留学生奨学金（P.144）
3. 明治学院大学大学院利子補給奨学金（P.145）
4. 明治学院大学出身入学者支援奨学金（P.146）
5. 明治学院大学大学院成績優秀者特別奨学金（P.146）
6. 明治学院大学大学院研究者養成奨学金（P.146）
7. 明治学院大学大学院文学研究科学生海外研究奨励金（P.147）
8. 明治学院大学大学院経済学研究科学生研究奨励金（P.147）
9. 明治学院大学大学院社会学研究科学生研究奨励金（P.148）
10. 社会学研究科学生の海外学会発表奨励金（P.148）
11. 明治学院大学大学院法学研究科学生研究奨励金（P.149）
12. 明治学院大学大学院国際学研究科学生研究奨励金（P.150）
13. 明治学院大学大学院心理学研究科学生研究奨励金（P.150）
14. 明治学院大学大学院法と経営学研究科奨励金（P.151）
15. 院生学会発表奨励金

指導教員の推薦等により、国内での学会で研究発表を行った場合、本人の申請により奨励金を支給する。支給額は1人年度内1回、10,000円とし、対象学会は「日本学術会議」から「日本学術会議協力学術研究団体」として指定を受けた学術研究団体であることが条件となる。

発表後は速やかに申請すること。当該年度内の2月末までに申請（3月発表予定者は事前申告）するものとする。

諸規則

1. 明治学院大学大学院学則

第1章 総則

第1条 明治学院大学大学院は、「キリスト教による人格教育」と学問の自由を基盤として、深奥なる学術の理論および応用を研究教授し、さらに進んで研究指導能力を養い、また、高度で専門的な職業能力を有する深い学識および卓越した能力を培い、もって人類の文化と福祉の増進に貢献することを目的とする。

第1条の2 本大学院は、前条の教育水準の向上を図り、その目的および社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について、自己点検および評価を実施するものとする。

2 自己点検および評価の実施体制ならびに方法については、別にこれを定める。

第2条 本大学院の研究科に、修士課程、博士前期課程および博士後期課程をおく。

2 修士課程および博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

3 博士後期課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、または各種機関などで実践的に活躍できる高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力、应用能力およびその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

第2章 研究科の組織

第3条 本大学院に次の研究科をおく。

- 文学研究科
- 経済学研究科
- 社会学研究科
- 法学研究科
- 国際学研究科
- 心理学研究科
- 法と経営学研究科

第4条 各研究科に次の専攻をおく。

研究科	修士課程・博士前期課程	博士後期課程
文学研究科	英文学専攻 フランス文学専攻 芸術学専攻	英文学専攻 フランス文学専攻 芸術学専攻
経済学研究科	経済学専攻 —	経済学専攻 経営学専攻
社会学研究科	社会学専攻 社会福祉学専攻	社会学専攻 社会福祉学専攻
法学研究科	—	法律学専攻
国際学研究科	国際学専攻	国際学専攻
心理学研究科	心理学専攻 教育発達学専攻	心理学専攻 —
法と経営学研究科	法と経営学専攻	—

第5条 修士課程の標準修業年限は2年、博士課程の標準修業年限は5年とする。

2 博士課程は、前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）および後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分する。

第3章 人材養成上の目的・教育目標

第6条 明治学院大学大学院は、第1条に掲げる大学院の目的を達成するため、教育理念「DoforOthers（他者への貢献）」のもと、学士課程において培った能力をさらに発展させ、研究倫理を有するとともに、高度の分析力と構想力を備え、自らのキャリアをデザインする力を有し、コミュニケーション力をもって他者を理解し、共に生きる力を身につけ、知的な素養を持つ人間、研究能力を持つ人間、高度で専門的な職業に従事する人間を育成することを教育の目標とする。

第6条の2 研究科・専攻の「人材養成上の目的・教育目標」を次のとおり定める。

文学研究科

文学研究科では、さまざまな創造活動や表現行為の研究を通して、人間のありようやそのあるべき姿を総合的にとらえることを目指している。その領域は文化、芸術、思想などの多くの分野に及ぶ。各分野における学知を探究し、領域横断的な人文知の発展に貢献する人間を育成することを教育の目標とする。

このような目的のもと、博士前期課程では、学士課程において培った能力をさらに発展させ、研究倫理を有するとともに、広い視野と深い学識に基づいた研究能力と専門的職業人としての能力を養うことを、博士後期課程では、研究倫理を有するとともに、専攻分野における自立した研究者としての能力、および高度に専門的な業務に従事し得る能力を養うことを目的としている。

英文学専攻

「博士前期課程」

英米文学・文化、英語学・言語学、英語教育学についての高度な専門的学識を授け、後期課程に進学し研究職を目指すために必要な研究能力をもつ人材や、英米文学・文化、英語学・言語学、英語教育学の専門的知識を基盤に英語教育の実践の場で活躍できる人材、さらには英米文学・文化、英語学・言語学、英語教育学についての専門的知識を必要とする職業に就くことのできる人材の養成

「博士後期課程」

研究者として自立し得る人材、または高度な専門的学識を基盤に、専門的知識を授け次の世代の研究者を養成し得る人材の養成

フランス文学専攻

「博士前期課程」

フランス語圏やフランスとかかわりのある国と地域における、文学、思想、芸術に関する広い視野と高度な知識、研究能力および研究倫理を身につけ、専門的職業人として広く文化的な領域で活躍できる人材の養成

「博士後期課程」

複合的な世界観に立った個々の文化研究を深め、日本語とフランス語での自己表現能力を身につけた、研究者として自立できる能力と高度に専門的な職業に就きうる能力および研究倫理を有する人材の養成

芸術学専攻

「博士前期課程」

芸術と真摯に向き合い、様々な文化的・社会的・歴史的コンテクストのなかで芸術をとらえる知的能力と感性を有し、それぞれの専門分野（音楽学研究コース、映像芸術学研究コース、美術史学研究コース、芸術メディア論研究コース、演劇身体表現論研究コース）に関する広い視野と高度な知識を身につけ、研究倫理を有するとともに、研究能力と専門的職業人としての能力を培った、広く文化的な領域分野で活躍できる人材の養成

「博士後期課程」

専門的な研究領域における研鑽に加え、さらに高度の専門知識と芸術的感性のバランスを有し、研究倫理を有するとともに、研究者として、あるいは専門的職業人として、国内外の学界および芸術に関わる様々な分野で活躍・貢献できる人材の養成

経済学研究科

経済学研究科は、「キリスト教による人格教育」と学問の自由を基礎として、“Do for Others”の精神に基づいて国内外で貢献できる有為の学究者、および国際化・情報化時代に対応できる高度専門的職業人の養成を教育理念として展開している。

この理念を基に、本研究科は、深奥なる学術の理論および応用の研究を教授し、更に進んで研究能力を養い、また高度で専門的な職業能力を有する深い学識および卓越した能力を養い、もって人類の文化と福祉の増進に貢献することを教育研究の目的・人材養成の目的とする。

本研究科は、以下の三つの役割を担いながら、博士前期課程と博士後期課程を有する最高学位授与機関としての社会的役割に貢献していくことを目指す。

- ① 創造的・先駆的な学術研究の推進と国際貢献
- ② 全人格的教育を基に創造的豊かな研究者の養成
- ③ 高度な専門知識・能力を持つ職業人の養成

経済学専攻

「博士前期課程」

景気や財政・金融をはじめ多種多様な問題の実態の解明と対応策を考察することのできる力と、理論、制度、歴史の実証的な研究能力を持つ人材の養成を目標とする。

「博士後期課程」

将来独立した研究活動を行うのに必要な研究能力の養成を目的とした、「専門性」を備え、「洞察力」と「解決能力」に優れた研究教育者の養成、または高度な専門性を持つ職業人の養成を目標とする。

経営学専攻

「博士後期課程」

学界最前線を担う研究者の養成を主眼とし、理論的基礎力の十分な理解の促進、将来の研究者としての資質の養成、または将来の教育者としての人材の養成を目標とする。

社会学研究科

社会は人と環境との関係からなり、また、人は常に他者とその存在を意識している。社会学研究科では、私たちが直面する社会の問題に対し、なぜそのような問題が生じ、問題解決にはどのような道筋と方法があるのかを社会科学の研究と教育を通して理解し、独自に研究を深め、もって人類の文化と福祉の増進に貢献する能力を有する人材の育成を目指す。

博士前期課程では学士課程で培った能力を土台に、理論的な考察や緻密な研究方法の修得を教育の主眼とし、博士後期課程ではそれらの理論や研究方法を駆使して、自己と社会の将来像を展望しながら、高度で専門的な研究教育または職業に携わることのできる人材を育成する。

社会学専攻

「博士前期課程」

社会学の理論的・経験的業績の体系的な学修とともに、個別分野における具体的な調査技法および分析技術の習得と、各個別分野を超えた広がりのある、人と社会への伶俐な洞察力を養い、複雑化した現代社会の抱える多様な問題に対し、専門的な知識と高度な技能をもって立ち向かう人材を養成する。

「博士後期課程」

個別分野における具体的な調査技法および分析技術を彫琢・開発する一方、個別の分野を超えて、人類と文明に対する伶俐な洞察力をもち、広く社会や世界に発信しうる能力をも培いながら、社会学の研究者および教育者としてのキャリアを築くことのできる人材を養成する。

社会福祉学専攻

「博士前期課程」

多様な社会問題を抱える現実社会に対応するため、社会福祉学の体系的な学修を通して研究課題を設定し、社会福祉学に関する高度で専門的かつ科学的な思考方法と知識および技術を修得すると共に、ソーシャルワークの視点から人間全般に対する深い教養と総合的な捉え方のできる人材を養成する。

「博士後期課程」

現代社会あるいは国際社会において複合的に発生する多様な形態からなる社会問題に対して、研究課題を設定し、社会福祉学に関する各専門領域の学問研究を深耕しながら社会に貢献できる自立した研究能力を養成する。

法学研究科

法学研究科は、本学の建学の精神である「キリスト教による人格教育」と、本学の創始者ヘボン博士の終生にわたる教育に対する“Do for Others（他者への貢献）”という基本理念に基づき、他者の立場にたって考え、行動することに重きをおき、法学・政治学の専攻分野において、研究者または専門職業人として、高度の分析力と構想力を備え、自らのキャリアをデザインする力を有し、コミュニケーション力をもって他者を理解し、共に生きる力を身につけ、知的な素養を持つ人間であって、優れた研究能力または高度かつ専門的な職業に従事しうる能力を備えた人材の養成を教育目標とする。

法律学専攻

「博士後期課程」

法学・政治学の専攻分野に関する研究能力と応用能力を備え、理論・応用両面での高度な学問分野の開発に貢献できる優れた研究者または高度な専門職業人を養成する。

国際学研究科

国際学研究科は、国際的視野に立ちつつ、複数の学術分野を横断的に学び、深い学識とその応用力を持つ人間を育成することを目的とする。“Do for Others（他者への貢献）”の教育理念の下、その学識と能力をもって、グローバル化した社会において、国際機関やNGO、グラスルーツ・デベロップメント（草の根的開発）の分野、市民社会組織等で、高度で専門的な職業に従事する人間や、学術のさらなる発展や後進の教育に従事する研究者・教育者を育成することを教育の目標とする。

国際学専攻

「博士前期課程」

国際的視野に立ちつつ、複数の学術分野を横断的に学び、平和研究、日本・アジア研究、グローバル社会研究のいずれかの分野において、発展的な学識と応用力を身につけ、それを生かし、国際機関やNGO、グラスルーツ・デベロップメント（草の根的開発）の分野、市民社会組織等での専門的職業人としてのキャリアを切り開ける人間を育成することを教育の目標とする。

「博士後期課程」

国際的視野に立ちつつ、平和研究、日本・アジア研究、グローバル社会研究のいずれかの分野において、複数の学術分野における横断的な深い学識と卓越した応用力を養い、それを生かし、国際機関やNGO、グラスルーツ・デベロップメント（草の根的開発）の分野、市民社会組織等での高度で専門的な職業人としてのキャリアを切り開ける人間や、学術のさらなる発展や後進の教育に従事する研究者・教育者を育成することを教育の目標とする。

心理学研究科

心理学研究科の「人材養成上の目的・教育目標」は、「ここを探り、人を支える」という教育理念の下、心理学を基礎として社会のさまざまな場面で活躍できる高度な能力を持つ人材を育成することである。修士課程または博士前期課程では、幅広い心理学的素養と学識を基盤にしなが、社会の様々な支援や研究の場で活躍できる高度専門職業人の養成、博士後期課程では、個人への支援および地域社会への支援を実行できる実践家・高度専門職業人の養成、心理学の基礎的研究、実践的研究、および両者を統合した研究を独立して行う力を持つ大学等の教員・研究者の養成を目的とする。

心理学専攻

「博士前期課程」

幅広い心理学的素養を基盤にし、社会の様々な支援や研究の場で活躍できる人材の養成、または後期課程に進み研究職を目指すために必要な研究能力を持つ人材の養成を目的とする。

「博士後期課程」

個人への支援および地域社会への支援を実行できる実践家の指導者の養成および、基礎的研究、実践的研究、さらに両者を総合した研究を独立して行う力を持つ研究者の養成を目的とする。

教育発達学専攻

「修士課程」

幅広い心理学的素養を基盤とし、教育発達学の専門的知識・技能を生かして研究職を目指すために必要な研究能力をもつ人材、および多様な支援の場で活躍できる高度専門職業人の育成を目的とする。

法と経営学研究科

「広い視野を持って、社会の組織（企業やNPO、研究機関も含まれる。）で指導的役割を果たせる人材」、特に「経営学と法学とを身につけ、ビジネスをトータルに推進できる人材」を、従来の学部の枠に囚われずに育成することを目標とし、企業経営者、中小企業の事業承継者、それを支える専門家（税理士など）および大学院で習得した専門知識や分析力を活かせる企業内スペシャリストの輩出を目指す。

法と経営学専攻

「修士課程」

法的知識を身につけ、法律家を活用できる経営者または組織のリーダー（法学を身につけた経営者・エコノミスト）や経済・経営学の知識を身につけ、経営者に対してスペシャリストとしての的確な提案ができる問題解決者（経済・経営のセンスを身につけた法務責任者・法律家）の養成

第6条の3 本大学院の「課程修了の認定・学位授与に関する方針」

「教育課程の編成および実施に関する方針」「入学者の受入れに関する方針」は、次のとおりである。

「課程修了の認定・学位授与に関する方針」

明治学院大学大学院は、建学の精神すなわち「キリスト教による人格教育」と学問の自由を基礎とし、教育理念“Do for Others（他者への貢献）”の実現を目指し、「人材養成上の目的・教育目標」に定める人間を育成するため、各研究科各専攻の定める専門分野に関する知識・技能および知的応用能力を身につけ、所定の期間に在学して所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、学位論文または特定の課題についての研究の成果の審査および試験に合格した学生に課程の修了を認定し学位を授与する。

修得すべき能力の目標は、次のとおりである。

「修士課程」・「博士前期課程」

1 広い視野と深い学識および専門分野における高度な知識・技能を

身につけている。

- 2 専門分野における高度な研究能力や卓越した職業能力を身につけている。
 - 3 学術研究の信頼性と公正性を確保するため、研究倫理を身につけている。
- 「博士後期課程」
- 1 修士課程または博士前期課程において修得した知的基盤の上に、さらに深い学識と専門分野における高度な知識・技能を身につけている。
 - 2 専門分野における自立した研究能力や卓越した職業能力を身につけている。
 - 3 学術研究の信頼性と公正性を確保するため、研究倫理を身につけている。

「教育課程の編成および実施に関する方針」

明治学院大学大学院は、「課程修了の認定・学位授与に関する方針」に掲げる知識・技能および知的応用能力を修得させるために、各研究科各専攻の定める「人材養成上の目的・教育目標」に沿って、必要とする高度な教育課程を体系的に編成し、講義、演習、実習、研究指導等を適切に展開する。

学修成果の評価にあたっては、あらかじめ定められた成績評価基準により、適切にこれを行う。

「修士課程」・「博士前期課程」

- 1 高度な専門科目およびこれに関連する幅広い知識と技能を獲得し、高度の研究能力や卓越した職業能力を獲得するための教育課程を編成する。
 - 2 修士論文執筆に向けて指導教員による適切な研究指導を行う。
- 「博士後期課程」
- 1 修士課程または博士前期課程における知識基盤のうえに、さらに高度な専門科目およびこれに関連する幅広い知識と技能を獲得し、高度の研究能力や卓越した職業能力を獲得するための教育課程を編成する。
 - 2 自立した研究者としての博士論文執筆に向けて指導教員による適切な研究指導を行う。

「入学者の受入れに関する方針」

明治学院大学大学院は、「人材養成上の目的・教育目標」に定める人間を育成するため、次のとおり「入学者の受入れに関する方針」を定める。

「修士課程」・「博士前期課程」

求める人材像

- 1 学士課程において修得すべき能力を身につけ、学術の深奥なる理論・応用を真摯に探求し、自立した研究者や高度職業人を目指す意欲がある。

入学者選抜の基本的方針

- 1 入学者選抜は、学士課程において修得すべき能力を身につけているかについて評価する。
- 2 筆記試験および面接あるいはいずれかにより評価する。

「博士後期課程」

求める人材像

- 1 修士課程または博士前期課程において修得した知識基盤、高度な研究能力、卓越した職業能力、研究倫理のうえに、さらにこれを発展させ学術の深奥なる理論・応用を極め、自立した研究者や卓越した高度職業人を目指す意欲がある。

入学者選抜の基本的方針

- 1 修士課程または博士前期課程において修得した知識基盤、高度な研究能力、卓越した職業能力、研究倫理のうえに、さらにこれを発展させ学術の深奥なる理論・応用を極め、自立した研究者や卓越した高度職業人を目指す意欲があるかについて評価する。

2 入学者選抜は、修士課程または博士前期課程において修得すべき能力を身につけているかについて評価する。

第6条の4 研究科・専攻の「課程修了の認定・学位授与に関する方針」「教育課程の編成および実施に関する方針」「入学者の受入れに関する方針」は、別に定める。

第4章 収容定員

第7条 各研究科の収容定員は、次のとおりである。

研究科	専攻	修士課程・博士前期課程		博士後期課程		合計
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	
文学研究科	英文学専攻	10	20	2	6	26
	フランス文学専攻	8	16	3	9	25
	芸術学専攻	10	20	5	15	35
	計	28	56	10	30	86
経済学研究科	経済学専攻	10	20	3	9	29
	経営学専攻	—	—	3	9	9
	計	10	20	6	18	38
社会学研究科	社会学専攻	10	20	2	6	26
	社会福祉学専攻	10	20	3	9	29
	計	20	40	5	15	55
法学研究科	法律学専攻	—	—	5	15	15
国際学研究科	国際学専攻	10	20	2	6	26
心理学研究科	心理学専攻	20	40	4	12	52
	教育発達学専攻	10	20	—	—	20
	計	30	60	4	12	72
法と経営学研究科	法と経営学専攻	20	40	—	—	40
合計		118名	236名	32名	96名	332名

第5章 授業科目および履修方法

第8条 本大学院各研究科の教育は、授業科目の授業および学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

2 各研究科の学生は、入学の当初に指導教授と協議した上で研究主題を定め、各研究科委員会の定めるところに従い、履修する授業科目を選定して許可を得なければならない。

第9条 修士課程、博士前期課程および後期課程の研究科専攻別授業科目、単位数、ならびにこれらの履修方法は、別表第1のとおりとする。

第10条 各研究科において教育研究上有益と認めるときは、別に定める規程に基づき、他大学の大学院と予め協議の上、当該他大学の大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目の単位は、10単位を超えない範囲で、本学において履修したものとみなすことができる。

3 法と経営学研究科において教育研究上必要と認めるときは、別に定める規程に基づき、本学経済学部および法学部の4年次生で、別に定める要件を満たしている優秀な者については、法と経営学研究科法と経営学専攻の指定科目（必修科目を除く）につき、10単位を上限として履修させることができる。なお、これにより修得した単位は、法と経営学研究科に入学した後の同研究科における既修得科目として認定することができる。

4 国際学研究科において教育研究上必要と認めるときは、別に定める規程に基づき、本学国際学部の4年次生で、別に定める要件を満たしている優秀な者については、国際学研究科国際学専攻の指定科目につき、10単位を上限として履修させることができる。なお、これにより修得した単位は、国際学研究科に入学した後の同研究科における既修得科目として認定することができる。

第10条の2 本大学院は、各研究科において、教育研究上有益と認めるときは、外国における正規の高等教育機関で、学位授与権を有す

る大学の大学院、またはこれに相当する教育研究機関と予め協議の上、当該大学院等の授業科目を履修させることができる。

2 協定校の認定その他留学に関する重要事項は、研究科委員会の議を経て、学長がこれを定める。

3 留学期間は、特に定めがあるもの以外は1年以内とする。ただし、願い出により特に必要と認めた場合には、引き続き1年に限り留学期間の延長を許可することができる。

4 留学期間は、在学年数に算入する。

5 留学によって取得した単位は、当該研究科委員会の審査により、10単位を超えない範囲で課程修了の要件として認定することができる。単位の認定を希望するものは、留学終了後、速やかに留学先大学等が発行した成績証明書を所定の「認定願」に添付して、所属する研究科の研究科委員長に願い出なければならない。

第10条の3 削除

第10条の4 第10条、第10条の2、第11条の3により、本大学院における修得単位として認定される単位の合計は、10単位を超えることができない。

第6章 課程修了の認定

第11条 各履修授業科目の可否の認定は、筆記もしくは口頭試験または研究報告によるものとする。

第11条の2 成績評価は、各授業科目につき、S（100～90点）、A（89～80点）、B（79～70点）、C（69～60点）、D（59～0点）およびN（評価不能）とし、C以上を合格とする。合格した授業科目については、授業科目所定の単位数が与えられる。

2 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算する。

(1) 講義および演習については、15時間から30時間までの授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習および実技については、30時間から45時間までの授業をもって1単位とする。

(3) 一つの授業科目について、講義、演習、実験、実習または実技のうち二つ以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前1号および2号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

第11条の3 他大学の大学院等で修得した単位および本大学院入学前に他大学の大学院等で修得した単位について、当該研究科が本学の授業科目の履修により修得したものとみなして単位を認定する場合、その成績評価は留学による単位認定をI、その他の単位認定をRとして前条の評価の段階を定めない。

2 第11条の2に定める成績評価の他に、履修登録を行った科目について、大学の定める一定期間に本人からの申請により、一部の科目を除いて、履修を中止することを認める場合がある。履修中止を行った科目については、当該学期の授業の出席、試験等の受験、単位の修得はできない。また、履修中止単位数分の新たな履修登録は認められない。履修中止はWと表記し、GPAの算出の対象とはならない。

第12条 所定の単位を修得し、かつ学位論文を提出した者につき、学位論文を中心として筆記または口頭により最終試験を行うものとする。

2 修士課程および博士前期課程の修了要件は、大学院に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査および最終試験に合格することとする。

3 博士後期課程の修了要件は、大学院に5年（博士前期課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査および試験に合格することとする。ただし、在

学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年（博士前期課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

4 修士課程、博士前期課程および博士後期課程の最終試験は、学位論文の提出後に行う。

第13条 課程修了の認定は、大学院各研究科委員会（法と経営学研究科については、法と経営学研究科運営委員会（以下、「本研究科運営委員会」））の議を経て、学長がこれを行う。

2 大学院各研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。ただし、第2号については、この限りでない。

(1) 教育研究に関する重要事項で各研究科委員会の意見を聴くことが必要と学長が判断した別紙に定める事項

(2) その他、学長の諮問した全学的事項に関する事項

3 学長は、各研究科委員会および大学院委員会の意見、決議を参考にすることができる。

第7章 学位の授与

第14条 本大学院の各研究科において修士課程、博士前期課程または博士後期課程の所定の単位を修得し、学位論文の審査および最終試験に合格した者に対して、学長は大学院委員会に諮り、その課程に応じて修士または博士の学位の授与を行う。

第15条 本大学院の学生でない者が論文を提出して博士の学位を得ようとするときは、本大学院課程に準ずる審査を経て、博士の学位を授与することができる。

第16条 本学において授与する修士の学位は、次のとおりとする。

文学研究科英文学専攻	修士（英文学）
文学研究科フランス文学専攻	修士（フランス文学）
文学研究科芸術学専攻	修士（芸術学）
経済学研究科経済学専攻	修士（経済学）
社会学研究科社会学専攻	修士（社会学）
社会学研究科社会福祉学専攻	修士（社会福祉学）
国際学研究科国際学専攻	修士（国際学）
心理学研究科心理学専攻	修士（心理学）
心理学研究科教育発達学専攻	修士（教育発達学）
法と経営学研究科法と経営学専攻	修士（法と経営学）

第16条の2 本学において授与する博士の学位は、次のとおりとする。

文学研究科英文学専攻	博士（英文学）
文学研究科フランス文学専攻	博士（フランス文学）
文学研究科芸術学専攻	博士（芸術学）
経済学研究科経済学専攻	博士（経済学）
経済学研究科経営学専攻	博士（経営学）
社会学研究科社会学専攻	博士（社会学）
社会学研究科社会福祉学専攻	博士（社会福祉学）
法学研究科法律学専攻	博士（法学）
国際学研究科国際学専攻	博士（国際学）
心理学研究科心理学専攻	博士（心理学）

第17条 学位論文、最終試験および学位授与規程に関する細則は、別に定める。

第8章 教員組織および運営組織

第18条 各研究科に研究科委員会をおく。

2 研究科委員会は、その研究科の授業科目を担当する指導教授をもって組織する。

法と経営学研究科においては、研究指導を担当する教員（以下「中核教員」という。）からなる研究科委員会に加え、研究科委員長と専攻主任教授および1名の中核教員ならびに経済学部長と法学部長各1名の計5名からなる本研究科運営委員会を置く。

3 研究科委員会（法と経営学研究科においては、本研究科運営委

員会を含む）は、その研究科に関する授業ならびに指導、入学、試験、学位論文の審査その他必要事項を審議する。

4 法と経営学研究科においては、本研究科運営委員会と研究科委員会の運営等に関して特則を設け、その詳細は、法と経営学研究科委員会規程において定める。

第19条 各研究科委員会に研究科委員長を置く。委員長は、研究科委員会を招集し、その議長となる。

2 研究科委員長は、当該研究科委員会において互選する。

3 研究科の専攻に主任教授を置く。

第20条 本大学院に大学院委員会を置く。

2 大学院委員会は、研究科に共通する重要事項（入学・修了に関する事項、学位の授与、大学院に関わる人事（業績審査等）、教育研究に関する重要事項、研究科、専攻の設置および廃止、その他であつて、研究科間の調整を要するもの）を審議する。

3 大学院委員会は、学長が前項および次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。ただし、第2号については、この限りでない。

(1) 教育研究に関する重要事項で大学院委員会の意見を聴くことが必要と学長が判断した別紙に定める事項

(2) その他、学長の諮問した全学的事項に関する事項

4 学長は、大学院委員会の意見、決議を参考にすることができる。

第21条 大学院委員会は、学長、研究科委員長および専攻主任教授をもって構成する。ただし、各研究科選出の委員が3名に満たない場合は、当該研究科委員会委員を大学院委員とすることができる。

2 大学院委員会は学長が招集し、議長となる。

3 大学院委員会において議決を要する場合は、各研究科委員長が議決権を有する。

第22条 大学院には、事務の処理、学生の補導、福祉等のため事務職員若干名を置く。

第9章 学年・学期および休日

第23条 学年は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第24条 学年を分けて次の2学期とする。

春学期 4月1日から9月20日まで

秋学期 9月21日から翌年3月31日まで

2 (削除)

3 春学期および秋学期期間については、変更することができる。

4 在学年数の計算にあつては、第1項の日付に関係なく春学期および秋学期ともに在学期間はそれぞれ6ヶ月とする。

第25条 学年中の休業日を次のとおり定める。

春季休業 1月29日より3月31日まで

夏季休業 7月27日より9月22日まで

冬季休業 12月26日より1月5日まで

日曜日

国民の祝日に関する法律に規定する休日

創立記念日 11月1日

降誕日 12月25日

臨時休業は、そのつどこれを定める。

2 前項、春季・夏季および冬季の休業日は、変更することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、教育上必要があるときは、日曜日を除く休日または休業日に授業を行うことがある。

第10章 入学・退学・賞罰

第26条 本大学院の修士課程、博士前期課程に入学できる者は、次の資格を有するものとする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(3) 学校教育法施行規則第155条第1項第6号の規定に基づき文部科学大臣の指定した者

- (4) 本学学部にて3年在学し、各研究科において、特に優れた成績をもって所定の単位を修得したと認められた者。ただし、法と経営学研究科については、大学に3年以上在学し、当該大学における専門科目・教養科目等の卒業に必要な単位を特に優れた成績をもって所定の単位を修得したものと、当該研究科において認められた者
- (5) 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者
- (6) 本大学院において個別の出願資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者
- (7) その他各研究科において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

第27条 本大学院の博士後期課程に入学できる者は、次の資格を有するものとする。

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 専門職学位の学位を有する者
- (3) 外国において修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 学校教育法施行規則第156条第1項第6号の規定に基づき文部科学大臣の指定した者
- (5) 本大学院において個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達した者
- (6) その他各研究科において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

第28条 修士課程または博士前期課程を修了して引続き博士後期課程に進学することを願った者には、別に定めるところにより、選考の上進学を許可する。

第29条 本大学院の入学期は毎年春学期の始めとする。

第30条 本大学院に入学を志願する者は、大学院学納金等取扱細則に定める入学検定料を納付し、所定の期日までに必要書類を提出しなければならない。

第31条 入学を許可された者は、本大学院所定の用紙に定められた保証人連署の在学証書および戸籍記載事項証明書あるいは住民票抄本に入学金を添えて、指定の期日までに差出さなければならない。同期日までに差出さないときは、入学を取消すことがある。

第31条の2 保証人は満25歳以上の者であって独立の生計を立て、学生在学中に係る一切の事柄につきその責務を果たし得るものでなければならない。本学において不相当と認められたときは、その変更を命ずることがある。

2 保証人が転居または死亡したときは、その旨ただちに届け出なければならない。

3 保証人死亡その他でその責を果し得ないときは、新たに保証人を定めなければならない。

第32条 他の大学大学院から転入を希望する者があるときは、欠員のある場合に限り所定の審査を経た上で転入学を許可することがある。

2 前項の転入学を許可された者の、すでに修得した授業科目および単位数ならびに在学期間については、研究科委員会において審査の上、その一部または全部を認める。

第33条 病気またはその他やむを得ない事由で引き続き2カ月以上修学することができない者は、その事由を付し、保証人連署の上、休学を願い出ることができる。ただし、病気の場合は医師の診断書を添えなければならない。

2 休学の期間は1学期または2学期とし、1年を超えることはできない。ただし、特別の事情がある場合には、願い出により引き続き2学期を限度として休学を許可することがある。

3 休学期間は、通算し修士課程および博士前期課程においては2年、博士後期課程においては3年とし、これを超えることはできない。

4 休学期間は、在学年数に算入しない。

5 休学に関する規程は、明治学院大学大学院学籍の取扱いに関する規程に定める。

第34条 病気またはその他の事由によって退学しようとする者は、そ

の理由を付し、保証人連署の上、願い出なければならない。

2 正当な理由で退学した者が再入学しようとする場合には、事情を考慮した上で、これを許可することがある。

第35条 学籍に関する細目は、別に定める。

第36条 入学、留学、休学、復学、退学、再入学の許可は、当該研究科委員会（法と経営学研究科運営委員会を含む）および大学院委員会の議を経て、学長が行う。

2 第26条および第27条で入学を志願する者は、入学試験を受けなければならない。入学の選考は、各研究科委員会が定める方法により、学力・人物の判定に基づいて行う。

3 入学の許可に関する事項について、学長は、各研究科委員会および大学院委員会の意見、決議を参考にすることができる。

第37条 本大学院における同一研究科の最長在学期間は、修士課程および前期課程は4年、博士後期課程は6年とする。

第38条 学力優秀、志操堅固な者は、これを表彰することがある。

第39条 学生にして次の各号の一に該当する者は、懲戒（譴責、停学および退学）とする。

- (1) 本学建学の精神または学生の本分にもとり、本学則に背いた者
- (2) 性行不良にして成業の見込みがない者
- (3) 正当の理由がなく出席常でない者

第11章 科目等履修生・研究生および外国人学生

第40条 本大学院の特定の授業科目につき履修しようとする者があるときは、正規学生の教育研究に支障をきたさない範囲において研究科委員会で選考の上、これを許可することがある。

(1) 科目等履修生の入学資格は、第26条に規定する者、修士または専門職学位の学位を有する者とする。

(2) 科目等履修生が履修することのできる科目は、1年を通じて12単位以内とする。

(3) 履修を願い出る者は、所定の願書に審査料を添えて出願しなければならない。

(4) 科目等履修生は、その履修した授業科目について試験を受けることができる。

(5) 科目等履修生が、履修科目について試験を受け合格した者には、願い出により当該授業科目の単位を与え、単位取得証明書を交付することができる。

(6) 科目等履修生の選考料および学納金等に関する規定は、別に定める。

第41条 本大学院で特定課題について研究指導を希望する者があるときは、別に定める規程により、研究生として受け入れることができる。

第42条 外国人の入学志願者は、選考の上、これを許可することがある。

2 外国人学生には、学生に関する規程のすべてを準用する。

第12章 入学検定料および学納金

第43条 入学料、授業料、施設費、設備費、実験実習料、教育充実維持費およびその他諸費を学納金という。

(1) 入学料、授業料、施設費、設備費は別表第2に定める。

(2) 実験実習料、教育充実維持費およびその他諸費の細目は、明治学院大学大学院学納金等取扱細則に定める。

第44条 入学を志願する者は、入学検定料を前納しなければならない。入学検定料の細目は、明治学院大学大学院学納金等取扱細則に定める。

2 入学を許可された者は、学納金の所定の額を期日までに納付しなければならない。

第45条 在學生は学納金のうち、授業料、施設費、設備費、実験実習料、教育充実維持費は、年額の2分の1の額を、それぞれの学期の学納金とし、春学期が4月末日、秋学期が10月末日までに納付しなければならない。

- 2 第36条に定める留学を許可された者は、留学期間中の学納金を納付しなければならない。学納金は明治学院大学大学院学納金等取扱細則に定める。
- 3 第33条第1項に定める休学を許可された者は、休学期間中の在籍料を納付しなければならない。在籍料は明治学院大学大学院学納金等取扱細則に定める。
- 第45条の2 第45条第2項の定めにかかわらず、2015年度以前に入学し、かつ第36条に定める留学を許可された者は、留学期間中の在籍料を納付しなければならない。在籍料は明治学院大学大学院学納金等取扱細則に定める。ただし、協定によるものは別に定める。
- 第46条 学納金を期日までに納付しない者は、これを除籍する。
- 2 学納金を納付せずに除籍となった者が再入学しようとする場合には、事情を考慮した上で、これを許可することがある。
- 第47条 すでに納付した学納金は、事情のいかんにかかわらず、これを返却しない。

第13章 図書館

第48条 本大学院学生は、その研究目的を達成するために明治学院大学図書館を利用することができる。

第14章 教育職員免許状取得資格

- 第49条 高等学校教諭、中学校教諭、小学校教諭もしくは幼稚園教諭の1種免許状を取得している者またはその取得所要資格を有している者で、当該免許教科に係る高等学校教諭専修免許状、中学校教諭専修免許状、小学校教諭専修免許状、幼稚園教諭専修免許状または特別支援学校教諭専修免許状の取得資格を得ようとする者は、当該専攻において、教育職員免許法および同法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。
- 2 前項により大学院において取得できる教科の種類は次のとおりとする。

研究科	専攻	高等学校教諭 専修免許状	中学校教諭 専修免許状
文学研究科	英文学専攻	外国語（英語）	
経済学研究科	経済学専攻	公民	社会
社会学研究科	社会学専攻	公民	社会
国際学研究科	国際学専攻	地理歴史	
		公民	社会
心理学研究科	教育発達学専攻	幼稚園教諭専修免許状 小学校教諭専修免許状 特別支援学校教諭専修免許状 (知的障害者に関する教育の領域) (肢体不自由者に関する教育の領域) (病弱者に関する教育の領域)	

第16章 法と経営学研究科の特則

第1節 教員組織および運営組織

- 第54条 法と経営学研究科においては、中核教員からなる研究科委員会に加え、研究科委員長と専攻主任教授および1名の中核教員ならびに経済学部長と法学部長各1名の計5名からなる本研究科運営委員会を置く。
- 2 本研究科運営委員会は、次の事項を審議する。なお、本研究科運営委員会における審議に先立ち、また必要に応じて審議案件について、研究科委員会において協議を行い、本研究科運営委員会の審議を円滑に進め、本研究科の管理運営を適切に行う。ただし、第1号から第4号までの事項については、その決定は、大学院委員会、大学評議会の承認を得なければならない。
- 法と経営学研究科委員長と専攻主任の推薦に関する事項
 - 予算編成に関する事項
 - 法と経営学研究科の改組および廃止に関する事項
 - 授業科目の設置および廃止に関する事項

- 履修指導に関する事項
- 入学、留学、退学および休学に関する事項
- 学生の賞罰に関する事項
- 学位論文審査および修了に関する事項
- 中核教員の選任等その他法と経営学研究科の組織運営に関する事項

第2節 研究所

第55条 法と経営学研究科に、法と経営学研究所を置く。法と経営学研究所の規程は、別にこれを定める。

付則（省略）

別表第1 省略

別表第2 入学金、授業料等学納金

区分	金額（円）	備考
入 学 金	150,000	本学学部、博士前期課程、修士課程および専門職学位課程出身者は免除
授 業 料	510,000	毎年次
授 業 料 (博士前期課程 3年制コース)	340,000	毎年次
施 設 費	100,000	毎年次
設 備 費	20,000	毎年次

博士前期課程3年制コースの授業料は授業料2年分を3で除した金額（千円未満切り上げ）とする。
※再入学の場合は、明治学院大学大学院学納金等取扱細則第7条第4項、5項による。

2. 明治学院大学の教育研究に関する基準

明治学院大学は、「キリスト教による人格教育」を建学の精神とし、教育理念“Do for Others（他者への貢献）”を実現するための人材養成を目的としている。

本学は、この教育理念のもと、大学全体・学部学科（大学院にあっては大学院全体・研究科専攻）の「人材養成上の目的・教育目標」を学則に定めている。これを踏まえ、大学の教育研究を進めるうえにおいて重要な方針を「明治学院大学の教育研究に関する基準」として定める。

狭義においてこの基準は、「人材養成上の目的・教育目標」を踏まえた3つの方針、すなわち「卒業（大学院にあっては課程修了）の認定・学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）」、「教育課程の編成および実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）」および「入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）」を示すが、当該3つの方針は「人材養成上の目的・教育目標」と不可分の関係にあることから、その重要性に鑑み、次のとおり一体的に取り扱い、この基準の中にも記載するものである。

この基準は、大学の教育理念を実現するための教育の不断の改善を反映するものであり、その改廃は大学評議会においてこれをおこなうものとする。

大学（省略）

大学院

人材養成上の目的・教育目標

明治学院大学大学院は、建学の精神すなわち「キリスト教による人格教育」と学問の自由を基礎とし、教育理念“Do for Others（他

者への貢献)”を実現するため、深奥なる学術の理論および応用を研究教授し、さらに進んで研究指導能力を養い、また、高度で専門的な職業能力を有する深い学識および卓越した能力を培い、もって人類の文化の発展と福祉の増進に貢献する能力を身につけた人間を育成することを目的とする。

このような目的のもと、大学院は学士課程において培った能力をさらに発展させ、研究倫理を有するとともに、高度の分析力と構想力を備え、自らのキャリアをデザインする力を有し、コミュニケーション力をもって他者を理解し、共に生きる力を身につけ、知的な素養を持つ人間、研究能力を持つ人間、高度で専門的な職業に従事する人間を育成することを教育の目標とする。

課程修了の認定・学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）

明治学院大学大学院は、建学の精神すなわち「キリスト教による人格教育」と学問の自由を基礎とし、教育理念“Do for Others（他者への貢献）”の実現を目指し、「人材養成上の目的・教育目標」に定める人間を育成するため、各研究科各専攻の定める専門分野に関する知識・技能および知的応用能力を身につけ、所定の期間在学して所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、学位論文または特定の課題についての研究の成果の審査および試験に合格した学生に課程の修了を認定し学位を授与する。

修得すべき能力の目標は、次のとおりである。

「修士課程」・「博士前期課程」

- 1 広い視野と深い学識および専門分野における高度な知識・技能を身につけている。
- 2 専門分野における高度な研究能力や卓越した職業能力を身につけている。
- 3 学術研究の信頼性と公正性を確保するため、研究倫理を身につけている。

「博士後期課程」

- 1 修士課程または博士前期課程において修得した知的基盤の上に、さらに深い学識と専門分野における高度な知識・技能を身につけている。
- 2 専門分野における自立した研究能力や卓越した職業能力を身につけている。
- 3 学術研究の信頼性と公正性を確保するため、研究倫理を身につけている。

教育課程の編成および実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）

明治学院大学大学院は、「課程修了の認定・学位授与に関する方針」に掲げる知識・技能および知的応用能力を修得させるために、各研究科各専攻の定める「人材養成上の目的・教育目標」に沿って、必要とする高度な教育課程を体系的に編成し、講義、演習、実習、研究指導等を適切に展開する。

学修成果の評価にあたっては、あらかじめ定められた成績評価基準により、適切にこれを行う。

「修士課程」・「博士前期課程」

- 1 高度な専門科目およびこれに関連する幅広い知識と技能を獲得し、高度の研究能力や卓越した職業能力を獲得するための教育課程を編成する。
- 2 修士論文執筆に向けて指導教員による適切な研究指導を行う。

「博士後期課程」

- 1 修士課程または博士前期課程における知識基盤のうえに、さらに高度な専門科目およびこれに関連する幅広い知識と技能を獲得し、高度の研究能力や卓越した職業能力を獲得するための教育課程を編成する。
- 2 自立した研究者としての博士論文執筆に向けて指導教員による適切な研究指導を行う。

明治学院大学大学院は、「人材養成上の目的・教育目標」に定める

人間を育成するため、次のとおり入学者受入れの方針を定める。

入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）

「修士課程」・「博士前期課程」

求める人材像

1 学士課程において修得すべき能力を身につけ、学術の深奥なる理論・応用を真摯に探求し、自立した研究者や高度職業人を目指す意欲がある。

入学者選抜の基本的方針

- 1 入学者選抜は、学士課程において修得すべき能力を身につけているかについて評価する。
- 2 筆記試験および面接あるいはいずれかにより評価する。

「博士後期課程」

求める人材像

1 修士課程または博士前期課程において修得した知識基盤、高度な研究能力、卓越した職業能力、研究倫理のうえに、さらにこれを発展させ学術の深奥なる理論・応用を極め、自立した研究者や卓越した高度職業人を目指す意欲がある。

入学者選抜の基本的方針

- 1 修士課程または博士前期課程において修得した知識基盤、高度な研究能力、卓越した職業能力、研究倫理のうえに、さらにこれを発展させ学術の深奥なる理論・応用を極め、自立した研究者や卓越した高度職業人を目指す意欲があるかについて評価する。
- 2 入学者選抜は、修士課程または博士前期課程において修得すべき能力を身につけているかについて評価する。

文学研究科

人材養成上の目的・教育目標

文学研究科は、明治学院大学大学院の「人材養成上の目的・教育目標」に基づき、文学研究科の「人材養成上の目的および教育目標」を次のとおり定める。

文学研究科では、さまざまな創造活動や表現行為の研究を通して、人間のありようやそのあるべき姿を総合的にとらえることを目指している。その領域は文化、芸術、思想などの多くの分野に及ぶ。各分野における学知を探求し、領域横断的な人文知の発展に貢献する人間を育成することを教育の目標とする。このような目的のもと、博士前期課程では、学士課程において培った能力をさらに発展させ、研究倫理を有するとともに、広い視野と深い学識に基づいた研究能力と専門的職業人としての能力を養うことを、博士後期課程では、研究倫理を有するとともに、専攻分野における自立した研究者としての能力、および高度に専門的な業務に従事し得る能力を養うことを目的としている。

課程修了の認定・学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）

文学研究科は、明治学院大学大学院の「課程修了の認定・学位授与に関する方針」に基づき、文学研究科および各専攻の「人材養成上の目的・教育目標」に沿った人間を育成するため、所定の期間在学して所定の単位を修得するとともに、研究科各専攻の領域において、専門分野に関する知識・技能および知的応用能力を身につけ、学位論文（または所定の課題について成果）の審査に合格することを課程修了認定と学位授与の要件とする。

課程修了認定と学位授与の要件は、次のとおりである。

「博士前期課程」

学生は、専門とする言語・文化・芸術・思想の各領域において、広い視野と深い学識、研究倫理を身につけ、各自の研究主題を分析し考察する専門的な研究能力を得ている。

「博士後期課程」

学生は、博士前期課程で身につけた学識・研究能力をさらに発展させ、かつ狭い専門性にとどまらない総合的な洞察力を得て、研究倫理を有する自立的な研究者としての能力を示す研究業績を上げる。

教育課程の編成および実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）

文学研究科は、明治学院大学大学院の「教育課程の編成および実施に関する方針」に基づき、文学研究科および各専攻の定める「人材養成上の目的・教育目標」および「課程修了の認定・学位授与に関する方針」に沿って、次のとおり「教育課程の編成および実施に関する方針」を定める。

「博士前期課程」

専門とする言語・文化・芸術・思想の各領域において広い視野と深い学識を身につけ、同時に各自の研究主題を分析し考察する専門的能力を身につけるように、バランスのとれた教育課程を編成し、修士論文の指導を効果的に行うことをめざす。

「博士後期課程」

博士前期課程で身につけた学識・研究能力をさらに発展させ、同時に総合的な洞察力を得て、自立的な研究者として活躍できる基盤となる博士論文の指導を効果的に行うことをめざす。

入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）

文学研究科は、明治学院大学大学院の「入学者の受入れに関する方針」に基づき、文学研究科および各専攻の定める「人材養成上の目的・教育目標」に照らして、文学研究科および各専攻の「課程修了の認定・学位授与の方針」・「教育課程の編成および実施に関する方針」に沿って、次のとおり「入学者の受入れに関する方針」を定める。

博士前期・後期課程および各専攻に共通する方針は、以下のとおりである。

1. 求める人材像

- (1) 本学の教育理念である“Do for Others（他者への貢献）”を理解・共感し、現代社会に生起する様々な問題への鋭い洞察力をもち、大学院における各領域における高度な学習と研究を経て、共生社会の担い手である教育研究者または高度専門職業人として社会に貢献しようとする意欲とその可能性を有している。
- (2) 大学院における学びを進めるにあたり、学士課程等（博士後期課程にあっては博士前期課程または修士課程）で修得すべき基礎的な能力を身につけている。

2. 入学者選抜の基本方針

上記の「求める人材像」に掲げる意欲と可能性および基礎的な能力を有しているかについて筆記試験および面接あるいはいずれかにより適切な試験を行う。筆記試験においては学士課程等（博士後期課程にあっては博士前期課程または修士課程）で修得すべき基礎学力を、面接試験においては、教育研究者または高度専門職業人として社会に貢献しようとする意欲とその可能性の有無を重点的に評価する。

各専攻の方針は、次のとおりである。

英文学専攻

人材養成上の目的・教育目標

文学研究科英文学専攻は、文学研究科の「人材養成上の目的・教育目標」に基づき、英文学専攻の「人材養成上の目的および教育目標」を次のとおり定める。

「博士前期課程」

英米文学・文化、英語学・言語学、英語教育学についての高度な専門的学識を授け、後期課程に進学し研究職を目指すために必要な研究能力をもつ人材や、英米文学・文化、英語学・言語学、英語教育学の専門的知識を基盤に英語教育の実践の場で活躍できる人材、さらには英米文学・文化、英語学・言語学、英語教育学についての専門的知識を必要とする職業に就くことのできる人材の養成

「博士後期課程」

研究者として自立し得る人材、または高度な専門的学識を基盤に、専門的知識を授け次の世代の研究者を養成し得る人材の養成

課程修了の認定・学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）

文学研究科英文学専攻は、文学研究科の「課程修了の認定・学位授与に関する方針」に基づき、英文学専攻の「人材養成上の目的・教育目標」に沿った人間を育成するため、次のとおり課程修了の認定と学位授与の要件を定める。

「博士前期課程」

学生は、英米文学・文化、英語学・言語学、英語教育学の各自専門とする領域において、高度な学識を修得し、研究すべき諸主題を把握・設定し、それらを専門的な方法論により分析・考究する能力、および英語教育をはじめとする専門領域での職業能力を身につけている。

博士前期課程では所定の期間在学して32単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査に合格することを課程修了認定と学位授与の要件とする。

「博士後期課程」

博士前期課程で修得した学識・研究能力をさらに深化・発展させ、専門的分野で研究者として自立するに足る研究成果を挙げる技能、および専門領域での職業能力を身につけている。

博士後期課程では所定の期間在学して指導教授の研究指導12単位を含む16単位を修得し、博士論文の審査に合格することを課程修了認定と学位授与の要件とする。

教育課程の編成および実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）

文学研究科英文学専攻は、文学研究科の「教育課程の編成および実施に関する方針」に基づき、英文学専攻の定める「人材養成上の目的・教育目標」および「課程修了の認定・学位授与に関する方針」に沿って、次のとおり「教育課程の編成および実施に関する方針」を定める。

「博士前期課程」

英米文学・文化、英語学・言語学、英語教育学の各領域における高度な専門的学識を養い、各自の研究主題を分析し考察する専門能力を身につけさせるために、各種の英米文学専攻者授業科目、英語学専攻者授業科目、英語教育学専攻者授業科目を、選択科目として設ける。学生の英語文献読解能力・英語論文作成能力を向上させるための科目、修士学位論文指導のための科目を、必修科目として設ける。学習成果の評価は原則として、講義・演習における研究態度や発表を参考にし、最終レポートを基に行う。

「博士後期課程」

博士前期課程で身につけた専門分野の学識・研究能力をさらに深め発展させるため、指導教授による研究指導を科目として設ける。指導教授の研究指導12単位を含む16単位を修得し、原則として毎年博士準備論文を執筆しなければならない。研究成果の評価は原則として、研究指導科目における研究態度や発表を参考にし、博士準備論文を基に行う。

入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）

「博士前期課程」

英米文学・文化、英語学・言語学、英語教育学の各領域において、高度な専門的学識を獲得し研究能力を発展させる意欲と可能性のある学生を求める。入学試験は秋季、春季の2回行う。志願者には研究に必要な語学力・学識を確かめる筆記試験を課し、面接試験を行う。合否は、筆記試験と面接試験により、適性を総合的に判断して決定する。成績優秀あるいは卒業論文提出済みの本学学生志願者については、面接試験のみを行い、適性を判断し合否を決定する。

「博士後期課程」

博士前期課程で身につけた専門分野の学識・研究能力をさらに深め発展させる意欲と可能性のある学生を求める。

志願者には修士論文（またはそれに相当する論文）の提出と、研究に必要な語学力と専門的学識・分析力を確かめる筆記試験および面接試験を課す。合否は、論文、筆記試験、面接試験により、適性を

総合的に判断して決定する。

フランス文学専攻

人材養成上の目的・教育目標

文学研究科フランス文学専攻は、文学研究科の「人材養成上の目的・教育目標」に基づき、フランス文学専攻の「人材養成上の目的および教育目標」を次のとおり定める。

「博士前期課程」

フランス語圏やフランスとかかわりのある国と地域における、文学、思想、芸術に関する広い視野と高度な知識、研究能力および研究倫理を身につけ、専門的職業人として広く文化的な領域で活躍できる人材の養成

「博士後期課程」

複合的な世界観に立った個々の文化研究を深め、日本語とフランス語での自己表現能力を身につけた、研究者として自立できる能力と高度に専門的な職業に就きうる能力および研究倫理を有する人材の養成

課程修了の認定・学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）

文学研究科フランス文学専攻は、文学研究科の「課程修了の認定・学位授与に関する方針」に基づき、フランス文学専攻の「人材養成上の目的および教育目標」に沿った人間を育成するため、次のとおり課程修了の認定と学位授与の要件を定める。

「博士前期課程」

フランス語と、フランス・フランス語圏およびフランスとかかわりのある国と地域の文学・思想・芸術について、十分な知識・理解力・考察力・分析力・表現力に基づく専門的な研究能力および研究倫理を身につけ、広く文化的な領域の職業で活躍する能力を獲得すること。

博士前期課程に2年以上在学して30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえで、修士論文の審査および公開口述試験に合格することを課程修了認定と学位授与の要件とする。

「博士後期課程」

博士前期課程で修得した学識・研究能力をさらに発展させ、高度な専門的学識と総合的な洞察力、および研究倫理を身につけたうえで、研究者として自立するに足る研究成果をあげ、高度に専門的な職業に就きうる能力を獲得すること。

博士後期課程に3年以上在学し、16単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえで博士論文の審査および公開口述試験に合格することを課程修了認定と学位授与の要件とする。

教育課程の編成および実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）

文学研究科フランス文学専攻は、文学研究科の「教育課程の編成および実施に関する方針」に基づき、フランス文学専攻の定める「人材養成上の目的・教育目標」および「課程修了の認定・学位授与に関する方針」に沿って、次のとおり「教育課程の編成および実施に関する方針」を定める。

「博士前期課程」

修了時に期待される能力・知識を身につけさせるために、論文指導をふくむ指導教授の演習を2年間必修とする。また選択必修科目として、特殊研究1科目を2年間履修しなければならない。広い知識を身につけるために、自由選択科目として他の演習・特殊研究や文学研究科の他専攻の開講科目を履修することができる。さらに留学に備え、フランス語の表現力を強化するための留学準備演習の履修をすることができる。また委託聴講生制度を利用して、協定7大学院の開講科目を履修することもできる。

「博士後期課程」

指導教授の特別演習を3年間履修しなければならない。特別演習では、指導教授による研究指導・論文指導もおこなわれる。また、論文作成・留学の研究計画書作成・学会発表の方法などを身につける研究実習も1年間必修である。自由選択科目として、他の特別演習や特

別講義を履修することができる。

入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）

「博士前期課程」

フランス語と、フランス・フランス語圏・フランスにかかわりのある国と地域の文学・思想・芸術について、高度な知識と見識を身につけ、それを自ら表現し、文化的な領域で活躍する意欲と可能性のある者を求める。入学試験は春季1回のみおこなう。志願者には研究計画書を提出させる。試験は、専門領域の知識やフランス語力をみる「専門・フランス語」の筆記試験と、「第2外国語」の筆記試験、および面接試験（研究計画書についての質疑応答もおこなう）を課す。合否は、筆記試験と面接試験を総合的に判断して決定する。

「博士後期課程」

上記の領域について、さらに高度な専門的学識をもち、自立した研究者となるべく自ら切磋琢磨してゆく意欲と可能性のある者、高度に専門的な領域の職業に就く意欲と可能性のある者を求める。入学試験は春季1回のみおこなう。志願者には修士論文を提出させる。試験は、フランス語力をみる筆記試験および面接試験（修士論文についての質疑応答もふくむ）をおこなう。合否は、筆記試験と面接試験を総合的に判断して決定する。

芸術学専攻

人材養成上の目的・教育目標

文学研究科芸術学専攻は、文学研究科の「人材養成上の目的・教育目標」に基づき、芸術学専攻の「人材養成上の目的および教育目標」を次のとおり定める。

「博士前期課程」

芸術と真摯に向き合い、様々な文化的・社会的・歴史的文脈のなかで芸術をとらえる知的能力と感性を有し、それぞれの専門分野（音楽学研究コース、映像芸術学研究コース、美術史学研究コース、芸術メディア論研究コース、演劇身体表現論研究コース）に関する広い視野と高度な知識を身につけ、研究倫理を有するとともに、研究能力と専門的職業人としての能力を培った、広く文化的な領域分野で活躍できる人材の養成

「博士後期課程」

専門的な研究領域における研鑽に加え、さらに高度の専門知識と芸術的感性のバランスを有し、研究倫理を有するとともに、研究者として、あるいは専門的職業人として、国内外の学界および芸術に関わる様々な分野で活躍・貢献できる人材の養成

課程修了の認定・学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）

文学研究科芸術学専攻は、文学研究科の「課程修了の認定・学位授与に関する方針」に基づき、芸術学専攻の「人材養成上の目的および教育目標」に沿った人間を育成するため、次のとおり課程修了の認定と学位授与の要件を定める。

「博士前期課程」

芸術と真摯に向き合い、さまざまな文化的・社会的・歴史的文脈の中で芸術を理解し、調査・分析・考察した成果を論理的に文章化できる能力を身につけ、研究倫理を有するとともに、広く文化的な領域分野で活躍する能力を獲得すること。博士前期課程では所定の期間在学して32単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえで、修士論文の審査に合格することを課程修了認定と学位授与の要件とする。

「博士後期課程」

博士前期課程で修得した学識・研究能力および研究倫理をさらに発展させ、新たな研究知見をもって自立した研究者としての資質と能力を示し、高度に専門的な職業に就きうる能力を獲得すること。

博士後期課程では所定の期間在学して研究指導の科目8単位を含む16単位を履修し、かつ必要な研究指導を受けたうえで、博士論文の

審査に合格することを課程修了認定と学位授与の要件とする。

教育課程の編成および実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）

文学研究科芸術学専攻は、文学研究科の「教育課程の編成および実施に関する方針」に基づき、芸術学専攻の定める「人材養成上の目的・教育目標」および「課程修了の認定・学位授与に関する方針」に沿って、次のとおり「教育課程の編成および実施に関する方針」を定める。

「博士前期課程」

音楽学、映像芸術学、美術史学、芸術メディア論、演劇身体表現論の5コースにおいて、修了時に期待される能力・知識・研究倫理を身につけさせるために、各専門分野における基礎的な知識を深め分析力を養う少人数の演習科目「演習」、より発展的な思考を促す講義科目「特殊講義」を一年次より開講する。これとは別に、修士論文の指導を年次ごとに段階的に行なう。なお、幅広い学びを推進するために、複数コース設置の利点を生かし、二つ以上の研究コースにまたがった履修、あるいは文学研究科の他専攻の開講科目の履修を可能としている。学修評価の基準は、演習、講義科目によって異なるので、原則として学生にはシラバスで明記し、それに従って適切、かつ公平な評価をする。

「博士後期課程」

上記各コースにおいて、一年次より「研究指導」と「特殊研究」を開講する。指導教員による演習科目「研究指導」および講義科目「特殊研究」に加えて、指導教員以外の「特殊研究」の履修も求められる。学修評価の基準は、原則として、指導教官の特殊研究における研究態度や発表、研究準備、執筆計画、執筆準備、研究倫理など総合的に評価をする。

入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）

「博士前期課程」

音楽学、映像芸術学、美術史学、芸術メディア論、演劇身体表現論のいずれかの領域について、基本的な専門知識と感性および論理的表現力を持ち、研究計画に従ってその能力を高め、社会および学術的に活躍する意欲と可能性のある者を求める。入学試験は春季1回のみ行う。志願者には基本的専門知識と研究に必要な語学力（英語とコースによっては第二外国語）の筆記試験、卒業論文ないしはそれに相当する論文の提出、および面接試験を課す。最重要視する評価手段は各コースにより異なるが、合否は、筆記試験と面接試験により、適性を総合的に判断して決定する。

「博士後期課程」

上記の領域について、さらに高度な専門的学識と論文作成能力を有し、芸術への感性を磨くとともに自立した研究者となるべく自らを鍛えていく意欲と可能性のある者を求める。入学試験は春季1回のみ行う。志願者には修士論文の提出、面接試験、および研究に必要な語学能力を見る筆記試験を課す。合否は、筆記試験と面接試験により、適性を総合的に判断して決定する。

経済学研究科

人材養成上の目的・教育目標

経済学研究科は、明治学院大学大学院の「人材養成上の目的・教育目標」に基づき、経済学研究科の「人材養成上の目的および教育目標」を次のとおり定める。

経済学研究科は、「キリスト教による人格教育」と学問の自由を基礎として、“Do for Others”の精神に基づいて国内外で貢献できる有為の学究者、および国際化・情報化時代に対応できる高度専門的職業人の養成を教育理念として展開している。この理念を基に、本研究科は、深奥なる学術的理論および応用の研究を教授し、更に進んで研究能力を養い、また高度で専門的な職業能力を有する深い学識および卓越した能力を養い、もって人類の文化と福祉の増進に貢献すること

を教育研究の目的・人材養成の目的とする。

本研究科は、以下の三つの役割を担いながら、博士前期課程と博士後期課程を有する最高学位授与機関としての社会的役割に貢献していくことを目指す。

- ①創造的・先駆的な学術研究の推進と国際貢献
- ②全人格的教育を基に創造的豊かな研究者の養成
- ③高度な専門知識・能力を持つ職業人の養成

課程修了の認定・学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）

経済学研究科は、明治学院大学大学院の「課程修了の認定・学位授与に関する方針」に基づき、経済学研究科および各専攻の「人材養成上の目的・教育目標」に沿った人間を育成するため、所定の期間在学して所定の単位を修得するとともに、研究科各専攻の領域において専門分野に関する知識・技能および知的応用能力を身につけ、学位論文（または特定の課題についての研究の成果）の審査および試験に合格することを課程修了認定と学位授与の要件とする。

課程修了認定と学位授与の要件は、次のとおりである。

「博士前期課程」

経済学専攻のカリキュラムに則って科目履修をし、基準となる単位数以上を修得するとともに、研究指導を受け、修士論文の提出及び最終審査、並びに最終口述試験に合格することが、修士（経済学）の学位授与の要件である。本研究科の修了者には、制度及び理論並びに応用研究など幅広い知識を修得させ、各専攻分野での研究能力や、高度で専門的な職業能力に加えて研究倫理を有することが課程修了の基準である。

その基準は、以下の4点である。

1. 深い学識と専門分野での高度な学術的探究力を修得していること。
2. 分析力、問題発見能力・問題解決能力を身につけていること。
3. 高度な専門職業人に必要な学識を身につけていること。
4. 学術研究の信頼性と公正性を確保するための研究倫理を身につけていること。

「博士後期課程」

各専攻のカリキュラムに則って科目履修をし、基準となる単位数以上を修得するとともに、研究指導を受け、博士論文の提出及び最終審査、並びに最終口述試験に合格することが、博士（経済学・経営学）の学位授与の要件である。その際、深奥なる学術理論や制度などを修得し研究者として自立して活動でき、また倫理性が高く、高度な専門職業人に必要な学識を有することが課程修了の基準である。

その基準は、以下の4点である。

1. 深い学識と専門分野での高度な学術的探究力を修得していること。
2. 分析力、問題発見能力・問題解決能力、自立した研究者として活躍する力を身につけていること。
3. 高度な専門職業人に必要な学識を身につけていること。
4. 学術研究の信頼性と公正性を確保するための研究倫理を身につけていること。

教育課程の編成および実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）

経済学研究科は、明治学院大学大学院の「教育課程の編成および実施に関する方針」に基づき、経済学研究科および各専攻の定める「人材養成上の目的・教育目標」および「課程修了の認定・学位授与に関する方針」に沿って、次のとおり「教育課程の編成および実施に関する方針」を定める。

経済学研究科では、「課程修了の認定・学位授与の方針」に基づいて(1)論理的思考力、(2)プレゼンテーション能力、(3)総合的判断などを養い、研究能力を育成するとともに「問題発見能力」や「問題解決能力」を育成するためのカリキュラムを編成する。

「博士前期課程」

(1)論理的思考力、(2)プレゼンテーション能力、(3)総合的判断などを養うために、(1)少人数教育の実施、(2)パソコンを用いた授業実践、(3)

院生の報告機会を多用した授業の実践などを実施する。

「博士後期課程」

研究者ならびに高度な専門職業人に必要な学識を育成するために、論文指導教授を中心に専門的で緻密な指導のもと、論文指導教授の専門科目および演習科目を必修科目として配置する。

入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）

経済学研究科は、明治学院大学大学院の「入学者の受入れに関する方針」に基づき、経済学研究科および各専攻の定める「人材育成上の目的・教育目標」に照らして、経済学研究科および各専攻の「課程修了の認定・学位授与の方針」・「教育課程の編成および実施に関する方針」に沿って、次のとおり「入学者の受入れに関する方針」を定める。

経済学研究科の「入学者の受入れに関する方針」は、各専攻において定める。

経済学専攻

人材養成上の目的・教育目標

「博士前期課程」

景気や財政・金融をはじめ多種多様な問題の実態の解明と対応策を考察することのできる力と、理論、制度、歴史の実証的な研究能力を持つ人材の養成を目標とする。

「博士後期課程」

将来独立した研究活動を行うのに必要な研究能力の養成を目的とした「専門性」を備え、「洞察力」と「解決能力」に優れた研究教育者の養成、または高度な専門性を持つ職業人の養成を目標とする。

課程修了の認定・学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）

「博士前期課程」

本課程に2年以上在籍して所定の単位（30単位）を修得するとともに、研究指導を受け、修士論文の提出及び最終審査、並びに最終口述試験に合格することが、修士（経済学）の学位授与の要件である。本専攻の修了者には、制度及び理論並びに応用研究など幅広い知識を修得させ、各専攻分野での研究能力や、倫理性が高く、高度で卓越した専門的な職業能力を有することが課程修了の基準である。

その基準は、以下の4点である。

1. 学術研究の進展や急速な技術革新、社会経済の高度化・情報化、国際化等の、最近の経済社会構造の変化に適応できる専門的知識と研究能力を修得していること。
2. 経済学の制度及び理論の幅広い専門的知識を身につけ、問題発見能力・問題解決能力を修得していること。
3. 日本のみならず世界の地域が抱えている問題の本質を理解し、これを自らの知識と連携し卓越した職業能力を身につけていること。
4. 学術研究の信頼性と公正性を確保するための研究倫理を身につけていること。

「博士後期課程」

本課程に3年以上在籍して基準となる単位（16単位）を修得するとともに、研究指導を受け、博士論文の提出及び最終審査、並びに最終口述試験に合格することが、博士（経済学）の学位授与の要件である。本専攻の修了者には、深奥なる学術理論や制度などを修得し研究者として自立して活動でき、また倫理性が高く、高度な専門職業人に必要な学識を有することが課程修了の基準である。

その基準は、以下の4点である。

1. 学術研究の進展や急速な技術革新、社会経済の高度化・情報化、国際化等の、最近の経済社会構造の変化に適応できる専門的知識と研究能力を修得していること。
2. 経済学の制度及び理論の幅広い専門的知識を身につけ、問題発見能力・問題解決能力を修得していること。

3. 日本のみならず世界の地域が抱えている問題の本質を理解し、これを自らの知識と連携し高度な専門職業人に必要な学識する能力を身につけていること。
4. 学術研究の信頼性と公正性を確保するための研究倫理を身につけていること。

教育課程の編成および実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）

「博士前期課程」

1. 経済学および関連諸領域の歴史・理論・制度など全般についての十分な学問的基礎を学ぶとともに、今日的テーマにも取り組むことができるような多彩な講義科目のもとで、広い視点から研究できるように編成する。
2. 研究者ならびに高度な専門職業人に必要な学識を育成するために、論文指導教授を中心に専門的で緻密な指導のもと、論文指導教授の専門科目および演習科目を必修科目として配置する。
3. 授業科目は、専門科目ごとに、講義形式の特論とゼミ形式の演習からなる。
4. 成績評価については、個々の科目のシラバスに記載する。

「博士後期課程」

1. 修士課程または博士前期課程における知的基盤のうえに、さらに高度な知識と技能を獲得し、高度の研究能力を獲得するために研究指導教授のもとで、その講義科目を履修するとともに研究指導を受け、博士論文を執筆できる能力を身につけるように編成する。
2. 研究者ならびに高度な専門職業人に必要な学識を育成するために、論文指導教授を中心に専門的で緻密な指導のもと、論文指導教授の専門科目および演習科目を必修科目として配置する。
3. 授業科目は、専門科目ごとに、講義形式の特殊研究とゼミ形式の演習からなる。
4. 成績評価については、個々の科目のシラバスに記載する。

入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）

「博士前期課程」・「博士後期課程」

1. 求める人材像
 - (1) 大学院における経済学の高度な研究に取り組む上で、学士課程等（博士後期課程にあつては博士前期課程または修士課程）で修得すべき基礎的な知識・技能、思考力・判断力・表現力等を身につけている。
 - (2) 本学の教育理念である“Do for Others（他者への貢献）”を理解し、現代社会に生起する様々な問題への鋭い洞察力をもち、大学院において更に経済学の深奥なる学術知識を得て、共生社会の担い手である研究者または高度専門職業人として社会に貢献する意欲と可能性をもっている。
2. 入学選抜の基本的方針
上記「求める人材像」に掲げる基礎的な能力、意欲および可能性をもっているか否かを評価する。
3. 入学選抜の種類と評価方法

入学選抜にあたっては、「筆記試験」および「面接試験」あるいはいずれかを行い、「入学選抜の基本方針」に則って評価する。

「筆記試験」では、学士課程等（博士後期課程にあつては博士前期課程または修士課程）で修得すべき基礎学力の有無を重点的に評価する。「面接試験」では、研究者または高度専門職業人として主体的に社会に貢献する意欲と可能性の有無を重点的に評価する。

経営学専攻

人材養成上の目的・教育目標

「博士後期課程」

学界最前線を担う研究者の養成を主眼とし、理論的基礎力の十分な理解の促進、将来の研究者としての資質の養成、または将来の教育

者としての人材の養成を目標とする。

課程修了の認定・学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）

「博士後期課程」

本課程に3年以上在籍して所定の単位（16単位）を修得するとともに、研究論文指導を受けたうえで博士論文を提出し、その審査に合格した者に、博士（経営学）の学位を授与する。本課程の修了者はすべて、修士課程または博士前期課程で習得した知的基盤の上に、さらに深い学識と深い専門分野における高度な学術的探究力を身につけており、次の1および4の能力を有しているとともに、2または3の能力を有している。

1. 高度に理論的な分析と現象面での問題解決の能力
2. 自立した研究者として活躍できる能力
3. 高度な専門職業人に必要な学識
4. 学術研究の信頼性と公正性を確保するための研究倫理

教育課程の編成および実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）

「博士後期課程」

1. 修士課程または博士前期課程における知的基盤のうえに、さらに高度な知識と技能を獲得し、高度の研究能力を獲得するための教育課程を編成する。
2. 授業科目は、専門科目ごとに、講義形式の特殊研究とゼミ形式の演習からなる。
3. 成績評価については、個々の科目のシラバスに記載する。
4. 自立した研究者としての博士論文執筆に向けて、指導教授による適切な研究指導を行う。

入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）

「博士後期課程」

1. 求める人材像
 - (1) 経営学の高度な研究に取り組む上で、博士前期課程または修士課程で修得すべき基礎的な知識・技能、思考力・判断力・表現力等を身につけている。
 - (2) 本学の教育理念である“Do for Others（他者への貢献）”を理解し、現代社会に生起する様々な問題への鋭い洞察力をもち、博士後期課程において更に経営学の深奥なる学術知識を得て、共生社会の担い手である研究者または高度専門職業人として社会に貢献する意欲と可能性をもっている。
2. 入学者選抜の基本的方針
上記「求める人材像」に掲げる基礎的な能力、意欲および可能性をもっているか否かを評価する。
3. 入学者選抜の種類と評価方法
入学者選抜にあたっては、「筆記試験」および「面接試験」あるいはいずれかを行い、「入学者選抜の基本方針」に則って評価する。
「筆記試験」では、博士前期または修士課程で修得すべき基礎学力の有無を重点的に評価する。「面接試験」では、研究者または高度専門職業人として主体的に社会に貢献する意欲と可能性の有無を重点的に評価する。

社会学研究科

人材養成上の目的・教育目標

社会学研究科は、明治学院大学大学院の「人材養成上の目的・教育目標」に基づき、社会学研究科の「人材養成上の目的・教育目標」を次のとおり定める。

社会は人と環境との関係からなり、また、人は常に他者とその存在を意識している。社会学研究科では、私たちが直面する社会の問題に対し、なぜそのような問題が生じ、問題解決にはどのような道筋と方法があるのかを社会科学の研究と教育を通して理解し、独自に研究を深め、もって人類の文化と福祉の増進に貢献する能力を有する人材の

育成を目指す。

博士前期課程では学士課程で培った能力を土台に、理論的な考察や緻密な研究方法の修得を教育の主眼とし、博士後期課程ではそれらの理論や研究方法を駆使して、自己と社会の将来像を展望しながら、高度で専門的な研究教育または職業に携わることのできる人材を育成する。

課程修了の認定・学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）

社会学研究科は、明治学院大学大学院の「課程修了の認定・学位授与に関する方針」に基づき、社会学研究科および各専攻の「人材養成上の目的・教育目標」に沿った人間を育成するため、所定の期間在学して所定の単位を修得するとともに、研究科各専攻の領域において専門分野に関する知識・技能および知的応用能力を身につけ、学位論文（または特定の課題についての研究の成果）の審査および試験に合格することを課程修了認定と学位授与の要件とする。

課程修了認定と学位授与の要件は、次のとおりである。

「博士前期課程」

所定の年限在籍し、本研究科の理念と目的に沿った教育課程と研究指導において所定の単位を取得し、修士論文（特に指示のある場合は研究課題修了報告に代えることができる）を提出して、審査に合格した者。詳細は、専攻ごとに定める。

「博士後期課程」

所定の期間在籍し、研究指導を受けて本研究科の理念と目的に沿った研究を行い、所定の単位を取得し、博士論文を提出して審査に合格した者。詳細は、専攻ごとに定める。

教育課程の編成および実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）

社会学研究科は、明治学院大学大学院の「教育課程の編成および実施に関する方針」に基づき、社会学研究科および各専攻の定める「人材養成上の目的・教育目標」および「課程修了の認定・学位授与に関する方針」に沿って、次のとおり「教育課程の編成および実施に関する方針」を定める。

「博士前期課程」

基礎科目・専門科目および調査手法・実習科目を幅広く開講する。さらに修士論文の中間発表および修士論文の提出に向けて、修士論文の研究指導を行う。詳細は、専攻ごとに定める。また、それぞれの受講科目に関する成績評価の基準は科目ごとのシラバスに記載する。

「博士後期課程」

学会発表、研究科紀要や学術雑誌への論文発表を促し、最終的に博士論文の提出を可能にする研究指導を行う。詳細は、専攻ごとに定める。

入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）

社会学研究科は、明治学院大学大学院の「入学者の受入れに関する方針」に基づき、社会学研究科および各専攻の定める「人材養成上の目的・教育目標」に照らして、社会学研究科および各専攻の「課程修了の認定・学位授与の方針」・「教育課程の編成および実施に関する方針」に沿って、次のとおり「入学者の受入れに関する方針」を定める。

社会学研究科の「入学者の受入れに関する方針」は、各専攻において定める。

社会学専攻

人材養成上の目的・教育目標

社会学研究科社会学専攻は、社会学研究科の「人材養成上の目的・教育目標」に基づき、社会学専攻の「人材養成上の目的・教育目標」を次のとおり定める。

「博士前期課程」

社会学の理論的・経験的業績の体系的な学修とともに、個別分野における具体的な調査技法および分析技術の習得と、各個別分野を超え

た広がりのある、人と社会への伶俐な洞察力を養い、複雑化した現代社会の抱える多様な問題に対し、専門的な知識と高度な技能をもって立ち向かう人材を養成する。

「博士後期課程」

個別分野における具体的な調査技法および分析技術を彫琢・開発する一方、個別の分野を超えて、人類と文明に対する伶俐な洞察力をもち、広く社会や世界に発信しうる能力をも培いながら、社会学の研究者および教育者としてのキャリアを築くことのできる人材を養成する。

課程修了の認定・学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）

社会学研究科社会学専攻は、社会学研究科の「課程修了の認定・学位授与に関する方針」に基づき、社会学専攻の「人材養成上の目的・教育目標」に沿った人間を育成するため、次のとおり課程修了の認定と学位授与の要件を定める。

「博士前期課程」

1.（社会学の基礎）

社会学でこれまで鍛えられてきた理論・概念・方法に関する知識を広く修得しつつ、その成果を土台に各自の研究を行ない、その独自性を明確にできる。

2.（研究・論文）

各自の研究テーマに関して、研究倫理に則って、先行研究を踏まえつつ、独自性のあるデータを収集・分析し、理論的な考察を構築し、説得力のある論文を執筆できる。

3.（知識の活用）

社会学の理論的・経験的な学修により蓄積した知識を、個々の研究テーマにおける分析や洞察のツールとして活用でき、延いてはその経験を今後の研究生活ないし職業生活においても十分に活かすことができる。

4.（調査リテラシー）

専門社会調査士資格を取得した者は、現代社会にある諸問題に果敢に切り込むべく、社会調査に関する種々の倫理、方法および分析技術を身につけ、専門的な調査技法を駆使した研究生活もしくは職業生活を送ることができる。

博士前期課程では所定の期間在学して30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査に合格することを課程修了認定と学位授与の要件とする。

「博士後期課程」

1.（社会学の基礎）

社会学でこれまで鍛えられてきた理論・概念・方法に関する知識を広く修得しつつ、その成果を土台に各自の研究を行ない、その独自性を明確にできる。

2.（研究・論文）

会得した理論的な知識、調査を通じた経験的な蓄積を活用しながら、各自の研究テーマを追求することになるが、留意すべきは研究倫理に則って、先行研究を十分に踏査し、社会学の蓄積を前提すると同時に、独創性にすぐれたデータを収集・分析し、固有の理論的考察を構築し、説得力のある論文を執筆することにより、最先端の学術的知見を世界に対して発信できる。

3.（知識の活用）

社会学をはじめ、個別の研究テーマに関連する広汎かつ高度な知識を駆使し、自立した研究者として社会的評価を獲得するとともに、職業や研究活動において主導的役割を務めることができる。

4.（調査リテラシー）

専門社会調査士資格を取得した者については、適切に調査技法を用いた研究もしくは実務にたずさわる職業人にふさわしい、社会調査に関する卓越した専門知識、倫理および技能を身につけている。

博士後期課程では所定の期間在学して16単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査に合格することを課程修了認定と学位授与の要件とする。

教育課程の編成および実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）

社会学研究科社会学専攻は、社会学研究科の「教育課程の編成および実施に関する方針」に基づき、社会学専攻の定める「人材養成上の目的・教育目標」および「課程修了の認定・学位授与に関する方針」に沿って、次のとおり「教育課程の編成および実施に関する方針」を定める。

「博士前期課程」

1.（基礎演習）

博士前期課程の第1年次において、すべての大学院生が社会学の基礎的な概念や理論について効率よく学習できるようにするために、必修科目「基礎演習」を設ける。

2.（専門科目・単位互換制度）

大学院生のさまざまな問題関心や研究テーマに対応するため、准教授以上のすべての教員（研究サバティカル制度適用期間中を除く）が大学院において専門科目を開講する。さらに、本大学院専任教員の専攻分野の枠を超えて他の専門分野について学びたい大学院生のために、大学院社会学分野の単位互換制度での単位取得を可能とする。

3.（論文指導）

専門科目の授業とは別に論文指導の授業枠を設け、修士論文執筆に向けて、指導教員による定期的な個別指導を行なう。

4.（論文中間発表会）

単位取得のための授業とは別に、修士論文執筆中の大学院生が、他の大学院生、ふだん指導を受ける機会の少ない教員に対してプレゼンテーションを行ない、議論する能力を養うための場として、毎年2回論文中間発表会を設ける。この場を修士論文のみならず、学会発表の準備にも活用する。

5.（社会調査士資格関連科目）

社会調査士および専門社会調査士を取得可能とする。両資格を平行して取得することも可能とする（ただし、学部併設される授業科目を同時に履修することが必要）。

「博士後期課程」

1.（論文指導）

博士後期課程においては取得すべき単位はなく、指導教員による定期的な個別指導を通じて博士論文を執筆することがカリキュラムの軸となる。

2.（博士論文中間発表会）

単位取得のための授業とは別に、博士論文執筆中の大学院生が、他の大学院生、ふだん指導を受ける機会の少ない教員に対してプレゼンテーションを行ない、議論する能力を養うための場として、毎年2回の論文中間発表会を設ける。この場を博士論文のみならず、学会発表の準備にも活用し、特にふだん授業に参加する機会の少ない博士後期課程の大学院生にとって、貴重な研鑽の場とする。

3.（社会調査士資格関連科目）

社会調査士および専門社会調査士を取得可能とする。両資格を平行して取得することも可能とする（ただし、学部併設される授業科目を、大学院の修了要件外の科目として同時に履修することが必要）。

入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）

社会学専攻の教育目標は、高度に専門的な知識と技能をもって現代社会に伏在する諸問題を発見し、探究しうる研究者の養成である。その理念をともに実現するために、出発点において入学者各位に期待する資質は以下のとおりである。

「博士前期課程」・「博士後期課程」

1. 求める人材像

- (1) 社会学の高度な研究に取り組む上で、学士課程等（博士後期課程にあつては博士前期課程または修士課程）で修得すべき基礎的な知識・技能、思考力・判断力・表現力等を身につけている。
- (2) 本学の教育理念である“Do for Others（他者への貢献）”を

理解し、現代社会に生起する様々な問題への鋭い洞察力をもち、大学院において社会学のさらに専門的な理論・概念・方法を真摯に学び、共生社会の担い手である教育研究者または高度専門職業人として社会に貢献する意欲と可能性をもっている。

(3) 博士後期課程にあつては、上記のほか、とくに次の資質を持つ学生の入学を期待する。

①切実な問題に関心を持つ者

知識は教えることができるが、それをどう我が物とし、使っていくかは、学ぶ者が自分自身の明確な問題関心を持つかどうかにかかっている。何よりも、専心して解くべき切実な問題関心を持つ者

②研究への強い欲求のある者

社会学全般はもちろん、各個別分野においても、これまで蓄積されてきた専門的知見は膨大である。それを体系的に習得してゆくには、多大な時間と労力を充てる必要があるだけでなく、社会学者として自立して行く意欲と気概が求められる。

③表現する気概のある者

大学院は単に既存の知識を吸収するだけの場ではない。多くの先人によって蓄積された知、すなわち他者の表現に触れる者は、そこから新たな自分の表現を生み出す権利と義務を持つ。時代の先端に立つことを恐れず、自らの研究成果を発表する気概を持つ者

2. 入学者選抜の基本的方針

上記「求める人材像」に掲げる基礎的な能力、意欲および資質をもっているか否かを評価する。

3. 入学者選抜の種類と評価方法

(1) 入学者選抜にあつては、「筆記試験」および「面接試験」を行い、「入学者選抜の基本方針」に則って評価する。

(2) 「筆記試験」では、学士課程等（博士後期課程にあつては博士前期課程または修士課程）で修得すべき基礎学力の有無を重点的に評価する。

「面接試験」では、教育研究者または高度専門職業人として社会に貢献する意欲と資質を重点的に評価する。

社会学専攻

人材養成上の目的・教育目標

社会学研究科社会学専攻は、社会学研究科の「人材養成上の目的・教育目標」に基づき、社会学専攻の「人材養成上の目的・教育目標」を次のとおり定める。

「博士前期課程」

多様な社会問題を抱える現実社会に対応するため、社会学の体系的な学修を通して研究課題を設定し、社会学に関する高度で専門的かつ科学的な思考方法と知識および技術を修得すると共に、ソーシャルワークの視点から人間全般に対する深い教養と総合的な捉え方のできる人材を養成する。

「博士後期課程」

現代社会あるいは国際社会において複合的に発生する多様な形態からなる社会問題に対して、研究課題を設定し、社会学に関する各専門領域の学問研究を深耕しながら社会に貢献できる自立した研究能力を養成する。

課程修了の認定・学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）

社会学研究科社会学専攻は、社会学研究科の「課程修了の認定・学位授与に関する方針」に基づき、社会学専攻の「人材養成上の目的・教育目標」に沿った人間を育成するため、次のとおり課程修了の認定と学位授与の要件を定める。

「博士前期課程」

1. 本専攻が研究と教育の理念および目的に沿って設定・配置した科目を一定の期間、在学して履修し、かつ研究指導を受けて修士論文

などを提出し、所定の試験に合格する。

2. 社会学に関する高度で、専門的かつ科学的な思考方法と知識および技術を修得している。

3. 各自の研究テーマに関して、先行研究を踏まえつつ、独自性のあるデータを収集・分析し、理論的な考察を展開し、説得力のある論文を執筆できる。

4. 研究倫理を遵守し、社会学および個別テーマに関する知識を、研究や職業で活用できる。

博士前期課程では所定の期間に在学して30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査に合格することを課程修了認定と学位授与の要件とする。

なお、「現職ソーシャルワーカーのためのリカレント教育をサポートする」ためのコース（以下3年制コースと称する。3年制コースは長期在学制度を指す。）を選択した者については、3年以上在学し、33単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、研究課題修了報告書または修士論文の審査に合格することを課程修了認定と学位授与の要件とする。

「博士後期課程」

1. 本専攻が研究と教育の理念および目的に沿って設定・配置した科目を履修して、所定の単位を修得し、かつ研究指導を受けて修士論文を提出し、所定の試験に合格する。

2. 社会学に関する各専門領域の学問研究を深耕しながら社会に貢献できる自立した研究能力を修得している。

3. 各自の研究テーマに関して、先行研究を踏まえつつ、独自性のあるデータを収集・分析し、理論的な考察を展開し、説得力のある論文を執筆できる。

4. 研究倫理を遵守し、社会学および個別テーマに関する高度な知識を活用して、自立した研究者として社会的評価を獲得するとともに、研究活動や職業において主導的な役割を務めることができる。

博士後期課程では所定の期間に在学して12単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査に合格することを課程修了認定と学位授与の要件とする。

教育課程の編成および実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）

社会学研究科社会学専攻は、社会学研究科の「教育課程の編成および実施に関する方針」に基づき、社会学専攻の定める「人材養成上の目的・教育目標」および「課程修了の認定・学位授与に関する方針」に沿って、次のとおり「教育課程の編成および実施に関する方針」を定める。

「博士前期課程」

1. 社会学に関する多様な授業科目を設置する。
2. 社会人の研究の便宜に配慮したカリキュラム編成をする。
3. 基礎研究領域は、社会学に関する高度で専門的かつ科学的な思考方法と知識および技術を修得するために必要な科目を配置する。
4. 社会学は、社会学の各領域の現場に貢献する実践的な学問であり、実践的な研究領域の科目を配置する。
5. 社会学の理論的研究のみならず、社会学の現場での実践の現実について実習を通して学ぶために必要な実習関係科目を配置する。

6. 現代社会あるいは国際社会において複合的に発生する多様な形態からなる社会問題を解決するためには多方面からの研究が必要であり、そのために必要な諸課題に関する研究科目を配置する。

7. 特別講義領域は、絶えず変容する社会問題に対応するため、また関連する特殊領域を学ぶために必要な科目を配置する。

8. 基礎研究領域の開講科目の中から必修科目を設定する。

9. 専門科目の授業とは別に論文指導の授業枠を設け、修士論文執筆に向けて、指導教員による定期的な個別指導を行なう。また、「現職ソーシャルワーカーのためのリカレント教育をサポートする」ためのコースにあつては、研究課題修了報告執筆のための指導教員による

定期的な個別指導を行なう。

単位取得のための授業とは別に、修士論文の大学院生が、他の大学院生、ふだん指導を受ける機会の少ない教員に対してプレゼンテーションを行ない、議論する能力を養うための場として、「論文中間発表会」を設ける。

「博士後期課程」

1. 博士後期課程においては、指導教員による定期的な個別指導を通じて博士論文を執筆することがカリキュラムの軸となる。
2. 指導教授の指導を基本としつつも、他の大学院生、ふだん指導を受ける機会の少ない教員に対してプレゼンテーションを行ない、議論する能力を養うための場として、「研究発表会」を設ける。この場を博士論文のみならず、学会発表の準備にも活用する。
3. 博士後期課程においては、指導教授の個別研究指導を通じて、高度に専門的なテーマについて研究するが、広い視野を得るために特別講演を年に数回開催する。また、指導教授が関わる学会や、現場の研究会への学生の参加を奨励する。

入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）

「博士前期課程」・「博士後期課程」

1. 求める人材像
 - (1) 社会福祉学の高度な研究に取り組む上で、学士課程等（博士後期課程にあつては博士前期課程または修士課程）で修得すべき基礎的な知識・技能、思考力・判断力・表現力等を身につけている。
 - (2) 本学の教育理念である“Do for Others（他者への貢献）”を理解し、現代社会に生起する様々な問題への鋭い洞察力をもち、大学院において社会福祉学のさらに専門的な理論・概念・方法を真摯に学び、共生社会の担い手である教育研究者または高度専門職業人として社会に貢献する意欲と可能性をもっている。
 - (3) 博士前期課程にあつては、上記のほか、とくに次の資質を持つ学生の入学を期待する。
 - ① 社会福祉学に関する各専門領域の学問研究を体系的かつ計画的に学修する能力を持ち、人間全般に対する深い理解に立ち、専門的な実践力と思考力を備えた人材の養成に理解を示すことができる者
 - ② ソーシャルワーカーのためのリカレント教育として入学する者にあつては、実践に研究に発展させる学びに主体的に取り組める能力を持つ者
 - (4) 博士後期課程にあつては、上記のほか、とくに次の資質を持つ学生の入学を期待する。
 - ① 自分自身の中での問題説明が出来る者
豊富な知識を持っていることは前提であるが、高度な専門研究では、その知識が自分の生活の中で自分のものになっているかが重要であり、自分自身の研究上の立ち位置が明確な者
 - ② 研究への強い意志を持つ者
社会福祉学においてこれまで蓄積されてきた専門的知見は膨大である。先行研究を修得していくには、多大な時間と労力を充てる必要がある。また、社会福祉学の研究者として、自分自身の新たな研究領域を開拓するには現実分析の努力も求められる。こうした研究への強い意欲のある者
 - ③ 積極的に研究成果を発表する者
大学院は単に既存の知識を吸収するだけの場ではない。多くの先人によって蓄積された知、すなわち他者の表現に触れる者は、そこから新たな自分の表現を生み出す権利と義務を持つ。時代の先端に立つことを恐れず、自らの研究成果を発表する気概を持つ者
2. 入学者選抜の基本的方針
上記「求める人材像」に掲げる基礎的な能力、意欲および資質をもっているか否か、を評価する。

3. 入学者選抜の種類と評価方法

- (1) 入学者選抜にあつては、「筆記試験」および「面接試験」を行い、「入学者選抜の基本方針」に則って評価する。
- (2) 「筆記試験」では、学士課程等（博士後期課程にあつては博士前期課程または修士課程）で修得すべき基礎学力の有無を重点的に評価する。「面接試験」では、教育研究者または高度専門職業人として社会に貢献する意欲と資質を重点的に評価する。

法学研究科

人材養成上の目的・教育目標

法学研究科は、明治学院大学大学院の「人材養成上の目的・教育目標」に基づき、法学研究科の「人材養成上の目的・教育目標」を次のとおり定める。

法学研究科は、本学の建学の精神である「キリスト教による人格教育」と、本学の創始者ヘボン博士の終生にわたる教育に対する“Do for Others（他者への貢献）”という基本理念に基づき、他者の立場にたつて考え、行動することに重きをおき、法学・政治学の専攻分野において、研究者または専門職業人として、高度の分析力と構想力を備え、自らのキャリアをデザインする力を有し、コミュニケーション力をもって他者を理解し、共に生きる力を身につけ、知的な素養を持つ人間であつて、優れた研究能力または高度かつ専門的な職業に従事する能力を備えた人材の養成を教育目標とする。

課程修了の認定・学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）

法学研究科の「課程修了の認定・学位授与に関する方針」は、法律学専攻において定める。

教育課程の編成および実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）

法学研究科の「教育課程の編成および実施に関する方針」は、法律学専攻において定める。

入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）

法学研究科の「入学者の受入れに関する方針」は、法律学専攻において定める。

法律学専攻

人材養成上の目的・教育目標

法学研究科法律学専攻は、法学研究科の「人材養成上の目的・教育目標」に基づき、法律学専攻の「人材養成上の目的・教育目標」を次のとおり定める。

「博士後期課程」

法学・政治学の専攻分野に関する研究能力と応用能力を備え、理論・応用両面での高度な学問分野の開発に貢献できる優れた研究者または高度な専門職業人を養成する。

課程修了の認定・学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）

法学研究科法律学専攻は、明治学院大学大学院の「課程修了の認定・学位授与に関する方針」に基づき、法律学専攻の「人材養成上の目的・教育目標」に沿った人間を育成するため、所定の期間在学して所定の単位を修得するとともに専門分野に関する知識・技能および知的応用能力を身につけ、学位論文（または特定の課題についての研究の成果）の審査および試験に合格することを課程修了認定と学位授与の要件とする。

「博士後期課程」

課程修了認定と学位授与の要件は、次のとおりである。

1. 専攻の課程に3年以上在籍して研究指導および講義科目を履修し、かつ、博士論文を提出して、所定の試験に合格すること。
2. 本専攻の修了者には、「キリスト教による人格教育」と“Do for Others（他者への貢献）”という基本理念に基づき、他者の立場に

たって考え、行動する力を有していること。

3. 法学・政治学の専攻分野において、研究者または専門職業人として高度な研究能力と応用能力を有していること。
4. 法学・政治学の専攻分野において、理論・応用両面での高度な学問または職業分野の開発・発展に寄与しうる能力を有していること。
5. 自由で独立であるべき研究活動も社会の中で可能となっていることを意識し、その社会性の反映である研究倫理を身につけていること。

教育課程の編成および実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）

法学研究科法律学専攻は、明治学院大学大学院の「教育課程の編成および実施に関する方針」に基づき、法律学専攻の定める「人材養成上の目的・教育目標」および「課程修了の認定・学位授与に関する方針」に沿って、次のとおり「教育課程の編成および実施に関する方針」を定める。

「博士後期課程」

法学・政治学の専攻分野に関する高度な研究能力と応用能力を備え、理論・応用両面での高度な学問または職業分野の開発・発展に寄与しうる研究者または専門職業人を養成するため、以下のような教育課程を編成し実施する。

1. 法学や政治学の伝統分野から先端分野まで幅広くカバーし、現代社会が抱える諸問題を例えば環境問題、あるいは消費生活、情報化、国際化に関する問題など、それぞれの立場から理論・実務両面の研究が可能な教育課程を編成する。
2. アジアや欧米の著名な研究者を積極的に招聘し、多種多様な講演会、研究会、セミナーなどを開催するなどにより、研究者との交流機会を提供するなど、主体的研究への環境を整える。
3. 単位取得の要件が指導教授による研究指導（半期2単位・合計12単位）および特殊講義（半期2単位・合計6単位）のみであることから、博士論文の執筆およびキャリア・デザイン力の増進に向けた指導をより確実なものとするため、指導教授1名および副指導教授2名による集団指導体制を採用する。
4. 大学院学生用の紀要として「法学ジャーナル」を年1回発刊し、学生に、年度ごとの研究成果を公表させ、その研究意欲を高めるとともに、博士論文の執筆が順調に進捗するよう適切な指導を行う。

なお、学修評価方法については、あらかじめ個々の科目のシラバスに記載するとともに、最終的には学位論文審査基準による。

学位論文の内容と口述試験の結果、定められた各評価項目に照らして、学生は、研究倫理と深い学識および専門分野における高度な知識・技能を身につけ、「自立した研究能力」または「卓越した職業能力」を有するものと認定されなければならない。

入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）

法学研究科法律学専攻は、明治学院大学大学院の「入学者の受入れに関する方針」に基づき、法律学専攻の定める「人材養成上の目的・教育目標」に照らして、法学研究科法律学専攻の「課程修了の認定・学位授与に関する方針」および「教育課程の編成および実施に関する方針」に沿って、次のとおり「入学者の受入れに関する方針」を定める。

「博士後期課程」

1. 求める人材像
 - (1) 法学・政治学の高度な研究分野に取り組む上で、博士前期課程または修士課程において基礎的な能力を身につけている。
 - (2) 本学の教育理念である“Do for Others（他者への貢献）”を理解・共感し、現代社会に生起する様々な問題に関する深い関心と強い課題探求心を持ち、博士前期課程または修士課程において修得した知識基盤のうえに、さらにこれを発展させ、学術の深奥なる理論・応用を極め、自立した研究者または卓越した高度職業人として社会に貢献する意欲と可能性をもっている。
2. 入学者選抜の基本的方針

上記「求める人材像」に掲げる基礎的な能力および意欲をもっていか否かを評価する。

3. 入学者選抜の種類と評価方法

- (1) 入学者選抜にあたっては、「筆記試験」および「口述試験」を行い、「入学者選抜の基本方針」に則って評価する。
- (2) 「筆記試験」では、学士課程等（博士後期課程にあつては博士前期課程または修士課程）で修得すべき基礎学力の有無を重点的に評価する。「口述試験」では、教育研究者または高度専門職業人として社会に貢献する意欲と資質を重点的に評価する。
- (3) 本研究科の入学希望者に対しては、とくに以下の審査を実施することによって、その適格性を判定する。
 - ① 修士論文、または、それに相当すると認められる論文をその分野の専門家が水準を審査し、博士論文を作成する潜在的な能力を有すると認められた者
 - ② 語学試験によって、比較法・比較政治学研究が可能な能力を有しているかどうかを審査し、その能力を有すると認められた者
 - ③ 口述試験によって、3年間で博士論文を完成するための意欲、研究能力、勉学環境が整っていると認められた者。

国際学研究科

人材養成上の目的・教育目標

国際学研究科は、明治学院大学大学院の「人材養成上の目的・教育目標」に基づき、国際学研究科の「人材養成上の目的・教育目標」を次のとおり定める。

国際学研究科は、国際的視野に立ちつつ、複数の学術分野を横断的に学び、深い学識とその応用力を持つ人間を育成することを目的とする。“Do for Others（他者への貢献）”の教育理念の下、その学識と能力をもって、グローバル化した社会において、国際機関やNGO、グラスルーツ・デベロップメント（草の根的開発）の分野、市民社会組織等で、高度で専門的な職業に従事する人間や、学術のさらなる発展や後進の教育に従事する研究者・教育者を育成することを教育の目標とする。

課程修了の認定・学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）

国際学研究科の「課程修了の認定・学位授与に関する方針」は、国際学専攻において定める。

教育課程の編成および実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）

国際学研究科の「教育課程の編成および実施に関する方針」は、国際学専攻において定める。

入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）

国際学研究科の「入学者の受入れに関する方針」は、国際学専攻において定める。

国際学専攻

人材養成上の目的・教育目標

国際学研究科国際学専攻は、国際学研究科の「人材養成上の目的・教育目標」に基づき、国際学専攻の「人材養成上の目的・教育目標」を次のとおり定める。

「博士前期課程」

国際的視野に立ちつつ、複数の学術分野を横断的に学び、平和研究、日本・アジア研究、グローバル社会研究のいずれかの分野において、発展的な学識と応用力を身につけ、それを生かし、国際機関やNGO、グラスルーツ・デベロップメント（草の根的開発）の分野、市民社会組織等での専門的職業人としてのキャリアを切り開ける人間を育成することを教育の目標とする。

「博士後期課程」

国際的視野に立ちつつ、平和研究、日本・アジア研究、グローバ

ル社会研究のいずれかの分野において、複数の学術分野における横断的な深い学識と卓越した応用力を養い、それを生かし、国際機関やNGO、グラスルーツ・デベロップメント（草の根的開発）の分野、市民社会組織等での高度で専門的な職業人としてのキャリアを切り開ける人間や、学術のさらなる発展や後進の教育に従事する研究者・教育者を育成することを教育の目標とする。

課程修了の認定・学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）

国際学研究科国際学専攻は、明治学院大学大学院の「課程修了の認定・学位授与に関する方針」に基づき、国際学専攻の「人材養成上の目的・教育目標」に沿った人間を育成するため、所定の期間在学して所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、学位論文（または特定の課題についての研究の成果）の審査および試験に合格することを課程修了認定と学位授与の要件とする。

「博士前期課程」

修得すべき能力の目標は、次のとおりである。

1. 国際的視野に立った、複数の学術分野に横断的な深い学識と応用力を身につけている。
2. 学識と応用力を生かし、専門的職業人としてのキャリアを切り開く力を身につけている。
3. 学術研究の公正性を確保し、誠実で責任ある研究活動を行うため、研究倫理を身につけている。博士前期課程では、2年以上在籍して所定の単位（30単位以上）を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえで、修士論文を作成してその審査に合格することを課程修了認定と学位授与の要件とする。

「博士後期課程」

修得すべき能力の目標は、次のとおりである。

1. 国際的視野に立った、複数の学術分野に横断的な深い学識と高度な応用力を身につけている。
2. 独立して先端的研究を行う能力を身につけ、研究者として学術のさらなる発展や後進の教育に従事する力を身につけている。
3. 学識と応用力を生かし、高度専門職業人としてのキャリアを切り開く力を身につけている。
4. 学術研究の公正性を確保し、誠実で責任ある研究活動を行うため、研究倫理を身につけている。博士後期課程では、3年以上在籍して所定の単位（12単位以上）を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえで、博士論文を作成しその審査に合格することを課程修了認定と学位授与の要件とする。

教育課程の編成および実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）

国際学研究科国際学専攻は、明治学院大学大学院の「教育課程の編成および実施に関する方針」に基づき、国際学専攻の定める「人材養成上の目的・教育目標」および「課程修了の認定・学位授与に関する方針」に沿って、次のとおり「教育課程の編成および実施に関する方針」を定める。

「博士前期課程」

・教育課程の編成

国際的視野に立った、複数の学術分野に横断的な深い学識と応用力を身につけるため、科目群として、基礎部門である「基礎科目」を設けるほか、グローバルな問題に対して果敢な知的挑戦ができるよう「日本・アジア研究」「平和研究」「グローバル社会研究」の3つの専門領域を設定する。専門領域には合計約30の講義科目を設置し、学術分野横断的な学びを実現する。

学識と応用力を生かし、専門的職業人としてのキャリアを切り開く力を身につけるため、インターンシップ、海外研究等の実践的科目も設置し、国内外の現場における学修の制度的支援を行う。

初年次には必修の国際学基礎演習を履修し、文献の批判的読解力、社会的調査法、統計分析など、基本的な方法論を学ぶ。

同時に指導教員の指導の下、初年次から専門分野の講義科目を

複数科目履修し、各自の学術分野横断的な学びの形を構築する。学部までに履修していない学術分野も学べるように、学部設置科目も一定の要件で大学院科目として履修することができる（修了単位には含まれない）。指導教員の演習科目も履修し、応用力も育成する。

キャリアへの準備のためのインターンシップ、海外研究等の実践的科目は、年次を特に定めず、配置する。

2年次には、初年次に学んだ専門講義科目の中からさらに専門演習科目を履修し、指導教員と副指導教員の「研究指導」も履修する。

・教育課程の実施

国際学基礎演習や、学部講義科目の履修など、基礎的学修に対する制度的保証を行う。

各科目に講義科目と演習科目を配置し、コースワークと演習（リサーチワーク）を必要に応じて組みあわせて学ぶ方法をとる。講義も少人数のきめ細かな双方向型のものとする。研究指導では、院生の研究に即した個別指導を行う。

各科目の成績評価基準は個々の科目のシラバスに記載し、あらかじめ学生に明示する。主体的学修を促進するため、個々の科目のシラバスで予習、復習を明示する。

指導教員以外の教員にも親しく接してアドバイスを受けられる研究発表会やオフィスアワー等を制度化し、学術分野横断的な学びをサポートする。

インターンシップ、研究調査、留学のための研究科の研究奨励金を準備し、学外での学びも促し、キャリア準備にもつなげる。

・教育課程の評価

2年間の学修成果の評価は修士論文の審査を通して実施する。修士論文の審査は、別に定めた審査基準に基づいて厳密に行う。

「博士後期課程」

・教育課程の編成

国際的視野に立った、複数の学術分野に横断的な深い学識と高度な応用力、キャリアを切り開く力、学術のさらなる発展や後進の教育に従事する力を身につけるため、上記の博士前期課程の諸領域にさらに専門性を加えた「特殊研究」科目を編成し、さらに各科目の「研究指導」を複数受講可能な仕組みにすることで、高度な研究を実施し、博士論文執筆ができる体制をとる。

・教育課程の実施

「特殊研究」は高度に専門的な内容に関する講義科目であり、少人数で双方向的に実施する。「研究指導」は演習科目として、院生の研究に即した個別指導を行う。

各科目の成績評価基準は個々の科目のシラバスに記載し、あらかじめ学生に明示する。主体的学修を促進するため、個々の科目のシラバスで予習、復習を明示する。

指導教員以外の教員にも親しく接してアドバイスを受けられる研究発表会やオフィスアワー等を制度化し、学術分野横断的な学びをサポートする。

インターンシップ、研究調査、留学のための研究科の奨学金を準備し、学外での学びも促し、キャリア準備にもつなげる。

・教育課程の評価

3年間の学修成果の評価は博士論文の審査を通して実施する。博士論文の審査は、別に定めた審査基準に基づいて厳密に行う。

入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）

国際学研究科国際学専攻は、明治学院大学大学院の「入学者の受入れに関する方針」に基づき、国際学専攻の定める「人材養成上の目的・教育目標」に照らして、国際学専攻の「課程修了の認定・学位授与に関する方針」および「教育課程の編成および実施に関する方針」に沿って、次のとおり「入学者の受入れに関する方針」を定める。

1 求める人材像

「博士前期課程」・「博士後期課程」

- (1) 国際学の高度な研究に取り組む上で、人文系・社会科学系のいずれかの分野で、知識・技能、思考力・判断力・表現力等において、学士課程等（博士後期課程にあっては博士前期課程または修士課程）で修得すべき基礎的な能力を身につけている。
- (2) 国際的視野に立った学びを可能とする語学力を身につけている。
- (3) 本学の教育理念である“Do for Others（他者への貢献）”を理解・共感し、現代社会に生起する様々な問題に関する深い関心と強い課題探求心を持ち、大学院における国際学の高度な研究を通して、グローバル化時代における社会や人間のあり方に関する教育研究者として、または国際的な広がりを持つ環境ないし組織における専門的職業人として、社会に貢献する意欲と可能性をもっている。

2 入学者選抜の基本的方針

上記「求める人材像」に掲げる基礎的な能力、語学力、意欲および資質をもっているか否かを評価する。

3 入学者選抜の種類と評価方法

「博士前期課程」

- (1) 入学者選抜にあたっては、「筆記試験」および「面接試験」、あるいは、「面接試験」のみを行い、「入学者選抜の基本方針」に則って評価する。
- (2) 「筆記試験」では、人文系、社会科学系のいずれかの分野で、学士課程等で修得すべき基礎学力および国際的視野に立った学びを可能にする語学力の有無を重点的に評価する。「面接試験」では、社会での実践、卒業論文やそれまでの研究活動の記録などを確認し、研究目的が本専攻に適合的であるか否か、教育研究者または専門的職業人として社会に貢献する意欲と可能性の有無を重点的に評価する。

「博士後期課程」

- (1) 入学者選抜にあたっては、「筆記試験」および「面接試験」を行い、「入学者選抜の基本方針」に則って評価する。
- (2) 「筆記試験」では、人文系、社会科学系のいずれかの分野で、博士前期課程または修士課程で修得すべき基礎学力および国際的視野に立った学びを可能にする語学力の有無を重点的に評価する。「面接試験」では、修士論文、志願者調査を基に学力を確認するとともに、研究目的が本専攻に適合的であるか否か、教育研究者または高度専門職業人として社会に貢献する意欲と可能性の有無を重点的に評価する。

心理学研究科

人材養成上の目的・教育目標

心理学研究科は、明治学院大学大学院の「人材養成上の目的・教育目標」に基づき、心理学研究科の「人材養成上の目的・教育目標」を次のとおり定める。

心理学研究科の「人材養成上の目的・教育目標」は、「こころを探り、人を支える」という教育理念の下、心理学を基礎として社会のさまざまな場面で活躍できる高度な能力を持つ人材を育成することである。修士課程または博士前期課程では、幅広い心理学的素養と学識を基盤にしなが、社会の様々な支援や研究の場で活躍できる高度専門職業人の養成、博士後期課程では、個人への支援および地域社会への支援を実行できる実践家・高度専門職業人の養成、心理学の基礎的研究、実践的研究、および両者を統合した研究を独立して行う力を持つ大学等の教員・研究者の養成を目的とする。

課程修了の認定・学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）

心理学研究科は、明治学院大学大学院の「課程修了の認定・学位授与に関する方針」に基づき、心理学研究科および各専攻の「人材養成上の目的・教育目標」に沿った人間を育成するため、所定の期

間を学して所定の単位を修得するとともに、研究科各専攻の領域において専門分野に関する知識・技能および知的応用能力を身につけ、かつ必要な研究指導を受けたうえ、学位論文の審査および試験に合格することを課程修了認定と学位授与の要件とする。

教育課程の編成および実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）

心理学研究科は、明治学院大学大学院の「教育課程の編成および実施に関する方針」に基づき、心理学研究科および各専攻の定める「人材養成上の目的・教育目標」および「課程修了の認定・学位授与に関する方針」に沿って、次のとおり「教育課程の編成および実施に関する方針」を定める。

心理学研究科の「教育課程の編成および実施に関する方針」は、各専攻において定める。

入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）

心理学研究科は、明治学院大学大学院の「入学者の受入れに関する方針」に基づき、心理学研究科および各専攻の定める「人材養成上の目的・教育目標」に照らして、心理学研究科および各専攻の「課程修了の認定・学位授与の方針」・「教育課程の編成および実施に関する方針」に沿って、次のとおり「入学者の受入れに関する方針」を定める。

心理学研究科の「入学者の受入れに関する方針」は、各専攻において定める。

心理学専攻

人材養成上の目的・教育目標

心理学研究科心理学専攻は、心理学研究科の「人材養成上の目的・教育目標」に基づき、心理学専攻の「人材養成上の目的・教育目標」を次のとおり定める。

「博士前期課程」

幅広い心理学的素養を基盤にし、社会の様々な支援や研究の場で活躍できる人材の養成、または後期課程に進み研究職を目指すために必要な研究能力を持つ人材の養成を目的とする。

「博士後期課程」

個人への支援および地域社会への支援を実行できる実践家の指導者の養成および、基礎的研究、実践的研究、さらに両者を統合した研究を独立して行う力を持つ研究者の養成を目的とする。

課程修了の認定・学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）

心理学研究科心理学専攻は、心理学研究科の「課程修了の認定・学位授与に関する方針」に基づき、心理学専攻の「人材養成上の目的・教育目標」に沿った人間を育成するため、所定の期間を学して所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、学位論文の審査および試験に合格することを課程修了認定と学位授与の要件とする。

「博士前期課程」

2年以上在学し、心理学専攻心理学コースについてはすべての必修科目および選択必修科目を含む36単位以上を取得し、心理学専攻臨床心理学コースについてはすべての必修科目および選択必修科目を含む49単位以上を取得し、かつ必要な研究指導を受けたうえで、修士論文を作成し、その審査および試験に合格しなければならない。加えて、以下を修得していることを要件とする。

1. こころのメカニズムを探り、こころや行動を科学的に論理づけられる心理学の高度な知識・研究能力・実践能力を有し、研究と実践における倫理を身につけていること。
2. 社会で起こる様々な問題を心理学的考え方や手法によって解決し、他者を支援することのできる意欲と能力を有していること。

「博士後期課程」

3年以上在学し、論文指導教授の「特別演習」12単位、論文指導教授以外の教員が担当する「特別講義」4単位、合わせて16単位以

上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたいうえで、博士論文を作成し、その審査および試験に合格しなければならない。加えて、以下を修得していることを要件とする。

1. 各自の専門分野において独立して高度な研究を実践することのできる知識・技能、または臨床実践家を指導することのできる高度な専門性を有する指導者としての知識・技能を身につけていること。
2. 社会で起こる様々な問題を心理学の立場から理解し、対応について提案することのできる高度な研究能力、または、他者への援助に貢献することのできる高度な実践力を身につけていること。
3. 研究・実践における高度な倫理的判断力・実践力を身につけていること。

教育課程の編成および実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）

心理学研究科心理学専攻は、心理学専攻の定める「人材養成上の目的・教育目標」および「課程修了の認定・学位授与に関する方針」に沿って、次のとおり「教育課程の編成および実施に関する方針」を定める。

「博士前期課程」

〈心理学コース〉

心理学コースでは、基礎心理学領域の知識・技能を基盤に、社会貢献できる人材の育成を目指し、必修科目、選択科目、選択必修科目の3群から構成されるカリキュラムを提供する。必修科目では、実験・調査計画法、文献検索法、統計解析法、論文執筆法、研究倫理等の研究基礎力の養成を企図し、各学年に「心理学研究法」（複数教員担当）、「心理学研究指導」（修士論文）を配置する。

選択必修科目では、広範な領域を被覆する講義科目と研究科目を配置することで、心理学諸領域の大局的理解と各自の研究テーマの学術的・社会的意義についての理解を促すとともに、各自の修士論文のテーマに即した高度な研究法を学修できるようにする。選択科目には、より専門性の高い講義科目と実習科目を配置し、各自の関心領域についての知識と技能を深化させる。

修士論文は主指導教員と副指導教員等の指導の下、予め定められたスケジュールに従って作成する。また、より細やかな研究指導を実現するために、修士論文構想発表会と中間報告会を開催し、指導教員以外の教員からの助言も得られるようにする。学修の成果は修士論文作成のほか、学内外での研究プロジェクトへの参加、学会発表、研究科紀要や学術雑誌への論文投稿を通じて社会に発信することを促す。これらの学修を通じて、心理学の専門的知識や技能の修得のみならず、広く社会で求められる課題解決力、論理的・批判的思考力、情報分析力、統計解析力、情報発信力を伸ばすことができる。修了後の進路としては博士後期課程への進学、公務員および一般企業を想定している。

〈臨床心理学コース〉

臨床心理学コースでは、人々が抱くところの問題を理解し援助するために、種々のアセスメントと心理療法を学習し、心理臨床に関する専門性の高い、さまざまな理論と実践を学べるようにカリキュラムを組む。必修科目では、まず臨床心理学特論で多面的な角度から心理臨床の事象を学習し、続いて、臨床心理面接特論において、相互の対人関係の根底をなす面接の方法について学べるようにする。さらに、保健医療、福祉、教育、司法犯罪、産業労働の各分野に関する心理学的な支援の理論と実践等について学べるようにする。

本コースは、特に実習に重点を置いているため、心理支援の基礎となる臨床心理基礎実習と心理臨床センターおよび学外の協力機関において実際にクライアントの支援を行う心理実践実習を行い、心理的な援助の仕方を実践的に習得できるよう配慮する。心理臨床家としてのすぐれた臨床能力は、専門的研究能力と合わせて担保されるため、心理臨床に関する修士論文の作成を求め、研究倫理と高度な専門性を考慮したきめ細かな研究指導を行う。修了後、公認心理師試験、日

本臨床心理士資格認定協会の認定する臨床心理士試験に合格し、保健医療、福祉、教育、司法犯罪、産業労働等の領域で活動することを想定したカリキュラムとしている。

「博士後期課程」

心理学専攻博士後期課程の「人材養成上の目的・教育目標」を実現するため、カリキュラムは演習科目と講義科目で構成される。演習科目は、指導教員の指導のもとで各自の専門分野における高度な知識と技能を学年に応じて深化させる「特別演習Ⅰ～Ⅵ」を配置する。講義科目は、より幅広い視点から研究テーマを俯瞰できるように、広範な心理学関連領域から各自の関心領域を学修できる「特別講義科目」群を配置する（基礎心理学領域群「特別講義Ⅰ群」、臨床心理学領域群「特別講義Ⅱ群」、教育発達学領域群「特別講義Ⅲ群」）。

博士論文の作成にあたっては、博士論文提出までのスケジュールを明示し、主指導教員の個別指導に加え、副指導教員等からも助言や指導が得られる複数指導体制をとる。さらに、より多くの教員から研究について助言が得られるように、論文構想発表会、2回の中間報告会、予備審査会、専門審査会等の研究発表の機会を設け、きめ細かな研究指導を行う。これらに加えて、学会発表、研究科紀要や学術雑誌への論文発表を行うことを求めている。

このような学修を経て、心理学を基盤とした現代社会の問題解決力、研究倫理、自立した研究遂行能力や卓越した職業能力を養成する。

入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）

「博士前期課程」・「博士後期課程」

1. 求める人材像

- (1) 心理学の高度な研究に取り組む上で、学士課程等（博士後期課程にあつては博士前期課程または修士課程）で修得すべき基礎的な知識・技能、思考力・判断力・表現力等を身につけている。
- (2) 本学の教育理念である“Do for Others（他者への貢献）”を理解し、現代社会に生起する様々な問題への鋭い洞察力をもち、大学院における心理学の高度な研究を通して共生社会の担い手である教育研究者または高度専門職業人として社会に貢献する意欲と可能性をもっている。
- (3) 人のこころに興味を抱き、心理学の専門分野において研究や実践を推し進め、職業においてその専門性を発揮する意欲およびそのための基礎的な資質を有している。
- (4) 学士課程等（博士後期課程にあつては博士前期課程）において心理学の基礎を習得し、より高度な心理学の専門性に興味と関心を抱き、心理学の理論や実践を身につけた研究者や実践家になる強い意志を有している。

2. 入学者選抜の基本的方針

上記「求める人材像」に掲げる基礎的な能力、意欲および資質をもっているか否かを評価する。

3. 入学者選抜の種類と評価方法

- (1) 入学者選抜にあたっては、「筆記試験」および「面接試験」、あるいは、「面接試験」のみを行い、「入学者選抜の基本方針」に則って評価する。
- (2) 「筆記試験」では、学士課程等（博士後期課程にあつては博士前期課程）で修得すべき基礎学力の有無を重点的に評価する。「面接試験」では、教育研究者または高度専門職業人として社会に貢献する意欲と資質を重点的に評価する。

教育発達学専攻

人材養成上の目的・教育目標

心理学研究科教育発達学専攻は、心理学研究科の「人材養成上の目的・教育目標」に基づき、教育発達学専攻の「人材養成上の目的・教育目標」を次のとおり定める。

「修士課程」

幅広い心理学的素養を基盤とし、教育発達学の専門的知識・技能

を生かして研究職を目指すために必要な研究能力をもつ人材、および多様な支援の場で活躍できる高度専門職業人の養成を目的とする。

課程修了の認定・学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）

心理学研究科教育発達学専攻は、心理学研究科の「課程修了の認定・学位授与に関する方針」に基づき、教育発達学専攻の「人材養成上の目的・教育目標」に沿った人間を育成するため、所定の期間在学して所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえで、学位論文の審査および試験に合格することを課程修了認定と学位授与の要件とする。

「修士課程」

2年以上在学し、すべての必修科目および選択必修科目を含む36単位以上を取得し、かつ必要な研究指導を受けたうえで、修士論文を作成し、その審査および試験に合格しなければならない。加えて、以下を修得していることを要件とする。

1. 教育発達学の深い理解と高度な研究能力に基づいて、個に応じた子どもの支援をする力を身につけ、いじめ・不登校問題の深刻化、特別な支援を必要とする子どもの増加、学習のつまずきや学習意欲の減退といった複雑化する子どもの問題に対処していく能力を身につけていること。
2. 子ども支援などの実践上の職業倫理と人を対象とする学術研究をする上での研究倫理を身につけていること。

教育課程の編成および実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）

心理学研究科教育発達学専攻は、心理学研究科の「教育課程の編成および実施に関する方針」に基づき、教育発達学専攻の定める「人材養成上の目的・教育目標」および「課程修了の認定・学位授与に関する方針」に沿って、次のとおり「教育課程の編成および実施に関する方針」を定める。

「修士課程」

心理学、教育学、障害科学を融合した教育発達学総論、教育発達学特論などの研究基礎科目を基盤としつつ、各自の興味関心にそった専門性を積み上げていく課題探究科目を配置する。課題探究科目は、子どもの理解と支援における具体的な課題に直接的に対応した解決力を身につけるために、科目群を、「A 発達理解領域」、「B 行動の理解と支援領域」、「C 学習の理解と支援領域」、「D 子どもの環境デザイン領域」の4つの領域に細分化している。領域を細分化することによって、それぞれが深めたい領域の課題に直接対応する専門的に焦点化された知識・技能を身につけることを目指す。

本専攻は、実習科目にも重点を置き、多様な現場での取り組みを実践的に学修することを目的として、教育発達臨床研究、教育発達臨床学外実習、障害児臨床実習、および障害児臨床学外実習を配置している。また、研究基礎科目、課題探究科目、臨床実習科目の3つの科目群の学修を総合して、大学院学生それぞれの興味関心に基づく研究テーマについて、研究指導教員の個別指導の下に修士論文を作成する科目も配置している。

入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）

「修士課程」

1. 求める人材像
 - (1) 教育発達学の高度な研究に取り組む上で、学士課程等で修得すべき基礎的な知識・技能、思考力・判断力・表現力等を身につけている。
 - (2) 本学の教育理念である“Do for Others（他者への貢献）”を理解・共感し、現代社会に生起する様々な問題への鋭い洞察力をもち、大学院における教育発達学の高度な研究を通して共生社会の担い手である教育研究者または高度専門職業人として社会に貢献する意欲と可能性をもっている。
 - (3) 人のこころに興味を抱き、人の生涯発達に子どもを位置づけ、行

動と学習過程の支援を中心とした教育発達学の専門分野において研究や実践を推し進め、職業においてその専門性をきわめ、発揮したいと考えている。

- (4) 学士課程において教育発達学の基礎、およびその隣接領域を修め、より高度な専門性に興味と関心を抱き、教育発達学の理論や実践を身につけた研究者や実践家になることを希望している。
- (5) 家庭、地域といった場における対人関係の相違や、乳幼児期から児童期・思春期までの対人関係の発達の变化や特徴を踏まえて、多様な人々との共生をめぐる専門性を身につけ、研究や実践に生かしたいと考えている。

2. 入学者選抜の基本的方針

上記「求める人材像」に掲げる基礎的な能力、意欲および資質をもっているか否かを評価する。

3. 入学者選抜の種類と評価方法

- (1) 入学者選抜にあたっては、「筆記試験」および「面接試験」、あるいは、「面接試験」のみを行い、「入学者選抜の基本方針」に則って評価する。
- (2) 「筆記試験」では、学士課程等で修得すべき基礎学力の有無を重点的に評価する。

「面接試験」では、教育研究者または高度専門職業人として社会に貢献する意欲と資質を重点的に評価する。

法と経営学研究科

人材養成上の目的・教育目標

法と経営学研究科は、明治学院大学大学院の「人材養成上の目的・教育目標」に基づき、法と経営学研究科の「人材養成上の目的・教育目標」を次のとおり定める。

「広い視野を持って、社会の組織（企業やNPO、研究機関も含まれる。）で指導的役割を果たせる人材」、特に「経営学と法学とを身につけ、ビジネスをトータルに推進できる人材」を、従来の学部卒に囚われずに育成することを目標とし、企業経営者、中小企業の事業承継者、それを支える専門家（税理士など）および大学院で習得した専門知識や分析力を活かせる企業内スペシャリストの輩出を目指す。

課程修了の認定・学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）

法と経営学研究科の「課程修了の認定・学位授与に関する方針」は、法と経営学専攻において定める。

教育課程の編成および実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）

法と経営学研究科の「教育課程の編成および実施に関する方針」は、法と経営学専攻において定める。

入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）

法と経営学研究科の「入学者の受入れに関する方針」は、法と経営学専攻において定める。

法と経営学専攻

人材養成上の目的・教育目標

法と経営学研究科法と経営学専攻は、法と経営学研究科の「人材養成上の目的・教育目標」に基づき、法と経営学専攻の「人材養成上の目的・教育目標」を次のとおり定める。

「修士課程」

法的知識を身につけ、法律家を活用できる経営者または組織のリーダー（法学を身につけた経営者・エコノミスト）や経済・経営学の知識を身につけ、経営者に対してスペシャリストとしての確かな提案ができる問題解決者（経済・経営のセンスを身につけた法務責任者・法律家）の養成

課程修了の認定・学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）

法と経営学専攻は、明治学院大学大学院の「課程修了の認定・学位授与に関する方針」に基づき、法と経営学専攻の「人材養成上の目的・教育目標」に沿った人間を育成するため、所定の期間在学して所定の単位を修得するとともに、専門分野に関する知識・技能および知的応用能力を身につけ、学位論文（または特定の課題についての研究の成果）の審査および試験に合格することを課程修了認定と学位授与の要件とする。

「修士課程」

課程修了認定と学位授与の要件は、次のとおりである。本課程に2年以上在籍して所得の単位（30単位）を修得するとともに、研究指導を受け、研究目標、研究手段、研究の予見可能な結果の3領域で研究が社会的ルールに則っていることを意識できる倫理性を身につけながら執筆した修士論文を提出し、その審査に合格した者に、修士（法と経営学）の学位を授与する。経営学と法学の双方を身につけ、広い視野を持って、次のような視点から、社会の組織で指導的役割を果たせる能力およびビジネスをトータルに推進できる能力を有することが本課程修了の基準である。

1.（法学を身につけた経営者・エコノミスト）

法的知識を身につけ、法律家を活用できる経営者または組織のリーダーとしての資質を身につけている。

2.（経済・経営のセンスを身につけた法務責任者・法律家）

経済・経営学の知識を身につけ、経営者に対してスペシャリストとしての確かな提案ができる能力を身につけている。

3. 複眼的思考により問題を発見・解決する能力と社会的責任をもって誠実にそれを遂行する倫理を備え、組織の中で正義・公平の観点から勇気をもって意見を述べることのできる力を身につけている。

教育課程の編成および実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）

法と経営学専攻は、明治学院大学大学院の「教育課程の編成および実施に関する方針」に基づき、法と経営学専攻の定める「人材養成上の目的・教育目標」および「課程修了の認定・学位授与に関する方針」に沿って、次のとおり「教育課程の編成および実施に関する方針」を定める。

「修士課程」

本専攻のカリキュラムは、(1)コーポレート・ガバナンス（企業組織）、(2)ファイナンス（金融市場）、(3)ヒューマン・リソースズ（労働市場）、(4)プロダクション&サプライ（原材料市場）、(5)マーケティング（製品市場）、(6)ガバメント（政府関係）という経営学の6分野に、(1)会社法、(2)金融法、(3)労働法、(4)契約法・知的財産法、(5)不法行為法・経済法、(6)行政法・税法という法学の分野をマッピングし、ビジネスに生起する問題の解決方法を経営学と法学の2つの観点から探究することができるように構成している。各分野に経営学関連科目と法学関連科目を配置することにより、大学院生は、その研究関心に応じて、6分野をバランスよく学ぶことも、特定の分野を重点的に学ぶこともできる。

共通基礎科目では、経営学と法学の双方からビジネスにアプローチするにあたって必要な基本的な知識・視点・考え方・研究方法等を身につけるとともに、両者の融合的な分野を学べるようにする。それを基礎として、6分野の経営学関連科目と法学関連科目における講義・演習を通じて、より専門的な観点から理解を深める。

共通基礎科目の「ビジネス総論1」「ビジネス総論2」および演習科目の「合同演習」については、経営学の教員と法学の教員が共同で担当し、双方の観点から検討を促すことにより、学際的な研究の一助とする。修士論文または特定課題研究成果報告書の執筆にあたっては、2年次に「研究指導」または「特定課題研究」において指導教員が個別具体的に指導するだけでなく、その足がかりとして、1年次にも指導教員による「1年次演習」を開講し、研究テーマについて問題意識を喚起・深化・発展させ、研究に必要な知識・考え方を醸成する。

なお、学修成果の評価方法については、あらかじめ個々のシラバスに記載するとともに、最終的には学位論文審査基準による。

入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）

法と経営学専攻は、明治学院大学大学院の「入学者の受入れに関する方針」に基づき、法と経営学専攻の定める「人材養成上の目的・教育目標」に照らして、法と経営学専攻の「課程修了の認定・学位授与の方針」および「教育課程の編成および実施に関する方針」に沿って、次のとおり「入学者の受入れに関する方針」を定める。

「修士課程」

1. 求める人材像

(1) 大学院における法と経営学の高度な研究に取り組む上で、知識・技能、思考力・判断力・表現力等において、学士課程等で修得すべき基礎的な能力を身につけている。

(2) 本学の教育理念である“Do for Others（他者への貢献）”を理解・共感し、現代社会に生起する様々な問題に関する深い関心と強い課題探求心をもち、大学院における法と経営学の高度な研究を通して、社会に貢献する意欲と可能性をもっている。

(3) 本専攻がとくに求める人材は、次に掲げる能力をもつ人である。

本専攻は、「広い視野を持って、社会の組織（企業やNPO、研究機関も含まれる）で指導的役割を果たせる人材」、特に、「経営学と法学とを身につけ、リスクマネジメントを実践できる人材」を、従来の学部の枠に囚われずに育成することを目標とし、企業経営者、中小企業の事業承継者、それを支える専門家（税理士など）、および大学院で習得した専門知識や分析力を活かせる企業内スペシャリストの輩出を目指している。

この目的を達成するため、これらの業種に必要な能力は次のとおりである。

- ① 社会情勢の把握力（データを収集し、定量分析し、総合する能力）
- ② 柔軟な発想力（過去、現在、未来を踏まえた発想力）
- ③ コミュニケーション能力（ネットワーク能力）
- ④ 倫理観（利益相反を克服し、公共の利益を尊重する能力）

2. 入学者選抜の基本的方針

上記「求める人材像」に掲げる基礎的な能力、意欲、特性および可能性をもっているか否かを評価する。

3. 入学者選抜の種類と評価方法

(1) 入学者選抜にあたっては、「筆記試験」および「面接試験」を行い、「入学者選抜の基本方針」に則って評価する。

(2) 「筆記試験」では、学士課程等で修得すべき基礎学力および柔軟な発想力の有無を重点的に評価する。

「面接試験」では、研究目的が本専攻に適合的であるか否か、また高度専門職業人として社会に貢献する意欲と可能性の有無を重点的に評価する。

付 則

1 この基準は、2017年4月1日から施行する。

以下省略

3. 明治学院大学学位規程

（目的）

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）および明治学院大学学則、明治学院大学大学院学則により、明治学院大学（以下「本学」という。）が授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

（学位）

- 第2条 本学において授与する学位は学士、修士および博士とする。
- 2 学位記には、適切な専攻分野の名称を別表により付記するものとする。
(学士の学位授与の要件)
- 第3条 学士の学位は、大学を卒業した者に授与するものとする。
(修士の学位授与の要件)
- 第4条 修士の学位は、大学院の修士課程および博士前期課程を修了した者に授与するものとする。
(修士学位申請論文の提出)
- 第5条 修士課程および博士前期課程の学位論文を提出する者は、同課程に1年半以上在学し、所定の単位を16単位以上修得していなければならない。
- ただし、社会学研究科社会福祉学専攻前期課程における、3年制コース適用者にあつては、前期課程在籍2年目の履修登録時に「研究課題修了報告書」または「修士論文」のいずれかを選択しなければならない。また、法と経営学研究科法と経営学専攻修士課程においては、修士課程在籍2年目の履修登録時に「特定課題研究成果報告書」または「修士論文」のいずれかを選択しなければならない。
- 2 学位論文を提出しようとするときは、論文の題目、研究内容について、あらかじめ指導教授の承認を受けなければならない。
- 3 論文題目の届出および論文の提出期限は、学暦にしたがい、期限に遅れた論文は受理しない。
(修士論文審査基準)
- 第5条の2 論文の審査基準としては、専攻分野における研究能力を示すような研究テーマの妥当性、問題意識の明確さ、発想の独自性、探求の深さ、方法の適切性、論旨展開の説得力、問題提起と結論の整合性、文献への参照度、文章の表現力、口頭での発表能力、などを総合的に評価する。また、基準の詳細は研究科委員会において定める。
(修士論文審査委員)
- 第6条 修士課程および博士前期課程の学位論文を受理したときは、研究科委員会の議を経て、主査および副査を選び審査する。
- 2 主査は、当該専攻課程の教員から選び、副査は、当該専攻課程の教員のうちから1名以上を選ぶものとする。
- 3 論文の成績は、100点満点とし、主査および副査の採点の平均60点以上を合格とする。
(修士課程および博士前期課程最終試験)
- 第7条 修士課程および博士前期課程の最終試験は、学位論文を中心とし、これに関連する授業科目について口頭試問により行う。
- 2 最終試験は、学位論文を審査した教員が行う。ただし、やむを得ない理由があるときは、研究科委員会の議を経て変更する。
- 3 前項の試験には、研究科委員会の議を経て、学位論文に関連のある授業科目を担当する教員を加えることができる。
- 4 最終試験の成績は、合格、不合格の評語をもってあらず。
- 5 最終試験の期日は、あらかじめ公示する。
(博士の学位授与の要件)
- 第8条 博士の学位は、大学院の博士課程を修了した者に授与するものとする。
- 2 前項に定める者のほか、博士の学位は、本学の定めるところにより、大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者にも授与することができる。
(課程による者の博士学位申請論文の提出)
- 第9条 本学大学院において、所定の課程を終えて、博士の学位を受けようとする者は、論文審査願に論文目録、論文要旨および履歴書各1通を添え、当該研究科を経て、学長に提出するものとする。学位論文は1編とし、3通を提出しなければならない。
- 2 前項に規定する学位申請論文は、博士後期課程にあつては、原則として、博士後期課程入学時から起算して在学年数5年以内に提出

するものとするが、研究科が認めた場合はこの限りではない。ただし、博士課程を最短修業年限以上在学して、所定の単位を修得または必要な研究指導を受けたのみで退学した者が、学位論文を提出しようとするときは、再入学をしなければならない。

(課程を経ない者の博士学位申請論文の提出および論文審査料)

- 第10条 第8条第2項により博士の学位を請求しようとする者は、前条第1項に掲げる書類のほか、に所定の学位申請書および論文審査料を添え、関係研究科を経て、学長に提出しなければならない。
- 2 本学大学院の博士課程を最短修業年限以上在学して所定の単位を修得または必要な研究指導を受けたのみで退学した者が、再入学せず論文を提出しようとするときは、前項の規定によるものとする。ただし、退学したときから5年以内に提出する場合にかぎり、論文審査料を免除する。
- 3 前各項に基づく博士学位を申請する者に対する論文審査料は次の各号による。
- (1) 本学の大学院博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得または必要な研究指導を受け退学した者が退学後5年を経て論文を提出する場合 100,000円
- (2) 本学の大学院博士後期課程を経ない者が論文を提出する場合 200,000円
- (3) 本学の専任教職員が論文を提出する場合 100,000円
- 4 既納の論文審査料は、返還しない。
(博士論文の受理、審査の付託)

第11条 学長は、論文を受理したときは、大学院研究科委員会にその審査を付託するものとする。

(課程を経ない者の学力の確認)

第12条 第8条第2項の学力の確認は、筆答または口答によるものとする。学力の確認は、専攻学術に関し博士課程を終えて、学位を授与されるものと同等以上の学識を有し、かつ、研究を指導する能力を有するか否かについて行う。この場合、外国語については、原則として2種類を課するものとする。

2 第10条第2項により、退学した者が退学した日から5年以内に論文を提出したときは、前項の学力の確認を免除することができる。

(論文の審査および最終試験)

第13条 研究科委員会は、審査に付された論文について、研究科所属の教授の中から、3名の専門審査委員を定め、論文の審査および最終試験を行う。

2 研究科委員会で、必要があると認めるときは、前項の委員を増し、または審査の一部を当該研究科所属の教授以外の者(他の大学院または研究所等の教員等を含む)に委嘱することができる。

(博士学位論文審査基準)

第13条の2 論文の審査基準としては、独立した研究者として成果を発表できるような、研究テーマの妥当性、問題意識の明確さ、発想の独自性、探求の深さ、方法の適切性、論旨展開の説得力、問題提起と結論の整合性、文献への参照度、文章の表現力、口頭での発表能力、などを総合的に評価する。また、基準の詳細は研究科委員会において定める。
(審査結果の報告)

第14条 専門審査委員は、論文の審査および最終試験が終わったときは、その結果を研究科委員会に文書をもって報告するものとする。

(学位授与の議決)

第15条 学位授与の議決は、当該研究科所属の教授の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

2 研究科委員会が前項の決定を行ったときは、その議決の文書をもって、学長に報告しなければならない。

(審査の期間)

第16条 論文の審査および最終試験は、論文を受理してから、1年以内に終了するものとする。ただし、明治学院大学大学院学則第37条に定められた最長在学期間を超えないものとする。

(学位の授与)

第17条 学長は、第15条第2項の報告にもとづき、学位を授与できると認められた者に対し、学位記を授与し、学位を授与できない者に対しては、その旨本人に通知する。

(論文要旨等の公表)

第18条 本学は、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3ヵ月以内に、当該博士の授与に係る論文の内容の要旨および論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位授与の報告)

第19条 学長は、博士の学位を授与したときは、大学院委員会に報告し、かつ、当該博士の学位を授与した日から3ヵ月以内に、所定の学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(博士学位論文の公表)

第20条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を受けて、当該博士の学位・授与に係る論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 前2項により論文を公表する場合には、本学の協力を得て、インターネットの利用(原則として機関リポジトリ)により行うものとする。

(学位の名称の使用)

第21条 本学の学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは「明治学院大学」と付記しなければならない。

(学位授与の取消し)

第22条 本学において学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実があったとき、または学位の名譽を汚辱する行為があったときは、学長は、学士にあつては当該学部教授会、修士、博士にあつては大学院委員会の議を経て、すでに与えた学位を取消し、学位記を返納させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 学部教授会または大学院委員会において前項の決定を行うには、構成員の3分の2以上が出席し、出席者の4分の3以上の賛成があることを必要とする。

(学位記等の様式)

第23条 学位記および学位申請関係書類の様式は、別にこれを定める。(規程の改廃)

第24条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て常務理事会の承認を得るものとする。

付則

この規程は、昭和39年4月1日からこれを施行する。

(中略)

2005年4月1日一部改正施行(様式8)

付則

2007年4月1日一部改正施行(修士課程を博士前期課程へ)

付則

2008年4月1日一部改正施行(第5条及び別表)

付則

2010年4月1日一部改正施行(論文審査基準追加)

付則

2013年4月1日一部改正施行(第9条、第16条、第18条、第20条論文要旨、博士学位論文インターネット公表、様式6、様式7備考3)

付則

2016年4月1日一部改正施行(第4条、第5条1項、第6条1項、第7条1項、別表の変更)

付則

この規程は、2017年4月1日から施行する。(第2条、第7条、別

表、様式2-2、法科大学院廃止による削除)

付則

この規程は、2017年5月12日から施行する。(第2条 文言修正、第24条 改廃手続きの変更、別表 経営学専攻博士前期課程廃止による削除)

付則

この規程は、2018年4月1日から施行する。(第5条および様式2文言修正)

付則

この規程は、2024年5月10日から施行する。(第10条の変更、様式4-2の追加、様式4、様式5、様式5-2の修正)

別表 専攻分野の名称

学 士	修 士	博 士
英文学 フランス文学 芸術学 経済学 経営学 国際経営学 社会学 社会福祉学 法学 政治学 国際学 心理学 教育発達学	英文学 フランス文学 芸術学 経済学 社会学 社会福祉学 国際学 心理学 教育発達学 法と経営学	英文学 フランス文学 芸術学 経済学 経営学 社会学 社会福祉学 法学 国際学 心理学

I 第23条に定める学位記の様式
(様式1)

印	卒業証書・学位記
本学○○学部○○学科所定の課程を修めたこと を認める ○○○○年○○月○○日 明治学院大学○○学部長 氏 名 本学○○学部長の認定により本学を卒業したこ とを認め学上(○○)の学位を授与する (○○)	氏 名 年 月 日 氏 名 年 月 日
印	印
明治学院大学長	氏 名
印	

(様式2)

印	学位記
院修(博)第 号 右は本学大学院 研究科 年 月 日 氏 名 専攻の修士(博士前期)(博士後期)課程にお いて所定の単位を修得し学位論文の審査および 最終試験に合格したので修(博)士(○○) の学位を授与する	年 月 日 年 月 日 氏 名 年 月 日 氏 名
印	
明治学院大学長	氏 名

(様式3)

印	学位記
院博第 号 右は本学大学院に学位論文を提出し所定の審査およ び試験に合格したので博士(○○)の学位を 授与する	年 月 日 氏 名 年 月 日 氏 名 年 月 日 氏 名
印	
明治学院大学長	氏 名

II 第23条に定める学位申請関係書類の様式
(様式4)

博士論文審査願 明治学院大学学位規程第9条の規定により、 論文にその目録、要旨および履歴書を添え、博士 (○○学)の学位授与の審査をお願いいたします。 年 月 日 氏名 ㊟ 明治学院大学長 殿

用紙規格…A4判

(様式4-2)

博士論文審査願 明治学院大学学位規程第10条の規定により、 論文にその目録、要旨、履歴書および学位申 請書を添え、博士(○○学)の学位授与の審査 をお願いいたします。 年 月 日 氏名 ㊟ 明治学院大学長 殿
--

用紙規格…A4判

(様式5)

学位申請書 明治学院大学学位規程第10条第1項の規定 により、論文審査料 万円を添え、博士 (○○学)の学位授与を申請いたします。 年 月 日 氏名 ㊟ 明治学院大学長 殿

用紙規格…A4判

(様式5-2)

学 位 申 請 書

明治学院大学学位規程第 10 条 第 2 項の規定により、博士(〇〇学)の学位授与を申請いたします。

年 月 日
氏名 ㊤

明治学院大学長
殿

用紙規格…A4 判

(様式8)

(表)

研究実績目録

記入年月日 年 月 日

氏名 ㊤

発行・掲載・ 発表年月日	著書・論文・翻訳書名および 研究報告(発表)題名	掲載誌名 発表場所	発行所

備考 1. 年号は西暦で記入すること。
2. 論文等の記載されている巻・号・ページを記入すること。

(様式6)

論 文 目 録

論文

1. 題 目 (和文)
(英文)
2. 部 数
3. 印刷公表の方法および時期(既に公表済の場合)

年 月 日
氏名 ㊤

用紙規格…A4 判

(裏)

発行・掲載・ 発表年月日	著書・論文・翻訳書名および 研究報告(発表)題名	掲載誌名 発表場所	発行所

(/ ページ)

用紙規格…A4 判

(様式7)

履 歴 書

ふりがな(ローマ字)
氏 名 (性別)
生年月日
本 籍
現 住 所
学歴
年 月 日
年 月 日
研究歴
年 月 日
年 月 日
職歴
年 月 日
年 月 日
上記のとおり相違ありません。

年 月 日
氏名 ㊤

用紙規格…A4 判

- 備考 1. 学歴は、旧制中学校または新制の高等学校入学以降を記載すること。
2. 本大学博士課程を経た者は、その単位取得証明書を添付すること。
3. 所定様式に記入しきれない場合は、ワープロソフトで作成した履歴書に代えて提出することができる。

4. 明治学院大学大学院学籍の取扱いに関する規程

第1章 総則

第1条 この規程は明治学院大学大学院学則のうち学籍の取扱いの基準を定めるものである。この規程に定めていない学籍の取扱いについては、大学院委員会の議を経て委員長がこれを定める。

第2章 休学

(休学)

第2条 休学は学則第33条の定めによる。

2 休学をしようとする者は、保証人連署のうえ春学期からの休学にあつては5月末日、秋学期からの休学にあつては11月末日までに願ひ出るものとする。

3 休学を許可された者の休学開始の時期は学期の始めとする。

(休学中の学納金)

第3条 休学中の学納金については、別に定める明治学院大学大学院学納金等取扱細則による。

(復学の時期)

第4条 休学者の復学の時期は学期の始めとする。

(休学者の復学)

第5条 病気による休学者が復学を願ひ出る時は医師の診断書を添付し、校医の認定を経た者のみこれを許可する。

(休学中の扱い)

第6条 休学期間中は授業および試験を受けることができない。ただし、諸証明書は発行する。

(休学期間)

第7条 休学の期間は1年を超えることはできない。ただし、特別の事情がある場合には願ひ出により、引き続き2学期を限度として休学を許可することがある。この場合休学期間は、通算し修士課程および博士前期課程2年、博士後期課程においては3年とし、これを超えることはできない。

ただし、社会学研究科社会学専攻前期課程における、3年制コース適用者の休学期間は、通算して1年を超えることはできない。

(休学中の在学年数)

第8条 休学期間は、在学年数に算入しない。

第3章 退学および再入学

(願出による退学)

第9条 退学をしようとする者は、その理由を記し、保証人連署のうえ、退学願を提出しなければならない。

2 退学の日付は次のとおりとする。

(1) 年度の途中で退学する者は許可された日とする。

(2) 削除

(3) 明治学院大学大学院学則第39条による退学の日付けは研究科委員会の議を経てこれを定める。

(再入学)

第10条 退学者の再入学は退学の日が属する学期の次の学期から数えて10学期以内の者に限り研究科委員会の議を経てこれを許可することがある。ただし、前条第2項第3号により、退学を命ぜられた者は再入学を許可しない。

2 明治学院大学学位規程第9条第2項但書の再入学は、入学時から起算して6年以内の者に限り、研究科委員会の議を経てこれを許可する。

3 再入学しようとする者は、その旨を記し、春学期からの再入学は前年度の2月末日までに、秋学期からの再入学は当該年度の8月末日までに、保証人連署のうえ願ひ出なければならない。この場合学納金の延納は認めない。

(再入学科)

第11条 再入学を許可された者は、再入学科を納付しなければならない。ただし学位論文提出のために許可された者は、再入学科を免除する。

2 再入学科については、別に定める明治学院大学大学院学納金等取扱細則による。

第12条 (削除)

第13条 (削除)

第4章 除籍

(除籍)

第14条

1 定められた期日までに学納金を納入しない者は、当該学期の始めに遡って除籍とする。ただし、経済的困窮を理由として所定の延納願を提出し、期日までに学納金を納入した者はこの限りではない。

2 入学を許可された者が入学手続終了後、所定の期間内に授業科目履修届を提出しないときは、本人に学業継続の意思を照会し、その意思のないときは、4月1日付をもって入学を取消し除籍する。

3 第2年次以上の者が、所定の期間内に授業科目履修届を提出しないときは、本人に学業継続の意思を照会し、その意思のないときは、4月1日付をもって除籍とする。

4 休学期間を超過しても復学の意思のない者は、休学期間を満了した日をもって除籍する。

5 明治学院大学大学院学則第37条に定められた最長在学年数を超えた者は、その在学年数を満了した日をもって除籍する。

6 死亡した者は、死亡した日をもって除籍する。

(除籍者の再入学)

第15条 除籍された者の再入学は原則としてこれを許可しない。ただし、前条第1項による場合は除籍の日が属する学期から数えて10学期以内の者に限り、研究科委員会の議を経たのち再入学を許可することがある。

(規程の改廃)

第16条 この規程の改廃は、大学院委員会および大学評議会の議を経て、常務理事会の承認を得るものとする。

付則

1 この規程は、1971年4月1日から施行する。

2 1991年4月1日 一部改正施行

3 1997年4月1日 一部改正施行

4 2002年4月1日 一部改正施行

5 2003年4月1日 一部改正施行

6 2004年4月1日 一部改正施行

7 2005年4月1日 一部改正施行

8 2008年4月1日 一部改正施行

9 2014年4月1日 一部改正施行 (第14条1但書)

10 この規程は、2017年4月1日から施行する。(第7条専門職学位課程廃止に伴い一部削除)

11 この規程は、2018年4月1日から施行する。(第7条文言の追加、第16条の追加)

12 この規程は、2024年4月1日から施行する。(第7条、第10条第1項および第15条の変更)

5. 学位授与資格を満たした者についての規程

過年次生が春学期に学位取得の要件を満たした場合には、研究科の定めるところにより、本人の意思を確認の上、9月修了を認めることができる。

付則

1. 本規程は、2004年4月1日より施行する。

付則

2. 2006年4月1日一部改正施行

6. 明治学院大学大学院学納金等取扱細則

第1章 総則

(学納金等の取扱い)

第1条 大学院の学納金等の取扱いは、大学院学則その他別に定めがあるもののほかは、この細則の定めるところによる。

2 在学中、学納金等に変更のあった場合は、新たに定められた金額により納めるものとする。

第2章 学納金

(在学生の学納金)

第2条 本学に在学する者は学則第43条に定める授業料を納入しなければならない。学則第5条に定める修業年限を超えて在学する者の授業料は、次の金額を納入しなければならない。

(1) 論文作成のみの者および学位申請論文提出のため再入学を許可された者は、入学年度に応じた授業料の2分の1(千円未満切り上げ)の額とする。

(2) 論文作成とともに未修得単位の履修を行う者は、入学年度に応じた授業料の2分の1(千円未満切り上げ)の基本料に、履修申請1単位につき別表第1に定める受講料を加算した額とする。

(3) 未修得単位の履修を行う者は、(2)に準じる。

(4) 指導教授の指導のみを受け、単位を取得しない者は、(2)に準じる。

(5) (2)~(4)の基本料と受講料の合計額が当該年度の授業料額を超える場合は、授業料額をもって限度とする。

(6) 博士後期課程に3年以上在学し、博士の学位申請論文を提出した者については、その後の授業料は免除する。

(7) 特別研究生については、明治学院大学大学院特別研究生規程の定めるところによる。

2 前項に定める授業料のほか、施設費・設備費・実験実習料(心理学研究科博士前期課程および心理学研究科修士課程を除く)・教育充実維持費は、所定の額を納入しなければならない。

(科目等履修料、委託聴講料)

第3条 科目等履修を許可された者は、履修単位1単位につき、別表第1に定める科目等履修料を納入しなければならない。

2 本大学院と委託特別聴講生に関する協定を締結している他大学の大学院に在籍する学生が、本大学院の授業の聴講を許可された場合は別表第1に定める委託聴講料を納入しなければならない。

(研究指導料)

第4条 研究生として受け入れを許可された者は、次に定める研究指導料を納入しなければならない。

(1) 大学院研究生については、当該年度授業料の2分の1(千円未満切り上げ)とし、別表第1に定める。

(2) 受託研究生および外国人受託研究生については、当該年度授業料および施設費の合計金額の2分の1(千円未満切り上げ)とし、別表第1に定める。

(実験実習料)

第5条 実験、実習を履修する者は、実験実習料を納入しなければならない。

(1) 心理学研究科博士前期課程の実験実習料は、別表第2に定める。

(2) その他、特定の科目を履修する場合の実験実習料は、別に定める。

(その他の納付金)

第6条 学納金のうち、教育充実維持費、再入学料、在籍料は、その他の納付金として、別表第3に定める。

(留学、休学、退学、再入学、9月修了、復学、懲戒に伴う学納金)

第7条 学則第45条第2項に定める留学を許可された者は、当該年度の学納金を納付しなければならない。

2 学則第45条第3項に定める休学を許可された者は、別表第3に定める在籍料を納入しなければならない。

3 退学する者は、退学の日付にかかわらず、願い出の日の属する学期の学納金を納入しなければならない。

4 再入学を許可された者は、再入学料および再入学した年度の第1年次の学生と同一の当該年度学納金を、所定の期日までに納入しなければならない。ただし、再入学時に修業年限を超えている場合は、第2条による。

5 秋学期からの再入学を許可された者は、当該年度秋学期学納金を所定の期日までに納入しなければならない。

6 9月修了生は、当該年度春学期学納金を納入しなければならない。

7 復学を許可された者は、復学する学期の学納金を納入しなければならない。

8 年度途中で学則第39条に定める懲戒を受けて退学または停学となった者は、退学期日を含む学期までに係る学納金または停学期間中に係る学納金の全額を納入しなければならない。

第7条の2 2015年度以前に入学し、かつ学則第45条の2に定める留学を許可された者は、留学期間の在籍料として別表第3に定める金額を納入しなければならない。ただし、別に定めのある場合はそれによる。

第3章 手数料

(入学検定料)

第8条 入学試験を受けようとする者は、別表第4に定める入学検定料を納入しなければならない。

(再試験料、科目等履修生選考料、論文審査料等)

第9条 再試験を受けようとするものは、1科目につき、別表第4に定める再試験料を納入しなければならない。

2 科目等履修生として、本学所定の授業科目を履修しようとする場合は、別表第4に定める入学検定料の2分の1を選考料として納入しなければならない。

3 大学院研究生規程により、特定の専門領域について研究指導を受けようとする場合は別表第4に定める入学検定料の2分の1を選考料として納入しなければならない。

4 博士学位論文の審査を受けようとする場合の論文審査料は、明治学院大学学位規程の定めるところによる。

(科目等履修生登録料等)

第10条 科目等履修生として許可された者は、別表第4に定める科目等履修生登録料を納入しなければならない。ただし、本学の大学院生、卒業生および修了生は免除される。

2 博士後期課程を修了した者が、引き続きその施設、設備を利用する場合、別表第4に定める課程博士登録生登録料を納入しなければならない。

第4章 代理徴収

(代理徴収)

第11条 学納金の徴収にあたっては、学会等特定の他団体から徴収依頼を受けた学会費等の諸費用を学納金と合せて代理徴収することができるものとする。

第5章 授業料後払い制度

(申請対象)

第12条 国による「授業料後払い制度」(以下「本制度」という。)

に申請できるのは、次の各号に定める者とする。

- (1) 2024年度以降に入学し、修士課程・博士前期課程に在学する標準修業年限内の者
- (2) 修士課程・博士前期課程への入学手続きをしようとする者
(申請方法)

第13条 申請には本学が指定した期限までに所定の書類提出あるいは手続きをすること。
(申請後の授業料の納入期限)

第14条 前条の申請をした場合、学納金のうち授業料についてののみ、学則第44条第2項および第45条第1項の納入期限は適用しない。
(授業料の充当)

第15条 本制度に採用された場合、前条の授業料については、日本学生支援機構から本学へ振り込まれる授業料相当額を充当する。
(不採用の場合の授業料)

第16条 本制度に不採用となった場合は、本学が指定した期日までに残りの授業料を納入すること。
(不採用で未納の場合)

第17条 前条により、指定の期日までに残りの授業料が未納の場合は、明治学院大学大学院学籍の取扱いに関する規程第14条第1項を適用する。ただし、延納願の取扱いはしない。

第6章 その他

(学納金等の過不足)

第18条 学籍異動等により、学納金等の納入済み金額と本来徴収すべき金額に差額が発生した場合、過剰額は返却し、不足額は徴収する。
(細則の改廃)

第19条 本細則の改廃は、大学院委員会および大学評議会の議を経て、常務理事会の承認を得るものとする。

付則

(一部省略)

17 この取扱細則は2024年9月21日から施行する。(第7条第8項)

別表第1 科目等履修料、委託聴講料、研究指導料、受講料

区分	金額(円)
科目等履修料	修士課程, 博士前期課程(1単位) 20,000
委託聴講料	1科目(4単位) 2,000 1科目(2単位) 1,000
研究指導料(大学院研究生)	修士課程, 博士前期課程 255,000 博士後期課程 255,000
研究指導料(受託研究生・外国人受託研究生)	修士課程, 博士前期課程 305,000 博士後期課程 305,000
受講料	修士課程, 博士前期課程(1単位) 20,000 博士後期課程(1単位) 20,000

別表第2 実験実習料

区分	金額(円)
心理学研究科心理学専攻 博士前期課程実験実習料	(2013年度生まで) 200,000 (2014年度生より)
	心理学コース 80,000
	教育発達心理学コース 80,000
	臨床心理学コース 150,000 (※ 2016年度より教育発達心理学コースは廃止)
心理学研究科教育発達学専攻 修士課程実験実習料	80,000

別表第3 その他の納付金

区分	金額(円)
教育充実維持費	16,000
再入学料	80,000
在籍料	(1学期) 40,000

別表第4 手数料

区分	金額(円)
入学検定料	ただし2段階選抜の場合 35,000
	1次 20,000
	2次 15,000 (国外からの入金の場合を含む)
再試験料	(1科目) 3,000
論文審査料	明治学院大学学位規程の定めるところによる
科目等履修生選考料および 大学院研究生・受託研究生・ 外国人受託研究生選考料	17,500
科目等履修生登録料	(毎年度) 30,000
課程博士登録生登録料	(毎学期) 6,000

7. 大学院の成績評価確認と評価変更の取扱い内規

(目的)

第1条 この内規は、大学院生が成績評価に異議がある場合に担当教員に確認を求めるときの手続き、および成績評価の変更の方法について定める。

(対象)

第2条 本内規の対象とする成績とは、学歴で定められた日に発表された以下のものとする。

- (1) 修了者発表に伴い発表された成績(9月修了を含む)
- (2) 上記以外の学生に対して発表された成績

(受付時期)

第3条 当該成績が発表された日を含めて2日の間に限り大学院事務室の開室日に受け付ける。

(手続き)

第4条 成績評価に異議がある大学院生は、所定の様式で大学院事務室へ提出するものとし、担当教員への直接の問合せは不可とする。大学院事務室は担当教員に確認の問合せをする。

(回答)

第5条 担当教員は調査願の受付日から3日以内に、所定の様式の回答欄を大学院事務室へ提出することとする。回答の内容は大学院事務室から当該大学院生へ伝達する。

(成績の変更)

第6条 調査願によらないものも含めて、成績が変更となる場合、担当教員は採点変更の様式で大学院事務室へ提出し、大学院事務室は当該研究科へ連絡する。

2 当該研究科委員会は採点変更の審査を行い、また修了の可否に関わる場合はその審査も行い、審査の結果を採点変更の様式で大学院事務室へ回答する。

3 研究科委員長および専攻主任の決裁により、研究科委員会では事後承認とすることができる。

4 大学院事務室は変更の結果を当該大学院生へ伝達する。

(裏付け)

第7条 当該研究科委員会は、採点変更となる科目の担当教員に対して、変更の必要を裏付ける資料を求めることができる。

(改廃)

第8条 本内規の改廃については、大学院委員会の議を経て、大学評議会の承認を得るものとする。

付則

この内規は、2023年4月1日から施行する。

8. 明治学院大学大学院科目等履修生規程

(目的)

第1条 大学院学則による科目等履修生として本学所定の授業科目を履修しようとする者は、この規程によるものとする。

(出願資格)

第2条 科目等履修生として出願することのできる者は、明治学院大学大学院学則に定める出願資格を有するものとする。

(出願書類)

第3条 科目等履修生に出願する者は、所定の期日に次の書類を提出し、別に定める選考料を納入しなければならない。

- (1) 願書 本学所定のもの
- (2) 履歴書 本学所定のもの
- (3) 最終出身学校の成績証明書および卒業証明書（または資格証明書）
- (4) 写真（3ヵ月以内に撮影したもの）
- (5) 健康保険証、運転免許証、旅券、住民票抄本など氏名・生年月日を証明する書類いずれか1点の写し。
 - (イ) 外国籍の者は在留カードまたは旅券のいずれか1点の写し。
 - (ロ) 特別永住者は特別永住者証明書または旅券のいずれか1点の写し。

（いずれの場合も提出時に原本を提示）

(出願者の選考)

第4条 科目等履修生を出願した者に対しては、書類審査ならびに試験を行うものとする。

(納入金)

第5条 履修を許可されたものは、別に定める学納金等を納入しなければならない。

2 選考料は、理由の如何にかかわらず返還しない。学納金等は、学期開始後は理由の如何にかかわらず返還しない。

(履修期間)

第6条 科目等履修生の入学の時期は学年始めとし、その履修期間は1年とする。

(履修の条件)

第7条 科目等履修生が履修し得る単位数は1年間12単位以内とする。

(単位の認定)

第8条 科目等履修生は履修した授業科目について所定の試験を受けることができる。試験に合格したのものには願出により当該授業科目の単位を与え、単位取得証明書を交付することができる。

(科目等履修生証)

第9条 科目等履修生は、科目等履修生証の交付を受け、登校時には携帯しなければならない。

(禁止事項)

第10条 科目等履修生は、許可された授業科目以外の授業科目および博士後期課程の授業科目を受講することはできない。

(遵守事項)

第11条 科目等履修生は、この規程の他に学内諸規則を守らなければならない。

(規程の改廃)

第12条 本規程の改廃は、大学院委員会および大学評議会の議を経て、常務理事会の承認を得るものとする。

付則

- 1 この規程は、1995年4月1日から施行する。
- 2 2006年4月1日 一部改正施行
- 3 2007年4月1日 一部改正施行
- 4 2013年4月1日 一部改正施行
- 5 2014年4月1日 一部改正施行
- 6 この規程は、2018年5月11日から施行する。(第3条の変更)

9. 明治学院大学大学院研究生規程

(目的)

第1条 明治学院大学大学院学則第41条によりこの規程を定める。

(研究生の定義)

第2条 研究生とは、本大学院の定める入学者選抜によらないで、特定の専門領域について、本学教授から研究指導を受ける者をいう。

(在籍期間)

第3条 研究生の在籍期間は、1年とする。

2 前項の期間について、特別な事情のある場合、当該研究科委員会の議により、6ヵ月以上1年とすることができる。

3 在籍期間の延長を希望する者があるときは、当該研究科委員会の議により、1年に限りこれを認めることができる。

(研究生の区分)

第4条 研究生は、当該課程在籍者と同等以上の学力があると認められる者を指し、次の区分とする。

(1) 大学院研究生

第一種 本大学院博士（前期）課程または修士課程修了者で、さらに研究を継続し、大学院等の研究施設を利用する者

第二種 本大学院博士（後期）課程に3年以上在学し、かつ所定の単位を修得または履修し、退学した者が、さらに研究を継続し、大学院等の研究施設を利用する者

第三種 本大学院専門職学位課程修了者で、さらに研究を継続し、大学院等の研究施設を利用する者

(2) 受託研究生

官公庁、大学、研究機関、民間団体等からの委託による者。ただし、大学の教職にある者を除く。

(3) 外国人受託研究生

外国籍の者で、大学院に在籍、またはこれを修了した者

(出願書類)

第5条 研究生に志願する者は、特別な事情を除き、4月より在籍の場合、1月末日までに次の書類を提出し、所定の選考料を納付しなければならない。

- (1) 志願票
- (2) 最終学校の卒業（修了）証明書（願書受付日6ヵ月以内発行のもの1通）
- (3) 最終学校の成績証明書（願書受付日6ヵ月以内発行のもの1通）
- (4) 履歴書（写真貼付）
- (5) 研究業績一覧
- (6) 研究計画書
- (7) 外国籍の者はパスポートもしくは在留カードのコピー
- (8) 第4条第1項第2号の受託研究生は委託依頼状

(審議と報告)

第6条 研究生の選考は、当該研究科委員会の議を経てこれを決定し、その結果を大学院委員会に報告する。

(研究指導料)

第7条 研究生として許可された者は、別に定める研究指導料を指定期間内に納付しなければならない。

(報告義務)

第8条 研究生は、本学における研究成果を指導教授を通じて、当該研究科委員会に提出しなければならない。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、大学院委員会および大学評議会の議を経て常務理事会の承認を得るものとする。

付則

- 1 この規程は、1984年4月1日より施行する。
- 2 2004年4月1日 一部改正施行
- 3 2006年4月1日 一部改正施行
- 4 この規程は、2016年4月1日から施行する。(各条項への見出し)

の追加、第1条文言の削除・変更、第5条応募手続きの明確化、第7条徴収金の明確化、第9条改廃手続きの改正)

10. 明治学院大学大学院課程博士登録生規程

(目的)

第1条 この規程は、明治学院大学大学院博士後期課程を修了(博士の学位を取得)した者で、かつ、明治学院大学大学院学納金取扱細則第10条の3に定める課程博士登録生登録料を納入した者について、創造性に富んだ研究者の育成を支援するために施設利用その他課程博士登録生に提供する便宜、および、これらの手続きについて必要な事項を定める。

(資格)

第2条 明治学院大学大学院博士後期課程で、博士の学位を取得した者は、課程博士登録生になることができる。

(課程博士登録生の身分の得喪)

第3条 課程博士登録生になるには、研究科委員会に申し出て、大学院委員会の承認を得るとともに、明治学院大学大学院学納金取扱細則に定める課程博士登録生登録料(以下「登録料」という)を納入しなければならない。

2 次の場合には、各号に定める日以降、課程博士登録生の身分を失う。

- (1) 本人より課程博士登録生を辞退する旨の申し出のあった場合辞退が認められた日
- (2) 所定の期日までに登録料を納入しなかった場合 当該学期の初め
- (3) その他、課程博士登録生としてふさわしくない行いのあった場合 課程博士登録生の身分の取消しが認められた日
- (4) 課程博士登録生として期間満了の日

(施設の使用)

第4条 課程博士登録生は、次の区分に従い、次の施設を利用することができる。

2 施設は、共同利用施設(在学生と共同で利用できる施設)、一般利用可能施設(所定の手続をすることで利用できる施設)を利用することができる。ただし、文学研究科、経済学研究科、社会学研究科、法学研究科、心理学研究科にあっては白金校舎へボン館、国際学研究科は横浜校舎8号館の施設とする。

(大学の諸施設の利用)

第5条 課程博士登録生は、所定の手続きを経ることで、図書館等大学の諸施設を利用できる。

(登録生証)

第6条 課程博士登録生に課程博士登録生証を発行する。課程博士登録生の身分を喪失した場合には、交付された課程博士登録生証を速やかに返却しなければならない。又、課程博士登録生証を紛失した場合は速やかに届け出るものとする。

再発行に際しては所定の手数料を徴収する。

(申請手続)

第7条 課程博士登録生になることを希望する者は、春学期の利用にあっては前年度3月中旬、秋学期の利用にあっては9月中旬までに所定の用紙に記入し願い出るものとする。

2 課程博士登録生となることができる者が、年度途中で申請した場合、本規程の適用については、当該申請日の属する学期の初めより課程博士登録生となることを申請したものとみなす。

3 課程博士登録生が大学の学歴に従い実施される定期健康診断を受ける場合には、申請の際、健康診断書の提出を免除する。

(期間)

第8条 課程博士登録生の期間は、4年(春学期・秋学期)とする。ただし、研究科委員会で認められた場合は、学期ごと7回に限って

更新する事ができる。

(登録料)

第9条 課程博士登録生の登録料は学期毎に徴収する。

2 課程博士登録生になろうとする者は、課程博士登録生登録料を、指定の期日までに、納入しなければならない。なお、課程博士登録生の身分を失う等の場合であっても、いったん納入された当該学期の登録料は返還しない。

(改廃手続)

第10条 この規程の改廃については、大学院委員会および大学評議会の議を経て、常務理事会の承認を得るものとする。

付則

この規程は、2008年4月1日より施行する。

11. 明治学院大学大学院特別研究生規程

(対象者)

第1条 特別研究生(以下「特研生」と称する)は、大学院博士後期課程在籍者のうち、最短修業年限を超えて在籍する者を対象とする。

(授業料)

第2条 特研生には授業料を免除することができる。

(期間)

第3条 特研生の期間は4月から翌年3月までの1年間とし、毎年3月に翌年度の対象者を決定する。

(選考と基準)

第4条 特研生は、当該研究科委員会の推薦に基づき、大学院委員会において決定する。

2 その決定は次の方法と基準による。

- (1) 研究科専攻の主任教授は、推薦するに足る者のあるときは、3月上旬までに次に掲げる(3)から(5)に規定する事項の証明のほか、推薦順位その他の参考資料を学長に提出する。
- (2) 特研生の数は若干名とし、諸般の事情を考慮して決定する。
- (3) 特研生になる者は、修士課程、博士前期課程および博士後期課程における成績が優秀の者でなければならない。
- (4) 特研生になる者は、将来学問的研究に専心する方針を堅持する者でなければならない。
- (5) 特研生の推薦を受ける者は、前項の趣旨に沿った職種に就く意志のある者でなければならない。
- (6) 前号までの規定に従い、かつその資格について当該研究科専攻の教授1名以上の推薦のある者でなければならない。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、大学院委員会および大学評議会の議を経て、常務理事会の承認を得るものとする。

付則

- 1 この規程は、1962年4月16日からこれを施行する。
- 2 1976年4月1日一部改正施行(昭和49年大学院設置基準制定に基づく学則改正に伴う課程名称変更等)
- 3 1996年4月1日一部改正施行
- 4 この規程は、2020年4月1日から施行する。(明治学院大学大学院特別研究生選考要綱廃止に伴う変更)

12. 明治学院大学学生国際交流規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は明治学院大学(以下「本学」という。)の学生国際

交流に関する必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本規程による学生国際交流とは、次の国外派遣留学生の送出しおよび外国人留学生の受入れをいう。

- (1) 国外認定留学
- (2) 明治学院大学学則第27条の2で定める留学のうち国外留学(交流協定および日本・海外大学間コンソーシアム)

第3条 本学は外国の大学・教育および研修機関等(以下「大学等」という。)との学生留学に関する交流協定の締結および日本・海外大学間コンソーシアムへの参加(以下「国際交流協定等」という。)ができる。

2 国際交流協定等は国際センター委員会で審議した後、学部学生にかかわる国際交流協定等については学部教授会で、大学院学生にかかわる国際交流協定等については研究科委員会および大学院委員会で審議し、大学評議会の承認を得るものとする。学部と外国の大学等との学生派遣等の国際交流協定等については、学部教授会で承認し、大学評議会に報告するものとする。

(国外派遣留学生の選考)

第4条 学部学生の国外派遣留学については学部教授会で、大学院学生の国外派遣留学については研究科委員会で審議する。

(奨学金等)

第5条 次の各号の留学生は、留学奨学金の交付または授業料減免を願い出ることができる。

- (1) 国外認定留学生
- (2) 外国人留学生
- (3) 本規程第2条第2号による留学を、必修科目を履修する上で義務付けられている留学生(カリキュラム留学生という。)

2 奨学金に関する細目は各奨学金規程により、授業料減免に関する細目は学部については明治学院大学私費外国人留学生授業料減免規程、大学院については明治学院大学大学院私費外国人留学生授業料減免規程による。

(事務の所管)

第6条 本規程による事務は、全学的な募集を行うプログラムについては国際センターが、特定の学部・学科生を対象とするプログラムは学部が、大学院については大学院事務室が所管する。

第7条 削除

第2章 国外認定留学生の送出し

(認定留学の定義および種類)

第8条 本規程による国外認定留学(以下「認定留学」という。)とは、本学に在籍する学部学生または大学院学生が、学修および研究上の必要により、外国の大学等で学修活動を行うことを各学部教授会または研究科委員会および大学院委員会が認めた次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 大学留学プログラム：全学的な募集を行うプログラム
 - (ア) 協定留学：外国の大学等と本学との協定に基づく派遣・交換による留学
 - (イ) コンソーシアム留学：日本・海外大学間コンソーシアムによる留学
 - (ウ) 公募プログラム：本学の関与が前提条件である全学的な募集プログラム
- (2) 学部・学科留学プログラム：外国の大学等と本学の学部もしくは学科との協定に基づく特定の学部・学科生を対象に募集を行うプログラム
 - (ア) 学部・学科派遣留学
 - (イ) ダブル・ディグリー留学
- (3) 協定外留学：(1)、(2)以外の留学

2 協定留学のうち、留学期間が2ヵ月未満のものを短期留学という。短期留学については別に定める。

(認定留学期間)

第9条 認定留学期間は以下のとおりとする。

- (1) 協定留学：協定に基づき別に定める。
- (2) コンソーシアム留学：コンソーシアムの規定を準用する。
- (3) 公募プログラム：募集要項による。
- (4) ダブル・ディグリー留学：協定に基づき別に定める。
- (5) 上記以外の留学：本学の1または2学期間とする。ただし願い出により更に1または2学期間の認定留学延長を許可することがある。

2 認定留学の延長を希望する者は、認定留学願に記載されている実際の留学期間終了日以前の所定の期日までに認定留学期間延長願いを提出しなければならない。

3 認定留学の短縮を希望する者は、希望する短縮後の留学期間終了日以前の所定の期日までに認定留学期間短縮願いを提出しなければならない。

(出願資格)

第10条 認定留学に出願できる者の資格は以下のとおりとする。

- (1) 協定留学：出願時において1学期以上在学した学部学生、および大学院学生で、学業、人物ともに優秀と認められ、留学費用を負担でき、留学に必要な外国語能力のある者。
- (2) コンソーシアム留学：コンソーシアムの規定を準用する。
- (3) 公募プログラム：募集要項による。
- (4) ダブル・ディグリー留学：協定に基づき別に定める。
- (5) 上記以外の留学：学業、人物ともに優秀と認められ、留学費用を負担でき、留学に必要な外国語能力のある者。

(出願)

第11条 認定留学を希望する者は所定の「留学願」に所定の資料を添えて提出しなければならない。

2 第10条第5号に定める認定留学を希望する者は、本条第1項の書類に以下の書類を添付して提出しなければならない。

- (1) 留学先大学等の資料(教育内容の記されているもの)
- (2) 留学先大学等の受入許可書
- (3) その他学部教授会、大学院研究科委員会、国際センターまたは大学院事務室が必要とする書類

(認定留学許可後の手続き)

第12条 認定留学を許可された者は、本学が指定する各種オリエンテーションに出席し、その他の指示に従わなければならない。

(認定留学中の学籍および学納金)

第13条 認定留学中の学籍は「留学」とし、在学期間に算入する。ただし、短期留学中の学籍は「留学」としない。

2 認定留学の期間・時期等の必要な事項は学部については学部教授会の、大学院については研究科委員会の決定によるものとする。

3 留学中の学納金については、明治学院大学学則第51条、明治学院大学学納金等取扱細則第8条、明治学院大学大学院学則第45条、明治学院大学大学院学納金等取扱細則第7条による。

(外国で修得した単位の認定)

第14条 外国で修得した単位の認定は、学部については「明治学院大学国外認定留学生の送り出しに関する教務関係事項取扱規程」に定める。大学院については「明治学院大学大学院学則」による。

(履修科目の取扱い)

第15条 認定留学生の本学における履修科目の取扱いについては、「明治学院大学国外認定留学生の送り出しに関する教務関係事項取扱規程」に定める。

(留学の取消し)

第16条 認定留学生が以下のいずれかに該当する場合は、本規程による留学生の資格を取消することができる。

- (1) 提出書類に虚偽の事実があったとき
- (2) 本規程に定められた義務を怠ったとき
- (3) その他認定留学生として適当でないと判断されたとき
- (4) 認定留学生が認定留学の取消しを希望するとき

- 2 認定留学の開始後、認定留学生として適当でない事情が生じた場合は、認定留学の取消しおよび帰国を命じることができる。
- 3 本条第1項第4号の認定留学の取消しを希望する認定留学生は、所定の期日までに認定留学取消し願いを提出しなければならない。
(報告義務)
- 第17条 認定留学生は留学開始後、留学の事実を確認するため国際センターが指定した資料を提出しなければならない。
- 2 認定留学生は留学終了後、国際センターが指定した期日までに留学報告書を提出しなければならない。

第3章 外国人留学生の受入れ (種類)

第18条 本学が受け入れる外国人留学生の種類は次のとおりである。

- (1) 学部留学生
 - (2) 大学院留学生
 - (3) 研究生
 - (4) 科目等履修生(学部・大学院)
 - (5) 本規程第3条に定める本学との交流協定による交換留学生
 - (6) 交流協定以外で国際センター委員会が特に認めた留学生
 - (7) 特別聴講生(夏季セミナー・その他)
- (入学時期)

第19条 入学の時期は学年の始めとする。ただし、以下のいずれかに該当する場合は学年の秋学期から受け入れることができる。

- (1) 学部教授会が特に認めた留学生
- (2) 大学院研究科委員会が特に認めた留学生
- (3) 本規程第3条に定める本学との交流協定による交換留学生
- (4) 交流協定以外で国際センター委員会が特に認めた留学生(学納金)

第20条 協定留学により入学を許可された者は、別に定める学納金を納入しなければならない。

(単位の振替え)

第21条 本学において学部留学生が取得した日本語の単位は他の指定科目の単位の振替えを認めることができる。大学院留学生については単位の振替えを認めない。

(入学後の取扱い)

第22条 外国人留学生の取扱いは特別な事情を除き、学則および学内諸規程を準用する。

2 学部留学生に関する特別な事項は学部教授会で、大学院留学生については研究科委員会で決定する。

(規程の改廃)

第23条 本規程の改廃は国際センター委員会委員長の提案に基づき、国際センター委員会、学部教授会、大学院研究科委員会、大学院委員会および大学評議会の議を経て、常務理事会の承認を得なければならない。

付 則

- 1 この規程は、1984年4月1日より施行
- 2 この規程は、1990年4月1日より改正施行
- 3 この規程は、1992年4月1日より改正施行
- 4 この規程は、1995年4月1日より改正施行
- 5 この規程は、1999年4月1日より改正施行
- 6 この規程は、2001年4月1日より改正施行
- 7 この規程は、2007年11月1日より改正施行
- 8 この規程は、2009年4月1日より改正施行
- 9 2010年4月1日一部改正施行(ダブル・ディグリー協定に基づく留学の追加)
- 10 2011年4月1日一部改正施行(第13条在籍料)
- 11 この規程は、2012年4月1日から施行する。(第10条出願資格の年次制限緩和)
- 12 この規程は、2014年12月1日から施行する。

13 この規程は、2016年4月1日から施行する。(第2条定義、第4条国外派遣留学生の選考、第5条奨学金等、第8条種類、第9条認定留学期間、第10条出願資格、第11条第2項出願、第13条3項認定留学中の学納金)ただし、第5条奨学金等および第13条3項認定留学期間中の学納金については、2016年度入学者より適用し、2015年度までの入学者は従前の規定による。

14 この規程は、2017年4月1日から施行する。(第3条、第5条、第6条、第8条、第12条、第14条、第15条、第17条)

15 この規程は、2024年4月1日から施行する。(第5条、第9条、第10条、第11条、第13条、第16条、第17条の変更)

13. 明治学院大学大学院私費外国人留学生授業料減免規程

(目的)

第1条 本学の大学院で学ぶ私費外国人留学生に対し、授業料を減免して、留学生への経済的負担を軽減するとともに大学の国際交流に寄与することを目的とする。

(減免の対象)

第2条 減免の対象は、本学の正規課程に在籍し、所定の申請手続きをとった私費外国人留学生で、大学院委員会が留学生活上の経済的援助が必要であると認め、その申請を承認した者とする。

ただし、学業の成績が不良または修了の見込みがないと認められる者は、これを対象としない。

(減免額)

第3条 授業料の減免額は、学則で定めた当該学期授業料の30%とする。

(減免の期間)

第4条 当該留学生を受けられる減免の期間は、修士課程および博士前期課程2年、博士後期課程3年を超えない範囲とする。

(事務の所管)

第5条 本規程に基づく事務の所管は、大学院事務室とする。

(内規)

第6条 本規程に基づく内規は別に定める。

(規程の改廃)

第7条 本規程の改廃は大学院委員会議長の提案に基づき、大学院委員会および大学評議会の議を経て、常務理事会の承認を得なければならない。

付 則

1 この規程は、2023年4月1日から施行する。

14. 明治学院大学大学院私費外国人留学生授業料減免内規

(目的)

第1条 この内規は、明治学院大学大学院私費外国人留学生授業料減免規程により、大学院学生に対する授業料減免が適正に行われることを目的とする。

(申請)

第2条 申請は、原則、毎学期の所定の期日に第4条に定められた申請書類を提出することにより行うことができる。

(資格)

第3条 授業料減免を受ける資格は下記の通りとする。

- (1) 申請期間において、日本での在留資格が「留学」であること。ただし、在留資格が「留学」で、「更新」手続き中の場合は申

請できる。

(2) 申請期間において日本に入学しており、かつ居住地が日本国内にあること。

ただし、申請時点において特段の事情により一時的に日本を離れており、そのことを申請期間に先立って申し出、大学院事務室長が許可した者で、申請後所定の期日までに日本に入学した場合は申請できる。

(3) 当該学期を休学中でないこと。

(4) 国費留学生でないこと。

(5) 国際協力機構、各国政府の奨学金を受給する国費留学生に準ずる留学生でないこと。

(6) 通常の単位修得をしていること。

(7) 経済的に困難な状況であること。

原則として以下の基準による。

・仕送り(学納金を除く)が、平均月額90,000円以下であること。

・在日している扶養者がいる場合、その年収が500万円未満であること。

(8) 当該年度5月1日現在で、履修登録の未登録期間が継続して1年以上となることが明らかでないこと。

(9) 支給期間が修士課程および博士前期課程4学期、博士後期課程6学期を超えないこと。

(10) 明治学院大学学生国際交流規程第2条で定められた国外派遣留学生でないこと。

(申請書類)

第4条 授業料減免を希望する学生は定められた期日までに下記の書類を提出するものとする。

(1) 明治学院大学大学院私費外国人留学生授業料減免申請書(所定用紙)

(2) その他大学院事務室が提出を求める書類(給付)

第5条 第4条の申請書類を定められた期日までに提出し、第3条の資格を満たす場合は、授業料減免を受けることができる。なお、減免の給付は学期毎とする。

(減免額)

第6条 減免の対象は、授業料のみとし、減免額は明治学院大学大学院私費外国人留学生授業料減免規程によるものとする。

(減免の取り消し)

第7条 減免対象者で、次の各号の一に該当するときは、減免の資格を取り消すことがある。すでに減免を受けている者には、減免された授業料を返還させることができる。

(1) 学則による懲戒処分を受けたとき

(2) 提出書類に虚偽の記載をしたとき

(3) その他、減免を受ける者として不適格と認められたとき

2 取り消し、返還の可否および金額については、大学院委員会で決定する。

(改廃)

第8条 この内規の改廃は、大学院委員会の議を経て、大学評議会の承認を得るものとする。

付則

1 この内規は、2023年4月1日から施行する。

15. 小野國嗣基金規程

(設置)

第1条 明治学院大学に小野國嗣基金(以下「基金」という。)を置く。

(目的)

第2条 基金の目的は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 社会福祉事業に従事することを志す本学学生(大学院生を含む)への奨学

(2) 社会福祉事業の振興に資する学際的な教育研究に従事する本学教員への研究奨励

(3) その他寄付者の趣旨に添った各種事業への奨励(運営)

第3条 基金は、本学卒業生故小野光太郎氏の寄付金を財源とし、その果実相当額の範囲内で運営する。

(名称)

第4条 基金による各事業は「小野國嗣基金」の名称を冠して行う。

(委員会)

第5条 基金の円滑な管理・運営を図るため、小野國嗣基金運営委員会(以下「運営委員会」という)を置く。

2 運営委員は、社会学科、社会福祉学科、心理学科、教育発達学科所属の教員若干名をもって構成する。

3 委員長は、委員の互選により選出する。

4 運営委員会は、毎年2回開催するほか、必要に応じ委員長が招集する。

(細則)

第6条 奨学金ならびに研究助成に係る細則は、小野國嗣基金規程施行細則に定める。

(所管)

第7条 この規程に関する事務の所管は、総務部総務課とする。

(規程の改廃)

第8条 本規程の改廃は、運営委員会、大学評議会の議を経て常務理事会の承認を得なければならない。

付則

1 この規程は1998年4月1日より施行する。(この規程および施行細則は、小野國嗣基金(研究助成)運営要綱、小野國嗣基金運営委員会規則、小野國嗣基金取扱内規を統合したものである)

2 この規程は、2012年4月1日から施行する。(第5条第2項教育発達学科の設置。第7条常務理事会の追加。)

3 この規程は、2025年4月1日から施行する。(小野光太郎氏逝去に伴う第3条の変更、第7条の追加およびそれに伴う条番号の繰り下げ)

16. 小野國嗣基金規程施行細則

(助成の対象)

第1条 基金は以下の事業を対象に助成する。

(1) 将来社会福祉事業に従事することを志している3年次生以上の本学学生(大学院生を含む)

(2) 社会福祉、教育、心理、その他の分野における実践活動の科学的調査研究を行う本学教員

(3) その他寄付者の趣旨に添った各種事業

2 前各号の対象者はできる限りキリスト者とする。

(助成の順位)

第2条 この基金の助成に係る優先順位は以下のとおりとする。

(1) 第1条第1項1号の該当者

(2) 第1条第1項2号の該当者

(3) 第1条第1項3号の該当者

(報告の義務)

第3条 基金による調査研究を行う者は、その研究成果を運営委員会に文書により報告しなければならない。

(公表の義務)

第4条 基金の助成を受けた者の採用結果については、本学ホームページ等を通じて公表するものとする。

2 第1条第1項第2号の該当者で、基金による調査研究を行う者は、その研究成果を学内研究誌、学会誌、学術出版等を通して公表しなければならない。その際、それらが基本金の助成による研究であることを明記しなければならない。

(助成額)

第5条 助成額は、奨学金に関しては1件につき20万円を上限とし総額100万円を限度とする。

2 調査研究に関しては1件100万円を限度として支給する。

(単年度実績)

第6条 基金による調査研究は単年度実績を原則とする。

2 当該年度で剰余金が生じたときは、これを基金に繰り入れることとする。

(寄付者への報告)

第7条 本基金に係る寄付者への報告は第4条の公表をもって代えることとする。

(細則の改廃)

第8条 本細則の改廃は、運営委員会の議を経て大学評議会の承認を得なければならない。

付則

- 1 この施行細則は1998年4月1日より施行する。
- 2 この施行細則は2011年4月1日より一部改正施行する。
- 3 この施行細則は2025年4月1日から施行する。(第1条第1項第2号、第2条の各号、第4条第1項および第7条の変更、第4条第2項の追加)

17. 明治学院大学大学院国外留学生奨学金に関する細則

(目的)

第1条 本細則は、明治学院大学大学院国外留学生奨学金（以下、「奨学金」という）について定める。

(給付)

第2条 奨学金は、本学での学籍が留学となる期間を対象として給付するものとする。

2 前項の給付額は、一律15万円とし、給付は在学中1回のみとする。

(出願資格)

第3条 奨学金は、明治学院大学学生国際交流規程第8条による国外認定留学を許可された大学院生で、修士課程または博士前期課程在学年次2年以内の者（2年次の秋学期から留学する者を含む）、博士後期課程在学年次3年以内の者（3年次の秋学期から留学する者を含む）に限り出願することができる。

(出願手続)

第4条 出願希望者は次の書類を指定の期日までに提出しなければならない。

- (1) 願書
- (2) 認定留学許可書（写）

(返還義務)

第5条 この奨学金は返還の義務はない。ただし、受給年度内に退学、除籍または大学院学則第39条による懲戒処分を受けた者および明治学院大学学生国際交流規程第16条により留学生資格の取消しされた者については、すでに支給した奨学金を返還させることとする。

2 返還させる場合のその返還金額については、大学院委員会で決定する。

(改廃)

第6条 この細則の改廃は、大学院委員会および大学評議会の議を経て、常務理事会の承認を得るものとする。

付則

1 本規程細則は2005年4月1日より施行する。

2 この細則は、2016年4月1日から施行する。(第1条の追加および旧第4条の削除、旧第1条から旧第3条の条番号繰り下げ、第2条の変更、第6条の追加)

3 この細則は、2019年4月1日から施行する。(第2条、第4条、第5条、第6条の変更)

18. 明治学院大学情報ネットワーク規程

(目的)

第1条 本規程は明治学院大学情報ネットワーク（以下「MAIN」という。）の利用について定める。

(運用管理責任者)

第2条 MAINの運用と管理、利用者の審査と登録は情報センター長がこれを行う。

(利用対象者)

第3条 MAINの利用対象者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 本学の勤務員
- (2) 本学の学部生、大学院生、その他本学の開講科目を履修する者
- (3) 本学の名誉教授
- (4) 本学の卒業生、修了生
- (5) 本学の入学前教育対象者
- (6) 本学学生の保証人
- (7) 国際無線LANローミング基盤（eduroam）利用者
- (8) 情報センター長が認めた者

(運用管理責任者の権限)

第4条 情報センター長はMAINの運用と管理およびトラブルを防止し秩序を維持するために必要な処置をとることができる。

(利用者の義務)

第5条 利用者はMAINのシステムの安定、セキュリティの確保に協力しなければならない。

(遵守事項)

第6条 MAINの利用にあたっては大学のネットワークであることを踏まえ、関連する法令と人権を守らなければならない。

(利用細則)

第7条 MAINの利用細則は別に定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃については情報機器等利用計画本部会議および大学評議会の議を経て、常務理事会の承認を得るものとする。

付則

- 1 この規程は、1995年4月1日より施行する。
- 2 1999年4月1日一部改正施行（第7条(7)）
- 3 2000年4月1日一部改正施行
- 4 この規程は、2016年6月24日から施行する。(第3条 利用者の拡大、第4条を削除、以下条番号繰上げ、第9条 改廃手続の変更)

19. 明治学院大学情報ネットワーク研究・教育利用細則

(目的)

第1条 この細則は、明治学院大学情報ネットワーク規程第7条に基づいて、本学情報ネットワーク（以下「MAIN」という）の研究・教育および関連業務の推進のための利用に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(情報センターの管理範囲)

第2条 情報センターは、以下の事項を管理する。

- (1) 各室情報コンセント（無線LANアクセスポイントを含む）までのMAINのハードウェアおよびソフトウェア
- (2) 情報センターが管理するネットワーク設備
- (3) JPNICによって与えられたグローバルIPアドレス、およびドメイン（接続に関する事項）

第3条 コンピュータをネットワークに接続するための作業は利用者が行い、そのために必要な費用は利用者負担とする。

（グローバルIPアドレスおよびドメインの利用申請）

第4条 情報センターが管理するグローバルIPアドレスおよびドメインを利用しようとする者は、所定の利用申請書を情報センター長宛に提出しなければならない。

2 取得できるグローバルIPアドレスおよびドメインは、原則として一人一個とする。

（届出の義務）

第5条 MAINの利用者は、以下に該当する事由が生じたときは、その旨を速やかに情報センター長宛に届け出なければならない。

- (1) 申請書の記載事項に変更を生じたとき
- (2) 申請書にかかわる利用を終了または中止したとき

（円滑な運用）

第6条 情報センター長は、MAINの円滑な運用を図るために、以下の権限を有する。

- (1) 利用者に対して必要な勧告と要請を行う
- (2) 利用者一人あたりの資源の利用に上限を設ける
- (3) 利用するプロトコルおよびデータ通信量を制限する
- (4) 明治学院大学情報ネットワーク規程、本細則等に違反する行為があった時、その利用者の利用を停止または取消しする
- (5) MAINの設備保守上または工事に、やむを得ない場合において、あらかじめその旨を利用者に通知したうえで、MAINの運用を停止する（ただし、緊急時においてはこの限りではない）

（利用者の責任）

第7条 MAINの接続利用に係る責任は利用者が負うものとする。

（禁止事項）

第8条 MAIN上での以下の行為を禁ずる。

- (1) セキュリティの破壊行為
- (2) MAINの正常な運用を妨げる行為
- (3) ネットワークに重大な支障をきたす行為
- (4) 許可のないプロトコルの使用
- (5) ユーザIDの譲渡、貸与およびパスワードの第三者への開示
- (6) 情報資源への不法侵入を目的としたプログラムの作成および配布行為
- (7) プライバシーの侵害行為
- (8) 特定の個人や団体に対する誹謗中傷
- (9) 虚偽の情報を公開する行為
- (10) 第三者のデータを改竄したり、破壊する行為
- (11) 物品販売等の商行為
- (12) 公序良俗および社会慣行に反する行為
- (13) 本学諸規程（学則、就業規則等）に違反する行為
- (14) 第三者の知的所有権（著作権等）を侵害する行為
- (15) 他人の名を詐称しネットワークを利用する行為
- (16) その他法令等で禁止されている行為

（Webページ）

第9条 情報センターが管理するwwwサーバの利用対象者は、明治学院大学情報ネットワーク規程第3条(1)・(2)・(3)・(8)に定められた者とし、Webページについては以下の通り取り扱う。

- (1) 申請者本人を開設責任者としてWebページを開設できる
- (2) 学生団体・ゼミ団体などは、本学専任教員が開設責任者となってWebページを開設できる
- (3) 各コンテンツの管理・運営およびWebページの内容は開設責任

者が全責任を負う

- (4) 利用資格を失った時は当該Webページは削除される
- (5) Webページ開設責任者は情報センター長に届け出た責任者をそのWebページに明示しなければならない
- (6) 情報センター長は開設されたWebページの学外公開を制限することができる
- (7) 本細則第8条に違反した場合は情報センター長は当該Webページの公開を停止することができる

（免責）

第10条 MAINが提供するサービスに関し、遅延もしくは中断によって生じた損害に対し情報センターは責任を負わない。また、常時稼動運用を保証するものではない。

（雑則）

第11条 本細則に定めのない事項が発生した場合は、情報センター委員会で審議し情報機器等利用計画本部会議の承認を得るものとする。ただし、緊急を要する場合は情報センター長が対処し学長に報告するものとする。

（改廃）

第12条 この細則の改廃は情報センター委員会および情報機器等利用計画本部会議の議を経て、大学評議会の承認を得るものとする。

付則

- 1 この細則は、1995年11月1日より施行する。
- 2 1997年5月21日一部改正施行
- 3 1999年4月1日一部改正施行
- 4 2000年4月1日一部改正施行。この改正に伴い明治学院大学情報ネットワーク学生利用内規は廃止する。
- 5 2005年10月19日一部改正施行
- 6 この細則は、2016年6月15日から施行する。（第3条・第4条・第7条および第10条を削除、以下条番号繰上げ、第6条・第13条表記変更、別表削除）

20. 明治学院大学大学院利子補給奨学金規程

（目的）

第1条 この規程は本学大学院学生であって経済的理由により修学が困難であるものが、本学の提携する金融機関の取り扱う指定された教育ローン（以下提携ローンという）等を借用した時、その在学中の負担を軽減して支援することにより学業の成就と奨励を目的とする。

（給付）

第2条 明治学院大学大学院利子補給奨学金（以下この奨学金という）は本人からの申請に基づき、提携ローンおよび別に定める奨学目的の借入金の利子部分に対する補助を、その標準在籍期間内において奨学金として給付する。

（対象）

第3条 この奨学金は本学大学院学生を対象とするが、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金を受給中の者は給付対象としない。ただし、給付開始以前の提携ローン等については対象とする。

（給付額の上限）

第4条 年間給付総額は、年額20万円を上限とする。

（給付時期）

第5条 給付は年2回各学期に対して行なう。

（返還義務）

第6条 この奨学金の返還義務はない。ただし給付対象の学期内に退学・除籍または大学院学則第39条による懲戒処分を受けた者については、該当学期内に受給した奨学金を返還させることができる。返還の決定は大学院委員会の議による。

（運用手続）

第7条 この奨学金の運用手続については別に定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は大学院委員会および大学評議会の議を経て常務理事会の承認を得るものとする。

付則

1. この規程は、2020年4月1日から施行する。この規程の施行に伴い、「明治学院大学大学院利子補給奨学金規程」(学生部所管)は廃止する。

21. 明治学院大学出身入学者支援奨学金規程

(目的)

第1条 この規程は、明治学院大学出身の博士前期課程および修士課程入学者で学業成績・人物ともに優秀な者に対して、本奨学金を給付することにより、入学者の初年度学納金の負担軽減をはかることを目的とする。

(給付金額と給付人数)

第2条 この奨学金の給付額は、初年度の年間授業料の30%とする。

2 給付人数は、毎年度、17名以内とする。ただし、第3条第1項のGPAを小数点第3位を四捨五入して比較して、上位17番目に該当する者が複数の場合は、17名を超えて給付する。

(応募資格と選考方法)

第3条 応募資格者は、学部卒業時の総合成績GPA3.1以上の者とする。

2 大学院委員会は、前項の応募資格者の中から上位の者を選考し、本奨学金受給者を決定する。

(通知時期)

第4条 大学院事務室は、前条により決定された本奨学金受給者に対し、当該入学年度の5月下旬までに、支給決定の旨を通知する。

(給付時期)

第5条 この奨学金は、当該入学年度の6月中旬に支給する。

(重複受給)

第6条 この奨学金は、他の奨学金と重複して受給することを妨げない。

(返還義務)

第7条 この奨学金については返還の義務はない。ただし、入学初年度において休学、退学若しくは除籍、または学則による懲戒を受けた者については、当該奨学金を返還しなければならない。

2 返還の要否および金額については、大学院委員会の議に基づき決定する。

(事務取扱)

第8条 この奨学金に関する事務取扱は、大学院事務室が行うものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、大学院委員会および大学評議会の議を経て、常務理事会の承認を得るものとする。

付則

1 この規程は、2015年4月1日から施行する。

2 この規程は、2018年4月1日から施行する。(第4条、第5条)

3 この規程は、2024年4月1日から施行する。(第2条第2項の変更)

22. 明治学院大学大学院成績優秀者特別奨学金規程

(目的)

第1条 この規程は、博士前期課程2年次および修士課程2年次に在籍の者に対し本奨学金を給付することにより、学業の奨励に資すること

を目的とする。

(給付金額と給付人数)

第2条 この奨学金の給付額は、年間授業料の30%とする。

2 給付人数は、毎年度、25名以内とする。ただし、第3条第1項のGPAを小数点第3位を四捨五入して比較して、上位25番目に該当する者が複数の場合は、25名を超えて給付する。

(応募資格と選考方法)

第3条 応募資格者は、博士前期課程1年次および修士課程1年次修了時の成績GPA3.3以上の者とする。

2 大学院委員会は、前項の応募資格者の中から上位の者を選考し、受給者を決定する。

(通知時期)

第4条 大学院事務室は、前条により決定された受給者に対し、当該年度の5月下旬までに、支給決定の旨を通知する。

(給付時期)

第5条 この奨学金は、当該年度の6月中旬に支給する。

(重複受給)

第6条 この奨学金は、他の奨学金と重複して受給することを妨げない。

(返還義務)

第7条 この奨学金については返還の義務はない。ただし、退学、除籍または学則による懲戒処分を受けた者については、遑って、当該奨学金を返還しなければならない。

2 返還の要否および金額については、大学院委員会の議に基づき決定する。

(事務取扱)

第8条 この奨学金に関する事務取扱は、大学院事務室が行うものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、大学院委員会および大学評議会の議を経て、常務理事会の承認を得るものとする。

付則

1 この規程は、2015年4月1日から施行する。

2 この規程は、2018年4月1日から施行する。(第4条、第5条)

3 この規程は、2024年4月1日から施行する。(第2条第2項の変更)

23. 明治学院大学大学院研究者養成奨学金規程

(目的)

第1条 この規程は、明治学院大学大学院研究者養成奨学金を給付することにより、学納金の負担軽減を図ると共に研究の奨励を目的とする。

(給付金額・給付人数)

第2条 この奨学金の給付額は、年間授業料の30%とする。

2 給付者数は、毎年度、10名以内とする。

(応募資格・選考方法)

第3条 応募資格者は、博士後期課程の在籍者で、世帯収入が600万円以下の者とする。ただし、標準修業年限を超えてこの奨励金に応募することはできない。

2 大学院委員会は、前項の応募資格者の中から選考し、本奨学金受給者を決定する。

(通知時期)

第4条 大学院事務室は、前条により決定された受給者に対し、当該年度の5月下旬までに、支給決定の旨を通知する。

(給付時期)

第5条 この奨学金は、当該年度の6月中旬に支給する。

(重複受給)

第6条 この奨学金は、他の奨学金と重複して受給することを妨げない。

(返還義務)

第7条 この奨学金については返還の義務はない。ただし、受給年度において退学、除籍または学則による懲戒処分を受けた者については、遡って、当該奨学金を返還しなければならない。

2 返還の要否および金額については、大学院委員会の議に基づき決定する。

(事務取扱)

第8条 この奨学金の事務取扱は、大学院事務室が行うものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、大学院委員会および大学評議会の議を経て、常務理事会の承認を得るものとする。

付則

- 1 この規程は、2015年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、2018年4月1日から施行する。(第4条、第5条)

24. 明治学院大学大学院文学研究科学生海外研究奨励金規程

(目的)

第1条 この規程は、文学研究科に在籍する学生の研究を支援し、学術論文執筆のための海外における研究費用(論文執筆に関連する学会参加も含む)の一部を奨励金として給付することを目的とする。

(応募資格)

第2条 この奨励金の応募資格者は、原則として本学大学院文学研究科(英文学専攻、フランス文学専攻、芸術学専攻)博士後期課程の在籍者とする。ただし、博士前期課程に在籍の者も、各専攻会議で承認された場合にのみ申請を許可する。また、申請者が休学中の場合は、休学理由がこの奨励金の目的に見合う内容に限る。

(給付金額と給付人数および給付回数)

第3条 この奨励金の一件あたりの給付金額は以下の通りとし、原則6名以内とする。ただし、各専攻会議で審査のうえ、文学研究科委員会が認めた場合はこの限りではない。

- (1) アジア圏への渡航 10万円
- (2) 欧米圏、その他への渡航 20万円
- (3) 海外の学術組織開催によるオンライン会議への参加

最大5万円(実費支給)

2 学生1人が同一年度に受給できる回数は1回を上限とする。ただし、オンライン会議に関してはこの限りではない。

(研究成果の報告)

第4条 この奨励金の受給者は、受給後1年以内に次の各号のいずれかを行うことが義務付けられる。

- (1) 大学院紀要への論文掲載
- (2) 学会誌への論文掲載、あるいは投稿(投稿受理が確認できること)
- (3) 学会での研究成果の報告(学内学会を除く)
- (4) 博士論文または執筆中の博士論文の該当章の提出

2 受給者は、帰国後1か月以内に報告書(所定様式)、航空券の領収書、ボーディングパスの半券および宿泊費の領収書を提出しなければならない。申請前に海外研究が終了している場合は、申請時に上記書類を全て提出しなければならない。ただし、海外の学術組織開催によるオンライン会議に参加の場合、受給者は会議終了後1か月以内に報告書(所定様式)、参加登録費の領収書を提出しなければならない。

(申請手続き)

第5条 この奨励金を受けようとする者は、年1回(12月末)の募集時に所定の申請書を大学院事務室に提出する。

(選考方法)

第6条 各専攻会議で審査し、給付の可否に係る選考は、研究科委員

会において行う。

(給付時期)

第7条 この奨励金の給付は、給付決定後1か月を目途に、受給者の金融機関口座に振り込むことにより行うものとする。

(返還)

第8条 給付年度において次の各号に該当する受給者に対して、研究科委員会はすでに給付した奨励金の全額につき、返還を請求することができる。ただし、特別な事情があると認められた場合はこの限りではない。

- (1) 休学または退学した者
- (2) 除籍された者
- (3) 明治学院大学大学院学則による懲戒処分を受けた者
- (4) 本規程第4条に規定されている義務を履行しなかった者

(事務取扱)

第9条 本奨励金に関する事務取扱は、大学院事務室で行う。

(規程の改廃)

第10条 本規程の改廃は、大学院委員会および大学評議会の議を経て常務理事会の承認を得るものとする。

付則

1. この規程は、2014年4月1日から施行する。この規程の施行に伴い、「明治学院大学大学院文学研究科学生海外研究奨励金の給付に関する内規」を廃止する。
2. この規程は、2017年4月1日から施行する。
3. この規程は、2021年4月1日から施行する。(第3条第1項第2項、第4条第2項の変更)

25. 明治学院大学大学院経済学研究科学生研究奨励金規程

(目的)

第1条 この規程は、経済学研究科博士前期課程および博士後期課程に在籍する学生の学習、研究を支援するため、国内外での研究発表、研究調査、留学、セミナー参加、インターンシップに係る旅費、宿泊費の一部を奨励金として給付することを目的とする。

(応募資格)

第2条 この奨励金の応募資格者は、経済学研究科博士前期課程および博士後期課程の在籍者とする。ただし、申請書が休学の場合は、休学理由がこの奨励金の目的に見合う内容に限る。

(給付金額と給付回数等)

第3条

(1) 奨励金の1件あたりの給付金額は以下の通りとする。

- ① 国内 最大5万円(実費支給)
- ② アジア・オセアニア圏 10万円
- ③ ヨーロッパ・南北アメリカ・アフリカ圏 20万円

(2) 一人が同一年度に受給できる回数は1回を上限とする。奨励金の予算は、原則として春学期30万円、秋学期30万円とする。

(申請手続き)

第4条 この奨励金を受けようとする者は、下記の書類を大学院事務室に提出すること。

- (1) 所定の申請書(奨励金給付様式1)(指導教授の署名・捺印を要する)
- (2) 研究発表の場合は発表する学術会議の開催要項等。留学、セミナー参加、インターンシップの場合は、受入れ先の発行する受入れ文書。研究調査の場合は、研究調査計画書(書式自由)。
- 2 前項以外の書類を求める場合や提出された書類の記載内容に関連して、説明を求める場合がある。
- 3 奨励金申請の受付は、年2回(6月末、12月末)とする。ただし、

セミナー参加、インターンシップ等で期間が定められている場合はこの限りではない。

(選考方法)

第5条 給付の可否に係る選考は、各専攻会議を経て研究科委員会において行う。

(給付時期)

第6条 奨励金の給付は、給付決定後1か月を目途に、給付を認められた者の金融機関口座に振り込むことによって行うものとする。

(成果の報告)

第7条 この奨励金の受給者は、支給対象の事項の終了後、ただちに指導教員に報告をし、原則として、二週間以内に次の書類を経済学研究科委員長に宛て、大学院事務室に提出しなければならない。

- ① 活動内容、成果、旅程、費用等の明細を記した報告書(奨励金給付様式2)
- ② 宿泊費に関する領収書(申請した場合のみ)
- ③ 航空券の領収書(搭乗券の半券)

(返還)

第8条 この奨励金の受給者が、給付年度に退学、除籍もしくは学則による懲戒処分を受けた場合、または本規程第7条に掲げる義務の履行をしなかった場合には、研究科委員会は、すでに給付した金額の全額につき返還を請求することができる。

(事務取扱)

第9条 この奨励金に関する事務取扱は、大学院事務室で行う。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、各専攻会議を経て経済学研究科委員会、大学院委員会および大学評議会の議を経て、常務理事会の承認を得るものとする。

付則

- 1 この規程は、2019年4月1日から施行する。

26. 明治学院大学大学院社会学研究科学生研究奨励金規程

(目的)

第1条 この規程は、社会学研究科に在籍する学生の研究支援を目的として、在学中の学習・研究に要する費用の一部を奨励金として給付する。

(応募資格)

第2条 この奨励金の応募資格者は、第1種奨励金については本学大学院社会学研究科博士前期課程の新入生、第2種奨励金については博士前期課程の在籍者の他、博士後期課程の新入生及び在籍者とする。ただし標準修業年限を超えてこの奨励金を応募することはできない。

(給付金額と給付人数)

第3条 給付金額は以下のとおりとする。

- (1) 第1種奨励金 1人25万円(10名以内)
- (2) 第2種奨励金 1人15万円(15名以内)

(研究成果の報告)

第4条 この奨励金の受給者は、受給年度内に次の各号のいずれかを行うことが義務付けられる。

- (1) 大学院紀要への論文投稿
- (2) 学会誌への論文投稿
- (3) 学内学会での研究成果の報告(博士後期課程在籍者を除く)
- (4) その他の学会での研究成果の報告
- (5) 修士論文の提出(前期課程の提出年次生のみ)
- (6) 博士論文の提出(後期課程で、当該年度に提出した場合のみ)

2. 受給者は、受給年度内に「研究成果報告書」を提出しなければ

ない。

(申請手続き)

第5条 この奨励金を受けようとする者は、第1種については入学手続き時に、第2種については年度開始時に、所定の申請書を大学院事務室に提出する。

(選考方法)

第6条 この奨励金の選考は、応募者の中から各専攻会議で審査し、研究科委員会において決定し給付する。

(給付時期)

第7条 この奨励金の給付は、6月末までに、給付を認められた者の金融機関口座に振り込むものとする。

(返還義務)

第8条 この奨励金の受給者は、給付年度に次のいずれかの号に該当する場合、すでに受給した給付金額の全額を返還しなければならない。

- (1) 休学者
- (2) 退学者(本規程の第4条第1項第1号ないし第4号に掲げる義務の履行があった者で、当該年度末に退学した者を除く)
- (3) 除籍または学則による懲戒処分を受けた場合

ただし特別な事情があり、別に返還の要否について検討を要する場合は、研究科委員会においてこれを決定する。

(事務取扱)

第9条 本奨励金に関する事務取扱は、大学院事務室で行う。

(規程の改廃)

第10条 本規程の改廃は、大学院委員会および大学評議会の議を経て常務理事会の承認を得るものとする。

付則

1. この規程は、2010年4月1日から施行する。
2. 2010年度については、第1種については2010年入試合格者、第2種については2010年度在籍生に対して適用し、2009年度内に応募手続きを開始する。
3. この規程は、2013年4月1日をもって「大学院社会学研究科学生研究奨励金規程」から「明治学院大学大学院社会学研究科学生研究奨励金規程」へ名称変更する。併せて同日付けで一部改正施行する。(第2条応募資格、第3条給付人数、第4条追加、第6条文言修正、第8条追加、第9条追加)
4. この規程は、2021年1月15日から施行する。(第8条の変更)
5. この規程は、2025年4月1日から施行する。(第6条の変更)

27. 社会学研究科学生の海外学会発表奨励金に関する内規

(目的)

第1条 社会学研究科に在籍する学生に対し、自らの研究成果を積極的に海外の学術会議で発表する機会を提供し、研究成果発表の経験を積ませることにより、学位取得の促進を図る。

(支給の内容)

第2条 (1) 海外での学術会議における研究発表に係る、学術会議参加登録費、旅費(交通費・宿泊費)。

(2) 申請額が本助成金の上限を超える場合は、①学術会議参加登録費、②交通費、③宿泊費の順に優先する。

(対象となる学会等)

第3条 (1) 専門学会等が日本国外において開催する学術会議。

(2) その他、社会学研究科会議において特に認められたもの。

(申請資格)

第4条 (1) 社会学研究科博士後期課程に在籍する学生(特別研究生を含む)。

(2) ただし、以下に該当する者は、原則として除く。

- ① 奨励対象となる学術会議の開催時を含む年度において、特別研究員DC奨学金の交付を受けている者。
- ② 休学中の者。
- ③ 大学や研究所等の機関に教員またはそれに準じる地位を持って所属し、当該機関から研究費や出張費を支給されうる立場にある者。
- ④ 上記(1)に該当する者であっても、本奨励金以外の学内外の助成を受ける場合や、大学の他の経費などで全額もしくは一部支払われる場合等。

(支給額・支給回数等)

第5条 (1) 支給額は、下記を上限とし、実費を超えないものとする。

- ① アジア圏 1件あたり10万円。
- ② 欧米圏、その他 1件あたり20万円。

(2) 支給回数

- ① 学生1人が同一年度に助成をうけることができる回数は年1回を上限とする。連続した渡航期間中に複数の学術会議で発表を行なう場合は1回と数える(ただし、複数の学術会議の開催地を最短期間で移動し、他の用務を挟んではならない)。
- ② 各専攻において、年間2名を上限とする。支給対象の選抜は、原則として申請順とするが、同一の締め切り日までに上限を上回る数の申請があった場合は、社会学研究科会議において審議した上で、優先順位を定める。

(支給の対象となる区間・期間等)

第6条 (1) 宿泊費は、原則として、学術会議開催の前日に開催地に到着し、学会終了の当日に開催地を出発して、帰着に要するまでの期間を対象とする。懇親会は含まない。

(2) 交通費は、原則として、日本国内の空港と当該学術会議の開催地の最寄空港との間の航空費(エコノミークラスに限る)のみを対象とし、開催地での移動に係わる費用は対象としない。

(3) 他の用務とあわせて渡航する場合、原則として、その用務が学術会議における研究発表の事前である場合は往路、事後である場合は復路の交通費を支給しない。ただし、当該用務が助成対象の研究発表と密接に関わるものであることが認められる場合は、支給する場合もある。

(申請手続き)

第7条 (1) 申請と発表は同年度であることを原則とするが、開催日等の関係で申請した年度を超えるものに関しては、発表時に休学をせず、在学していることが明らかである場合に限り認める。

(2) 申請する者は下記の書類を揃え、社会学研究科委員長に宛て、大学院事務室に提出すること。

- ① 所定の申請書(指導教授の署名・捺印を要する)
- ② 発表を行なう学術会議の開催要項のコピー
- ③ 申請者の名前が記載されているプログラム等のコピー(申請者の発表が受理されたことを証明する書類がある場合は、そのコピーも添えること)

※上記に掲げた以外の書類が必要な場合もありうるので、諸手続については、申請前に大学院事務室に確認すること。また、提出された書類の記載内容に関連して、適宜説明を求める場合がある。

(3) 年2回(6月末、11月末)の締め切りを設け、それぞれの締め切りにおいて2件を超える申請があった場合は、社会学研究科会議の議を経て支給の可否あるいは優先順位を定める。

(支給の決定)

第8条 (1) 申請に基づき社会学研究科会議で審議し、支給の可否お

よび支給額を決定する。

(2) ただし、指示された期日までに報告書を提出しない場合や、申請の内容と実際が著しく異なるような場合は、申請者は、支給された奨励金を全額返却しなければならない。

(報告の義務)

第9条 (1) 申請者は、支給対象の事項の終了後、ただちに指導教員に報告をし、原則として、二週間以内に次の書類を社会学研究科委員長に宛て、大学院事務室に提出しなければならない。

- ① 成果・旅程・費用等の明細を記した報告書(所定の書式)。
- ② 宿泊費に関する領収書(申請した場合のみ)
- ③ 航空費の領収書

※注1 旅行代理店などを通じて申込んだ場合は、領収書のほかに、旅程表など渡航全体の詳細がわかる書類を添えること。

※注2 領収書の宛先は「明治学院大学」(個人名を添えてもよい)とすることが望ましいが、航空会社等の方針でそれをできない場合は、申請者の個人名でもよい。

※注3 海外のホテル等で領収書(receipt)を発行しない場合は、invoice等、実際に支払った金額がわかる書類を提出する。また、クレジットカード払いの場合は、クレジットカードの明細書(当該費目以外は抹消すること)を後日提出すること。

(改廃)

第10条 本内規の改廃は、社会学研究科会議の議をもって行なう。

付則

本内規は、2011年5月11日をもって施行する。

28. 明治学院大学大学院法学研究科学生研究奨励金規程

(目的)

第1条 この規程は、法学研究科博士後期課程に在籍する学生の研究を支援するため、3年間に限り、在学中の学習・研究に要する費用の一部を奨励金として給付することを目的とする。

(応募資格)

第2条 この奨励金の応募資格者は、本学大学院法学研究科法律学専攻博士後期課程の新入生及び在籍者とする。ただし、標準修業年限を超えてこの奨励金を応募することはできない。

(給付金額と給付人数)

第3条 この奨励金の給付金額は1人につき1年間30万円とし、5名以内とする。

(研究成果の報告)

第4条 この奨励金の受給者は、受給年度内に次の各号のいずれかを行うことが義務付けられる。

- (1) 大学院紀要への論文投稿
- (2) 学会誌への論文投稿
- (3) 学会での研究成果の報告(学内学会を含む)
- (4) 博士論文の提出(当該年度に提出した場合のみ)

(申請手続き)

第5条 この奨励金を受けようとする者は、入学手続き時および年度開始時に、所定の申請書を大学院事務室に提出しなければならない。

(選考方法)

第6条 この奨励金の受給者は、応募者の中から成績優秀と認められた者を、研究科委員会において決定する。

(給付時期)

第7条 この奨励金の給付は、毎年度6月末までに、給付を認められた者の金融機関口座に振り込むことによって行うものとする。

(返還)

第8条 この奨励金の受給者が、給付年度に休学し、退学し、若しくは除籍され、または、学則による懲戒処分を受けた場合、または、本規程の第4条に掲げる義務の履行をしなかった場合には、研究科委員会は、すでに受給した給付金額の全額につき返還を請求することができる。ただし、特別な事情がある場合はこの限りでない。

(事務取扱)

第9条 本奨励金に関する事務取扱は、大学院事務室で行う。

(規程の改廃)

第10条 本規程の改廃は、大学院委員会および大学評議会の議を経て常務理事会の承認を得るものとする。

付則

1 この規程は、2014年4月1日から施行する。この規程の施行に伴い、「明治学院大学大学院法学研究科学生に対する研究奨励金の給付に関する内規」を廃止する。

29. 明治学院大学大学院国際学研究科学生研究奨励金規程

(目的)

第1条 この規程は、国際学研究科博士前期課程および博士後期課程に在籍する学生の学習、研究を支援するため、国内外の学術会議での研究発表、研究調査、留学、インターンシップ、研修に係る費用の一部を奨励として給付することを目的とする。

(支給内容)

第2条 支給内容は以下の2種類とする。

- (1) 国内外での学術会議における研究発表に係る学術会議参加登録費・旅費・宿泊費・交通費。なお、申請された学術会議が奨励金支給に相当するかどうかは、国際学研究科委員会（以下、「研究科委員会」という。）で決定する。
- (2) 国内外での調査研究、留学、インターンシップ、研修に係る参加登録費・旅費・宿泊費・交通費。

(応募資格)

第3条 この奨励金の応募資格者は、国際学研究科博士前期課程および博士後期課程の在籍者とする。ただし、休学の場合は、休学理由がこの奨励金の目的に見合う内容に限る。

(給付金額と給付回数等)

第4条

- (1) 奨励金の1件あたりの給付金額は以下の通りとする。
 - ① 国内 3万円以内（実費支給）
 - ② アジア・オセアニア圏 10万円以内（実費支給）
 - ③ ヨーロッパ・南北アメリカ・アフリカ圏 20万円以内（実費支給）
- (2) 一人が同一年度に受給できる回数は1回を上限とする。奨励金の予算は、原則として年間60万円とする。

(申請手続き)

第5条 この奨励金を受けようとする者は、下記の書類を大学院事務室に提出すること。

- (1) 活動内容、成果、旅程、費用等の明細を記した報告書（所定様式）
- (2) 研究発表の場合は、発表した学術会議の開催要項のコピーおよび申請者の名前が記載されているプログラム等のコピー
- (3) 参加登録費の領収書（申請する場合のみ）
- (4) 旅費、宿泊費、交通費に関する領収書および搭乗券または搭乗が確認できるもの（申請する場合のみ）

(5) 研究調査の場合は、研究調査報告書（書式自由）

(6) 留学、インターンシップ、研修の場合は、場所や期間の情報が明示されている受入れ先の発行する受入れ文書

(申請時期)

第6条 申請は随時受け付ける。ただし、申請の最終期限は当該年度の1月末とする。

(選考方法)

第7条 給付の可否に係る選考は研究科委員会において行う。

(給付時期)

第8条 奨励金の給付は、給付決定後1か月を目途に、給付を認められた者の金融機関口座に振り込むことによって行うものとする。

(返還)

第9条 この奨励金の受給者が、給付年度に退学、除籍または学則による懲戒処分を受けた場合、研究科委員会は、すでに給付した金額の全額につき返還を請求することができる。

(事務取扱)

第10条 この奨励金に関する事務取扱は、大学院事務室で行う。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、研究科委員会、大学院委員会および大学評議会の議を経て、常務理事会の承認を得るものとする。

付則

- 1 この規程は、2015年9月21日から施行する。
- 2 この規程は、2023年5月12日から施行する。（運用の見直しに伴う、第1条、第3条、第4条、第8条の変更、第7条の削除、新第2条、新第6条の追加、旧第2条から第6条および第8条から第10条の繰り下げ。）

30. 明治学院大学大学院心理学研究科学生研究奨励金規程

(目的)

第1条 この規程は、本学大学院心理学研究科修士課程、博士前期課程および博士後期課程に在籍する学生の研究を支援するため、国内外での研究発表に係る学術会議参加登録費、旅費、宿泊費の一部を給付することを目的とする。

(応募資格)

第2条 この奨励金の応募資格者は、本学大学院心理学研究科修士課程、博士前期課程および博士後期課程の在籍者とする。ただし、単独での発表または連名発表の場合は筆頭者に限る。休学者は応募資格を有しない。

(対象となる学会等)

第3条 国内学会については、「日本学術会議協力学術研究団体」として指定されている学会とする。海外の学会については、心理学研究科委員会において奨励金支給に相当すると認められた学会とする。（給付金額と給付回数）

第4条 奨励金の1件あたりの給付金額は以下の通りとする。当該の学術会議参加以外の用務とあわせて渡航する場合は、支給対象外とする。ただし、当該用務が奨励金の対象となる研究発表と密接にかかわるものであると心理学研究科委員会において認められた場合は、支給する場合もある。

- (1) 国内開催 5万円以内（実費支給。ただし東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県での開催の場合は学術会議参加登録費のみの支給とし、旅費、宿泊費は支給対象外とする。）
 - (2) アジア・オセアニア開催 10万円以内（実費支給）
 - (3) 欧米・アフリカ開催 20万円以内（実費支給）
 - (4) オンライン開催 2万円以内（学術会議参加登録費の実費支給）
- 2 一人が同一年度に受給できる回数は1回を上限とする。海外での研

究発表に係る奨励金の予算は、原則として春学期30万円、秋学期30万円、国内での研究発表に係る奨励金の予算は、原則として春学期20万円、秋学期10万円とし、支給対象の選考は原則としてそれぞれ申請順とする。

(研究成果の報告)

第5条 この奨励金の受給者は、受給後1年以内に次の各号のいずれかを行うことが義務付けられる。

- (1) 研究科紀要への論文投稿
- (2) 学会誌への論文投稿
- (3) 博士後期課程在籍学生の場合は博士論文の提出、博士前期課程または修士課程在籍学生の場合は修士論文の提出。いずれの場合も、受給年度中に提出し、受理されなければならない。

2 奨励金の受給者は、支給対象の事項(研究発表)の終了後、ただちに指導教員に報告をしなければならない。

(申請手続き)

第6条 この奨励金を受けようとする者は、下記の書類を心理学研究科委員長に提出すること。

- (1) 所定の申請書(指導教員の署名・捺印を要する)
- (2) 発表する学術会議の開催要項のコピー
- (3) 申請者の名前が記載されているプログラム等のコピー(申請者の発表が受理されたことを証明する書類のコピーでも可)。

2 前項各号以外の書類を求める場合や提出された書類の記載内容に関連して、説明を求める場合がある。

3 奨励金申請の受付は随時行う。上記(1)から(3)の書類を当該研究発表の前に(原則として1か月以上前に)研究科委員長に提出のうえ、許可を得なければならない。

4 海外での研究発表に係る奨励金申請者は、帰国後1か月以内に航空券の領収書および搭乗券の半券、宿泊費領収書、参加登録費の領収書、所定の様式の活動報告書(奨励金給付様式2)を、研究科委員長に提出しなければならない。国内での研究発表に係る奨励金申請者は、発表後2週間以内に発表内容、旅程、費用等の明細を記した報告書(奨励金給付様式2)、航空券または鉄道賃の領収書、および搭乗券の半券、所定の様式の活動報告書を、研究科委員長に提出しなければならない。

(選考方法)

第7条 給付の可否に係る選考は研究科委員会において行う。

(給付時期)

第8条 奨励金の給付は、給付決定後1か月を目途に、受給者の金融機関口座への振込みによるものとする。

(返還)

第9条 給付年度において次の各号に該当する受給者に対して、研究科委員会はすでに給付した奨励金の全額につき、返還を請求することとする。

- (1) 休学または退学した者
- (2) 除籍された者
- (3) 明治学院大学大学院学則による懲戒処分を受けた者
- (4) 本規程第5条に規定されている義務を履行しなかった者(事務取扱)

第10条 この奨励金に関する事務取扱は、大学院事務室で行う。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、大学院委員会および大学評議会の議を経て、常務理事会の承認を得るものとする。

付則

- 1 この規程は、2015年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、2017年4月14日から施行する。(第3条、第5条、第7条、第9条、第11条の変更)
- 3 この規程は、2019年4月1日から施行する。(旧第1条、第3条、第4条、第5条の変更。新第3条の追加、それに伴い以下を繰り下げ。旧第8条の削除。)

4 この規程は、2019年5月17日から施行する。(第4条第1項第1号および第9条第1項第4号の変更)

5 この規程は、2022年4月1日から施行する。(第4条の変更)

6 この規程は、2024年5月10日から施行する。(第4条第1項第1号の変更)

31. 明治学院大学大学院法と経営学研究科奨励金規程

(目的)

第1条 この規程は、本学大学院法と経営学研究科に在籍する学生の研究および修士論文(特定課題研究報告書も含む。以下同じ)作成を支援し、海外での研究発表に係る学術会議参加登録費、旅費、宿泊費などを給付することを目的とする。指導教員が必要と認めるときは、国内での学術会議の参加または国内外での調査などに係る旅費、宿泊費その他調査に要する費用の給付も対象とする。指導教員が必要と認めるときは、研究および修士論文作成に必要な資料をデータベースから入手する際の使用料も対象とする。

(応募資格)

第2条 この奨励金の応募資格者は、本学大学院法と経営学研究科修士課程の在籍者とする。ただし、単独での発表または連名発表の場合は筆頭者に限る。休学者は応募資格を有しない。

(給付金額と給付回数)

第3条 奨励金の1件あたりの給付金額は原則として10万円以下の実費とする。

2 一人が同一年度に受給できる回数は1回を上限とする。奨励金の予算は、100万円とし、支給対象の選考は原則としてそれぞれ申請順とする。

(研究成果の報告)

第4条 この奨励金の受給者は、受給後1年以内に次の各号のいずれかを行うことが義務付けられる。

- (1) 専攻紀要への論文投稿
- (2) 学会誌への論文投稿
- (3) 修士論文の提出(受給年度に提出し、受理された場合)

(申請手続き)

第5条 この奨励金を受けようとする者は、下記の書類を法と経営学研究科委員長に提出すること。

- (1) 所定の申請書(指導教授の署名・捺印を要する)
- (2) 発表する学術会議の開催要項のコピー
- (3) 申請者の名前が記載されているプログラム等のコピー(申請者の発表が受理されたことを証明する書類のコピーでも可)。
- (4) 研究上それを必要とする理由を記載した指導教授の書面(国内での学術会議の参加または国内外での調査を目的とする場合)
- (5) 特定のデータベースを使用することが研究上または修士論文作成上必要とする理由を記載した指導教授の書面(データベース使用の場合)

2 前項各号以外の書類を求める場合や提出された書類の記載内容に関連して、説明を求める場合がある。

3 奨励金申請の受付は随時行う。所定の申請書(奨励金給付様式1)を研究科委員長に提出する。

4 受給者は、帰国後1か月以内に航空券の領収書および搭乗券の半券、宿泊費領収書、参加登録費の領収書、所定の様式の活動報告書を、研究科委員長に提出しなければならない。国内での学術会議の参加または国内外での調査を目的とする場合には、その終了後1か月以内に、旅費、宿泊費その他調査に要した費用に関する領収書、所定の様式の活動報告書を、研究科委員長に提出しなければならない。単発でまたは一定期間使用したデータベース使用料の場合

は、最後にデータベースに使用料を支払った後1か月以内に、使用料を支払ったことを証明する領収書等を研究科委員長に提出しなければならない。

(選考方法)

第6条 給付の可否に係る選考は研究科委員会において行う。

(給付時期)

第7条 奨励金の給付は、給付決定後1か月を目途に、給付を認められた者の金融機関口座に振り込むことを行くものとする。

(重複受給)

第8条 本奨励金と学術団体等による奨励金(奨学金)との重複受給は認めない。

(返還)

第9条 この奨励金の受給者が、給付年度に休学、退学、除籍もしくは学則による懲戒処分を受けた場合、または本規程第4条に掲げる義務の履行をしなかった場合には、研究科委員会は、すでに給付した金額の全額につき返還を請求することができる。

(事務取扱)

第10条 この奨励金に関する事務取扱は、大学院事務室で行う。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、大学院委員会及び大学評議会の議を経て、常務理事会の承認を得るものとする。

付則

1 この規程は、2016年4月1日から施行する。

2 この規程は、2017年7月14日から施行する。(第1条、第5条の変更)

3 この規程は、2022年4月1日から施行する。(第1条、第5条の変更)

32. 明治学院大学研究活動行動規範

明治学院大学(以下「本学」という。)は、日本学術会議による声明「科学者の行動規範」(2013年1月25日改正)に準拠し、また、本学の建学の精神、教育理念を踏まえ、本学において研究活動を行うすべての者(以下「研究者」という。)およびこれを支援するすべての者が遵守すべき行動規範を定める。

「研究者」とは、本学に所属する人文・社会科学から自然科学までを包含するすべての学術分野において、学問研究に従事する者を意味する。学問研究は、合理と実証を旨として営々と築かれる知識の体系であるが、同時に研究は社会と共に、そして社会のためにある。したがって、研究の自由と研究者の主體的な判断に基づく研究活動は、社会からの信頼と負託を前提として、初めて社会的認知を得る。研究者は、学問の自由の下に、特定の権威や組織の利害から独立して自らの専門的な判断により研究を行う一方、社会は研究者が常に倫理的な判断と行動を為すことを求めている。そこで研究者は、自らの行動を厳正に律するための倫理規範を確立する必要がある。

これらの認識の下に、本学は、研究者の自律性に依拠する、すべての学術分野に共通する必要最小限の行動規範を以下のとおり示す。

(研究者の基本的責任)

1 研究者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

(研究者の姿勢)

2 研究者は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努め、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払う。

(社会の中の研究者)

3 研究者は、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、科学・技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、適切に行動する。

(社会的期待に応える研究)

4 研究者は、社会が抱く真理の解明や様々な課題の達成へ向けた期待に応える責務を有する。研究環境の整備や研究の実施に供される研究資金の使用にあたっては、そうした広く社会的な期待が存在することを常に自覚し、社会の疑念や不信を抱くことのないよう適正かつ最も効果的な方法で使用するよう努める。

(説明と公開)

5 研究者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くよう努める。

(科学研究の利用の両義性)

6 研究者は、自らの研究の成果が、研究者自身の意図に反して、悪用ないし使用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公開にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する。

(研究活動)

7 研究者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究者は研究成果を論文などで公表することで、各自が果たした役割に応じて功績の認知を得るとともに責任を負わなければならない。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担しない。

(研究環境の整備および教育啓発の徹底)

8 研究者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、研究者コミュニティおよび自らの所属組織の研究環境の質向上、ならびに不正行為抑止の教育啓発に継続的に取り組む。またこれを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める。

(法令等の遵守)

9 研究者は、研究の実施等に当たっては、法令および関係規則並びにこの行動規範および本学の諸規則を遵守する。

(研究費の取扱い)

10 研究者は、研究費の使用に当たっては、法令および本学の諸規程等を遵守し、これを適正に使用する。また、研究費が、公的資金、財団や企業等からの助成金、共同研究費、寄附金、学納金等によって賄われていることを常に留意し、研究費の使途の報告、監査・調査等への協力を行う。研究費に関する規定等を理解し、不正使用を行わないよう自ら注意や確認を怠らないようにする。

(研究対象などへの配慮)

11 研究者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。動物などに対しては、真摯な態度でこれを扱う。

(個人情報保護)

12 研究者は、研究活動において収集、利用、保存、提供等される個人情報を適切に扱い、研究目的で取得した個人情報については、研究のために使用することとし、個人の権利、利益およびプライバシーの保護を図る。

(他者との関係)

13 研究者は、他者の成果を適切に評価・批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の知的成果などの業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。また、科学者コミュニティ、特に自らの専門領域における科学者相互の評価に積極的に参加する。

(環境・安全への配慮)

14 研究者は、研究等に用いる施設、設備、装置、備品等を取扱う場合には、法令および関係諸規則ならびに本学の諸規則を遵守

し、研究に従事する者、その他の本学構成員および学外者に対し、その安全管理に万全を尽くす。また、環境に害を与えないよう責任をもって管理する。

(承認の義務)

15 研究者は、研究の実施に際して、特に研究が環境、社会の安全、個人の権利にもたらす影響に配慮する。法令、学会・専門研究誌の諸規定、および本学の諸規則等に従い、研究の実施または実施に先立って承認を受ける必要がある場合には、定められた手続きに従って承認を受けなければならない。

(差別の排除)

16 研究者は、研究活動において、人種、ジェンダー、地位、思想・信条、宗教などによって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。

(利益相反)

17 研究者は、自らの研究、審査、評価、判断、科学的助言などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

(研究を支援する者の責務)

18 本学において研究者の研究活動を支援するすべての者は、この行動規範に反する行為を行わない。また、常に説明責任を果たすものとしてこの行動規範に沿った研究活動の支援と研究環境の整備に努める。

(事務)

19 この行動規範に関する事務は、総務部研究支援課が担当する。

(見直し)

20 この行動規範の見直しは、執行部会議の議を経て、学長が行う。付則

- 1 この行動規範は、2021年11月17日から施行する。
- 2 この行動規範は、2022年4月18日から施行する。(10 文言の変更)
- 3 この行動規範は、2024年3月25日から施行する。(12 文言の変更)

33. 明治学院大学研究倫理基準

(目的)

第1条 明治学院大学は本学において研究を遂行するにあたり、研究者等が遵守すべき倫理の保持に係る事項を示し、研究の公正さに対する疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、学術研究の信頼性と公正性を確保することを目的に倫理基準を定める。

(用語の定義)

第2条 この基準において、用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 「研究」には、立案、申請、実施、発表、報告、評価、審査等に関わるすべての過程を含む。
- (2) 「研究者等」とは、本学の専任教員のみならず、本学において研究活動に従事する学部学生・大学院学生および研究員等を総称する。
- (3) 「実施責任者」とは、当該研究を代表する者をいい、当該研究の実施者が大学院学生および研究生の場合は指導教員、授業における実習等の場合は授業担当教員をいう。
- (4) 「発表」とは、自己の研究に係る新たな知見・発見または専門的知見を公表する全ての行為をいう。
- (5) 「捏造」とは、存在しないデータ、研究結果を作成することをいう。
- (6) 「改ざん」とは、研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することをいう。
- (7) 「盗用」とは、他の研究者等のデータ、研究成果または論文を、

当該研究者等の了解もしくは適切な表示なく流用することをいう。

- (8) 「二重投稿」とは、他の学術誌等に既発表または投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿する行為をいう。
- (9) 「不適切なオーサーシップ」とは、論文著作者が適正に公表されないことをいう。
- (10) 「人権等の侵害」とは、研究の対象となる者または協力者（個人に関する情報の提供を受け研究を行う場合の当該情報の提供をする者をいう。(以下同じ))の人権、プライバシーその他の権利利益を侵害する行為をいう。
- (11) 「研究費」とは、学内の各種補助金、受託研究費、共同研究費、科学研究費助成事業およびこれ以外の研究に係る外部からの資金をいう。

(研究者等の倫理基準)

第3条 研究者等は研究を行うに当たり、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 各人の自覚に基づいた高い倫理的規範およびその良心に従い、誠実に行動すること。
- (2) 人間の尊厳と基本的人権を尊重すること。
- (3) 我が国の法令および本学の諸規程等のほか、国際的に認められた規範、規約、条約等を遵守すること。
- (4) 自らの行動や発言を律するように努め、自らが関与する研究が一般社会や人々に与える影響を常に自覚すること。
- (5) 学部学生・大学院学生および研究生が研究に加わる時は、実施責任者は、その学部学生・大学院学生および研究生が不利益を被らないように十分配慮するほか、本基準に則って指導を行うこと。
- (6) 研究計画の立案・提案に当たっては、過去に行われた研究業績の調査・把握に努め、誠実に自己のアイデアや手法の独創性・新規性を確認すること。また他者の独創性・新規性は、尊重すること。
- (7) 協力者に対して研究の目的、情報の利用方法について、十分に説明したうえで、相手の自由な意思に基づく明確な同意を得たのちに研究を実施すること。また、協力者が不利益や損害等を被ることの無いよう、協力者を保護することに努め、個人に関する情報についても、他の法令等の定めるところにより適切に取り扱うこと。特定の研究目的で取得した個人情報については、当該研究のために使用すること。
- (8) 協力者が研究への協力を撤回する意思を表した場合には、それを受け入れるとともに、協力者に対し、撤回の意思を受け入れたことを伝えること。
- (9) データ等の収集に当たっては、科学的かつその分野で妥当と考えられる方法により行うこと。
- (10) 収集・作成したデータ等（研究記録を含む。）についてプライバシーの保護に十分留意しながら、検証が必要な期間適切に保管し、その間事後の検証が可能な方法により保存すること。またその後当該データ等を廃棄する場合は、責任を以て、適切な方法により当該データ等の廃棄を行うこと。
- (11) 研究遂行中において、法令違反等がないかの確認のため、情報の提示を求められた場合には、誠実に対応すること。
- (12) 研究者等は、研究の内容および成果を広く社会に還元するため合理的な理由による制約がある場合を除き、極力、公表に努めること。
- (13) 捏造、改ざん、盗用、二重投稿等、不適切なオーサーシップ、人権等の侵害など不正な行為を行わないこと。
- (14) 研究費の原資が学納金や国・財団等からの寄附金等によって賄われることを認識し、真摯に研究に取り組むとともに、研究費の使用は適正に行うこと。また研究計画を着実に実施し、研究費の使用についても計画的に行うこと。
- (15) 他の国、地域、組織等の研究における、文化、慣習、規律の理解に努め、尊重し、また性別、人種、思想、宗教などによる差別を行わないこと。
- (16) 自己の研究計画について、分かりやすく、明瞭に説明できるよう

努めること。

(研究倫理教育およびコンプライアンス教育の受講)

第4条 次の各号に定める者は、公正研究委員会が指定するプログラムを受講しなければならない。

- (1) 専任教員および研究員等
- (2) 研究費の運営・管理に関わる者
(誓約書の提出)

第5条 前条第1項各号に定める者は、不正を行わないことを誓約する文書を自署のうえ提出しなければならない。

2 誓約書には、以下の各号の事項を記載するものとする。

- (1) 本学の規則等を遵守すること
- (2) 不正を行わないこと
- (3) 規則等に違反して、不正を行った場合は、本学や研究資金配分機関の処分および法的な責任を負担すること

(倫理基準に関わる相談)

第6条 研究者等においては第3条に挙げた研究に係る倫理を保持するため、別途定める明治学院大学公正研究委員会に事前および研究開始後に相談を行うことができる。

(改廃)

第7条 この基準の改廃は、公正研究委員会の議を経て、大学評議会および常務理事会の承認を得なければならない。

付則

- 1 この規準は、2011年4月1日から施行する。
- 2 この基準は、2015年3月13日から施行する。(規則名称を「明治学院大学研究倫理規準」から「明治学院大学研究倫理基準」へ変更。第2条1号、第2号用語定義の修正、第3号削除、以下号番号繰上げ。第4条追加、以下条番号繰下げ。新第6条改廃手続きの変更。)
- 3 この基準は、2018年4月13日から施行する。(第2条および第3条用語の見直し、第4条研究倫理教育およびコンプライアンス教育の規定を追加、第5条対象者の変更、第7条改廃手続きの変更)
- 4 この基準は、2022年8月1日から施行する。(第2条第1項第2号、第3号および第6号文言の修正、第2条第1項第9号の追加および以降の号番号繰下げ、第3条第1項第5号および15号文言の修正、第9号読点の削除、第13号文言の追加)
- 5 この基準は、2023年9月1日から施行する。(「明治学院大学研究倫理委員会規程」の廃止に伴う第6条の変更)
- 6 この基準は、2024年5月10日から施行する。(第3条第7号の変更)

34. 明治学院大学における研究活動上の不正の防止対応に関する規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、明治学院大学における研究活動上の不正行為および不正使用(以下、「不正」という。)の防止ならびに不正が生じた場合における適正な対応について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 研究活動上の不正行為
 - イ 故意または研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、捏造、改ざん、盗用、二重投稿または不適切なオーサiership
 - 1) 捏造とは、存在しないデータ、研究結果等を作成すること
 - 2) 改ざんとは、研究資料・機器・過程を変更する操作を行

い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること

- 3) 盗用とは、他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文または用語を当該研究者の了解または適切な表示なく流用すること
- 4) 二重投稿とは、原著性が要求される場合において、他の学術誌等に既発表または投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿する行為
- 5) 不適切なオーサiershipとは、論文著作者が適正に公表されないこと

ロ イ以外の研究活動上の不適切な行為であって、明治学院大学研究活動行動規範および社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの

- (2) 研究活動上の不正使用 故意若しくは重大な過失による研究費の他の用途への使用または交付および配分の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用
- (3) 研究者等 明治学院大学に雇用・任用されている者および明治学院大学の施設や設備を利用している者のうち、研究活動に従事している者または携わる者(大学院生を含む)
- (4) 部局 各学部(教養教育センターを含む)、各研究科、キリスト教研究所、国際平和研究所、情報科学融合領域センターおよび大学事務局

(研究者等の責務)

第3条 研究者等は、研究活動上の不正やその他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正の防止に努めなければならない。

- 2 研究者等は、「明治学院大学研究倫理基準」第4条に定める研究倫理教育およびコンプライアンス教育を受講しなければならない。
- 3 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を公表後10年間、適切に保存・管理し、開示の必要性および相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

第2章 不正防止のための体制

(最高管理責任者)

第4条 最高管理責任者は、研究倫理およびコンプライアンス意識の向上、研究活動上の不正の防止等に関し、本学を統括し最終責任を負う者で、学長とする。

2 最高管理責任者は、公正な研究活動を推進するために必要な措置を講じるものとする。

(統括管理責任者)

第5条 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、研究倫理およびコンプライアンス意識の向上、研究活動上の不正の防止等に関し、本学を統括する実質的な責任と権限を有する者で、研究担当副学長とする。

2 統括管理責任者は、公正な研究活動を推進するために必要な措置を講じるものとする。

(研究倫理教育責任者)

第6条 研究倫理教育責任者は、研究者等に対する研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ者で、第2条第1項第4号に定める部局の長を充てるものとする。

2 研究倫理教育責任者は、所属する研究者等に対し、研究者倫理に関する教育を定期的に行わなければならない。

(コンプライアンス推進責任者)

第7条 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示のもと、第2条第1項第4号に定める部局の長をもって充てる。その任務は、次の各号に定める。

- (1) 自己の管理監督または指導する部局における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
- (2) 不正防止を図るため、自己の管理監督または指導する部局の研

究費の運営・管理に関わるすべての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。また、定期的に啓発活動を実施する。

- (3) 自己の管理監督または指導する部局において、すべての構成員が、適切に研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

第3章 告発の受付

(告発の受付窓口)

第8条 告発または相談への迅速かつ適切な対応を行うため、総務部に研究不正申告窓口（以下、「告発窓口」という。）を置くものとし、個人情報等を保護するため責任者を総務部長とする。

(告発の受付体制)

第9条 研究活動上の不正の疑いがあると思料する者は、何人も、書面、ファクシミリ、電子メール、電話または面談により、告発窓口に対して告発を行うことができる。

2 告発は、原則として、顕名により、研究活動上の不正を行ったとする研究者または研究グループ等の氏名または名称、研究活動上の不正の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されていないなければならない。

3 告発窓口の責任者は、匿名による告発について、必要と認める場合には、最高管理責任者と協議の上、これを受け付けることができる。

4 告発窓口の責任者は、告発を受け付けたときは、速やかに、最高管理責任者に報告するものとする。最高管理責任者は、統括管理責任者にその内容を通知するものとする。

5 告発窓口の責任者は、告発が郵便による場合など、当該告発が受け付けられたかどうかについて告発者が知り得ない場合には、告発が匿名による場合を除き、告発者に受け付けた旨を通知するものとする。

6 新聞等の報道機関、会計検査院等の外部機関、研究者コミュニティまたはインターネット等により、不正の疑いが指摘された場合（研究活動上の不正を行ったとする研究者または研究グループ等の氏名または名称、研究活動上の不正の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限る。）は、最高管理責任者は、これを匿名の告発に準じて取り扱うことができる。

(告発の相談)

第10条 研究活動上の不正の疑いがあると思料する者で、告発の是非や手続について疑問がある者は、告発窓口に対して相談をすることができる。

2 告発の意思を明示しない相談があったときは、告発窓口は、その内容を確認して相当の理由があると認めるときは、相談者に対して告発の意思の有無を確認するものとする。

3 相談の内容が、研究活動上の不正が行われようとしている、または研究活動上の不正を求められている等であるときは、告発窓口の責任者は、最高管理責任者に報告するものとする。

4 前項の報告があったときは、最高管理責任者は、その内容を確認し、相当の理由があると認めるときは、その報告内容に関係する者に対して警告を行うものとする。

(告発窓口の職員の義務)

第11条 告発の受付に当たっては、告発窓口の職員は、告発者および被告発者の秘密の遵守その他告発者および被告発者の保護を徹底しなければならない。

2 告発窓口の職員は、告発を受け付けるに際し、面談による場合は個室にて実施し、書面、ファクシミリ、電子メール、電話等による場合はその内容を他の者が同時および事後に見聞できないような措置を講ずるなど、適切な方法で実施しなければならない。

3 前項の規定は、告発の相談についても準用する。

第4章 関係者の取扱い

(秘密保護義務)

第12条 本規程に定める業務に携わるすべての者は、業務上知ること

のできた秘密を漏らしてはならない。教職員等でなくなった後も、同様とする。

2 最高管理責任者は、告発者、被告発者、告発内容、調査内容および調査経過について、調査結果の公表に至るまで、告発者および被告発者の意に反して外部に漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。

3 最高管理責任者は、当該告発に係る事案が外部に漏洩した場合は、告発者および被告発者の了解を得て、調査中にもかかわらず、調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者または被告発者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。

4 最高管理責任者またはその他の関係者は、告発者、被告発者、調査協力者または関係者に連絡または通知をするときは、告発者、被告発者、調査協力者および関係者等の人権、名誉およびプライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

(告発者の保護)

第13条 最高管理責任者は、告発をしたことを理由とする当該告発者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。

2 本学に所属するすべての者は、告発をしたことを理由として、当該告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

3 最高管理責任者は、告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、「学校法人明治学院就業規則」、「明治学院大学大学院学生の懲戒に関する規程」その他関係諸規則に従って、その者に対して処分を課すことができる。

4 最高管理責任者は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に当該告発者に対して解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

(被告発者の保護)

第14条 本学に所属するすべての者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

2 最高管理責任者は、相当な理由なしに、被告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、「学校法人明治学院就業規則」、「明治学院大学大学院学生の懲戒に関する規程」その他関係諸規則に従って、その者に対して処分を課すことができる。

3 最高管理責任者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者の研究活動の全面的な禁止、解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該被告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

(悪意に基づく告発)

第15条 何人も、悪意に基づく告発を行ってはならない。本規程において、悪意に基づく告発とは、被告発者を陥れるためまたは被告発者の研究を妨害するため等、被告発者に何らかの不利益を与えることまたは被告発者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする告発をいう。

2 最高管理責任者は、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、当該告発者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることができる。

3 最高管理責任者は、前項の処分が課されたときは、該当する資金配分機関および関係省庁に対して、その措置の内容等を通知する。ただし、公的資金（競争的資金等、私学助成等の基盤的研究費、その他省庁の予算の配分または措置）による不正でない場合は報告を行わない。

第5章 事案の調査

(予備調査の実施)

第16条 第9条に基づく告発があった場合または本学がその他の理由により予備調査が必要であると認められた場合は、最高管理責任者は予

備調査委員会を設置し、予備調査委員会は速やかに予備調査を実施しなければならない。

- 2 予備調査委員会は、3名以上の委員によって構成するものとし、最高管理責任者が公正研究委員会の委員より指名する。
- 3 予備調査委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求めたり関係者のヒアリングを行ったりすることができる。
- 4 予備調査委員会は、本調査の証拠となり得る関係書類、研究ノート、実験資料等を保全する措置をとることができる。

(予備調査の方法)

- 第17条 予備調査委員会は、告発された行為が行われた可能性、告発の際に示された科学的理由の論理性、告発内容の本調査における調査可能性、その他必要と認める事項について、予備調査を行う。
- 2 告発がなされる前に取り下げられた論文等に対してなされた告発についての予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯および事情を含め、研究上の不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。

(本調査の決定等)

- 第18条 予備調査委員会は、告発を受け付けた日または予備調査の指示を受けた日から起算して30日以内に、予備調査結果を最高管理責任者に報告する。
- 2 最高管理責任者は、予備調査結果を踏まえ、速やかに本調査を行うか否かを決定する。
 - 3 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、告発者および被告発者に対して本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。
 - 4 最高管理責任者は、本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して告発者に通知する。この場合には、資金配分機関または関係省庁や告発者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。
 - 5 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、当該事案に係る研究費の資金配分機関および関係省庁に、本調査を行う旨を報告するものとする。ただし、公的資金（競争的資金等、私学助成等の基盤的研究費、その他省庁の予算の配分または措置）による不正でない場合は報告を行わない。
 - 6 本調査の実施に際して、公的研究費による研究活動上の不正使用が疑われる場合は、最高管理責任者は、調査方針、調査対象および方法等について配分機関に報告し協議するものとする。

(調査委員会の設置)

- 第19条 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、速やかに、調査委員会を設置する。
- 2 調査委員会委員の半数以上は、本学に属さない外部有識者でなければならない。また、すべての調査委員は、告発者および被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
 - 3 調査委員会の委員は、次の各号に掲げる者により構成し、統括管理責任者を委員長とする。
 - (1) 統括管理責任者
 - (2) 本学教職員のうち学長が指名した者 若干名
 - (3) 研究分野の知見を有する者 若干名
 - (4) 法律の知識を有する外部有識者 若干名
 - 4 前項第1号の委員が告発者および被告発者と直接の利害関係を有する者であると最高管理責任者が判断した場合、最高管理責任者は、当該委員に替えて他の副学長から委員を指名する。

(本調査の通知)

- 第20条 最高管理責任者は、調査委員会を設置したときは、調査委員会委員の氏名および所属を告発者および被告発者に通知する。
- 2 前項の通知を受けた告発者または被告発者は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により、最高管理責任者に対して調査委員会委員に関する異議を申し立てることができる。

- 3 最高管理責任者は、前項の異議申立てがあった場合は、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を告発者および被告発者に通知する。

(本調査の実施)

- 第21条 調査委員会は、本調査の実施の決定があった日から起算して30日以内に、本調査を開始するものとする。
- 2 調査委員会は、告発者および被告発者に対し、直ちに、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求めるものとする。
 - 3 調査委員会は、告発において指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生データその他関係資料の精査および関係者のヒアリング等の方法により、本調査を行うものとする。
 - 4 調査委員会は、被告発者による弁明の機会を設けなければならない。なお、調査委員会が必要があると認めるときは、被告発者を補佐する者の同席を許可することができる。
 - 5 調査委員会は、研究活動上の不正行為が疑われる場合は、被告発者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。また、被告発者から再実験等の申し出があり、調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間および機会ならびに機器の使用等を保障するものとする。
 - 6 告発者、被告発者およびその他当該告発に係る事案に関係する者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、調査委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。

(本調査の対象)

- 第22条 本調査の対象は、告発された事案に係る研究活動の他、調査委員会の判断により、本調査に関連した被告発者の他の研究を含めることができる。

(証拠の保全)

- 第23条 調査委員会は、本調査を実施するに当たって、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料およびその他関係書類を保全する措置をとるものとする。
- 2 告発された事案に係る研究活動が行われた研究機関が本学でないときは、調査委員会は、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料およびその他関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼するものとする。
 - 3 調査委員会は、前項の措置に必要な場合を除き、被告発者の研究活動を制限してはならない。

(本調査の中間報告)

- 第24条 最高管理責任者は、本調査の終了前であっても、告発された事案に係る研究活動の予算の配分または措置をした資金配分機関または関係省庁の求めに応じ、本調査の中間報告を当該資金配分機関および関係省庁に提出するものとする。ただし、公的資金（競争的資金等、私学助成等の基盤的研究費、その他省庁の予算の配分または措置）による不正でない場合は報告を行わない。

(調査における研究または技術上の情報の保護)

- 第25条 調査委員会は、本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究または技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、十分配慮するものとする。

(不正行為の疑惑への説明責任)

- 第26条 調査委員会の本調査において、被告発者が告発された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法および手続のいつとって行われたこと、ならびに論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。
- 2 前項の場合において、再実験等を必要とするときは、第21条第5項の定める保障を与えなければならない。

第6章 不正の認定

(認定の手續)

第27条 調査委員会は、本調査を開始した日から起算して150日以内に調査した内容をまとめ、不正が行われたか否か、不正と認定された場合はその内容および悪質性、不正に関与した者とその関与の度合、不正と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等および当該研究における役割、不正使用の相当額、その他必要な事項を認定する。ただし、150日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由および認定の予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。

2 調査委員会は、不正が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて告発が悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の認定を行うものとする。

3 前項の認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。なお、調査委員会が必要があると認めるときは、告発者は補助者を立ち合わせることができる。

4 調査委員会は、第1項および第2項に定める認定が終了したときは、直ちに、最高管理責任者に報告しなければならない。

(認定の方法)

第28条 調査委員会は、告発者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正か否かの認定を行うものとする。

2 調査委員会は、被告発者による自認を唯一の証拠として不正を認定することはできない。

3 調査委員会は、被告発者の説明およびその他の証拠によって、不正であるとの疑いを覆すことができないときは、不正と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬および関係書類等の不存在等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、被告発者が不正であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

(調査結果の通知および報告)

第29条 最高管理責任者は、速やかに、調査結果(認定を含む)を告発者、被告発者および被告発者以外で研究活動上の不正に関与したと認定された者に通知するものとする。被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。

2 最高管理責任者は、前項の通知に加えて、調査結果を当該事案に係る資金配分機関および関係省庁に報告するものとする。ただし、公的資金(競争的資金等、私学助成等の基盤的研究費、その他省庁の予算の配分または措置)による不正でない場合は報告を行わない。

3 最高管理責任者は、悪意に基づく告発との認定があった場合において、告発者が本学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知するものとする。

(不服申立て)

第30条 研究活動上の不正が行われたものと認定された被告発者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、調査委員会に対して不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

2 告発が悪意に基づくものと認定された被告発者(被告発者の不服申立ての審議の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む)は、その認定について、前項の例により、不服申立てをすることができる。

3 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。最高管理責任者は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、調査委員の交代若しくは追加、または調査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。ただし、調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。

4 前項に定める新たな調査委員は、第19条第2項および第3項に準じて指名するとともに、第20条各号に準じた手続を行う。

5 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに、最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、そ

の決定を通知するものとする。その際、その不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと調査委員会が判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。

6 調査委員会は、不服申立てに対して再調査を行う旨を決定した場合には、直ちに、最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。

7 最高管理責任者は、被告発者から不服申立てがあったときは被告発者に対して通知し、被告発者から不服申立てがあったときは被告発者に対して通知するものとする。また、その事案に係る資金配分機関および関係省庁に通知する。不服申立ての却下または再調査開始の決定をしたときも同様とする。ただし、公的資金(競争的資金等、私学助成等の基盤的研究費、その他省庁の予算の配分または措置)による不正でない場合は報告を行わない。

(再調査)

第31条 前条に基づく不服申立てについて、再調査を実施する決定をした場合には、調査委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が史料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。

2 前項に定める不服申立人からの協力が得られない場合には、調査委員会は、再調査を行うことなく手続を打ち切ることができる。その場合には、調査委員会は、直ちに最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。

3 調査委員会は、再調査を開始した場合には、その開始の日から起算して50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに最高管理責任者に報告するものとする。ただし50日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由および決定予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。

4 最高管理責任者は、第2項または第3項の報告に基づき、速やかに、再調査の結果を告発者、被告発者および被告発者以外で研究活動上の不正に関与したと認定された者に通知するものとする。被告発者および被告発者以外で研究活動上の不正に関与したと認定された者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。また、当該事案に係る資金配分機関および関係省庁に報告する。ただし公的資金(競争的資金等、私学助成等の基盤的研究費、その他省庁の予算の配分または措置)による不正でない場合は報告を行わない。

(調査結果の公表)

第32条 最高管理責任者は、研究活動上の不正が行われたとの認定がなされた場合には、速やかに、調査結果を公表するものとする。

2 前項の公表における公表内容は、研究活動上の不正に関与した者の氏名・所属、研究活動上の不正の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順、不正使用の相当額等を含むものとする。

3 前項の規定にかかわらず、研究活動上の不正があったと認定された論文等が、告発がなされる前に取り下げられていたときは、当該不正に関与した者の氏名・所属を公表しないことができる。

4 研究活動上の不正が行われなかったとの認定がなされた場合には、調査結果を公表しないことができる。ただし、被告発者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏洩していた場合または論文等に故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。

5 前項ただし書きの公表における公表内容は、研究活動上の不正がなかったこと、論文等に故意または研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあったこ

と、被告発者の氏名・所属、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。

6 最高管理責任者は、悪意に基づく告発が行われたとの認定がなされた場合には、告発者の氏名・所属、悪意に基づく告発と認定した理由、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表する。

第7章 措置および処分

(本調査中における一時的措置)

第33条 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被告発者に対して告発された研究費の一時的な支出停止等の必要な措置を講じることができる。

2 最高管理責任者は、資金配分機関または関係機関から、被告発者の該当する研究費の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じるものとする。

(研究費の使用中止)

第34条 最高管理責任者は、研究活動上の不正に関与したと認定された者、研究活動上の不正が認定された論文等の内容に重大な責任を負う者として認定された者および研究費の全部または一部について使用上の責任を負う者として認定された者(以下「被認定者」という。)に対して、直ちに研究費の使用中止を命ずるものとする。

(論文等の取下げ等の勧告)

第35条 最高管理責任者は、被認定者に対して、研究活動上の不正と認定された論文等の取下げ、訂正またはその他の措置を勧告するものとする。

2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して14日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を最高管理責任者に行わなければならない。

3 最高管理責任者は、被認定者が第1項の勧告に応じない場合は、その事実を公表するものとする。

(措置の解除等)

第36条 最高管理責任者は、研究活動上の不正が行われなかったものと認定された場合は、本調査に際してとった研究費の支出停止等の措置を解除するものとする。また、証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後または不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。

2 最高管理責任者は、研究活動上の不正を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置および不利益が生じないための措置を講じるものとする。

(処分)

第37条 最高管理責任者は、本調査の結果、研究活動上の不正が行われたものと認定された場合は、被認定者に対して、法令および「学校法人明治学院就業規則」、「明治学院大学大学院学生の懲戒に関する規程」その他関係諸規則に従って、処分を課すものとする。

2 最高管理責任者は、前項の処分が課されたときは、該当する資金配分機関および関係省庁に対して、その処分の内容等を通知する。ただし、公的資金(競争的資金等、私学助成等の基盤的研究費、その他省庁の予算の配分または措置)による不正でない場合は報告を行わない。

(是正措置等)

第38条 本調査の結果、研究活動上の不正が行われたものと認定された場合には、最高管理責任者は、必要に応じて、速やかに是正措置、再発防止措置、その他必要な環境整備措置(以下「是正措置等」という。)をとるものとする。

2 最高管理責任者は、関係する部局責任者に対し、是正措置等をとることを命ずることができる。

3 最高管理責任者は、第1項および第2項に基づいてとった是正措置等の内容を該当する資金配分機関および関係省庁に対して報告するものとする。ただし、公的資金(競争的資金等、私学助成等の基盤的研究費、その他省庁の予算の配分または措置)による不正でない場合は報告を行わない。

第8章 雑則

(事務局)

第39条 この規程に関する事務は、総務部研究支援課が担当する。(規程の改廃)

第40条 この規程の改廃は、大学評議会および常務理事会の承認を得るものとする。

付則

1 この規程は、2022年8月1日から施行する。本規程の施行をもって「明治学院大学公的研究費等における不正行為に関する取扱規程」を廃止する。

2 この規程は、2024年4月1日から施行する。(第2条第4号の変更)

3 この規程は、2024年9月21日から施行する。(第2条第1号および第3号、第13条第3項、第14条第2項、第37条第1項の変更)

35. 明治学院大学大学院学生の懲戒に関する規程

第1章 目的・定義

(目的)

第1条 この規程は、明治学院大学大学院学則(以下「学則」という。)第39条に基づき、大学院学生の懲戒に係る手続その他必要な事項を定める。

(懲戒に関する基本的な考え方)

第2条 学生に対する懲戒は、学校教育法第11条および学校教育法施行規則第26条の規定に基づき、学生に対して一定の不利益を与える処分である。

2 前項に鑑み、懲戒の手続に入る前に学生の行為が懲戒に値するか否か、十分に検討しなければならない。

3 懲戒は、懲戒の対象となる行為(以下「懲戒対象行為」という。)がなされたことを要件として、その態様、結果、影響等を総合的に検討し、教育的配慮を加えた上で行われなければならない。

第2章 実体規定

(懲戒対象行為)

第3条 懲戒対象行為は、次のとおりとする。

- (1) 刑罰法令に抵触する行為
 - (2) 研究活動等における不正行為、不正使用
 - (3) ハラスメント等の人権を侵害する行為
 - (4) 情報倫理に反する行為
 - (5) 本学の秩序を乱し、本学の教育研究活動または管理運営を妨げる行為
 - (6) その他本学の名誉および信用を著しく傷つける行為
- (懲戒の種類および内容)

第4条 懲戒の種類および内容は次のとおりとする。

- (1) 退学 学生としての身分を剥奪すること
 - (2) 停学 自分が行った行為について考え、更生のための時間を与えるため、期間を定めずに(以下「無期停学」という。)もしくは期間を定めて(以下「有期停学」という。)、学生として有する権利を停止すること
 - (3) 譴責 文書により注意を与え、将来を戒めること
- (懲戒処分の量定)

第5条 懲戒処分の量定は、次の各号に掲げる事項を総合的に考慮して決定する。

- (1) 当該学生の行為の悪質性および結果の重大性
 - (2) 懲戒対象行為に至る動機、行為の態様および結果
 - (3) 過去の懲戒対象行為の有無 有の場合にはその程度
 - (4) 日常における生活態度および懲戒対象行為後の態様
- 2 懲戒処分の量定にあたっては、個々の事案の事情に即し、これま

での事案等の処分を照らし、判断する。

(悪質性および重大性の判断基準)

第6条 前条第1項第1号の悪質性および重大性の判断基準は、次のとおりとする。

- (1) 悪質性については、当該学生の主観的態様、当該懲戒対象行為の性質、当該懲戒対象行為に至る動機等により判断する。
- (2) 重大性については、当該懲戒対象行為により被害を受けた者の精神的被害を含めた被害の程度、当該懲戒対象行為が社会に及ぼした影響等により判断する。

第3章 手続規定

(事実関係の確認)

第7条 懲戒対象行為、あるいはその疑いが生じたときは、最初に大学院事務室が当該学生および関係者に対する事情聴取等を行い、事実関係を確認する。

2 前項の事実関係を確認するにあたっては、当該事実に関する弁明の機会を当該学生に与えなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、当該学生が弁明の機会を自ら放棄した場合(当該学生が事情聴取等に応じない等により弁明の機会を自ら放棄したと認められる場合を含む)、または当該学生から事情聴取を行わないことに客観的かつ合理的な理由があるときは、弁明の機会を与えないことがある。

(研究活動等によるもの)

第8条 第3条第2号の研究活動等における不正行為、不正使用にあつては、前条の規定にかかわらず、「明治学院大学における研究活動上の不正の防止対応に関する規程」に定めるところによる。

(ハラスメント)

第9条 第3条第3号のうち、ハラスメントについては、第7条の規定にかかわらず、「明治学院大学ハラスメント人権委員会に関する規則」に定めるところによる。

(懲戒手続および発効)

第10条 懲戒対象行為を行った学生が所属する研究科の委員長は、第7条に基づく事情聴取等による事実関係の確認の結果または第8条の(予備)調査委員会もしくは第9条のハラスメント人権委員会による調査結果を受け、学生を懲戒する必要があると認めるときは、懲戒手続を開始する。

2 研究科委員会は、懲戒対象行為に係る事実関係の更なる確認のために当該学生および関係者に事情聴取を行うことができる。ただし、第7条第3項の場合には弁明の機会を与えるものとする。それでも当該学生が応じない場合には、弁明の機会を放棄したものとみなす。

3 研究科委員会は、事実関係の調査結果に基づき、懲戒の要否、種類および量を審議する。

4 研究科委員長は、前項による審議結果を学長に報告する。

5 学長は、前項による研究科委員会審議結果の報告を受け、懲戒を決裁する。

6 学長は、研究科委員会の審議結果に対して疑義がある場合は、研究科委員会に再調査を求めることができる。

7 懲戒の発効日は、学長が懲戒の発効日として決裁した日とする。ただし、第12条による登校停止を命ぜられている場合は、発効日を登校停止期間の開始日まで遡ることができる。

8 学長が懲戒を行わないことを決裁した場合、研究科委員長は懲戒手続および第12条による登校停止をただちに解除し、必要な措置を講じなければならない。

(懲戒の通知および告示)

第11条 学長は、懲戒の内容および第18条の内容(再審査請求)を当該学生および保証人に対して、文書で通知する。なお、当該学生もしくは保証人が受取りを拒否した場合、その所在が不明の場合、またはその他通知を行うことができない場合はこの限りではない。

2 学長は、懲戒を行った場合、遅滞なくその事実を次の各号のとおり、学内に告示する。

(1) 告示内容については、懲戒となった当該学生の研究科、専攻、学年、懲戒の種類と量定、懲戒理由を記載することを原則とする。

(2) 告示期間は、1ヵ月以内とする。

(登校停止)

第12条 研究科委員長は、第3条に規定する懲戒対象行為の事実が明白であると認められるときは、懲戒処分の決定前に当該学生に対して登校停止を命ずることができる。

2 登校停止の期間は、停学期間に算入できるものとする。

(停学)

第13条 停学は無期または6ヵ月以下の有期とし、次の各号を適用する。

(1) 停学期間は在学年数には算入するが、原則、修業年限には算入しない。ただし、3ヵ月以下の停学に限り、修業年限に算入することができる。

(2) 停学期間においては、本学から指示がある場合を除き、授業への出席および研究活動等への参加を含めて、原則として本学に入構および本学施設を利用することはできない。また、本学が実施する課外活動への参加も認められない。

(3) 停学期間においては、学則第33条の規定による休学および学則第10条の2の規定による留学は許可することはできない。

2 休学中の学生が停学処分を受けた場合、その休学許可を取り消すことができる。

(無期停学の解除)

第14条 研究科委員長は、無期停学処分を受けた学生について、その反省の程度および学習意欲等を総合的に判断して、その処分を解除することが相当であると認めるときは、その処分の解除を発議することができる。

2 無期停学は、原則として6ヵ月を経過した後でなければ、解除することができない。

3 無期停学の解除は、研究科委員会の議を経て、学長が決裁する。

4 無期停学の解除の発効日は、学長が解除を決裁した日とする。

5 無期停学の解除は、当該学生および保証人に対して、学長が文書で通知する。

6 前項に定める通知について、第11条第1項を準用する。

第4章 懲戒処分に関連する事項

(懲戒処分に伴う付帯措置)

第15条 懲戒処分に伴う付帯措置は、以下のとおりとする。

誹責 懲戒に付帯する措置は行わない

有期停学 停学期間に属する学期の全履修科目または一部履修科目の登録を削除することができる

無期停学 停学期間に属する学期の全履修科目の登録を削除する

退学 退学日をもって当該学期の全履修科目の登録を抹消する

2 停学処分を受けた者に対し、停学期間中における研究・論文等の指導および審査は行わないものとする。

3 退学処分を受けた者に対し、「明治学院大学学位規程」第10条に規定する、課程を経ない者として博士学位申請論文の提出を希望しても、これを受理せず研究・論文等の指導および審査も行わないものとする。

(懲戒処分と学籍異動)

第16条 研究科委員長は、懲戒対象行為を行った学生から、懲戒処分の決定前に願い出による退学または休学の申し出があった場合には、この申し出を受理しないものとする。

2 前項に定める場合のほか、懲戒処分が確定した後、懲戒開始日までの間にある学生についても同様とする。

3 研究科委員長は、停学中の学生から、願い出による退学の申し出または停学期間を含む休学の申し出があった場合には、この申し出を受理しないものとする。

(懲戒を受けた学生の学納金等)

第17条 懲戒処分が確定した学生の学納金等の取扱いについては、

明治学院大学大学院学納金等取扱細則の定めるところによる。

(再審査請求)

第18条 懲戒処分を受けた者は、次の各号の一に該当する事由があるときは、再審査を請求することができる。

- (1) 懲戒対象行為に係る事実の認定の基礎となった証拠が、偽造または変造されたものであることが判明した場合
- (2) 懲戒対象行為に係る事実の認定の基礎となった証人の証言が、虚偽のものであることが判明した場合
- (3) 懲戒対象行為に係る事実の認定の後に、重大な証拠が新たに発見された場合
- (4) 懲戒処分の決定に影響を及ぼす重要な事実について、判断の遺脱があった場合

2 前項の再審査請求は、1回に限り行うことができる。

3 学長は、前項に定める再審査請求を受理したときは、当該研究科委員会に対し再審査を指示し、研究科委員会は再審査を行わなければならない。

4 学長は、再審査請求による審査結果について、再審査請求を申し立てた者に文書にて通知する。

5 学長は、再審査請求の結果により懲戒の内容を変更した場合、既に行った処分を取り消す等必要な措置を講じなければならない。

6 第4項に定める通知について、第11条第1項を準用する。

(厳重注意)

第19条 研究科委員長は、学生が行った行為が懲戒に至らない場合において、学生に対して次の各号のとおり厳重注意を行うことができる。

- (1) 厳重注意は、当該学生に対して、行為の問題性を自覚させ反省を促すために行う。
- (2) 厳重注意は、口頭または文書により行うものとする。

(懲戒処分に関する情報公開)

第20条 懲戒処分を受けた学生の将来を考慮し、成績証明書その他当該学生の成績および修学状況に関する文書で、被処分者および大学関係者以外の者が閲覧する可能性のあるものについては、原則として懲戒の内容を記載しないものとする。

(懲戒に係る記録等の保存)

第21条 懲戒処分を受けた学生の学籍に係る文書ならびに懲戒対象行為に係る調査の記録および関係資料は、学校法人明治学院文書取扱規則に従い、適切に保存するものとする。

(関係者の守秘義務)

第22条 学生の懲戒等に関係する事項に関わった教職員は、学生の名誉およびプライバシーを侵害することがないように、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(雑則)

第23条 この規程に定めるもののほか、懲戒の実施にあたって必要な事項は大学院委員会の議を経て、別に定めるものとする。

(改廃)

第24条 この規程の改廃は、大学院委員会の発議に基づき、各研究科委員会および大学評議会の議を経て、常務理事会の承認を得るものとする。

付 則

1 この規程は、2024年9月21日から施行する。

2 この規程は、2024年11月8日から施行する。(第15条条表題および第15条第1項の変更、第15条第2項および第15条第3項の追加)

36. 明治学院大学大学院被災者学費減免特別措置規程

(目的)

第1条 この規程は、災害救助法適用被害地域またはその周辺地域で被災した大学院学生に対する経済的救済を目的として、学費減免特別措置(以下「本措置」という。)について定める。

(措置の内容)

第2条 本措置は、被災状況に応じて学納金等の減免を行う。

2 本措置の適用期間および本措置で減免する学納金の範囲は、明治学院大学被災者学費減免特別措置規程の第2条第2項に基づき決定された内容に則って、別表第1から別表第3のいずれかを適用するものとする。

(事務)

第3条 本措置の事務は大学院事務室が取り扱う。

(申請・審査・決定)

第4条 本措置の適用を希望する者は、大学院事務室の指示に従い所定の申請手続きをとらなければならない。

2 大学院事務室は、前項の申請手続きをとった者について、第2条各項に基づき本措置適用の可否および本措置の詳細について審査・判定し、大学院委員会の承認を得て決定する。

(虚偽申告)

第5条 前条において、故意に虚偽の申請を行い本措置の適用を受けたことが判明した場合は、本措置の全部または一部について適用を取り消す。この場合の詳細は大学院委員会で決定するものとする。

(措置実施の一時停止または見送り)

第6条 前条までの規定にかかわらず、以下各号いずれかの事由が発生した場合は、明治学院大学被災者学費減免特別措置規程の第6条に基づき決定された内容に則って、本措置の実施を一時停止または見送ることができるものとする。

- (1) 被災状況が甚大かつ広範囲にわたるため、大学が減免すべき費用に必要な財政面の手当てが困難である場合
- (2) 大学自体が被災により機能を停止した場合
- (3) その他、実施が困難な事由が発生した場合

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、大学院委員会および大学評議会の議を経て、常務理事会の承認を得るものとする。

付 則

1 この規程は、2020年4月1日から施行する。

2 この規程は、2021年4月1日から施行する。(別表各表に中規模半壊・準半壊の追加)

3 この規程は、2023年4月1日から施行する。(別表各表から一部損壊の削除)

【別表第1：措置実施期間2学期間】

減免区分 (※1)	対象とする被災状況	減免額	
		措置適用初学期およびその翌学期	
人的被害に係る減免 (※2)	① 死亡または安否不明	各学期の学納金等の全額 (入学金を含む) を免除	
	② 1カ月以上の入院、またはこれに準ずる加療	各学期の授業料と施設費についてそれぞれ半額を免除	
家計急変に係る減免 (※2)	③ 当該災害に起因する失業・事業破綻、およびこれらに準ずる状況	各学期の授業料の全額を免除	
家屋被害に係る減免 (※3)	④ 全壊・火災による全損	各学期の学納金等の全額 (入学金を含む) を免除	
	⑤ 大規模半壊	各学期の学納金等の全額 (入学金を含む) を免除	
	⑥ 中規模半壊・半壊・火災による半損	各学期の授業料の全額を免除	
	⑦ 準半壊・火災による小損	各学期の授業料と施設費についてそれぞれ半額を免除	

※1 複数の減免区分に該当する者については、減免額が最も大きい減免区分に判定する。

※2 対象学生の父母または父母に代わって家計を支えている者を対象とする。被災状況の判定に際しては、事実が確認できる証明書類の提出を求める。

※3 対象学生の父母または父母に代わって家計を支えている者の住宅を対象とする。持家、借家の別は問わない。被災状況の判定は罹災証明書に基づいて行う。なお、罹災証明書が発行されない場合は、対象家屋の被災状況を証明する他の公的書類をもって代えることができる。

【別表第2：措置実施期間3学期間】

減免区分 (※1)	対象とする被災状況	減免額	
		措置適用初学期およびその翌学期	措置適用3学期目
人的被害に係る減免 (※2)	① 死亡または安否不明	各学期の学納金等の全額 (入学金を含む) を免除	学納金等の全額 (入学金を含む) を免除
	② 1カ月以上の入院、またはこれに準ずる加療	各学期の授業料と施設費についてそれぞれ半額を免除	対象外
家計急変に係る減免 (※2)	③ 当該災害に起因する失業・事業破綻、およびこれらに準ずる状況	各学期の授業料の全額を免除	授業料と施設費についてそれぞれ半額を免除
家屋被害に係る減免 (※3)	④ 全壊・火災による全損	各学期の学納金等の全額 (入学金を含む) を免除	学納金等の全額 (入学金を含む) を免除
	⑤ 大規模半壊	各学期の学納金等の全額 (入学金を含む) を免除	授業料の全額を免除
	⑥ 中規模半壊・半壊・火災による半損	各学期の授業料の全額を免除	授業料と施設費についてそれぞれ半額を免除
	⑦ 準半壊・火災による小損	各学期の授業料と施設費についてそれぞれ半額を免除	対象外

※1 複数の減免区分に該当する者については、減免額が最も大きい減免区分に判定する。

※2 対象学生の父母または父母に代わって家計を支えている者を対象とする。被災状況の判定に際しては、事実が確認できる証明書類の提出を求める。

※3 対象学生の父母または父母に代わって家計を支えている者の住宅を対象とする。持家、借家の別は問わない。被災状況の判定は罹災証明書に基づいて行う。なお、罹災証明書が発行されない場合は、対象家屋の被災状況を証明する他の公的書類をもって代えることができる。

【別表第3：措置実施期間4学期間】

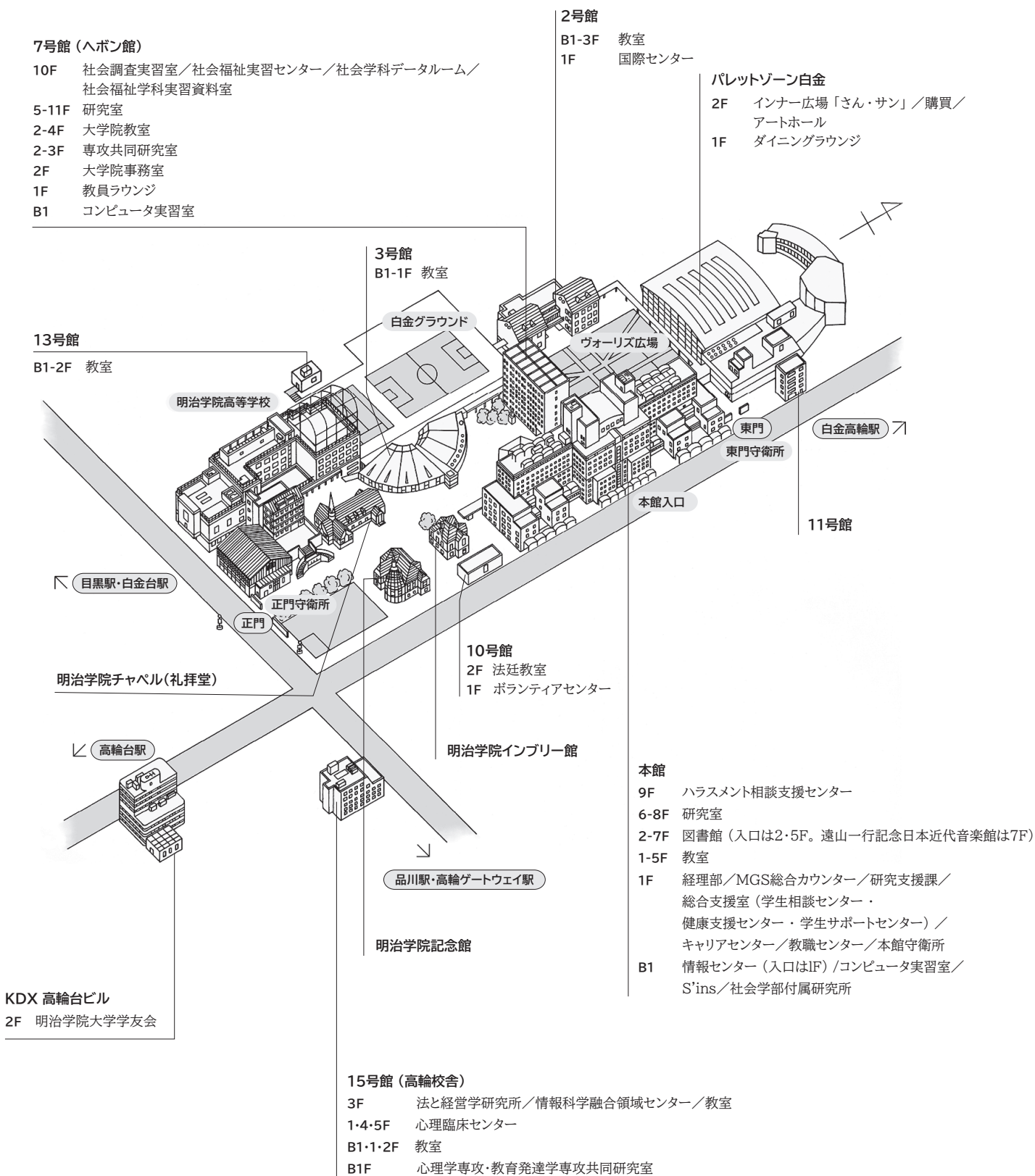
減免区分 (※1)	対象とする被災状況	減免額	
		措置適用初学期およびその翌学期	措置適用3学期目および4学期目
人的被害に係る減免 (※2)	① 死亡または安否不明	各学期の学納金等の全額 (入学金を含む) を免除	同左
	② 1カ月以上の入院、またはこれに準ずる加療	各学期の授業料と施設費についてそれぞれ半額を免除	対象外
家計急変に係る減免 (※2)	③ 当該災害に起因する失業・事業破綻、およびこれらに準ずる状況	各学期の授業料の全額を免除	各学期の授業料と施設費についてそれぞれ半額を免除
家屋被害に係る減免 (※3)	④ 全壊・火災による全損	各学期の学納金等の全額 (入学金を含む) を免除	同左
	⑤ 大規模半壊	各学期の学納金等の全額 (入学金を含む) を免除	各学期の授業料の全額を免除
	⑥ 中規模半壊・半壊・火災による半損	各学期の授業料の全額を免除	各学期の授業料と施設費についてそれぞれ半額を免除
	⑦ 準半壊・火災による小損	各学期の授業料と施設費についてそれぞれ半額を免除	対象外

※1 複数の減免区分に該当する者については、減免額が最も大きい減免区分に判定する。

※2 対象学生の父母または父母に代わって家計を支えている者を対象とする。被災状況の判定に際しては、事実が確認できる証明書類の提出を求める。

※3 対象学生の父母または父母に代わって家計を支えている者の住宅を対象とする。持家、借家の別は問わない。被災状況の判定は罹災証明書に基づいて行う。なお、罹災証明書が発行されない場合は、対象家屋の被災状況を証明する他の公的書類をもって代えることができる。

白金校舎構内案内図



白金校舎7号館（ハボン館）大学院教室

	7411	7412	7413	7414	7415	7416	7417	7418	
EV	7405		7404		7403		7402		EV
↑									

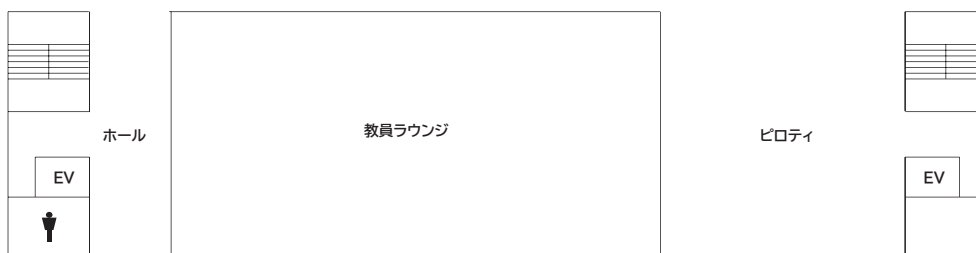
4階

	社会福祉学専攻 共同研究室	フランス文学専攻 共同研究室	芸術学専攻 共同研究室	7309	博士後 期課程 共同 研究室		
EV	経済学専攻 共同研究室		7304	7303	7302	7301	EV
↑							

3階

	経営学・法律学 ・法と経営学 専攻 共同研究室	経営学・法律学 ・法と経営学 専攻 共同研究室	社会学専攻 共同研究室	英文学専攻 共同研究室		
EV	大学院 共同研究室		大学院会議室 7201	大学院事務室		EV
↑						

2階



1階

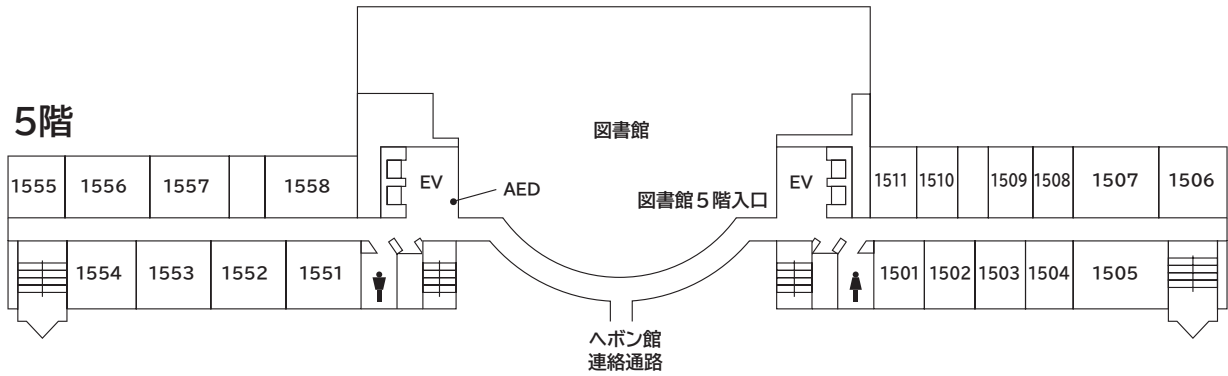
			7B02実習室		
EV					EV
↑					

本館連絡通路

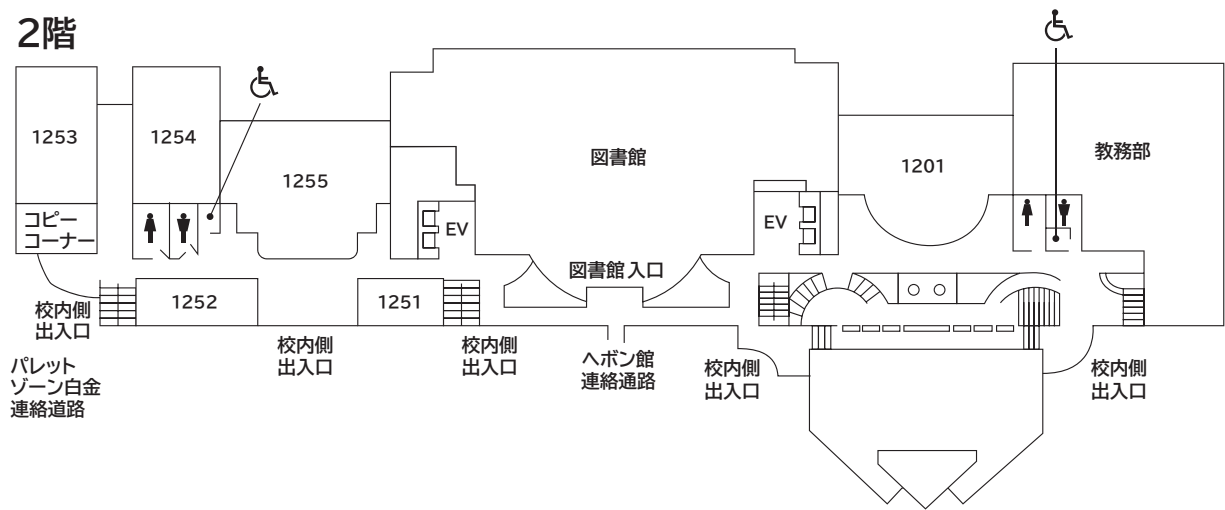
地下1階

大学本館

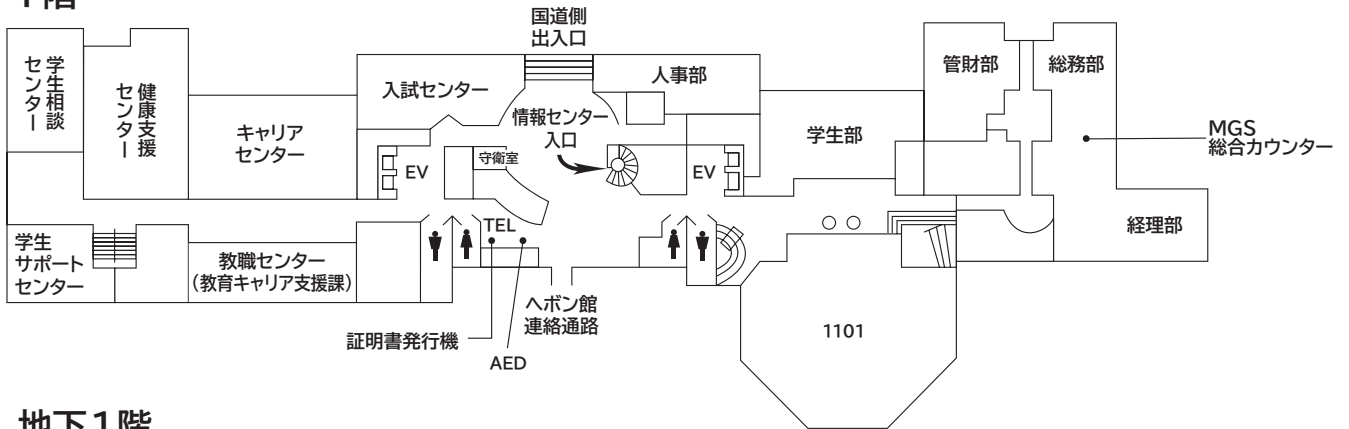
5階



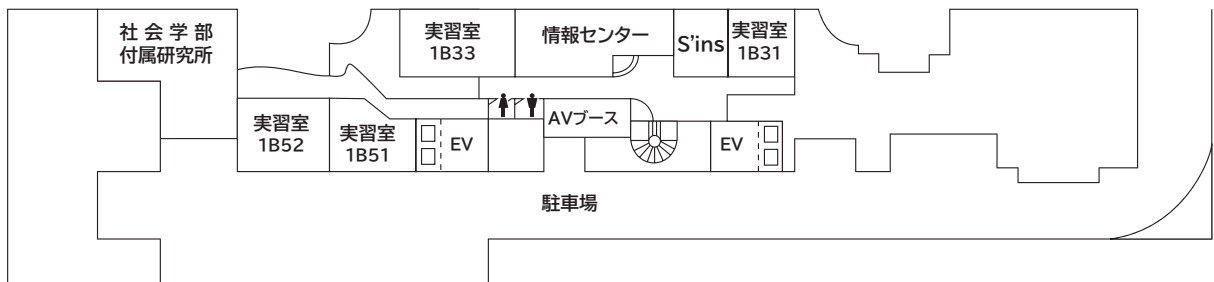
2階



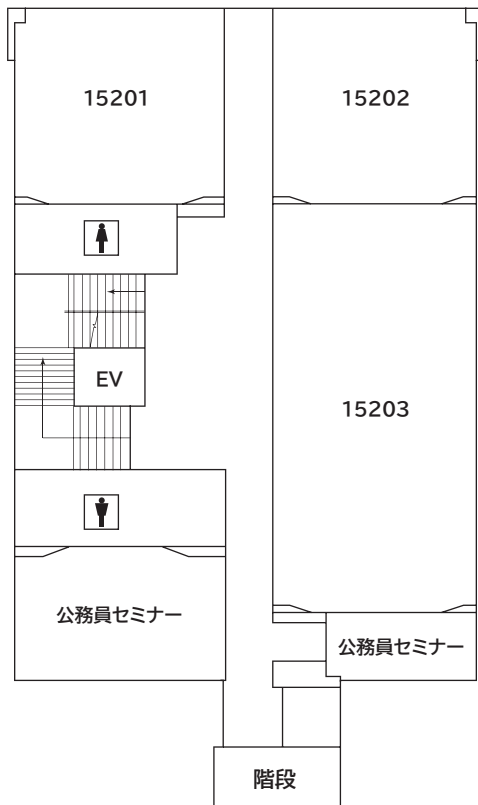
1階



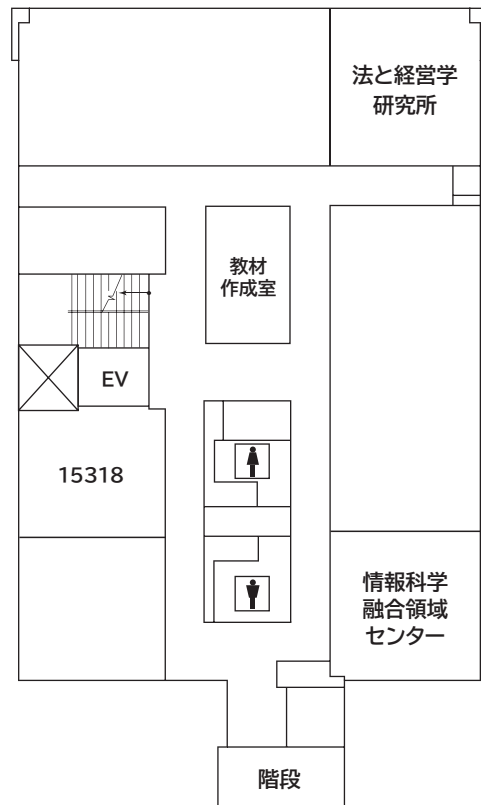
地下1階



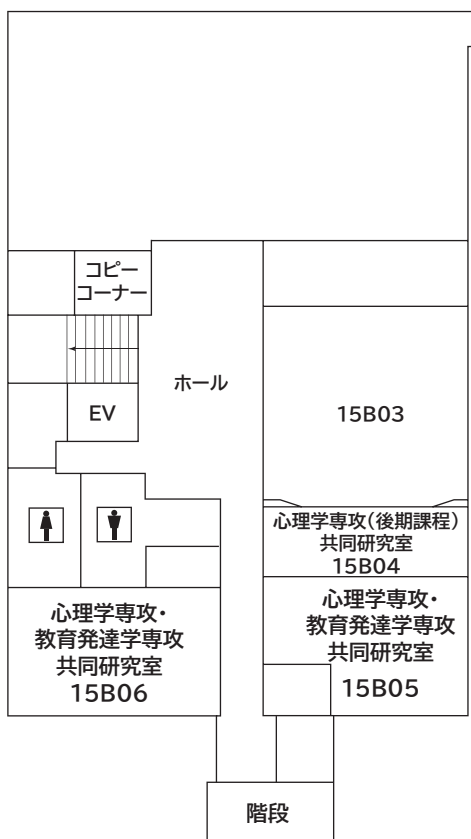
大学15号館（高輪校舎）



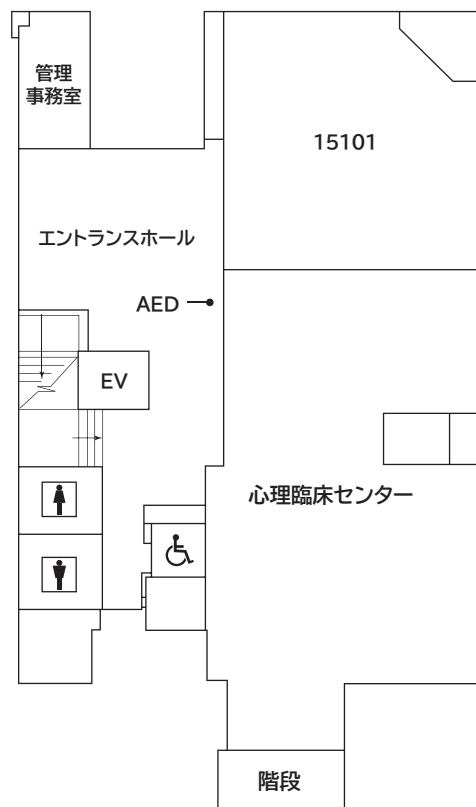
2階



3階

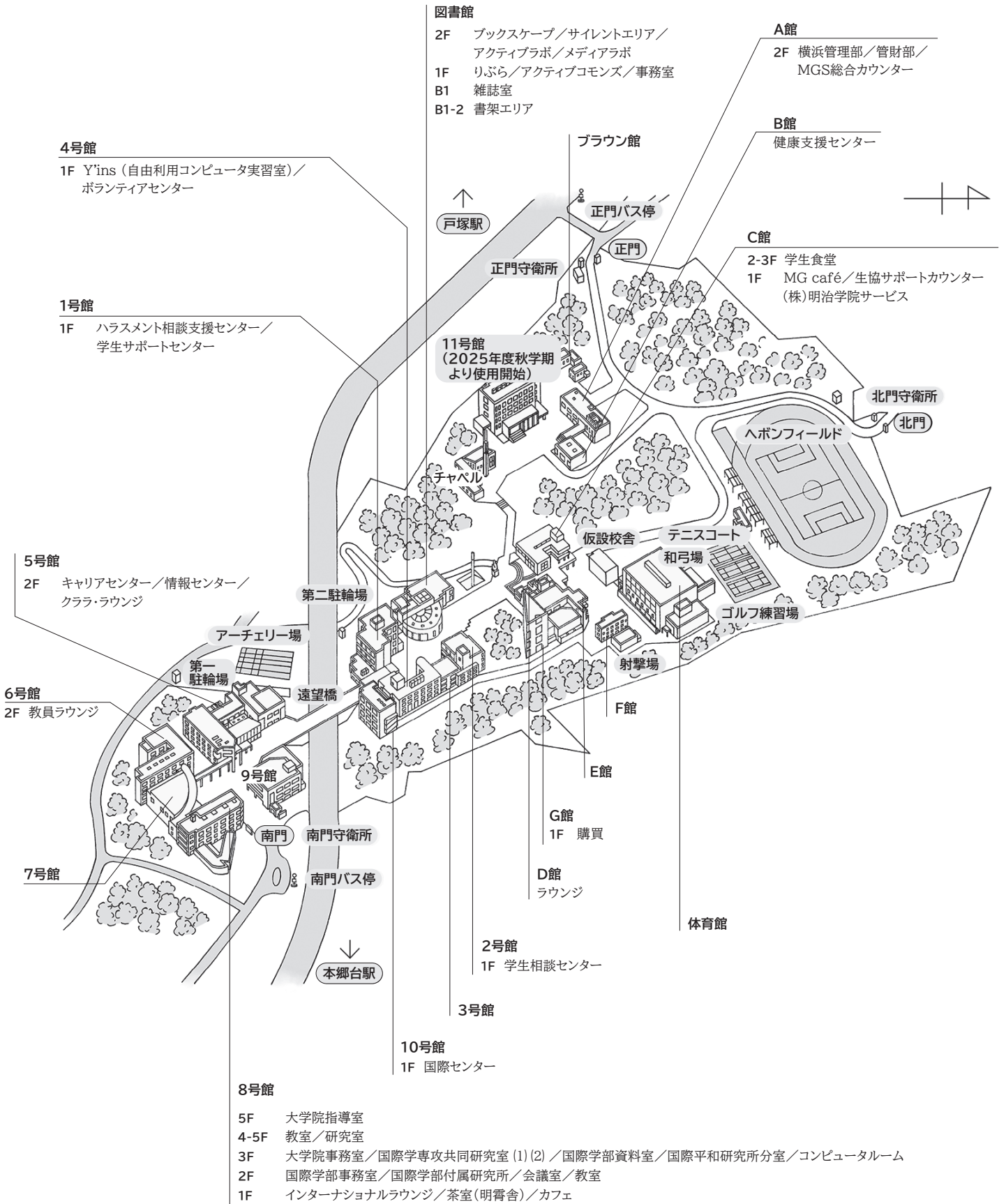


地下1階



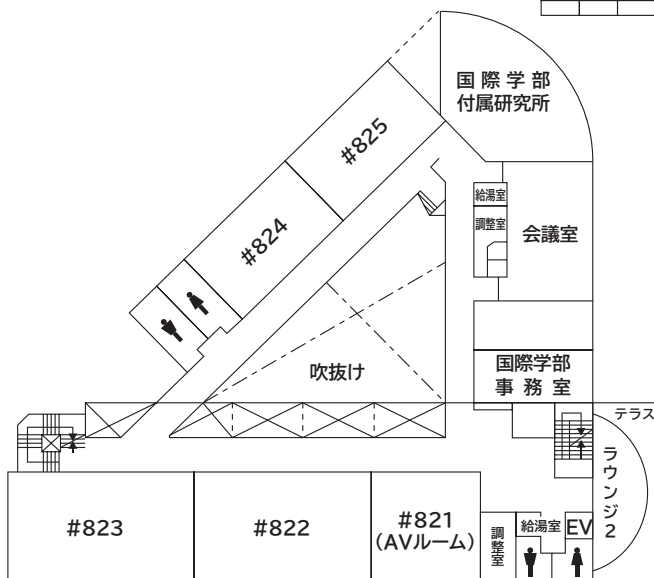
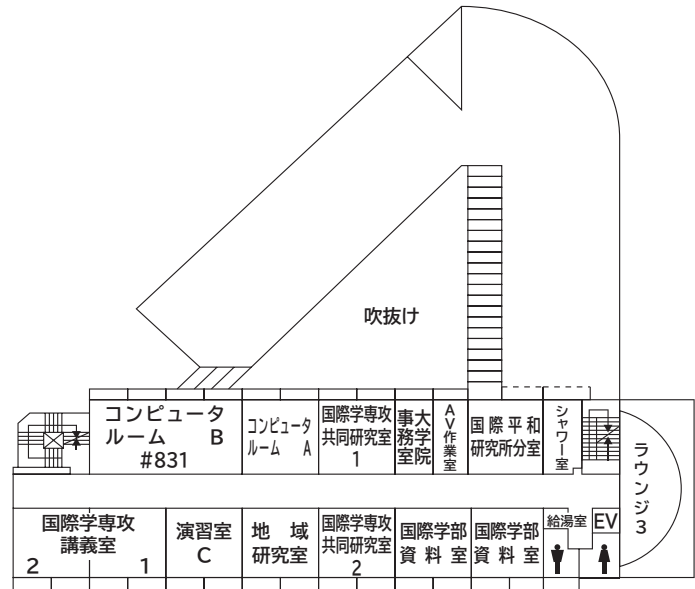
1階

横浜校舎構内案内図



2025年4月1日現在

横浜校舎8号館大学院教室・指導室



明治学院大学構内電話番号表

◆白金（局番）03-5421

大学院事務局	5180
総務部総務課	5111
総務部研究支援課	5113
経理部経理課	5262
健康支援センター	5183
教務部教務課	5140
教務部学務教職課	5148
学生部学生課	5155
ボランティアセンター	5131
学生相談センター	5241
キャリアセンター	5162
教職センター（教育キャリア支援課）	5896
図書館	5177
情報センター	5471
国際センター	5423
心理学部共同研究室	5522
社会学部附属研究所	5204
産業経済研究所	5206
法律科学研究所	5209
法と経営学研究所	5504
情報科学融合領域センター	#5674
キリスト教研究所	5210
言語文化研究所	5213
教員ラウンジ	5200

◆横浜（局番）045-863

大学院事務局（横浜）	2243
横浜管理課	2007
健康支援センター（横浜）	2020
横浜教務課	2025
横浜学生課	2030
ボランティアセンター（横浜）	2056
学生相談センター（横浜）	2061
キャリアセンター（横浜）	2170
図書館（横浜）	2037
国際学部事務局	2200
国際学部資料室	2213
情報センター（横浜）	2044
国際センター（横浜）	2190
国際平和研究所	2203
国際学部附属研究所	2267
教員ラウンジ	2041

2025年度 明治学院大学大学院要覧

2025年4月1日発行 明治学院大学

東京都港区白金台1-2-37 / 横浜市戸塚区上倉田町1518

大学院 Web サイト

<https://www.meijigakuin.ac.jp/academics/graduate/>



